

§ 1. 社会的背景の変化

(1) はじめに

これから、生活排水処理施設の更新事業を含む整備計画の見直しに際し、必須の判断材料となる地方自治体における「人口減少と高齢化の進展」、「市町村の財政状況」、「下水道事業が財政に及ぼす影響」などについて、**全国の動向と青森県**における現状と今後に関する情報を紹介します。

- 1) 令和2年度末現在、汚水処理施設の整備率を表す指標である汚水処理人口普及率が**92.1%**(東京電力福島第1原発事故の影響で福島県下2町を除く)と生活排水処理施設の整備がナショナルミニマムとなった今日、生活排水処理施設の整備は、住民の福祉の向上、生活環境の快適化のみならず、身近な水辺環境の改善、水資源の確保といった観点からも、地方自治体として必須の事業です。

地方自治体では、これまで、公道下に管路を埋設し、排水を1箇所を集めて処理する集合処理施設、すなわち、下水道や集落排水施設を中心として、面的整備が行われてきました。しかし、集合処理施設の整備には、以下のような問題点が指摘されています。

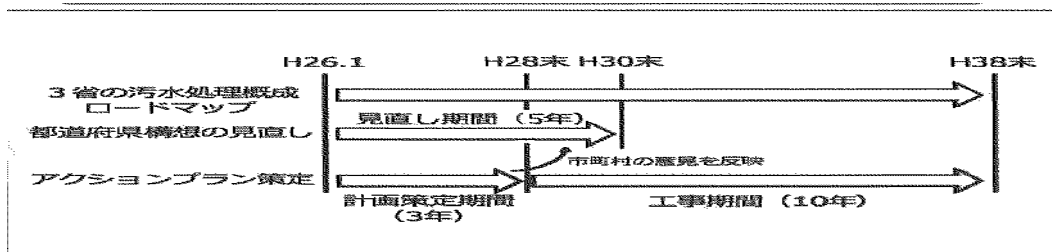
- ① **下水道事業**などは、対象地域を確定後、その地域における10～30年先の人口予測値から汚水量などを推定して、その地域の最下流部に汚水処理施設を最初に建設し、管路について、管径が最も大きい部分から順次、上流に向かって整備を進める事業であることから、**膨大な時間と費用がかかる事業**です。特に、初期投資が最大となる事業で、補助金(交付金)があるとはいえ、多額の地方債の手当が必要となります。
- ② 下水道や集落排水施設のように20年以上と長期にわたって建設時の借金を返済するシステムは、将来、人口が増加して経済が大きく拡大していくことを前提に施設がつくられています。逆に言うと、それがなければ維持、施設更新できないシステムです。

インフラを持つことは、地方債の償還と施設の維持更新(撤去)という二つの債務を、発言権のない将来世代が抱えることを意味します。

なお、「**持続可能**」とは、一般的に「**将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと**」(ブルントラント委員会(1987年))と定義されています。

- ③ 地方公営企業における令和元年度の決算状況によると、公共下水道の場合、使用料で回収する必要があるとされている汚水処理経費のうち実際に使用料で回収されている割合(経費回収率)は全国平均値が**100.3%**(前年度100.9%)ですが、その値は事業体の処理規模(処理区域内人口)や供用開始後年数によって大きく異なっています。例えば、処理区域内人口区分別の使用料金(20m³・月)と経費回収率の関係は、10万人以上が2,368円で99.7%であるのに対し、5万以上10万人未満が2,565円で93.1%、1万人以上5万人未満が2,906円で87.6%、5千人以上1万人未満が3,120円で75.5%、5千人未満が3,213円で64.8%と、処理区域内人口が10万人未満の事業体においては現在の使用料水準では、整備すればするほど地方自治体の財政を圧迫している状況です。
- ④ 集合処理施設の場合、長い管路施設を有しており、この管路施設が地震に弱く、復旧にも多額の経費と長期間を必要で、水道・電気など他のライフラインに比べて、著しく脆弱な施設です。

- ⑤ 国土交通、農林水産、環境の汚水処理関連3省が平成26年1月に策定した3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」では、**汚水処理10年概成に向けた中期的な整備計画**に加えて、持続的な汚水処理システムの構築を目指す観点から**20～30年後の将来を見据えた長期的な計画**を求めているのが特徴。



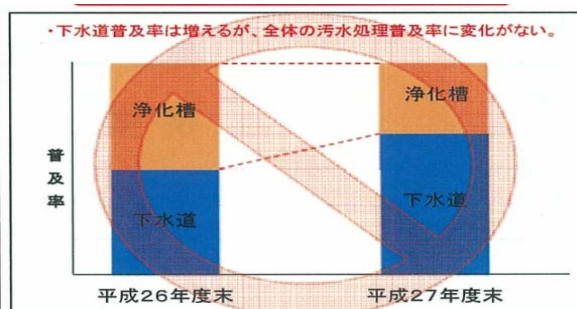
図ー1 汚水処理施設整備の概成ロードマップのイメージ

【出典：森岡泰裕、最近の下水道事業の動向、平成29年7月6日開催の第35回全国町村下水道推進大会・研究会議の特別講演資料】

国交省下水道部における汚水処理の10年概成に向けた方針では、「汚水処理人口普及率100%を目指すが、令和8年度までに、都道府県単位で汚水処理人口普及率95%以上(困難な場合は、少なくとも下水道整備進捗率(下水道の全体計画人口を100%とした場合の整備人口の割合)で95%以上)の達成に向けて、効率的な整備を推進」と示されており、令和3年5月28日に閣議決定された「第5次社会資本整備重点計画」では、汚水処理人口普及率(KPI-42)は、令和元年度：91.7%→令和8年度：95%となっています。

- 未普及地域の効率的な汚水処理施設整備を推進

⇒ 合併浄化槽の普及エリアに下水道を整備する等の非効率な対策はNG(下水道供用開始公示済区域を除く下水道全体計画区域内で、合併浄化槽普及しているエリア)



図ー2 非効率な下水道整備のイメージ

【出典：森岡泰裕下水道部長、平成29年の第35回全国町村下水道推進大会・研究会議の特別講演資料】

財務相の諮問機関である財政制度等審議会の平成29年11月29日「平成30年度予算の編成等に関する建議」では、「国土交通省告示(昭和46年第1705号)においても、汚水処理の衛生処理システムの概成後は、**原則、汚水に関する下水道管渠の新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止**するとされているところである。この告示も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算から、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等を配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべきである。」と指摘されています。

- 2) また、滝沢智(東京大学大学院工学系研究科教授)氏は、平成27年12月号の下水道協会誌(Vol. 52, No. 638)の巻頭言で、『下水道施設の維持管理、改築・更新に関する現在の状況をみると、維持管理の改善や、改築・更新に取り組みを加速する必要があるのは明らかで

ある。例えば、管路1m当たりの年間維持管理費は、この10年間で2割減少し、**全国の公共団体の7割が管路の点検・調査を未実施**である。このため全国で下水道管理に起因する道路陥没が毎年約4千件発生している。下水道事業の経費回収は全国平均で約92%であるが、小規模な公共団体ほど回収率が低い傾向にあり、下水道施設の改築・更新を進めるためには、財源を確保することが重要である。』と指摘されています。

今後、人口減少や高齢化が下水道事業の経営や市町村の財政にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、最悪のシナリオでは人口減少スパイラルのトリガーとなる恐れがあると考えられますが、地方自治体では、どのように進展すると予測されているのでしょうか。

3) 約20年前の平成11年11月6日付け朝日新聞の論壇に「**下水道計画の抜本的見直しを**」という見出しで、三宅毅(倉敷市民オンブズマン代表、世話人、農業、投稿)は次のように述べています。

いま、**地方公共団体の財政を下水道という公共事業が食いつぶそう**としている。私のいる岡山県倉敷市も例外ではない。下水道と聞けば文明国のあかしのよう思いがちだが、実際はコストの面だけでも深刻な問題をはらんでいる。少なくとも大都市以外では、下水道計画を抜本的に見直すべきだと考える。

倉敷市の場合、市の地方債発行残高、つまり借金にあたる半分の1,650億円が下水道事業で占められている。これは市民1人当たり40万円近い額にあたる。下水道事業特別会計の決算をみても、昨年度で歳出額327億円に対し一般会計からの繰入金103億円にものぼり、際だった赤字体質となっている。現在、下水道普及率は44%で、普及率が高くなればなるほど建設費が跳ね上がり、借金が増えていく仕組みだ。どうしてそうなったのか。

下水道施設は汚水処理施設と汚水運搬施設(管渠とポンプ)に大きく分けられるが、運搬施設の建設費が処理施設建設費の倍以上かかる。処理区域が広がるほど建設費がかかり、区域内人口が少ないほど使用料収入が伸びないのだ。昨年度、倉敷市の場合、使用料と負担金を合わせて約33億円にすぎない。

下水道の不経済さはすでに研究者が指摘し、総務庁行政監察局も1988年度の行政監察報告で処理人口1人当たりの建設コストを比較し、下水道約93万円に対し浄化能力では同レベルの合併処理浄化槽(各戸でし尿と雑排水の処理を併せて行う。下水道と異なり雨水処理はしない)が約15万円との数字をはじき出している。また、処理区域1ヘクタールの下水道建設費が約4,000万円、合併処理浄化槽は建設単価平均100万円というデータがある。(加藤英一著「だれも知らない下水道」、93年刊)。つまり、1ヘクタール内に40戸以上の世帯が生活していないと、つまり東京、大阪など、ごく一部の大都市以外では、下水道は合併処理浄化槽にコスト的に及ばないことになる。

広い処理区域に住戸が少ない地域では、起債の元利償還金に維持管理費を加えた汚水処理原価が使用料収入を大幅に上回り、下水道収支は恒常的に赤字にならざるを得ない。不足分は一般財源である税金からの充当ということになる。不足分を補うには使用料を上げれば済み、なにも下水道を直接利用していない人まで税負担の犠牲になる理由はない。問題は、値上げできないほどに過大な計画・設備投資からくる安易な税金投入になっ

90年、日米構造協定をへて発表された「公共投資基本計画」では、91年度から10年間で下水道投資額約70兆円で70%の普及率を目指すという構想が打ち出された。しかし、現在進行中の第8次下水道整備5カ年計画（96～2,000年度）の目標はとうてい達成されそうにない（99年現在全国平均58%）。無謀としかいえない計画がなぜ、できたのか。

第一に、地方自治体の事情を無視した、全国一律の目標値設定からきている。すでに大都市部での普及をほぼ達成し、景気対策の面からも下水道事業を地方に広げる要請が業界団体からあったらしい。

第二に、縦割り行政の弊害がある。同じ汚水処理の補助金行政でも、下水道の建設省、合併処理浄化槽は厚生省、農業集落排水事業は農水省と、各省庁が不統一に進めれば、膨大な無駄が生まれる。実際、私が住む集落でも同時進行中だ。

第三に、財政力、執行体制の弱い市町村に代わって、実質都道府県が代行し、建設省の外郭団体である日本下水道事業団が計画推進役を担っていることがあげられる。

下水道事業は計画策定から供用までに30年かかるといわれ、さらに更新時に莫大な費用がいる。いざ使用可能という段階になって、過疎と集中が今以上に進み、住民はいない、維持管理費・返済財源がないでは無用の長物になりかねない。環境面での問題も未解決と聞く。

要は、地方に不必要な下水道をなにがなんでも建設するシステムになっていることが問題だ。合併浄化槽方式など地域の特性にあった処理方式の普及こそが、財政健全化に寄与すると考えられる。

4) 高齢化は1960年頃、人口減少は1980年頃から、それぞれ予測されていたことです。

現在の人口減少や高齢化の問題は序の口で、今後、2020年代になると年平均62万人、30年代は年平均82万人、40～80年代は年平均90万人強、それぞれ日本人が減少すると予測されており、総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率も、2015年10月1日現在、26.6%ですが、2020年に28.9%、30年に31.2%、40年には35.3%まで上昇と、わが国は世界に類をみない速さで人口減少と高齢化が進むと予測されています。

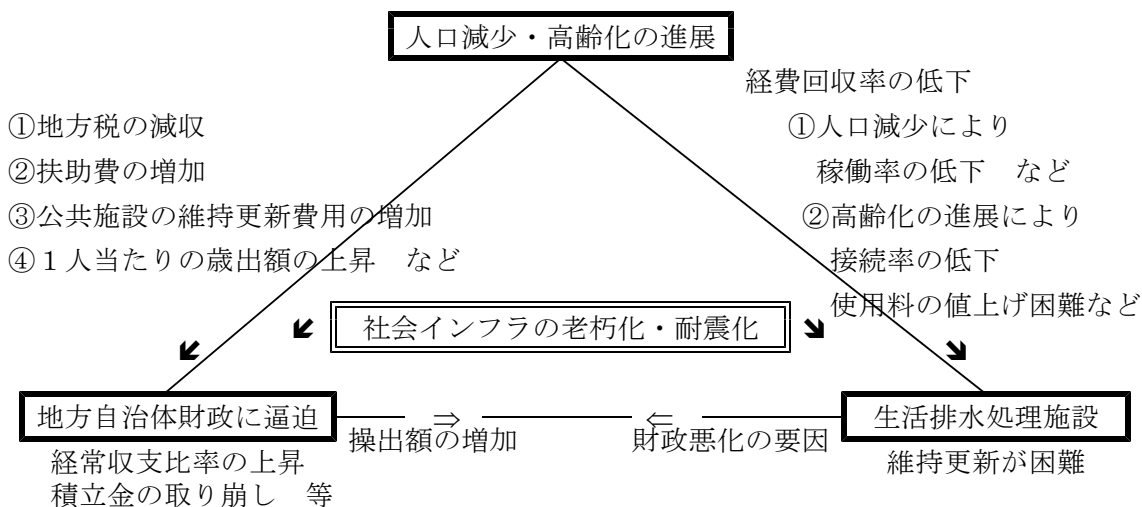
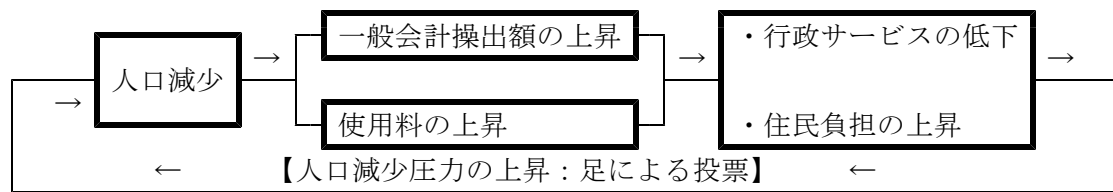


図-3 人口減少・高齢化の進展が及ぼす影響



注) 可処分所得が少ない住民、例えば高齢者や低所得者が多い場合には、市町村財政に及ぼす影響がより大きくなることから、【人口減少圧力】はさらに大きくなると推測されます。

図－4 集合処理施設における人口減少(衰退)スパイラル

表－1 人口動態の変化による影響の可能性

	潜在的な恩恵及び機会	潜在的なコスト及び課題
人口の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ●平均寿命の長さは成功の証 ●商品及びサービスの需要並びに新たな市場の機会(シルバー経済) ●高齢者は、柔軟で経験豊富な未開発の人的資源の象徴 ●長い平均寿命 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金及び高齢化に関するサービスの負担の増大 ●総人口に対する労働力人口の縮小 ●起業やイノベーションの減少 ●高齢化に関連しない財やサービスへの需要
人口の減少	<ul style="list-style-type: none"> ●混雑の緩和 ●土地集約的な活動の拡大 ●環境への圧力の減少 ●土地利用における柔軟性 	<ul style="list-style-type: none"> ●課税ベースの喪失 ●労働力の縮小 ●国内市場の縮小 ●効率的な行政サービス提供の困難化

【出典：国土審議会計画推進部会第1回(平成28年4月9日開催)配付資料「OECD国土・地域政策レビュー日本ポリシーハイライト」】

5) 松谷明彦氏(政策研究大学大学院名誉教授)は、著書で「今、問題なのは、人が減ることや高齢化が進むこと、そういうことではなく、元々無理をしている部分が顕在化してきた。だから、今のやり方を変えない限りは、良くはならないとしています。また、2010年代には労働人口が減っているので日本の経済は縮小するとしており、明治維新や終戦にも匹敵する巨大な変化であるとしています。明治維新は近代経済への転換、終戦は先進工業国への出発で今度は拡大から縮小という逆の方向転換であり、**今後は、全く教科書はなく日本人が考えて物事を整理しないといけない**」と指摘されています。

また、岡田豊氏(みずほ総合研究所政策調査部主任研究員)は、「人口減少時代は**人口獲得競争と過剰なストック**に注意しなければならない。今後は日本全体が人口減少していく中で、**人口獲得競争に敗れ、衰退する地方自治体が数多く出るのは避け難い**。これは東日本大震災の被災地も同じであって、たとえ復興計画にあるようにハード整備に中心に多額の公的資金が投入されても、被災地すべてが人口減少に歯止めがかかり、復興を遂げるとするのは非常に難しいであろう。また、ハードは人口減少で利用者が少なくなっても、**維持管理費の負担は減らないことにも注意しなければならない**。」と指摘されています。当然、公債費(借金の返済費用)の負担も減りません。

さらに、自治体間の人口獲得競争について、週間ダイヤモンドの2013年06/08号に「**移住者争奪戦 実質タダの土地 税金優遇 激しさを増す 定住促進競争**」というタイトルで次のような記事が掲載されています

移住促進事業といえ、かつては、主に過疎に苦しむ小規模自治体が打ち出す施策だ

った。ターゲットは定年退職者や地元を離れた出身者など。しかし、総人口の減少時代に入り、どの自治体も定住人口の増加策に取り組むようになった。縮小する人口の奪い合いが激しくなっている。

現役世代をターゲットにした移住促進策が広がり始めた要因の一つに東日本大震災と原子力発電所事故の影響がある。安心と安全を求める人の移動が活性化し、広域化したからだ。縮小するパイの奪い合いが加熱すれば、自治体間格差のさらなる拡大が予想される。

独自路線を歩み、人口減少を食い止めているのが、長野県下條村だ。(中略)しかし、下條村は、自治体の取るべき道を愚直に進んでいるに過ぎない。国の補助制度などに安易に飛びつかず、地元の実情にあった施策を自らの創意工夫で編み出し、住民とともに実行してきた。

例えば、1992年から始まった資材支給事業。村道や農道、水路などの整備を住民自らが行き、村は資材を支給する。行政への過度の依存をなくし、住民自らが汗を流す。下水道整備の取り組みも独自性に満ちている。国が推進する公共下水や農業集落排水ではなく、合併浄化槽を選択した(追記：令和2年度末の汚水処理人口普及率96.7%)。維持コストなどを勘案し、合併浄化槽の方が住民や村にとってよいと判断した。国策と一線を画す行動で、自治体関係者の常識ではあり得ないものだ。

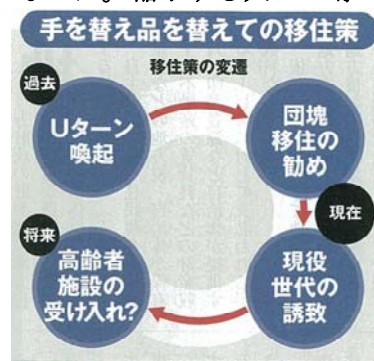
一連の独自施策の上に少子化対策が加わった。国の補助金を使わず、村単独で若者定住促進住宅を建設した。独自の入居条件を付けるためだ。家賃を格安(2LDKで月3万3千円)にし、子持ちか結婚予定者、さらには村の行事参加と消防団加入も条件とし、入居を募った。住宅建設は97年から始まり、現在178戸。同時に子育て環境の整備も進められた。村単独事業の原資は徹底した行財政改革で捻出した。こうして全国平均(1.39)を上回る1.92(11年)という合計特殊出生率となった。

6) (株)日本政策投資銀行地域企画部が2017年4月に公表した「都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ～緑地への投資効果を探る～」には、次のような記述があります。

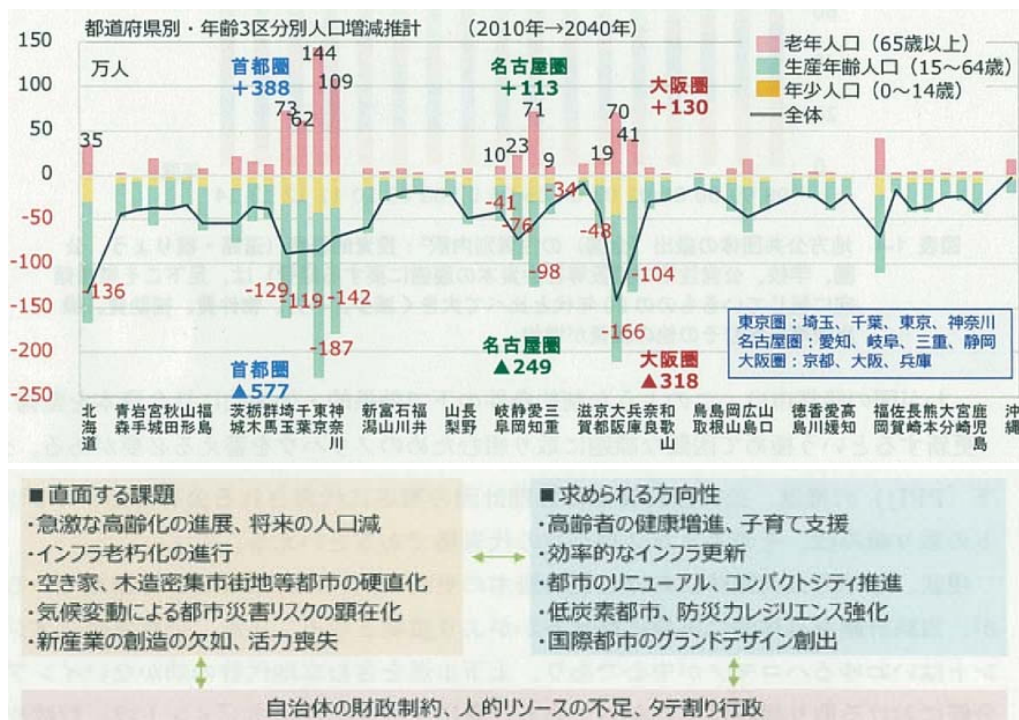
人口減少、高齢化の進展、地方公共団体の財政制約という不可避の事態に起因し、今後数十年にわたりわが国の諸都市は様々な課題に直面する。地方自治体は、コンパクトシティ政策等のまちづくり施策と一体となって都市の競争力を強化していくことで、これらの課題に向き合う必要がある。

都市の競争力の強化にとって、社会資本の維持・整備は欠かせない。しかし、人口増加を背景として、主に高度経済成長期において一斉に整備された社会インフラの多くは老朽化が進行しており、また、一度形成された住宅ストックを撤去することは容易ではなく、木造密集市街地や空き家となって社会問題化している。地震や集中豪雨などの災害リスクを前にしながらも、財政制約、労働力不足、組織や社会システムの硬直性が障害となり、社会資本の更新や刷新は、国や地方公共団体の思うようには進んでいない。

(略) 現状、各地方公共団体における社会資本の更新に向けた計画策定こそ進んでいるが、当該計画を具体的に実施に移せるかがより重要となる。(略) しかし、これらの制約をバネにして都市の持続可能性や魅力の向上といった「まちづくり」の質を高める



前向きな動機づけなくして、老朽化した都市の更新は容易には進むまい。



図－5 わが国諸都市の直面する課題と求められる方向性

【出典：(株)日本政策投資銀行地域企画部、都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ、2017年4月】



図－6 インフラを取り巻く課題の例

【出典：令和2年2月1日発行の週刊東洋経済(No. 6902)「自然災害・人口減を甘く見るな 住めない街」】

7) 日本の将来について、平成30年3月30日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会の配付資料「NIRA総研 人口変動が突きつける日本の将来」では以下のように示されています。

- 推計の目的：確実に訪れる将来像を直視する
 - 現在計画されている政策が想定通り実施され、効果が生じるという前提。
推計の終期は2041年。それ程遠い将来ではない。
医療・介護の政策立案サイクルに合わせて終期を決定(適正化計画6年、介護保険事業計画3年。適正化計画4回分=24年間経過)。
 - 特に、人口構造の変化がもたらす影響を具体化。
確実に訪れる将来を直視する。
 - ぴたりと「当てる」ための推計ではない。
今後の政策をよりよい方向に進めていくための議論の土台を提供することが大きな目的。
- 推計結果のポイント
 - 社会保障給付費(対国内総生産比)は、2016年度の21.5%から、2041年度の24.5%へ、3%ポイント上昇する。
消費税率で6%分の税収に相当する。
名目額で116.2兆円から190.7兆円へ増加
 - 人口構造の変動に着目した推計を実施(医療・介護費用の増加が顕著)
 - 年金 マクロ経済スライドにより、若干の減少。
 - 子ども・子育て 一旦増加した後、減少し、ほぼ同水準。
 - 医療 1.5%ポイント増加する。
 - 介護 1.9%ポイント増加する(より高齢の人口が相対的に増えていくため。)
 - 公費負担の伸びが保険料の伸びよりも大きい。
 - 給付・負担構造の見直しに加えて、さらなるリスクに直面する人々への対応など、課題は多岐にわたる。
 - いま突きつけられている現実的な将来像に目を向けて、確実に政策を推し進めることが急務である。

表－2 医療・介護の公費負担と保険料負担の推移(現役世代にのしかかる負担)

変化率は対2016年度		2016年度	2041年度	変化率
公費負担(対GDP比)	合計	3.5%	5.5%	1.6倍
	医療	2.5%	3.4%	1.3倍
	介護	1.0%	2.1%	2.2倍
保険料負担 (対GDP比)	合計	4.5%	6.0%	1.3倍
	医療	3.7%	4.3%	1.1倍
	介護	0.8%	1.7%	2.2倍

- 今後必要となる論点
 - ある程度の負担構造の見直しは避けられないのではないか。
人口構造の変化にフォーカスした本推計の結果だけでも、消費税率で6%分の税収に相当する給付規模の拡大。

現状抱える巨額の国と地方の基礎的財政収支赤字。さらに、医療・介護給付の半分程度が公費負担であることも考慮すべき。

● 介護

高齢者のなかの高齢化が進むことを受けて、費用の増加幅は医療よりも大きい。具体的な政策、制度のあり方にもっと関心を向けるべき。

● 医療

高度化の進展により急激な費用増が生じれば、推計値を超えて上振れする可能性も。

● 年金

マクロ経済スライドによる調整等の影響で、将来的には一定の高齢者に給付額不足の可能性も。(2040年時点で未婚・離婚高齢女性の約4割が生活扶助水準以下の収入になることを示唆した試算も)

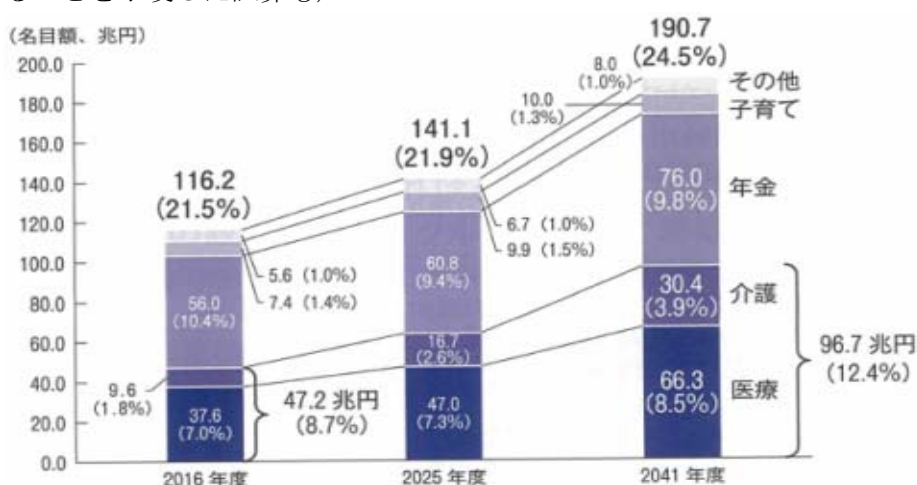


図-7 社会保障給付費の将来見通し
(金額は名目額、カッコ内は対名目GDP比を示している)

■ 結びに代えて ……略……

表-3 前期高齢者と後期高齢者における医療費及び介護費の違い

	医療 (2017年)		介護 (2017年)		全人口に占める人口数及び割合	
	1人当たり国民医療費 (64歳以下: 18.7万円)	1人当たり国庫負担 (64歳以下: 2.7万円)	1人当たり介護費 (括弧内は要支援・要介護認定率)	1人当たり国庫負担	2017年	2025年
65~74歳	55.7万円	8.1万円	4.9万円 (4.3%)	1.4万円	1,767万人 (14.0%)	1,497万人 (12.2%)
		約4倍 ↓		約10倍 ↓	▲約270万人	
75歳以上	92.2万円	33.5万円	46.7万円 (31.9%)	13.7万円	1,748万人 (13.8%)	2,180万人 (17.8%)
					+約432万人	

○ 75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり医療費や介護給付費は大幅に高くなり、それに伴って1人当たり国庫負担も増大

【出典：財務省、令和2年10月1日開催の財政制度分科会配付資料「財政総論」】

8) 令和3年8月25日付け環境新聞に「最近1年半のパラダイムシフト」との見出しで、下水道アドバイザーの神林章元氏は、次のように述べています。

昨年春に、①2050年、パリ協定のもとでエネルギー多消費型の下水道は立っていられるのか、②気候変動枠組み条約締結国会議で化石賞を受賞するわが国は、今でも環境技術の先進国なのか、③近年の下水道展はますます内向きとなり、中国等から「もはや日本には見るべき技術はない」と思われているのではないか、④処理場をスルーするプラスチックごみ、高分子凝集剤の多用による「透明な毒水」の流出等新たな問題への対処がみられない、⑤終末処理場思想、何でも取り込む主義のゾンビが下水道技術では処理できない紙オムツをまるごと取り込もうとしている など、いても立ってもいられない危機感からこの連載を企画しました。

それから1年半の間に、わが国の環境政策には大きなパラダイムシフトがありました。菅義偉首相による50年温室効果ガス排出量ゼロ宣言と、30年目標の見直し指示です。

・・・略・・・

いま下水道は多くの問題を抱えています。順にあげれば下記のとおりです。

- ① 100兆円の投資の過半は企業債で賄われた。低金利もあり償還が進んでいるが、人口減少で収入の伸びが見込めない中、残額の返済には一般財源の負担が大きい。
- ② 100兆円のうち、管渠投資額75兆円を平均耐用年数50年で割れば、単純計算で年1兆5千億円と、全事業費を上回る更新費が必要となる。ポンプ場、処理場の施設設備を加えれば更新費は年2兆円ではきかない。
- ③ 右肩上がり時代に建てられた拡張、増設、広域化の戦略はあっても、人口減に見合った縮小、ダウンサイジング、分割等の撤退戦略がみられない。
- ④ 全国の節電傾向に反して、下水道の電力消費量はこの10年で72億キロワット時から75億キロワット時へ漸増し、全国シェアは0.715%から0.837%に上昇した。燃料油やガス消費もあり、ほとんどの自治体で下水道は最大のエネルギー消費者であり、排出量ゼロ社会への対応が急がれている。
- ⑤ 20世紀初頭の技術である活性汚泥法では近年の多様な化学物質に対応できない。また消化できない廃プラの流入など次から次へと新たな問題が生じている。
- ⑥ 数十年に1回とか異常気象が当たり前に起こり、下水道と河川を通じて雨水対策への負荷がますます高まっている。
- ⑦ 金をかけて処理したものを金をかけて引き取ってもらう汚泥処理のあり方が一向に改まらない。
- ⑧ 地域全体の資源循環には下水道だけでなく、都市ごみ、し尿、浄化槽、産業廃棄物にまたがる視野が必要だが、縦割りの思考が強すぎる。複数の大臣がいる中央省庁と違って、自治体の任命権者は首長一人なので、縦割りをまたぐ人事異動と人材育成が急務である。

「オルタナティブテクノロジー」は、エネルギー、汚泥処理と資源循環、新たな問題点の分野に直接作用し、撤退戦略に資することによって将来の負担軽減に貢献できます。今後ご期待ください。

9) 京都大学こころの未来研究センターの広井良典教授は、土木学会誌 (Vol. 106、No. 8、August 2021) に「**分散型＝多極集中の国土像とは－2050年、日本は持続可能か？**」の標題で、以下のように述べています。

■ 2050年、日本は持続可能か？

AI (人工知能) 研究の出発点にあったのは、現在の日本社会は「持続可能性」という点において「危機的、といわざるを得ない状況にある」という問題意識である。「人口減少」もその一つだが、加えて特に次のような点が重要な事柄と思われる。

① **財政あるいは世代間継承性**における持続可能性

政府の債務残高ないし借金が1,000兆円あるいはGDPの約2倍という、国際的にみても突出した規模に及んでおり。その結果、膨大な借金を将来世代にツケ回していること。

② **格差及び若い世代**に関する持続可能性

生活保護受給世帯ないし貧困世帯の割合が90年代半ば以降急速に増加しており、格差が着実に広がるとともに、子ども・若者への支援が国際的にみても極めて薄いことから、若年世代の困窮や雇用不安が拡大し、このことが低出生率あるいは少子化の大きな背景となっていること。

③ **コミュニティーないし「つながり」**に関する持続可能性

著名な国際比較調査(ミシガン大学が中心に行っている「世界価値観調査：World Values Survey」)において、「社会的孤立度」(＝家族などの集団を超えたつながりや交流がどのくらいあるかに関する度合い)が、日本は先進諸国において最も高くなっていること。

こうした事実に示されるように、現在の日本は持続可能性という点において相当深刻な状況にある。そして「2050年、日本は持続可能か」という問いをテーマとして設定した場合、現在のような政策や対応を続けていけば、日本は「持続可能シナリオ」よりも「破局シナリオ」に至る蓋然性が高いのではないかと。

こうした問題意識を踏まえ、AI技術を活用し、また「幸福度」といった主観的な要素を視野に入れた形で将来シミュレーションを行い、日本社会の未来の分岐構造がどのようなもので、またどのような対応がなされるべきかを前述の研究では探った。

具体的には、日本社会の現在そして未来にとって重要と考えられる、人口、高齢化、経済、エネルギー、環境等に関する約150この社会指標について因果関連モデルを構築し、その後、AIを用いたシミュレーションにより2018年から5052年までの35年間にわたる約2万通りの未来シナリオ予測を行い、それらを最終的に6つの代表的なシナリオ・グループに分類した(分類にあたっては①人口、②財政・社会保障、③都市・地域、④環境・資源という4つの持続可能性と(a)雇用、(b)格差、(c)健康、(d)幸福という4つの観点に注目した)。

■ 「都市集中型」か「地方分散型」かが最大の分岐点

シミュレーションの結果として明らかになったのは次のような内容だった。

① 2050年に向けた未来シナリオとして主に「都市集中型」と「地方分散型」のグループがあり、その概要は以下ようになる。

(a) **都市集中型シナリオ**

主に都市の企業が主導する技術革新によって、人口の都市への一極集中が進行し、地方は衰退する。出生率の低下と格差の拡大がさらに進行し、個人の健康寿命や幸福度が低下する一方で、政府支出の都市への集中によって政府の財政は持ち直す。

(b) 地方分散型シナリオ

地方への人口分散が起こり、出生率が持ち直して格差が縮小し、個人の健康寿命や幸福度も増大する。ただし、地方分散シナリオは、政府の財政あるいは環境(CO₂排出量など)を悪化させる可能性を含むため、このシナリオを真に持続可能なものとするには、細心の注意が必要となる。

- ② 2025～2027年頃までに都市集中型か地方分散型かを選択して必要な政策を実行すべきである。

2025～2027年頃に、都市集中型シナリオと地方分散型シナリオの分岐が発生し、以降は両シナリオが再び交わることはない。

人口や地域の持続可能性の観点及び雇用、格差、幸福の観点からより望ましいと考えられる地方分散型シナリオへの分岐を実現するには、労働生産性から資源生産性への転換を促す環境課税、**地域経済を促す再生可能エネルギーの活性化**、まちづくりのための地域公共交通機関の充実、地域コミュニティを支える文化や倫理の伝承、住民・地域社会の資産形成を促す社会保険などの政策が有効である。

- ③ 持続可能な地方分散型シナリオの実現には、2034～2037年頃までに継続的な政策実行が必要である。

地方分散型シナリオは、都市集中型シナリオに比べると相対的に持続可能性に優れているが、地域内の経済循環が十分に機能していないと財政あるいは環境が極度に悪化し、先に述べた分岐の後にやがて持続不能となる可能性がある。これらの持続不能シナリオへの分岐は2034～2037年頃までに発生する。**持続可能シナリオへ誘導するには、地方税収、地域内エネルギー自給率、地方雇用などについて経済循環を高める政策を継続的に実行する**必要がある。

財政関連が優先課題として出てくるかと想像していたので、研究を進めた私自身にとってもある意味で予想外だったのだが、AIによる日本の未来についてのシミュレーションが示したのは、日本全体の持続可能性を図っていく上で、「都市集中」とりわけその象徴としての東京への一極集中か、「地方分散」という分岐ないし対立軸が、最も本質的な分岐点ないし選択肢であるという内容だった。

■ 新型コロナ禍が示したものー「多極集中」型国土への移行を

そして、そのようなときに新型コロナ・パンデミックが生じた。あらためて言うまでもなく、感染症の災禍が特に大きいのはニューヨーク、パリ、ロンドンそして東京など、人口の集中度が高い数百万人規模以上の大都市圏である。これらの極端な「都市集中型」地域は、他でもなく「3密」が常態化し、感染症の拡大が容易に生じやすく、現にそうしたことが起こったのだ。

まるで、AIが今回の新型コロナ禍をめぐる状況や課題を「予言」していたかのような一致がみられたことになる。

以上のような点を踏まえると、私は「都市集中から地方分散へ」という方向こそが、ポストコロナの社会ないし国土像という点を含め、最も重要な軸になると考える。

日本の状況についてさらに踏み込んで考えると、しばしば誤解されている点だが、実は日本において現在進みつつあるのは「東京一極集中」ではない。すなわち、札幌、仙台、広島、福岡等の人口増加率は首都圏並みかそれ以上に大きく、また令和2年地価公示では上記4都市の地価上昇率は平均で7.4%となっており、東京圏の2.3%を大きく上回っている(新型コロナの影響を受けた令和3年地価公示でも、東京圏がマイナス0.5%であるのに対して上記4都市は2.9%の上昇)。

つまり現在の日本において進みつつあるのは、「東京一極集中」ではなく、むしろ「少極集中」と呼ぶべき事態なのである。しかしこれは感染症の広がりという点ではかなりリスクの大きい構造であって、現にこれらの「密」地域において感染が拡大した。

こうした構造を、より「分散型」のシステムに転換していくこと具体的には、この後で述べるドイツの例にみられるような「多極集中」と呼べる国土構造に転換していくことが重要であり、それは新型コロナのようなパンデミックへの対応においても極めて重要な意味を持つだろう。

■ 「分散型=多極集中」社会のイメージ-国際比較から

シミュレーションで「地方分散型シナリオ」が示されたといっても、現在の日本はあまりにも一極集中が顕著であるため、そのイメージがつかみにくいという人が多いだろう。そうした「地方分散型」社会あるいは「持続可能な地域」というもののイメージを持つため、ドイツのニュルンベルク郊外にあるエアラゲンという地方都市(人口10万人)の中心部の写真をごらんください。印象的なこととして、ドイツのほとんどの都市がそうであるように、中心部から自動車を完全に排除して歩行者だけの空間にし、人々が「歩いて楽しむ」ことができ、しかも緩やかなコミュニティ的につながりが感じられるような街になっているという点がある。

そして何より、人口10万人という中規模以下の都市でありながら、中心部が活気あるにぎわいをみせているというのが印象深く、これはここエアラゲンに限らずドイツの中小都市すべてにいえることである。残念ながら私が見る限り、日本では20万人以下の地方都市はほぼ間違いなくシャッター通りとなっており、30~50万人規模の都市でさえ中心部の空洞化が進んでいるのが現状だ。

上記のドイツの例にみられるように、「国土の中で「極」となる都市・地域が多く存在する一方、そうした極となる都市・地域そのものは集約的な空間構造で、人々が歩いて楽しめるような「コミュニティ空間」となっている」というのが先にも述べた「多極集中」という姿である。SDGsともつながるが、こうした国土の姿が、経済(まちの賑わいやヒト・モノ・カネの循環)、環境(脱炭素や持続可能性)、福祉(コミュニティ的なつながりや幸福)のいずれにとってもプラスの意味を持つと考えられるだろう。

■ 包括的な意味の「分散型」社会へ

さらに私たちの研究グループは、新型コロナ禍が生じた影響を受け、「2050年に向けた、ポストコロナの日本社会」に関するシミュレーションと、望ましい未来に向けて必要となる政策に関する提言を今回まとめた。

シミュレーション結果の主要な結論を端的に述べると、女性活躍という点を含めて、これまでの日本における従来型の「単線的」な働き方や生き方のモデルにとらわれない、いわば包括的な意味での「分散型」社会への移行が、出生率低下ないし人口減少をめぐる状

況の改善にとっても、また東京と地方のバランスのとれた発展にとっても、最も重要な要因となるという分析結果が示された。

ここで、包括的な意味での「分散型」社会とは次のような趣旨である。すなわち、先ほど紹介した新型コロナ前のシミュレーションが示していたような、東京一極集中の是正などに関わる「都市集中型」か「地方分散型」という意味での(空間的)「分散型」にとどまらず、女性活躍やテレワークないしリモートワークの推進、企業のサテライトオフィスの展開、仕事と家族の両立や男性の育児参加といった点など、働き方や住まい方、生き方の全体を含む包括的な「分散型」社会への移行が、ポストコロナにおける持続可能な日本社会の実現にとって何より重要であるという点である。

それは一言で言えば、「人生の分散型」社会と呼べるような社会のあり方ともいえる。つまり、「昭和」に象徴されるような、人口や経済が拡大を続け、それと並行して「すべてが東京に向かって流れる」とともに、「集団で1本の道を登る」ように人々が単一のゴールを目指し、「男性はカイシャ人間になり、女性は家事に専念する」というモデルが強固になっていった、あらゆる面での「単一ゴール・集中型社会」からの根本的な転換をそれは意味するだろう。

本来ならばそうした転換は、物質的な豊かさが成熟し、人々の価値観も多様化し始めていた「平成」の時代になされるべきものだった。しかし日本の場合、「東京一極集中」という点も含め、あまりにも「昭和」の成功体験。 — 「ジャパン・アズ・ナンバーワン」とまで称された — が鮮烈であったため、特に団塊世代前後を中心とする世代にはそれは染みつき、従来型のモデルを維持ないしそれに固執し惰性を続けたのが「平成」であり、それが結果として「失われた〇〇年」へと帰結させたのではないか。

この場合重要なことは、以上のような包括的な「分散型」という方向は、個人の「幸福」にとってもプラスの意味を持つという点であり、シミュレーションの中でもそれは示されている。

すなわち山登りに例えるならば「昭和」に代表される高度成長と人口増加の時代とは、先述のように「集団で1本の道を登る」時代であり、ゴールを一つだった。しかし山頂に立ってみれば、視界は360度開け、したがって各人はそれぞれの道を選びつつ、従来よりも自由度の高い形で自らの人生をデザインし、創造性を発揮し、自分の好きなことを行っていけばよいのである。それがここで述べている「包括的な意味の「分散型」社会」であり、それは人口減少時代における新たな社会や生き方のモデルでもあるだろう。

さらに経済構造の変化に目を向けた場合、デジタル化の展開や、脱炭素の流れで促進される再生可能エネルギーの発展も「分散型」と呼び得る国土像とつながり、さらには高齢化の進展の中で重要度が一層高まる医療・福祉分野の展開も地域に根ざした分散型あるいは「ローカライゼーション」という方向と呼応する。

本稿で述べてきたような展望を、関連する論点とも併せて示したのが下図であり、「多極集中」というビジョンを含め、以上のような新たな「分散型」の国土と社会のあり方を構想していくことが今何より求められているのではないだろうか。

(2) 国土の長期展望

【出典：令和2年10月23日国土交通省報道資料、国土審議会計画推進部会「国土の長期展望専門委員会、中間取りまとめ」】

国土交通省では、昨年10月以降、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえながら、**2050年の国土の推計と長期的な課題**について検討を進めてきました。

このたびその中間取りまとめとして、2050年に向けた国土の基本的な考え方や国土づくりの方向性・課題を整理しました。

1. 中間取りまとめのポイント

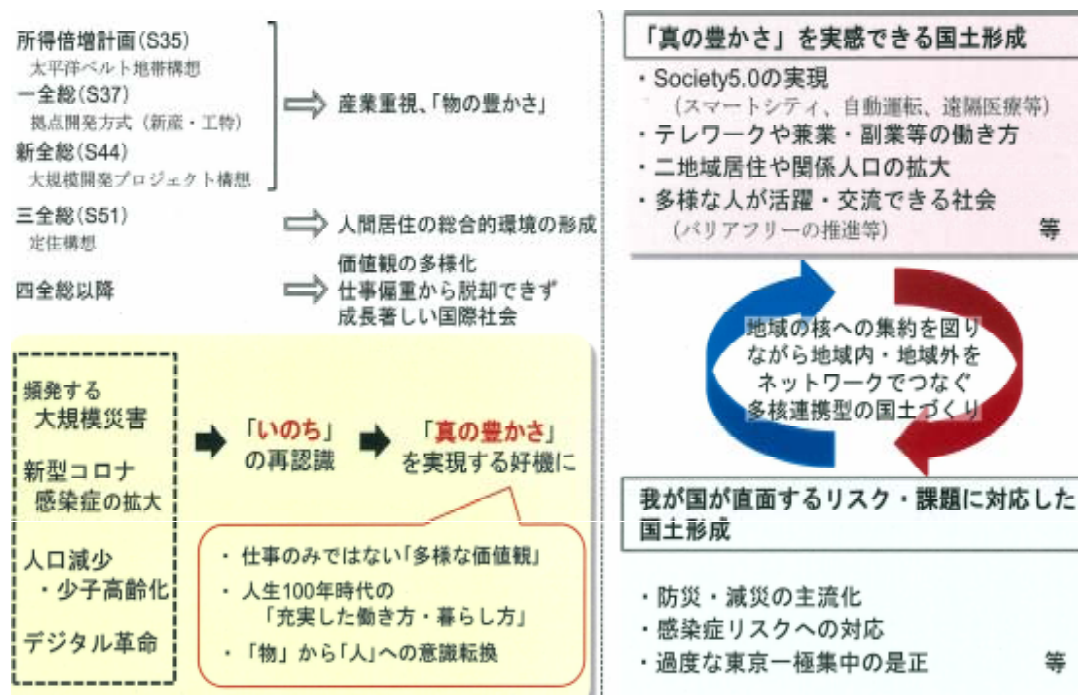
自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の発生・まん延、SDGsの取組、世界中で進展するデジタル革命など、昨今、我が国の国土を巡る状況に大きな変化が生じています。

特に、テレワークなど「密」を避ける新しい生活様式は、これまでの働き方や暮らし方を見直すきっかけとなり、国民のマインドに大きな変化をもたらしています。

中間取りまとめでは、**人口構造をはじめとする2050年の国土を巡る長期的な推計等**を示すとともに、この1年間の検討を踏まえ「物」にとどまらない「真の豊かさ」を目指すことを基本的考え方として明確化しました。また、国土づくりにより対応すべき「リスク・課題」や豊かさの実現のために目指すべき「国土の姿」に関して、論点を明らかにしています。

2. 今後の検討内容

東京への過度な人口集中を是正し、地方においても豊かな暮らしを実現できるようにしていくため、本中間取りまとめで整理されたデータや論点も踏まえつつ、地方の生活圏域の在り方などについてさらに検討を深めていきます。**2021年初夏を目途に最終取りまとめの予定**です。



図ー8 2050年に向けた基本的な考え方(概要)

国土審議会計画推進部会国土の長期展望専門委員会、中間取りまとめ

目 次

はじめに

1. 基本的な考え方
2. 長期展望の前提となる我が国がおかれている状況
 - (1) 人口減少・少子高齢化
 - (2) 気候変動と自然災害の激甚化・頻発化
 - (3) 感染症等に対する危機意識の高まり
 - (4) 技術革新の進展
 - (5) インフラ等の老朽化
 - (6) 日本を取り巻く国際環境の変化
 - (7) 暮らし、働き方等の変化
3. 我が国が直面しているリスク・課題対応型の国土形成
 - (1) 突発性のリスク
 - ① 自然災害
 - ② 感染症
 - (2) 進行性の課題
 - ① 日本の活力低下・世界の中での埋没
 - ② 地球環境の変化
 - ③ 東京一極集中
 - ④ 食料確保
 - ⑤ 老朽化対策を始めとするインフラの在り方
 - (3) 複合リスク
4. 「真の豊かさ」を実感できる国土形成
 - (1) 時間・空間・生活ともにゆとりのある豊かな暮らしが可能な国土
 - (2) 様々な働き方や暮らし方を選択できる、自由度の高い国土
 - (3) 多様な価値観が認められ、かつ、それが対流することで新たな価値を創造していく魅力ある国土
 - (4) デジタル化等の技術革新のメリットを享受した利便性の高い国土
 - (5) 国際社会の中でも、特色ある魅力的な地域・国土

おわりに

2. 長期展望の前提となる我が国が置かれている状況

国土の長期展望の検討を行うにあたり、まずは我が国が現在置かれている状況を整理し、将来の国土を見据えた状況変化に関する推計を行った。推計に当たっては、2050年をターゲットとすることを基本としたが、それがかなわない場合は現状整理または2030年や2040年といった中間年までにとどめている。いずれにせよ、現時点までの状況変化がそのまま推移した場合を基本前提とし、過去から現状までの推移とそのトレンドによる将来推計により、今後の国土の姿を展望した。

(1) 人口減少・少子高齢化

(人口減少・少子高齢化の進行)

日本の総人口は、2008年の12,808万人をピークに減少傾向にあり、2050年には約1億人にまで減少する見通しである。日本の人口減少を年齢階層別にみると、2015年から2050年にかけて、生産年齢人口は2,453万人、若年人口は518万人減少する一方、高齢人口は454万人増加する見通しであり、その結果、高齢化率は約27%から約38%へ上昇する。したがって、2050年の日本の総人口は、1970年とほぼ同じ1億人であるが、その年齢構成は大きく異なることが予想される。

2050年における高齢人口の分布を1 km メッシュベースで推計すると、高齢人口の増加は三大都市圏で顕著となる。また、我が国の合計特殊出生率は1960年代をピークに低迷しており、とりわけ東京圏では低くなっている。少子高齢化地域を、「若年人口比率が10%以下かつ高齢人口比率が40%以上」と定義して同様に推計したところ、2015年時点は居住地域の約33%を占めていたが、2050年には地方圏を中心に増加し、居住地域の56%となる見通しである。一方で、東京都・愛知県・福岡県では、2050年においても、依然として少子高齢化地域の占める割合は低い。

我が国の高齢人口の増加については、団塊世代及び団塊世代ジュニア世代の高齢化のみならず、平均寿命の延伸も関係している。日本人の平均寿命は2050年までに3歳程度伸び、男性84.02歳、女性90.40歳となる見通しである。また、健康寿命については2040年までに、2016年を起点として3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指している。

世帯類型については、かつて家族類型の主流であった「夫婦と子」からなる世帯の割合は2040年には23.3%まで低下する一方、単身世帯の割合が39.3%まで拡大し、最大の世帯類型になる。特に、高齢者単身世帯の割合は、単身世帯の約半数を占め、全世帯タイプの約17.7%を占める見通しである。

人口減少について市区町村別にみると、2015年時点に対し、2050年には全市区町村のやく3割にあたる558市町村において人口が半数未満となり、そのうち21市町村は25%未満になる見通しである。人口が半数未満となる市町村は、特に中山間地域で多くみられる。

(人口減少等に伴う土地利用の変化)

1 km メッシュベースでみると、我が国の居住地域は2015年には国土の約5割を占めているが、2050年には全国の居住地域の約半数で人口が50%以上減少し、特に居住地域の約2割は無居住化する見通しである。また、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村で、人口が平均で51.2%減少する見通しである。一方、人口の増加がみられる地域は、都市部及び沖縄県等の一

部に限られる。

人口減少・少子高齢化等に伴い、我が国の土地利用にも変化が生じることが予想される。例えば、宅地については、空き家が近年全国的に増加しており、総住宅数に占める空き家の割合(空き家率)は**2018年時点で13.6%**を占める。特に、「賃貸用または売却用の住宅」(462万戸)等を除いた「その他の住宅」(349万戸)が、この15年で約1.6倍に増加していくこととなるが、(株)野村総合研究所の推計によると、我が国の総住宅数及び空き家数は増加が続き、**2033年には空き家率が30.2%**へ上昇することが予想されている。

農地については、**耕作放棄地面積**が近年増加傾向にあり、2015年時点で42.3万 ha、農地の総面積の**9.4%**を占める。我が国の農地面積は2019年時点で439.7万 ha であるが、何の対策もとらない場合、2030年には392万 ha(約11%減)となる見通しである。

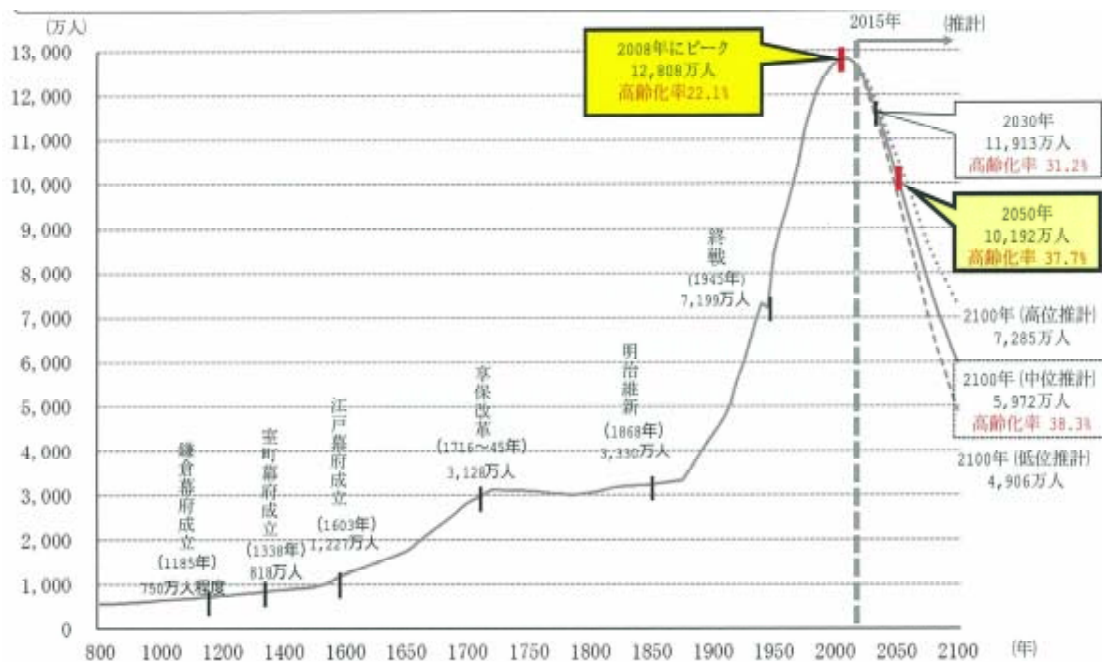
さらに、市街地においても一部の地域では土地利用需要が減少する可能性がある。2015年時点のD I D(人口集中地区)地域のうち、**人口密度が60人/ha を下回る地域においては、2040年にその過半で世帯数の減少**が見込まれている。

これら空き家・空き地・耕作放棄地といった、「適切な管理がなされていない土地」が増加することで、不利益を被る可能性がある。「必要な管理がされていない土地に関するアンケート調査」(2017年・国土交通省国土政策局)によれば、農地・森林・宅地における適切に管理がなされていない土地による主な不利益として、鳥獣被害、虫害、雑草の繁茂、景観の悪化、災害のリスク等が指摘された。一方で、「適切な管理がなされていない土地」について「特に不利益がない」という回答も2～3割程度存在しており、必ずしも外部不経済につながるとは限らない。また、2～4割の市区町村が具体的な不利益も含め、現状を把握しきれていない状況である。

中山間地域では、人口減少・少子高齢化が著しく進行する可能性があり、その結果、中山間地域に多い農村集落においては、集落の維持が困難となる恐れがある。農林水産省農林水産政策研究所によると、**存続危惧集落(人口が9人以下かつ高齢化率50%以上)**は2015年の2,353集落から、2045年には9,667集落へと約4倍に増加し、存続危惧集落が有する耕地面積は2015年の31,897ha から、198,918ha へと約6倍に増加すると予測されている。

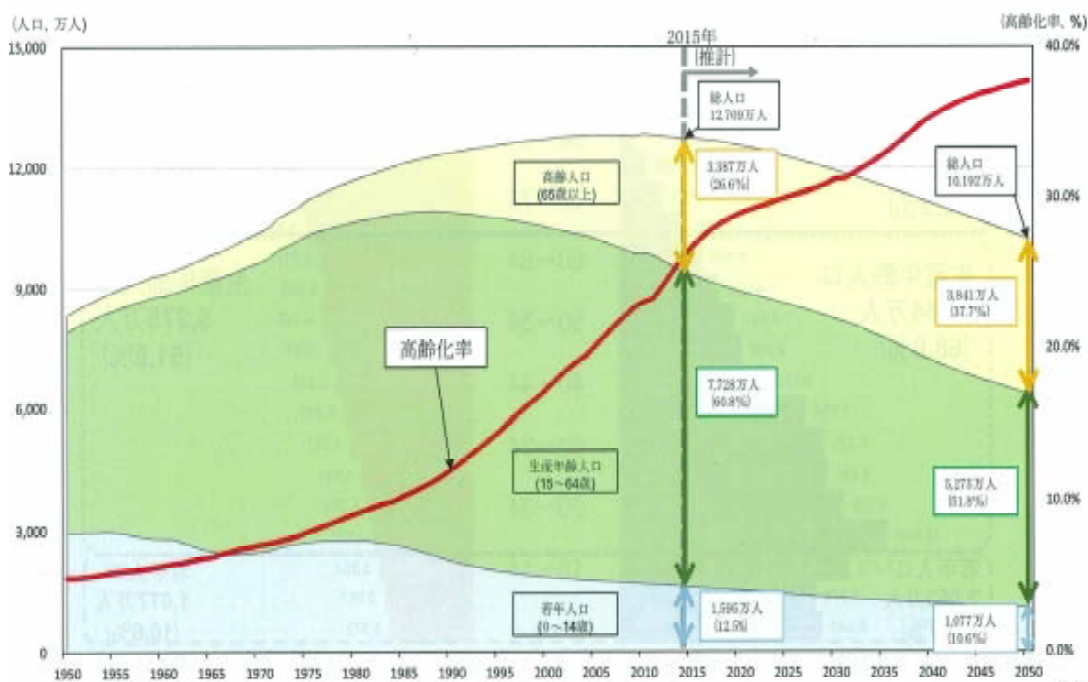
地域の人口減少は、医療・福祉等の生活サービス産業の維持を困難にし、当該地域、ひいては圏域全体の人口減少に拍車をかける可能性がある。人口規模と生活サービス産業等の立地状況に基づき、産業の存在確率が一定以上になる市町村の人口規模を整理すると、例えば、「病院」は立地確率が50%以上となるのは人口17,500人以上、「銀行(中央銀行を除く)」は6,500人以上の規模となる。今後**人口減少が進むと、多くの市町村で生活サービス産業等が撤退し、これまでどおりの生活を維持することが困難**になっていくことが予想される。

・・・略・・・



図－9 我が国の人口の長期的推移

- 日本の総人口は、2008年をピークに今後80年間で約100年前(大正時代後半)の水準に戻っていく可能性。日本の総人口は、2050年には1億192万人まで減少する見込み。



図－10 年齢階層別人口の推移

- 年齢階層別にみると、2015年から2050年にかけて、高齢人口は454万人増加するのに対し、生産年齢人口は2,453万人、若年人口は518万人減少する。高齢化率は約27%から約38%へ上昇。

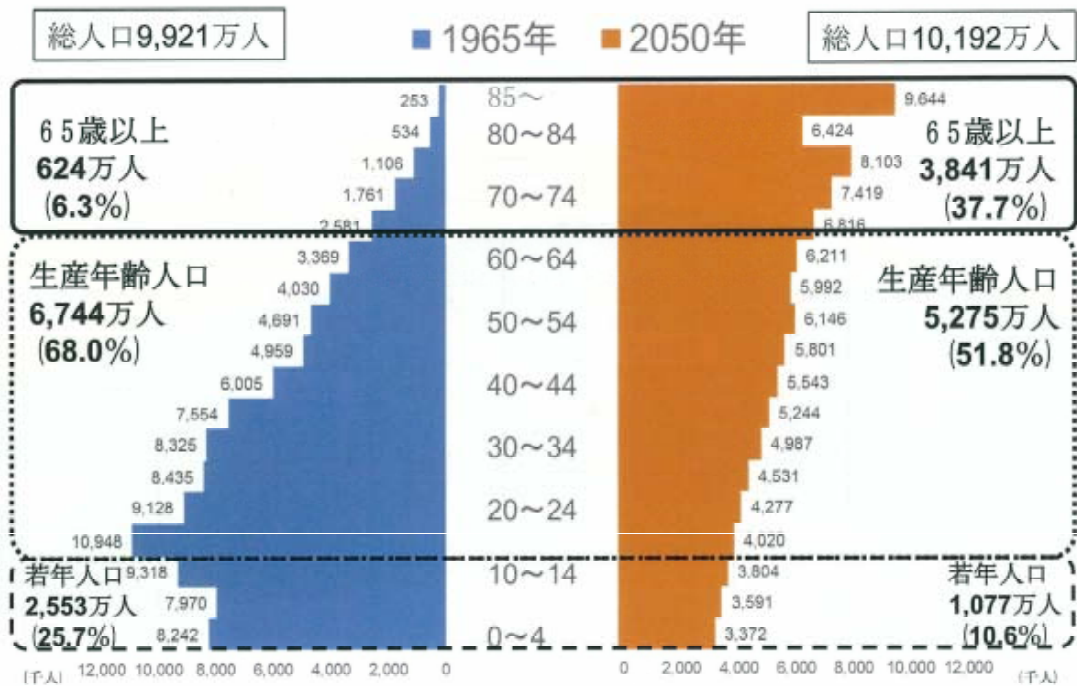


図-11 将来推計人口の年齢構成(1965年と2050年の比較)

- 日本の総人口は1965年とほぼ同じ約1億人であるが、その年齢構成は大きく異なっている。1965年時の65歳以上の人口は624万人(6.3%)だが、2050年時は3,841万人(37.7%)と大幅に高齢化している。

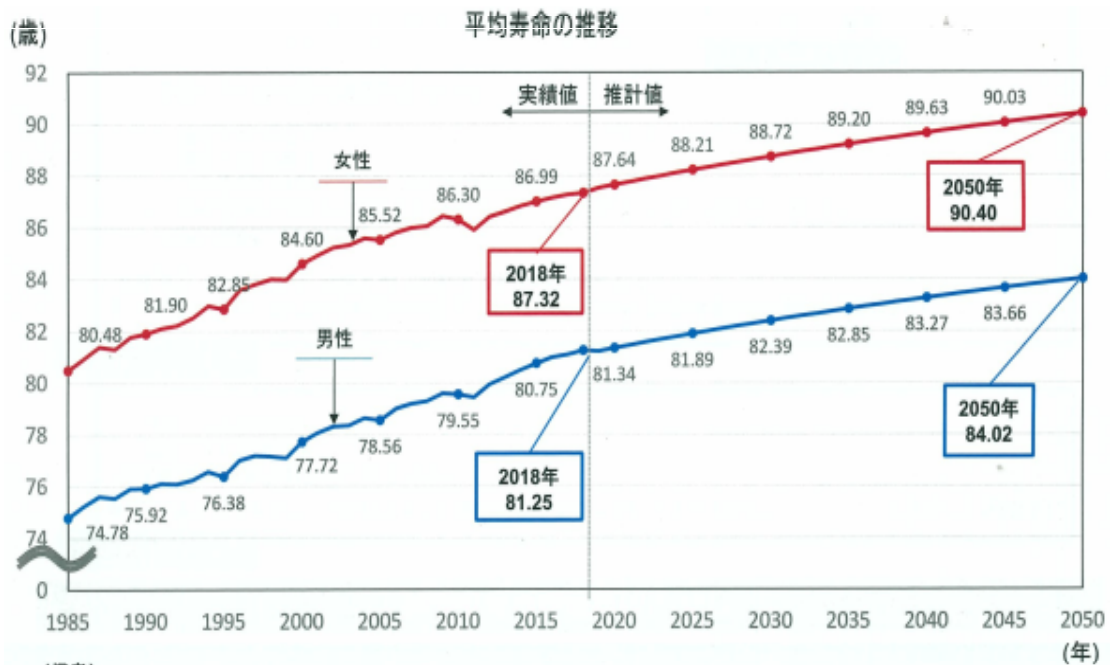


図-12 平均寿命の推移

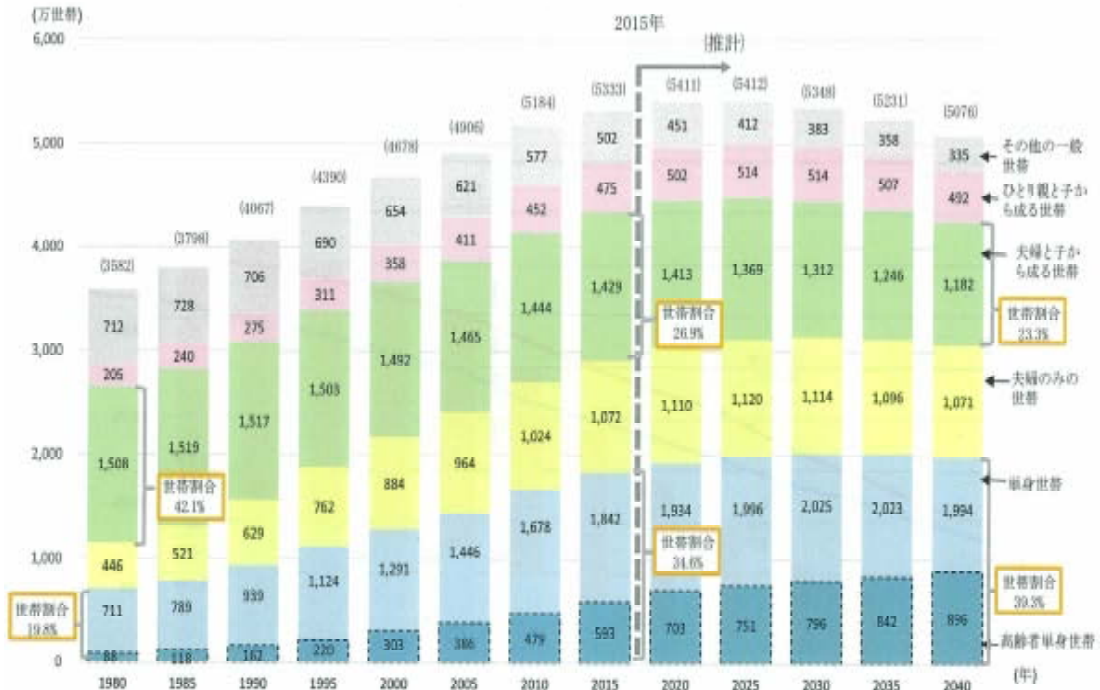


図-13 世帯類型別世帯の推移

- 2040年には、かつて家族類型の主流であった「夫婦と子」から世帯の割合は23.3%まで低下。他方、単身世帯の割合が39.3%まで拡大し、最大世帯類型となる。

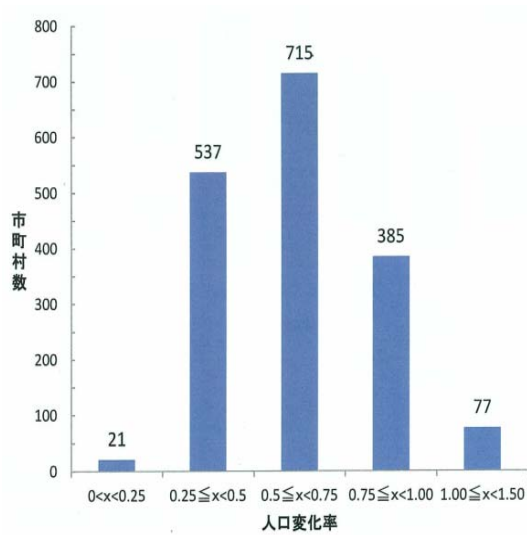


図-14 2015年人口に対する2050年人口の変化率別市区町村数
 半数以下558(=537+21)/1,735
 32.2%

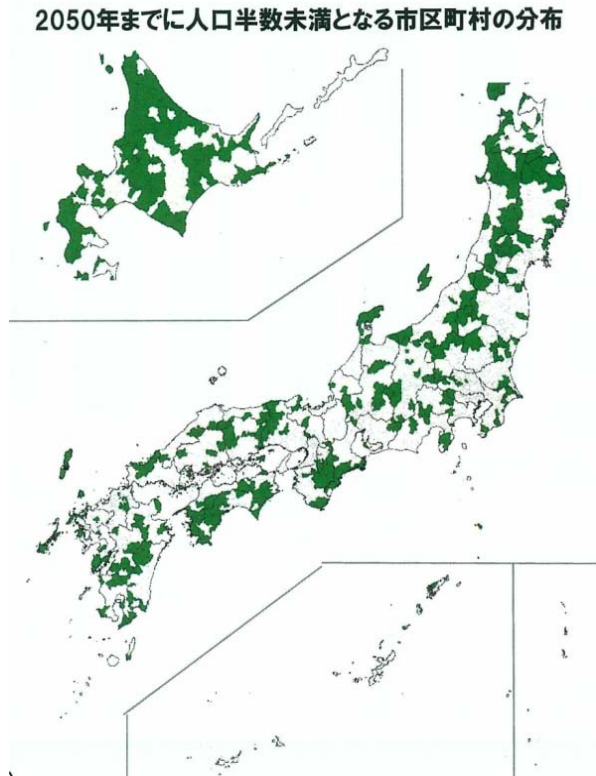


図-15 2050年までに人口半数未満となる市区町村の分布

将来の人口増減状況（1kmメッシュベース、全国図）

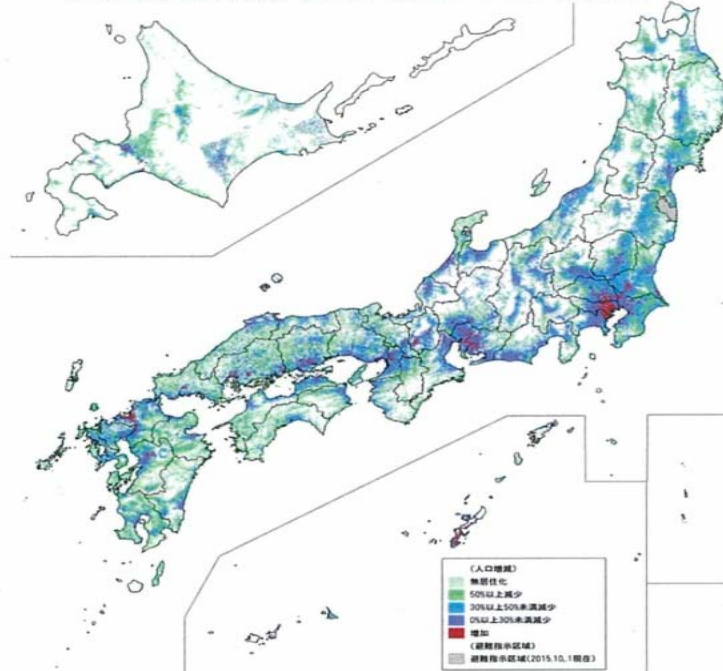
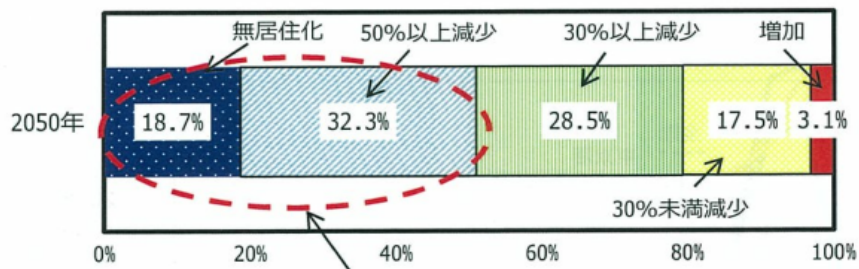


図-16 2050年におけるメッシュ別の人口減少率

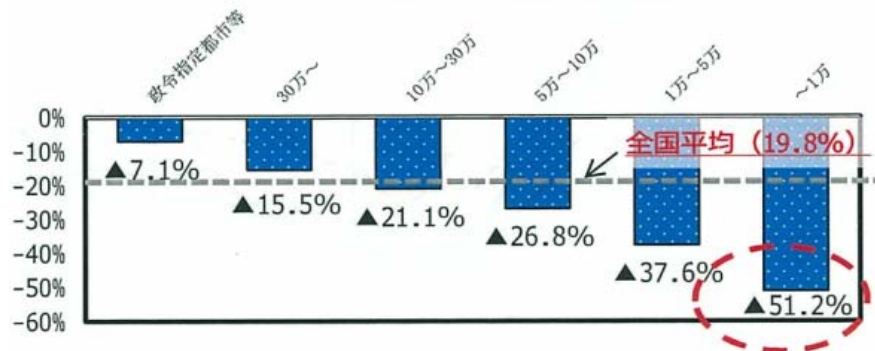
- 平成27年国勢調査時点の居住地は国土の約5割となっている。2050年には、全国の居住地の約半数で人口が50%以上減少し、人口の増加がみられる地域は都市部と沖縄県等の一部の地域に限られる。
- また、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村で、人口がおおよそ半分に減少する可能性。

人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）



全国の居住地の約半数（有人メッシュの51%）で人口が半減

市区町村の人口規模別の人口減少率



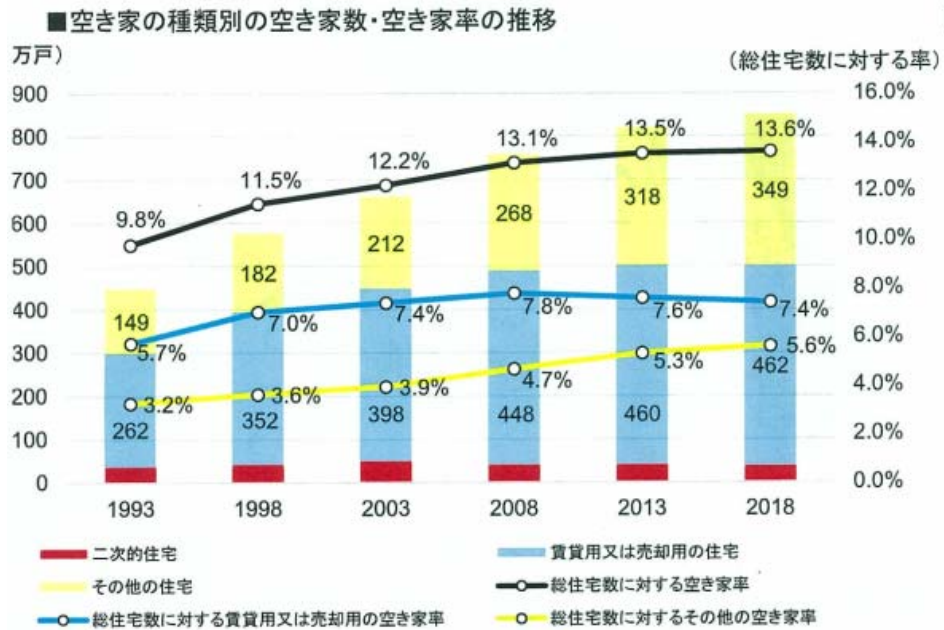


図-17 種類別の空き家数・空き家率の推移

○ 空き家は、近年全国的に増加。特に「賃貸用または売却用の住宅」(462万戸)等を除いた「その他の住宅」(349万戸)が、この15年で約1.6倍に増加。



図-18 耕作放棄地面積の推移(2015(平成27)年の耕作放棄地面積は42万3千 ha)

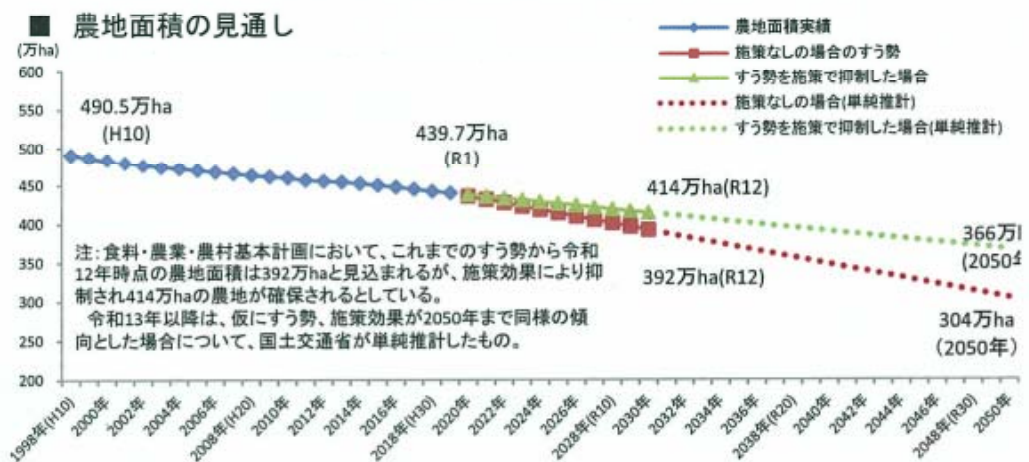


図-19 農地面積の見通し

都市圏・D I D※内外別世帯数将来推計 (2015年=100)

※2015年時点D I D

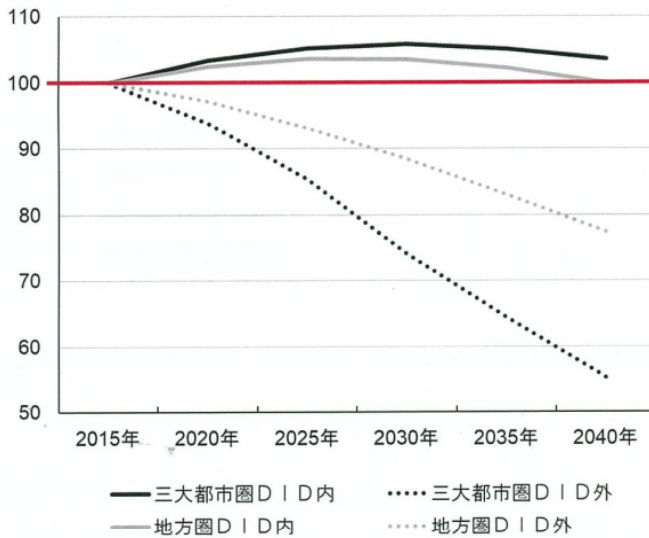


図-20 都市圏・D I D (2015年時点)内外別世帯数将来推計 (2015年=100)

D I D内地域別人口密度と世帯数増減見通し※の関係

※2015年世帯数に対する2040年世帯数割合

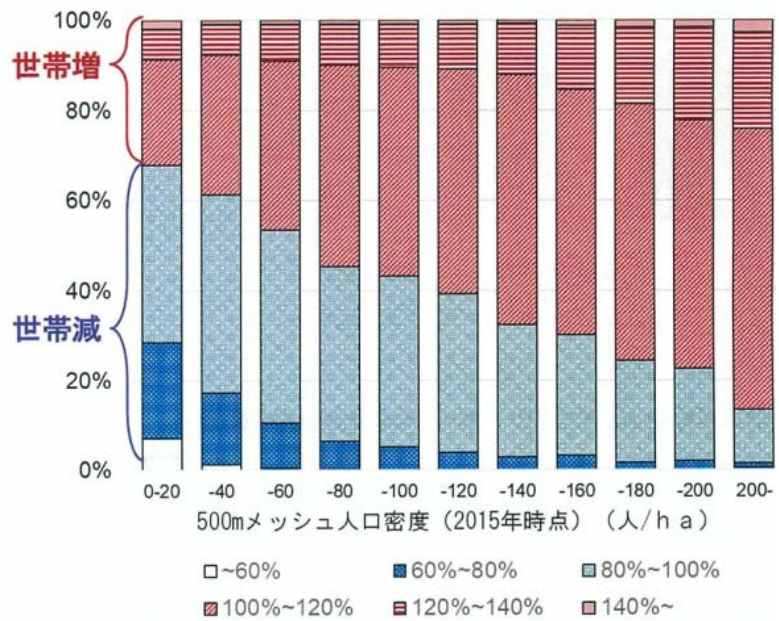
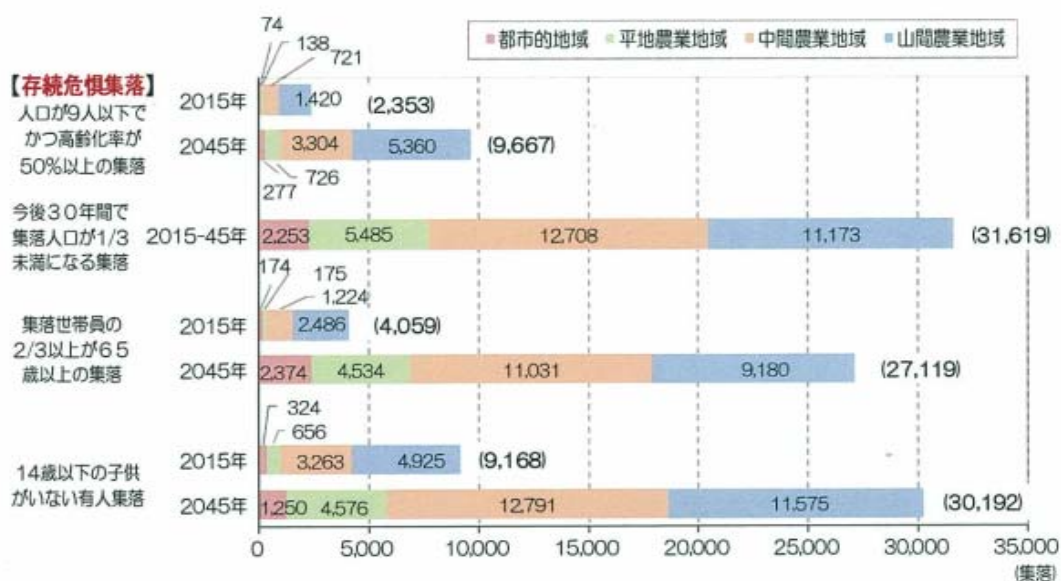


図-21 D I D内地域別人口密度と世帯数増減見通しの関係

- 2015年時点でD I D(人口集中地区)となっている地域(2015D I D地域)の世帯数を2040年まで推計すると、大都市圏・地方圏ともに、**2025年～2030年頃にピーク**を迎えるものの、当面は大幅な減少はみられない。
- 一方、2015D I D地域のうち2015年時点での人口密度が**60人/ha**を下回る地域では**過半が2040年までに世帯が減少**するなど、市街地内においても一定の地域では顕著な土地利用需要の減少が見込まれる。

◆ 農村集落維持の困難化

- 農林水産省農林水産政策研究所は、「農村地域人口と農業集落の将来予測(2045年における農村構造)」を実施。2010年と2015年の国勢調査データを農業集落別に組み替え、コーホート分析によって推計。
- **存続危惧集落**(人口9人以下&高齢化率50%以上)が2015年の2,353集落から30年後には9,667集落へと4倍に増加。
- **超高齢化集落**(集落人口の3分2以上が65歳以上)が4,059から27,119へ、子どものいない集落が9,168から30,192も急増。→これら集落の多くは、中山間地域に所在。
- 2045年での存続危惧集落が有する耕作面積(2015年時点)は、全国計で約20万ha(うち、中山間地域に約13万ha)。



	集落数 (集落)	総戸数 (戸)	総農家数 (戸)	販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)	総土地面積 (1,000ha)	耕地面積 (属地面積)		1集落当たり平均				
							田 (ha)	畑 (ha)	総戸数 (戸)	総農家数 (戸)	総土地面積 (ha)	耕地面積 (ha)	
全国計	2015年	2,353 (1.7)	9,034 (0.0)	2,397 (0.1)	1,275 (0.1)	1,122 (0.1)	1,604 (4.4)	31,897 (0.7)	7,631 (0.3)	3.8	1.0	682	32
	2045年	9,667 (7.0)	105,891 (0.4)	36,582 (1.8)	21,165 (1.6)	15,417 (2.0)	5,048 (14.0)	198,918 (4.5)	61,299 (2.5)	11.0	3.8	522	63
都市的地域	2015年	74 (0.2)	556 (0.0)	92 (0.0)	54 (0.0)	38 (0.0)	23 (0.6)	1,503 (0.2)	922 (0.2)	7.5	1.2	315	12.5
	2045年	277 (0.9)	3,367 (0.0)	761 (0.2)	486 (0.2)	275 (0.1)	90 (2.5)	7,234 (1.1)	4,083 (1.0)	12.2	2.7	324	14.7
平地農業地域	2015年	138 (0.4)	568 (0.0)	151 (0.0)	131 (0.0)	20 (0.0)	80 (1.5)	7,582 (0.4)	1,951 (0.2)	4.1	1.1	578	14.1
	2045年	726 (2.1)	6,941 (0.2)	2,681 (0.4)	2,258 (0.5)	423 (0.2)	335 (6.3)	60,995 (3.1)	15,781 (1.5)	9.6	3.7	461	21.7
中間農業地域	2015年	721 (1.5)	3,040 (0.1)	706 (0.1)	408 (0.1)	298 (0.1)	356 (3.0)	10,532 (0.8)	2,181 (0.3)	4.2	1.0	494	3.0
	2045年	3,304 (7.0)	38,117 (1.0)	12,733 (1.9)	7,768 (1.9)	4,965 (1.9)	1,163 (9.8)	68,947 (5.2)	19,995 (2.9)	11.5	3.9	352	6.1
山間農業地域	2015年	1,420 (5.3)	4,870 (0.4)	1,448 (0.5)	682 (0.4)	766 (0.6)	1,145 (7.5)	12,280 (2.5)	2,577 (1.0)	3.4	1.0	807	1.8
	2045年	5,360 (20.1)	57,466 (4.2)	20,407 (7.2)	10,653 (6.9)	9,754 (7.6)	3,461 (22.6)	61,742 (12.6)	21,440 (8.6)	10.7	3.8	646	4.0

資料：農林業センサス農村地域調査(2015年)。地域の農業を見て・知って・活かすDB(2015年)。
注。2045年の戸数・面積は、集落ごとに行ったコーホート分析によって推計された「存続危惧集落」(人口9人以下かつ高齢化率50%以上)が有する2015年時点の資源量である。なお、()内の数値は各資源のシェアを示す

(2) 気候変動と自然災害の激甚化・頻発化

・・・略・・・

(自然災害の激甚化・頻発化)

地球温暖化による気候変動の進行等により、自然災害が激甚化・頻発化する可能性が指摘されている。

日本の年降水量は、1970年代以降、年ごとの変動が拡大しており、**短時間強雨**(1時間降水量が50mm以上)や大雨の発生回数が増加している一方、降水日数が減少する傾向がみられている。21世紀末には、**短時間強雨の発生回数がすべての地域及び季節で増加する一方、無降水日も全国的に増加すると予測されている。**

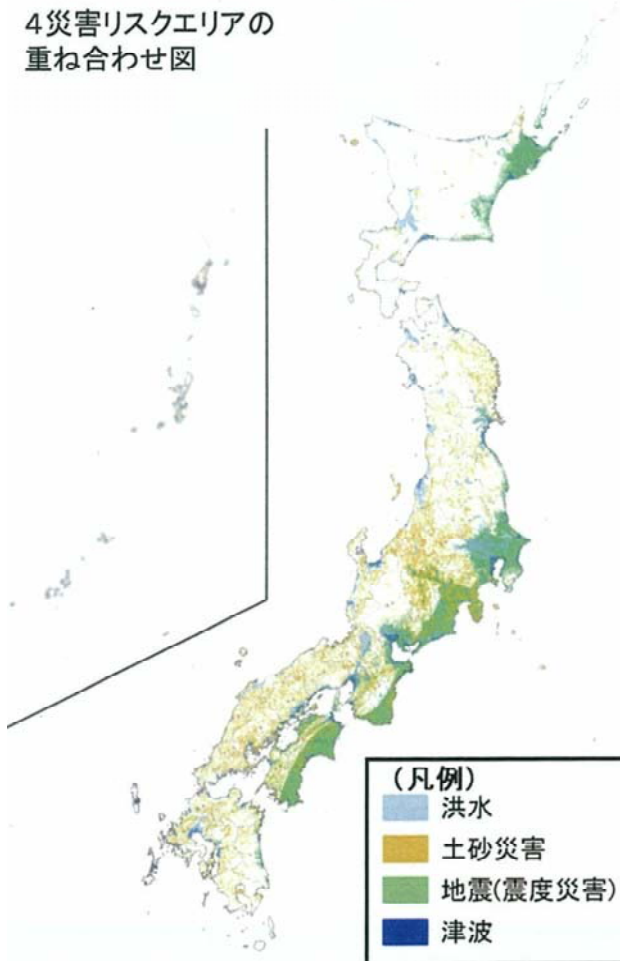
年降雪量については、21世紀末には、東日本や北日本の日本海側を中心に大きく減少すると予測されている一方、10年に一度の大雪となるような極端な降雪については、北海道や中部地方の内陸部で増大することが予測されている。

海面水位の上昇に加え、「強い台風」の増加等に伴い、日本の沿岸部においては高潮が増大することが予測されており、特に三大湾などで高潮浸水リスクや被害額が大きくなることが予想されている。なお、**海拔0m以下の地域に居住する人口は2015年の187万人から2050年には245万人に増加すると予測されている。**

また、地震については、日本周辺の太平洋沖合には、海溝型地震を起こす陸と海のプレート境界があるが、海溝型地震の発生間隔は数十年から百年と短いため、太平洋岸の地域の地震の発生確率は高くなっている。陸域の活断層による地震の発生間隔は一般的に1,000年以上と長く、海溝型地震と比べると発生確率は低くなるものの、大規模地震が発生する可能性がないわけではない。日本列島には、未確認のものも含め多くの活断層が分布しており、全国どこでも地震が発生する可能性がある。

洪水、土砂災害、地震、津波の4災害を対象とすると、これらの災害リスクのある地域は全国に広がっており、**国土の約35%が何らかの災害リスクのある地域となっている。この4災害のリスクにさらされている人口は、2015年時点で全体の71.1%となっているが、2050年には73.4%になると予想されており、災害リスクのある地域への人口偏在がさらに進む見通しとなっている。**

4災害リスクエリアの
重ね合わせ図



- 災害リスク地域は全国に広がっており、国土の約35%が何らかの災害リスク地域となっている。

対象災害	リスクエリア面積 (国土面積に対する割合)	リスクエリア内人口(2015) (全人口に対する割合)	リスクエリア内人口(2050) (全人口に対する割合)
洪水	約20,000km ² (5.3%)	3,651 万人(28.7%)	3,066万人(30.1%)
土砂災害	約59,600km ² (15.8%)	810万人(6.4%)	525万人(5.1%)
地震(震度災害)	約64,100km ² (17.0%)	7,061 万人(55.6%)	6,036万人(59.2%)
津波	約17,000km ² (4.5%)	2,000 万人(15.7%)	1,606 万人(15.8%)
4災害いずれか	約132,500km ² (35.0%)	9,033万人(71.1%)	7,483万人(73.4%)

各災害のリスクエリア定義

【洪水】:国土数値情報の「浸水想定区域データ」より、浸水深が「>0」となるエリア。

【土砂災害】:国土数値情報の「土砂災害危険箇所データ」のうち、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊に関する危険区域等のエリア、及び都道府県が指定する土砂災害警戒区域のエリア。一部、点データや線データが含まれることから、各箇所の全国的な平均面積を踏まえて面データに変換した。

【地震(震度災害)】:地震調査研究推進本部が公表している「確率的地震動予測地図」における、30年間で震度6弱以上となる確率が26%以上となるエリア震源地の平均活動間隔と最新活動時期が幅をもって想定される場合、その平均をとったケースで確率計算を行った。

【津波】:津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定エリア。ただし、一部都道府県は、水理計算による簡易な手法により算定したエリアを代用している。

なお、各災害のリスクエリアは2050年まで変わらないと仮定して分析を実施している。

2. 2050年の将来予測人口に基づくリスクエリア内人口は、国土数値情報の「500mメッシュ別将来推計人口(H30国政局推計)」を用いて、各災害リスクエリア内に中心点を含むメッシュ(中心点が陸地のもののみ)の人口予測値を集計した。

- 突発性のリスク(自然災害)

近年、風水害を中心に、自然災害は激甚化し、頻度も高まっている。

・・・略・・・

例えば、上流域の山間地域から下流の都市地域まで、氾濫をできるだけ防ぐために、堤防整備や河床掘削等による流下能力の向上、治水ダムの建設・再生や利水ダムの活用等の対策をより一層加速するとともに、**危険地域のゾーニングを行い、災害ハザードエリアにできるだけ人を住まわせないための土地利用規制・誘導の在り方等の検討**や、氾濫発生に備えた警戒避難体制の充実、被災地における早期の復旧・復興といった対策も含め、水害に対しハード・ソフト一体となって**総合的・多層的に備える流域治水**を推進して行く必要がある。

また、人口減少や高齢化等による担い手不足により管理水準が低下した国土を適正に管理するために**地域住民で検討**を進めることは、自然災害等のリスクを軽減することにも有効と考えられ、こうした手法について検討を深めていく必要がある。

・・・略・・・

(3) 下水道事業をめぐる最近の動き

1) 国土交通省における動き

汚水処理施設の令和8年度概成に向けた取組について

【出典：令和2年度全国下水道主管課長会議資料、令和2年4月24日時点における情報】

(1) 現状

- 平成30年度末で全国の汚水処理人口普及率は91.4%となったものの、今なお約1,100万人が汚水処理施設を利用できない状況。
- 人口減少や高齢化の進展に加え、厳しい財政事情等、下水道事業を取り巻く環境は厳しくなることから、今後は、**将来の人口推移や既存施設の維持管理、改築・更新を見据えた都道府県構想の適正な見直しが不可欠。**
- 地方公共団体においては、今後の汚水処理施設整備に必要な人材や財政面の課題を克服し、早期に未普及解消を推進することが喫緊の課題。

(2) 汚水処理の10年概成に向けた方針

- 人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、さらに時間軸を考慮した、汚水処理手法の徹底的な見直し。
- 汚水処理人口普及率100%を目指す、令和8年度までに、都道府県単位で汚水処理人口普及率95%以上(困難な場合は、少なくとも下水道整備進捗率(下水道の全体計画人口を100%とした場合の整備人口の割合)で95%以上)の達成に向けて、効率的な整備を推進。
- 財政負担を軽減し、かつ早期の整備を可能とするための低コスト技術や民間活力を積極的に導入。

各都道府県における10年概成達成見込み(平成31年3月25日時点)

【出典：国土交通省、平成31年4月12日開催、平成31年度全国下水道主管課長会議資料】

2026年度末時点で、

- ▶ 全国平均の汚水処理人口普及率は95%以上を達成する見込み
アクションプラン見直しに基づく推計：96.0%
- ▶ 25都道府県は、都道府県レベルで汚水処理人口普及率95%以上を達成する見込み。
北海道、宮城、山形、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、岡山、福岡、熊本、鹿児島、沖縄(アンダーラインは平成29年度末時点で95%以上を達成)
- ▶ 19県は、都道府県レベルで下水道整備進捗率(下水道の全体計画人口を100%とした場合のH38末時点の整備人口の割合)95%以上を達成する見込み
秋田、青森、岩手、栃木、千葉、新潟、山梨、静岡、和歌山、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、宮崎
- ▶ 残る3県(概成困難)については、都道府県レベルで汚水処理人口普及率または下水道整備進捗率95%以上の達成に向け、引き続きヒアリングを実施予定
群馬、三重、大分

(3) 国における具体的な施策

上記の方針に沿った具体的な施策として、下水道事業全体としての効率化を図り、早期の未普及解消を推進するために、以下の取組を実施している。

- 平成30年度予算から、アクションプランに基づく未普及対策を重点化。ただし、令和2年度からは、汚水処理施設整備が概成していない団体に限る。
- 平成30年3月に、先進都市における管渠整備における設計施工一括発注方針(D B発注方式)についてモデル検討結果を取りまとめ、「下水道未普及早期解消の事業推進マニュアル(案)【官民連携事業導入編】」を改訂。
- 平成31年3月に、未普及解消事業をより一層推進するため、現在策定済のアクションプランから好事例を抽出した事例集を作成。
- 下水道整備進捗率の低い市町村や未普及人口の多い市町村を対象に、都道府県及び政令市からヒアリングを実施し、概成に向けたさらなる下水道区域の見直し、低コスト技術や官民連携手法の積極的な導入の促進を要請。

1) 都道府県構想の見直し

- 汚水処理の10年概成を目指すため、国土交通省、農林水産省、環境省の3省が平成26年1月30日に3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を取りまとめ、同日付けの「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」により、平成26年度以降早急な都道府県構想の見直しを要請。
- 令和2年3月末までにすべての都道府県において見直しが完了。
※ 福島県については、東日本大震災の影響により調査不能な町村を除いて、アクションプランの集計値を公表している。
- 10年概成の達成に向けて、真に下水道が必要な区域への更なる見直しや低コスト技術の採用及び官民連携手法導入の検討など、可能な限り早期の整備に努められるようお願いする。

2) 官民連携事業の導入

・・・略・・・

3) 下水道クイックプロジェクト

・・・略・・・

4) 下水道未普及解消好事例集の活用

・・・略・・・

5) アクションプランに基づく進捗管理

・・・略・・・

- ヒアリングでは、主に次の観点から取組状況を確認。
 - 今後の下水道経営を見据えて、真に必要な地域へ整備するよう検討されているか。
 - 首長、財務当局を含め、経営面からも早期に下水道整備が必要であることを認識しているか。
 - 早期整備のため、クイックプロジェクトや官民連携などの活用を積極的に検討されているか。
 - 下水道区域から外した地域についても、早期の汚水処理概成に向けて、環境部局

と連携して取り組んでいるか。

- 区域の見直しに当たっては、既存ストックの効果を最大限発現させるためにも、**居住誘導区域等の都市計画と連携**しているか。
- 今後、全都道府県において、市町村へ上記観点から取組状況を確認するとともに、同グラフを活用して進捗管理の徹底をお願いする。

6) 浄化槽法改正に伴う下水道部局の対応

- 浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第40号)及び関係省令が令和2年4月1日より施行されることとなり、環境省より「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(令和2年3月5日付け環循適発第20030519号浄化槽推進室長通知。以下「施行通知」という)が発出されたところ。

- 施行通知には、下水道処理区域・下水道予定処理区域内の単独処理浄化槽についても特定既存単独処理浄化槽※の措置の対象となりうるものであり、その措置を実施する場合には、下水道部局と調整することとされている。このため、下水道部局の対応に係る留意事項について、以下のとおり令和2年3月10日付けで事務連絡「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行に伴う下水道部局の対応に係る留意事項について」を発出しているので、適切に対応いただくようお願いする。

- 下水道法第2条第8号に規定する処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対しては、同法第10条に基づき、排水設備の設置を促すこと。

また、都道府県知事が処理区域内の特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して助言等を実施する場合には、公共下水道管理者も連携して対応すること。

- 下水道法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の特定既存単独処理浄化槽については、公共下水道の整備スケジュールについて、都道府県の浄化槽担当部局と情報共有するとともに、必要に応じて整備スケジュールの見直しを行い、当該地区の下水道事業を着実に実施すること。

また、当該地区が、都道府県構想の見直しにより下水道以外の整備手法によることとされる場合には、速やかに同法第4条に規定する事業計画を変更すること。

- ※ 「特定既存単独処理浄化槽」とは、既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものであり、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除去その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を取るよう助言又は指導をすることができる(浄化槽法附則第11条。相当の期限を定めて勧告・命令も可能)。

財政制度等審議会(財務相の諮問機関)での主な指摘事項

【出典：国土交通省下水道部下水道事業課山縣弘樹、令和2年度日本下水道協会提言活動に関する説明会配付資料、令和2年1月16日】

①平成29年 春の財政制度審議会(5月10日)

- 下水道事業において、国費による支援は、水道事業に比べて、補助率が高く、補助範囲が広がっており、新設・更新は、ほぼ国費(建設国債)や借金(地方債)で賄われている。⇒ 汚水の更新にあたっては、原則として使用料で賄うことを目指すべき。

国費の支援については、こうした方向性に沿った重点化を検討すべき。

②平成29年 秋の財政制度審議会(10月17日)

- 汚水処理人口普及率が90%を超え、10年後に汚水処理施設の概成が見通せる中、国の財政支援を汚水処理に係る「**受益者負担の原則**」と**整合的なもの**に見直していく必要。
- 国費は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、**未普及の解消と雨水対策に重点化**していくべき。

③平成30年 春の財政制度審議会(4月25日)

- 下水道財政の大原則は、「**雨水公費・汚水私費の原則**」。しかしながら、昨年秋の財審(社会資本整備)においても指摘したとおり、**分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる操出が操出基準において認められている**。こうした操出により、人口密度の高い団体において、使用料が低いにもかかわらず経費回収率が高くなっており、この公費負担の必要性は低いことから、**操出基準の見直しを行うべきではないか**。
- また、経費回収率が低いにも係わらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた**使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきではないか**

④平成30年 秋の財政制度審議会(10月16日)

- 汚水処理に係る下水道事業については、「**受益者負担の原則**」と**整合的**である必要。**費用構造は固定費が大半であるが、収入については、基本使用料として賦課する割合が小さく、従量使用料が多くなっている**。今後、世帯人口の減少や節水技術の進歩による使用水量減少が見込まれる中、収入が不安定となる要因となりかねない。
- 国が各自治体に対し、**費用構造を踏まえた望ましい使用料体系のあり方**を積極的に示していくべき。

⑤令和元年 春の財政制度審議会(5月16日)

- **人口密度に応じ、個別処理(合併処理浄化槽)と集合処理(下水道、農業集落排水事業)のコスト優位性が変わることを踏まえ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮し、個別処理の1人当たりコストが低くなる見通しとなる過疎地域については、集合処理から個別処理への切り替えについて検討していくことが重要**である。

⑥平成29年11月29日「平成30年度予算の編成等に関する建議」← 筆者追記

国土交通省告示(昭和46年第1705号)においても、汚水処理の衛生処理システムの概成後は、**原則、汚水に関する下水道管渠の新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止**するとされているところである。この告示も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算から、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等を配慮しつつ、**未普及の解消及び雨水対策に重点化**していくべきである。

【出典：令和2年度全国下水道主管課長会議資料、令和2年4月24日時点における情報】

⑦【財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会<春の財政審>(R01.05.16)】

- 下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、**今後は更新が課題**となる。
- 人口密度に応じ、個別処理と集合処理のコスト優位性が変化するところ、**将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮した、汚水処理体制の整備・更新**を行っていく必要。

⑧【財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会<秋の財政審>(R01.10.17)】

- 下水道事業においては、汚水処理の普及率は増加してきたが、**雨水による浸水対策が課題**。
- 下水道事業の維持管理に係る経費の負担については、「雨水公費・汚水私費」が原則とされているが、依然として多くの地方公共団体において、**汚水処理に係る経費を使用料で賄っておらず、多くの公費投入がなされている**。
- 汚水処理について、広域化・共同化、PFI導入やICT活用等により経営効率化を進め、国が各地方公共団体に対し**費用構造を踏まえた望ましい使用料体系のあり方を積極的に示していくべきではないか**。また、施設ごとの公共性も踏まえ、使用料収入を適切に確保し、**管渠等に係る公費投入を効率化しつつ**、
- 地域の防災強化の観点からの**雨水処理対策について、個別補助化等も活用して、公費を重点化していくべきではないか**。

⑨【財政制度等審議会財政制度分科会【地方財政】<秋の財政審>(R01.11.06)】

- 下水道の費用負担に関する基本原則は「雨水公費・汚水私費」。他方、汚水処理に要する費用(含む公費負担)を使用料で賄っている割合(経費回収割合)は**平均でも7割程度**であり、基本原則が貫徹されているとは言い難い。
- 経費回収割合を引き上げるための一つの方法は、汚水処理に要する費用の抑制。汚水1単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。「規模の経済」を働かせるためにも**広域化・共同化への取組を着実に進めるべき**。
- 各団体が汚水処理に見合う使用料を設定するインセンティブを働かせるためには、**一般会計等からの繰入(公費投入)を押さえ、受益と負担の対応関係を明確化させる必要**。
- 基準外操出はもちろんのこと、高資本費対策等の基準内操出についても、真に必要な範囲に限定されているか、使用料引き上げの意欲を削ぐものとなっていないかといった観点から検証が必要。特に、基準内操出の要件の一つである「経営努力」の基準となる使用料水準は平成18年以降3,000円に据え置かれているが足元の全国平均がこれを上回っており、**基準内操出の基準の見直しが必要**ではないか。

【出典：令和3年度全国下水道主管課長会議資料、令和3年4月22日】

⑩【財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会<秋の財政審>(R02.10.19)】

- 下水道においては、中小都市を中心に台帳や維持官営データ(点検、改築、修繕等の記録)のデジタル化が遅れている。一方、民間企業が包括的に維持管理を行うにあたり、施設の維持管理情報は不可欠。
- 同じ排水施設である農業集落排水や漁業集落排水とも連携し、維持管理情報のデジタル化・統合化を進め、これを活用した①PPP/PFI、②運営の広域化、③新技術導入を加速すべき。

⑪【財政制度等審議会財政制度分科会「地方財政」<秋の財政審>(R02.11.02)】

- 公営企業は「独立採算制」を基本としつつ、下水道事業については「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」という原則に立って、全体の制度が構築。
- 雨水処理費：汚水処理費の割合は、(設備更新などを中心とする)資本費ではおおむ

ね1：3（公営企業決算値）となっており、原則に従えば、操出金：使用料収入の割合も1：3が基準。

- 一方、実際の操出基準は、下水道の方式や区域内の人口密度に応じて30%～70%に設定されている（平成18年度以降不変）。分流式下水道の環境面等での優位性を考慮しても、「雨水公費・汚水私費」の原則に照らし、**公費負担の割合が現在でも適切か検証する必要**。さらに、各地方公共団体が独自の判断で行う基準外の操出も、毎年0.3兆円程度発生。
- 汚水1単位当たりの汚水処理に要する費用は、処理区域内人口が多いほど低下。広域化・共同化を着実に進め「規模の経済」を機能させることで、**使用料で汚水処理費用を賄えるように経営改革し、受益と負担の対応関係を明確化**していくべき。
- 人口減少下においては、事業を持続可能なものにするには定期的な使用料改定と、利用者からの納得を得られるだけの合理的な経営が不可欠だが、小規模地方公共団体において依然公営企業会計の導入が進んでいない傾向。公営企業会計の適用を引き続き促進することで、公営企業経営の見える化を徹底していくべき。

⑫【行政事業レビュー秋の年次公開検証＜秋のレビュー＞（R2.12.09）】

- 都道府県構想、広域化・共同化計画、PFI・コンセッションについて、優良事例・成功事例を横展開し、他の地方公共団体でも成功できるよう、国交省としても強力に推進し、事業の効率化に努めるべきである。
- 持続可能な汚水処理の運営を実現するため、都道府県構想の見直し結果を踏まえ、広域化・共同化計画を民間活用でどの程度事業の効率化に取り組まなければならないか、国としてのビジョンを示すべきである。それと併せて、広域化や民間活用を通じた事業の効率化や、適正な下水道使用料の設定に取り組む地方公共団体に対する交付金の重点配分を行うなど、インセンティブを高める方策を講じるべきである。
- 社会資本整備総合交付金の趣旨を踏まえ、都道府県構想に裏付けされた未普及対策への支援は残しつつも、老朽化に関する単純改築を対象とすべきかなど、見直しを進めるべきである。また、汚水管改築に対する国費補助を段階的に縮小するなど、持続可能なインフラ維持管理を促す観点から、財政的なインセンティブの適正化を講じるべきである。

⑬【財政制度等審議会、「財政健全化に向けた建議」、(R03.05/21)】 ←筆者追記

公営企業の広域化（下水道事業）

これまでも繰り返し指摘してきているとおり、人口減少下において、使用料収入の減少や既存施設の更新需要の高まりに対処していくためには、利用者からの納得を得られるだけの合理的な運営と定期的な使用料改定が不可欠である。下水道事業は持続可能な形で維持していくためには、**既存事業の単なる延命という視点を捨てて**、広域化・共同化を着実に進め「規模の経済」を機能させることで、使用料で汚水処理費用を賄えるように経営改革し、**受益と負担の対応関係を明確化**していくことが重要である。

下水道政策研究委員会 制度小委員会報告の概要

【出典：国土交通省水管理・国土保全局下水道部、公益社団法人 日本下水道協会、令和2年7月】

【背景】

- 職員数減少等による脆弱な執行体制、老朽化施設の増大や陥没事故の発生、今後の人口減少等に伴う使用料の減少など厳しい財政状況
- 気候変動等の影響により、令和元年東日本台風など大規模豪雨による広域的かつ甚大な浸水被害が発生 など

今後の制度化の方向性



1. 下水道事業の持続性の確保～ストックマネジメントからアセットマネジメントへ～

(1) スtockマネジメントの高度化

- 台帳電子化、共通プラットフォームや組織の実情・目的に応じたアセットマネジメントシステムの構築を促進し、デジタルトランスフォーメーションの取組みを推進。
- 台帳電子化の促進のため、データ形式の標準化とオープンデータ化のルールを早急に進める。
- 維持管理業務等での確実なデータ入力の仕組みやデータ活用面を十分考慮したデータ項目の選択について検討

(2) 経営健全化の推進

- 将来の改築費用を含む収支見通しを作成・公表するとともに、使用料算定期間の設定と期間経過後との定期的な収支構造の適切性の検証・見直しを促進するための制度化を検討。
- 資産維持費の徴収が、制度上可能であることの明確化を図るとともに、適切な収支構造の設定がなされるよう促す。
- 管路閉塞を解消するための清掃費用を原因者から確実に徴収することを可能とするための制度化を検討。

(3) 広域化・共同化の推進

- 国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、都道府県が広域化・共同化の計画を策定し、国が積極的に関与していくための制度化を検討。
- 各処理場の監視制御システムの互換手法の構築など、技術開発を推進。
- 広域化・共同化における地域の実態の更なる現状分析を行うとともに、地域特性等に応じた広域化・共同化の単位や連携の仕組みを含め、広域化・共同化を推進する制度化を検討。

2. 気候変動を踏まえた浸水対策の強化

(1) 都市浸水対策の強化

- 浸水リスクの評価結果の公表・周知、及びこれを踏まえた都市浸水対策に係る中長期的な計画を事業計画の上位計画として策定することを促進するための制度化を検討。
- 樋門等の操作ルールの策定を促進するための制度化を検討するとともに、リスク発生時の影響を勘案した維持修繕基準の強化を検討。
- 都道府県による権限代行制度を、災害対策の観点から充実させることを検討。

(2) 施設浸水対策の推進

- 下水道施設の耐水化を促進する制度化を検討。

- 計画的かつ着実に耐水化を実施するためのロードマップを提示し、ハード、ソフト両面から施設浸水対策を推進。
- 広域災害に対応した相互支援や防災拠点の整備等の仕組みについて検討。

3. 人口減少など社会情勢の変化を踏まえた制度改善のあり方

(1) 処理区域に関する制度改善のあり方

- 将来的に、人口減少に伴い、**下水道の既整備区域の一部地域を合併浄化槽に切り替える場合**も想定されることから、地域の実情を詳細に調査・把握した上で、**区域縮小の判断基準**を検討。

(2) 排水設備等に関する制度改善のあり方

- 下水道管理者がビルピットに関して、より厳格な対応を求めることができるよう、必要な制度の充実に向け検討。
- 直接投入型ディスポーザーによる生ごみの受入、紙オムツ処理装置を利用した紙オムツの受入について、現行法制度の枠組みの範囲で地方公共団体が取り組みやすくなるよう支援。

⇒ **以上について、今後、国において、関係機関の意見を徴収しつつ、優先度の高いものから順次、具体的な制度設計を行い、制度化を図ること。**

人口減少・少子高齢社会を踏まえた制度改善のあり方

【出典：国土交通省、下水道政策研究委員会の制度小委員会(花木委員長)、第4回配付資料(2020/06/19)】

(1) 下水道処理区域に関する制度改善のあり方

1) 人口減少等を踏まえた下水道計画区域の見直し

- 国土交通省では、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、関係省庁と連携し、平成26年1月に都道府県構想の見直しを全都道府県に要請。
- これを受け、令和2年3月までに全ての都道府県において見直しが完了。
都道府県構想：下水道、農業集落排水、合併浄化槽等それぞれの特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定して作成する汚水処理施設整備の計画、都道府県が市町村と連携して作成。

福島県については、東日本大震災の影響により調査不能な町村を除いて作成。

下水道計画区域の見直し事例(宮城県生活排水処理基本構想(平成28年6月改正))

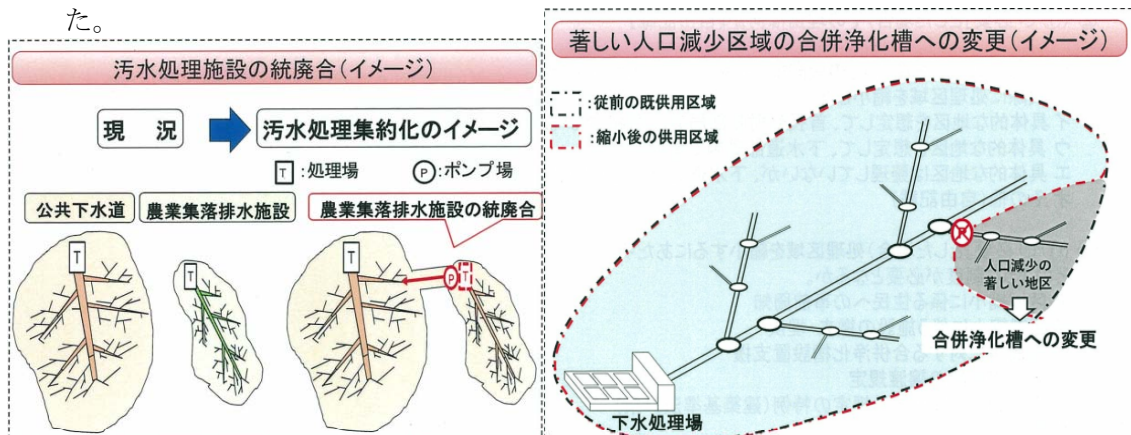
- 将来の人口減少等を見据え、各汚水処理施設の整備区域の見直しを実施
- これにより、下水道等の集合処理区域を約7,100ha 縮小し、残事業費を約731億円削減。

2) 汚水処理事業における人口減少等の影響

- 汚水処理人口普及率が90%を超え、汚水処理施設整備が概成に近づいている中、今後は**既供用区域における人口減少下での効率的汚水処理サービスの提供のため、ダウンサイジングや統廃合を含む施設更新が課題**となっている。
- また、人口減少の著しい地区にあっては、老朽化した中継ポンプ場を更新し供用を継続するよりも、**下水道施設を廃止しその代替として合併浄化槽の区域とした方が効**

率的となる場合も想定される。

- このため、国土交通省では、下水道処理区域における人口減少への対応にあたっての課題と新たに整備することが望ましい制度についてアンケート調査を行うこととした。



- 下水道処理区域における人口減少への対応に関するアンケート

- 実施時期：令和2年4月下旬～5月上旬
- 対象：次の132団体：政令指定都市(21団体)、下水道研究会議(一般市により構成)参加都市(75団体)、全国町村下水道推進協議会の都道府県支部長を務める町村(36団体)

- 質問項目

- ① 処理区域の縮小の検討が必要か【必要/必要ではない】
- ② (①で「必要」とした場合)その理由は何か【自由記載】
- ③ (①で「必要」とした場合)どの段階まで議論等が行われているか。
 - ア 実際に処理区域を縮小した。
 - イ 具体的な地区を想定して、首長や財政部局等と議論している。
 - ウ 具体的な地区を想定して、下水道部局内で議論している。
 - エ 具体的な地区を想定していないが、下水道部局内で議論している。
 - オ その他(自由記載)

- ④ (①で「必要」とした場合)処理区域を縮小するにあたり、

- ア 区域縮小に係る住民への事前周知
- イ 区域縮小に伴う施設の撤去・埋戻
- ウ 住民等に対する合併浄化槽設置支援
- エ 下水道施設の譲渡規程
- オ 便所の構造に関する規程の特例(建築基準法第31条)
- カ その他

- アンケート結果

- 処理区域の縮小の検討が必要と回答した団体が48団体(回答総数113団体)あり、その背景として既整備区域の人口減少を挙げた団体もあった。(背景に既整備区域の人口減少を挙げた団体でも、下水道部局内での議論にとどまっている。)
- 処理区域の縮小に向けて必要な制度として、住民への事前周知、住民に対する合併浄化槽の設置支援等の意見が多く、住民との関係において慎重を期すべきものと考えていることの表れと考えられた。

「その他」の事例・受益者負担金の取扱い

- ・ 合併浄化槽を整備する際の放流先水路との協議
- ・ 下水道を取りやめることに対する社会的補償
- ・ 下水道施設の処分制限期間の取扱い

3) 制度改正のポイント① **下水道処理区域の一部廃止を見据えた規定の創設**

現行制度の課題 1

- 人口減少社会が到来している中、将来的には既供用区域においても人口減少が進行し、下水道処理区域を縮小していくことも想定される。
- また、縮小にあたっては、住民との関係において慎重を期すべきとの意見が少なからず存在する。

制度改正のポイント 1

- 将来的には、下水道の既整備区域についても、人口減少に伴いその一部を下水道から合併浄化槽に切り替える都道府県構想の見直しを行う必要が生じると見込まれる。
- そのため、まず、汚水処理の経済性や地域の環境負荷への影響等、下水道処理区域の縮小の判断基準を整理すべき。
- その上で、下水道の供用廃止に伴い影響を受ける住民等の経済的負担の軽減等、どのような配慮が必要かの検討が必要。

第5次社会資本整備計画【出典：国土交通省HP】

令和3年5月28日、第5次社会資本整備重点計画が閣議決定されました。

第5次計画のポイント等については以下のとおりです。

(1) 期間：令和3年度から令和7年度まで

(2) 見直しのポイント

1) 第5次計画では、従前の4つの目標(※)に加え、昨今の社会情勢の変化を踏まえて、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションと脱炭素化に関する2つの目標を新たに追加しました。

※:防災・減災、インフラメンテナンス、持続可能な地域社会の形成、

経済成長を支える基盤整備に関する目標

2) 厳しい財政制約や人口減少の下、社会資本整備のストック効果を最大化させるため、

① 3つの総力(主体の総力、手段の総力、時間軸の総力)を挙げた社会資本整備の深化

② インフラ経営(※)により、インフラの潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造の視点を追加しました。

※ インフラを国民が持つ資産として捉え、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした新たな取り組みを実施すること。

3) 加速化するインフラの老朽化に対応するため、持続可能なインフラメンテナンスに向けた施策の一つとして、「集約・再編成等によるインフラストックの適正化」を位置付けました。

国土交通省としては、計画の共管省庁である警察庁・農林水産省と協力して、計画的か

つ重点的な社会資本整備に努めてまいります。

下水道関連の指標

1. 重点目標1：防災・減災が主流となる社会の実現

政策パッケージ

1-1 気候変動の影響を府編めた流域治水等の推進

重点施策【水害対策】

○ 人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進(下水道整備等)

● 下水道による都市浸水対策達成率

令和元年度 約60% → 令和7年度 約64%

● ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数

令和元年度 約170地区 → 令和7年度 約200地区

● 水害時における下水処理場等の機能確保率

令和元年度 0% → 令和8年度 100%

○ 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成推進

● 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数(KPI-11)

令和元年度 15団体 → 令和7年度 約800団体

○ 気候変動の影響を考慮した下水道計画の策定の推進

1-2 切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減

重点施策【耐震化等の地震対策】

○ 下水道施設の耐震化を推進

● 災害時における主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の機能確保(KPI-6)

(管渠) 令和元年度 約52% → 令和7年度 約60%

(下水処理場) 令和元年度 約37% → 令和7年度 約42%

(ポンプ場) 令和元年度 約31% → 令和7年度 約38%

1-4 災害リスクを前提とした危機管理対策の強化

○ 洪水、内水、高潮、津波等に対応したハザードマップ作成、訓練実施等の推進

● 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数(KPI-11)

令和元年度 15団体 → 令和7年度 約800団体

2. 重点目標2：持続可能なインフラメンテナンス

政策パッケージ

2-1 計画的なインフラメンテナンスの推進

重点施策【予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換】

予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率(KPI-13)

● 下水道：計画的な点検調査に基づく管路の老朽化対策を完了した延長の割合(KPI-13)

令和元年度 0% → 令和7年度 100%

重点施策【使用料を活用したインフラメンテナンス】

● 下水道：適切なメンテナンスを推進するため、下水道使用料等の収入面、維持修

繕費等の支出面のさらなる適正化に取り組む団体数

令和2年度 約100団体 → 令和7年度 約1,400団体

2-2 新技術の活用等によるインフラメンテナンスの高度化・効率化

重点施策【維持管理に係るデータ利活用の促進】

- 下水道：管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合

令和2年度 36% → 令和7年度 100%

2-3 集約・再編等によるインフラストックの適正化

重点施策【集約・再編等の取組推進】

- 下水道：汚水処理施設の集約による広域化に取り組んだ地区数(KPI-16)

令和元年度 0箇所 → 令和7年度 300箇所

5. 重点目標5：インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション

政策パッケージ

5-1 社会資本整備のデジタル化・スマート化による働き方改革・生産性向上

重点施策

- DX導入による下水道施設運営の最適化・高度化の推進

6. 重点目標6：インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

政策パッケージ

6-1 グリーン社会の実現

重点施策【地球温暖化対策の推進】

- 下水道分野における温室効果ガス排出削減量(KPI-40)

平成29年度 210万トンCO₂ → 令和7年度 352万トンCO₂

- 下水道バイオマスリサイクル率

令和元年度 33.8% → 令和7年度 45%

重点施策【健全な水循環の維持または回復、生態系の保全・再生】

- 汚水処理人口普及率(KPI-42)

令和元年度 91.7% → 令和8年度 95%

- 汚濁の著しい河川・湖沼や東京湾、大阪湾、伊勢湾等の閉鎖性海域における水質の改善を推進 良好な水環境創出のための高度処理実施率

令和元年度 56.3% → 令和7年度 65%

2) 財務省における動き

地方公共団体に対する実地監査の概要及び実施状況

【出典：財務省理財局、財政制度等審議会財政投融资分科会、令和3年6月16日配付資料】

- 全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、貸付先である地方公共団体に赴き、①貸付資金の使用状況及び事業の成果、②地方公営企業の経営状況などを実地でチェック。
- 監査で把握した経営課題や団体の課題解決に向けた取組を支援するため、アドバイス等を実施。

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の状況を勘案し、実施可能な団体を対象に監査を実施。なお、病院事業については実施を見送り。

《令和2年度 実施状況》

- ① 貸付資金の使用状況及び事業の成果、

団体数：2,376、財政融資資金残高：442,232億円、監査実施団体数(割合)：135(5.7%)
 監査先残高：25,702億円、改善報告を求めた先(割合)7(5.2%)

- ② 地方公営企業の経営状況監査

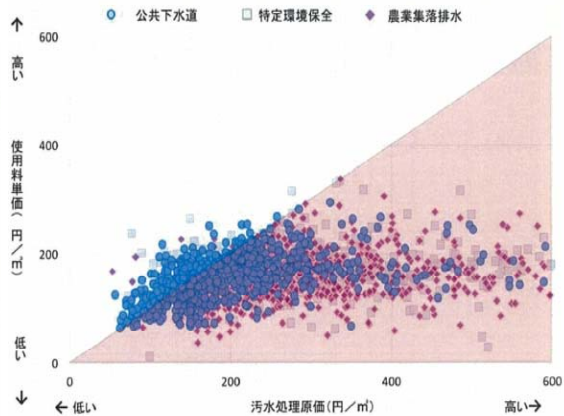
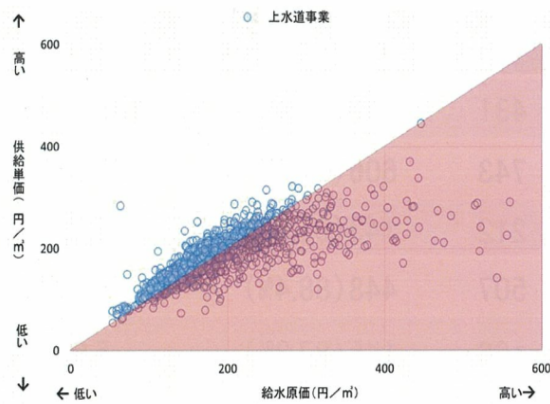
区分	企業数	財政融資資金残高	監査実施企業数(割合)	監査先残高	改善報告を求めた先(割合)
上水道	1,224	33,235億円	79(6.5%)	1,777億円	-
下水道	2,801	78,611億円	132(4.7%)	7,336億円	1(0.8%)
合計	4,025	111,846億円	211(5.2%)	9,113億円	1(0.5%)

【注】本表は、全公営企業8,222先のうち、令和元年度末に財政融資貸付残高を有する上水道事業及び下水道事業(公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設)について掲載(総務省「地方公営企業年鑑」令和元年度決算値)

- 上水道、下水道事業の収益(縦軸)・費用(横軸)の構造

- 上・下水道事業を単価ベースで比較すると、収支が均衡する線上において、上水道を比較的上位(黒字)に分布。
- 下水道は施設区分により分布が異なり、①公共下水道の一部は上位(黒字)に分布しており、②特定環境保全及び③農業集落排水のほとんどは下位(赤字)に分布

【上水道事業(料金回収率)】 料金回収率=供給単価/給水原価×100



	企業数	うち回収率100%未満企業数	割合
①公共下水道	1,174	836	71.2%
②特定環境保全	719	591	82.2%
③農業集落排水	892	832	93.3%
上水道	1,269	491	38.7%

- 下水道事業の施設区分・地方公営企業法適用別の経営状況

- 下水道事業は管渠整備や処理施設などに多額の投資を要する一方で、見合いの収益が回収できていない企業が過半数を占める状況。
- ②特定環境保全や③農業集落排水は処理区域内人口に制限があり、人口規模の小さな事業であることから、独立採算が難しい経営環境。

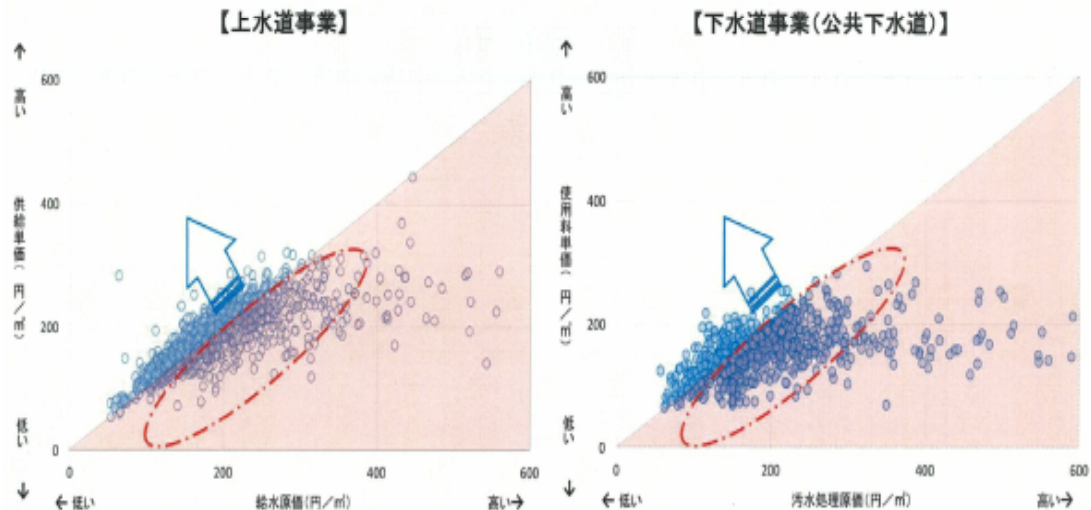
- 上水道、下水道事業への今後の実地監査

- 下水道事業のうち、特定環境保全及び農業集落排水は、小規模事業者であり、事業の性質上、団体の一般会計繰り入れに依存する経営が多い状況。

- 公共下水道については、広域化や官民連携の取組などで経営改善事例あり。
- 今後の実地監査では、上水道事業及び公共下水道事業のうち、収支均衡線上の低位付近にある企業企業を中心に選定。効果的なアドバイス等を実施することで、収支均衡線の上位(黒字)に移行することを地道に継続的に支援。

		企業数	うち回収率100%未満企業数(割合)	平均処理区域内人口
①公共下水道	(法適用)	431	230(53.4%)	108,025人
	(法非適用)	743	606(81.6%)	29,778人
②特定環境保全	(法適用)	212	143(67.5%)	7,881人
	(法非適用)	507	448(88.4%)	4,027人
③農業集落排水	(法適用)	166	145(87.3%)	5,900人
	(法非適用)	726	687(94.6%)	3,248人

(注)特定環境保全公共下水道は、主に市街化区域外において処理対象人口が概ね10,000人以下を対象として設置される小規模な下水道。農業集落排水施設は、農業振興地域内にある概ね1,000戸以下の農業集落を対象として設置される小規模な汚水・雨水処理施設。地方公営企業法の非適用事業については、総務省要請により令和5年度までに法適用企業に移行予定。



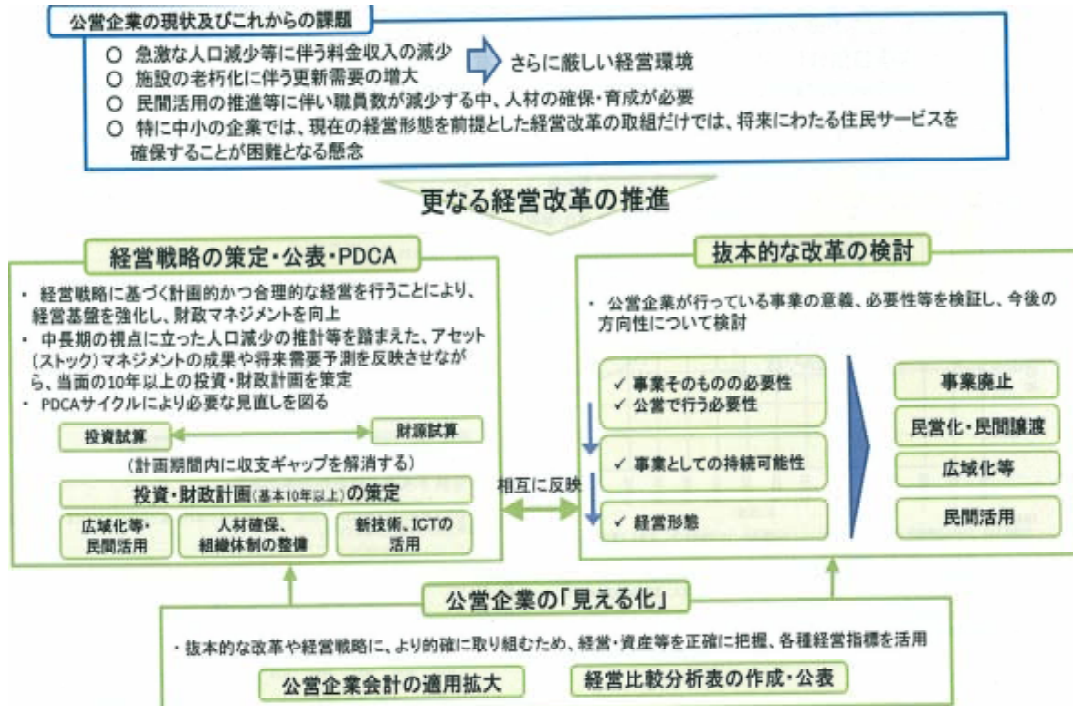
- 平成27年度監査実施先の平成30年度時点における回収率等の変化
 - 上水道 平成27年度監査実績：55
 - うち回収率上昇企業：39(70.9%) 変化の要因例
 - 施設の廃止等に伴う、原価償却費(給水原価)の減少
 - うち回収率下落企業：16(29.1%) 変化の要因例
 - 設備投資や施設の統合等に伴う、原価償却費(給水原価)の増加
 - 下水道 平成27年度監査実績：297
 - うち回収率上昇企業：203(68.4%) 変化の要因例
 - 水洗化率の上昇に伴う、使用料収入の増加
 - 職員減少等に伴う、職員給与費(汚水処理原価)の減少
 - うち回収率下落企業：94(31.6%) 変化の要因例
 - 処理区域内人口の減少に伴う、使用料収入の減少
 - 施設の老朽化に伴う、修繕費(汚水処理原価)の増加

3) 総務省における動き

公営企業における動き

【出典：総務省自治財政局準公営企業室、令和2年度日本下水道協会提言活動に関する説明会配付資料、令和2年1月16日】

○ 公営企業における更なる経営改革の推進

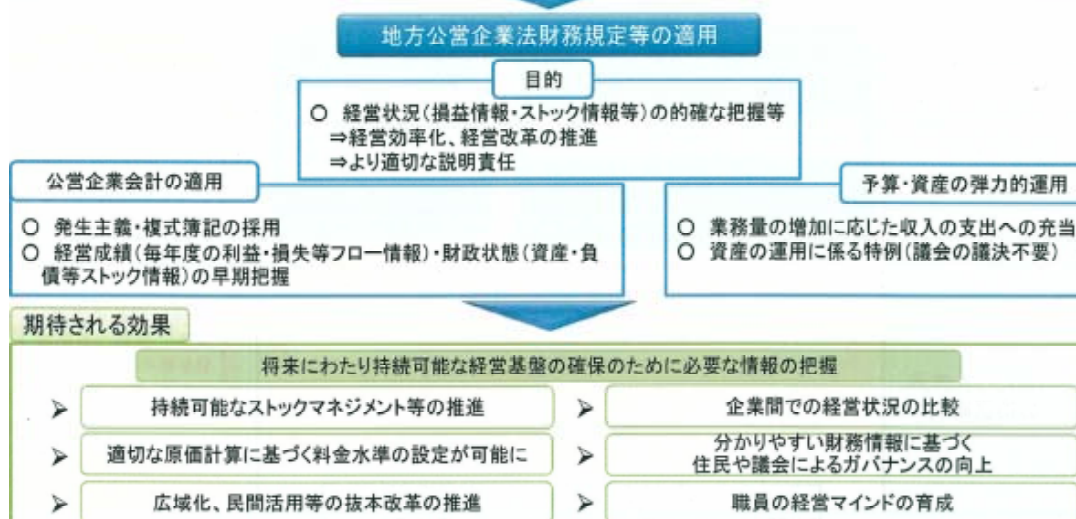


○ 地方公営企業法適用の意義

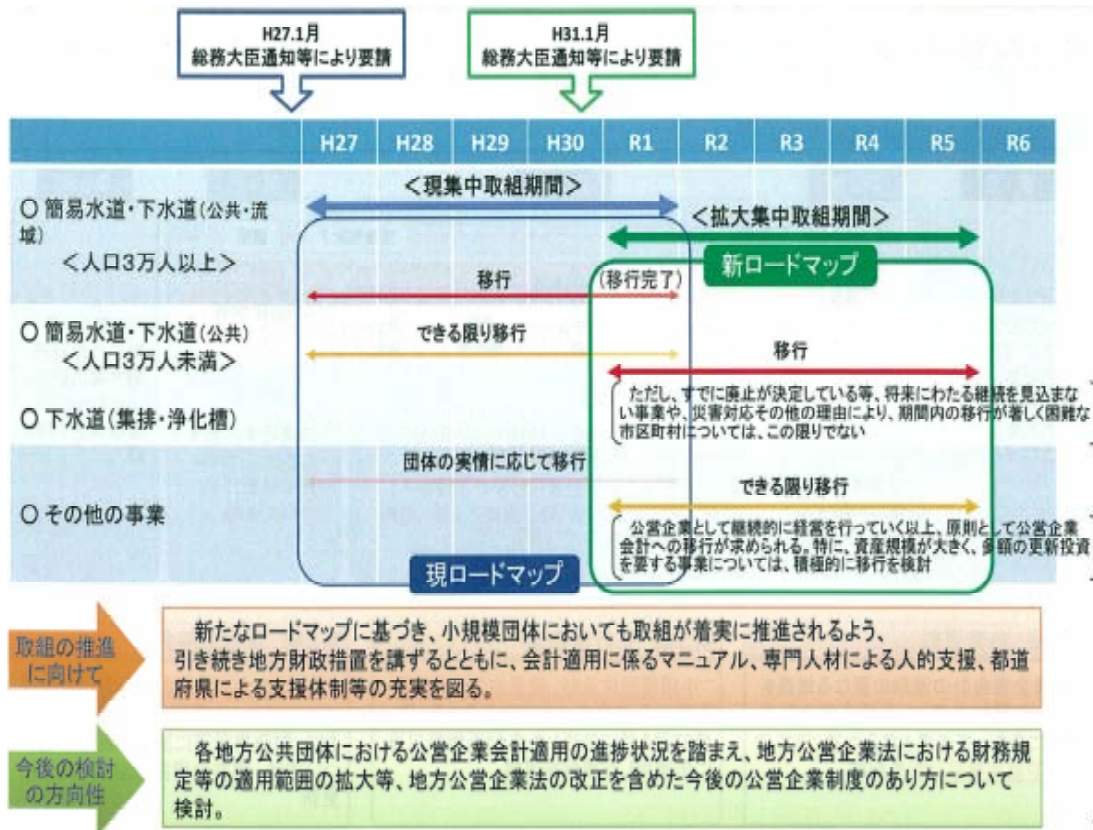
公営企業とは、住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

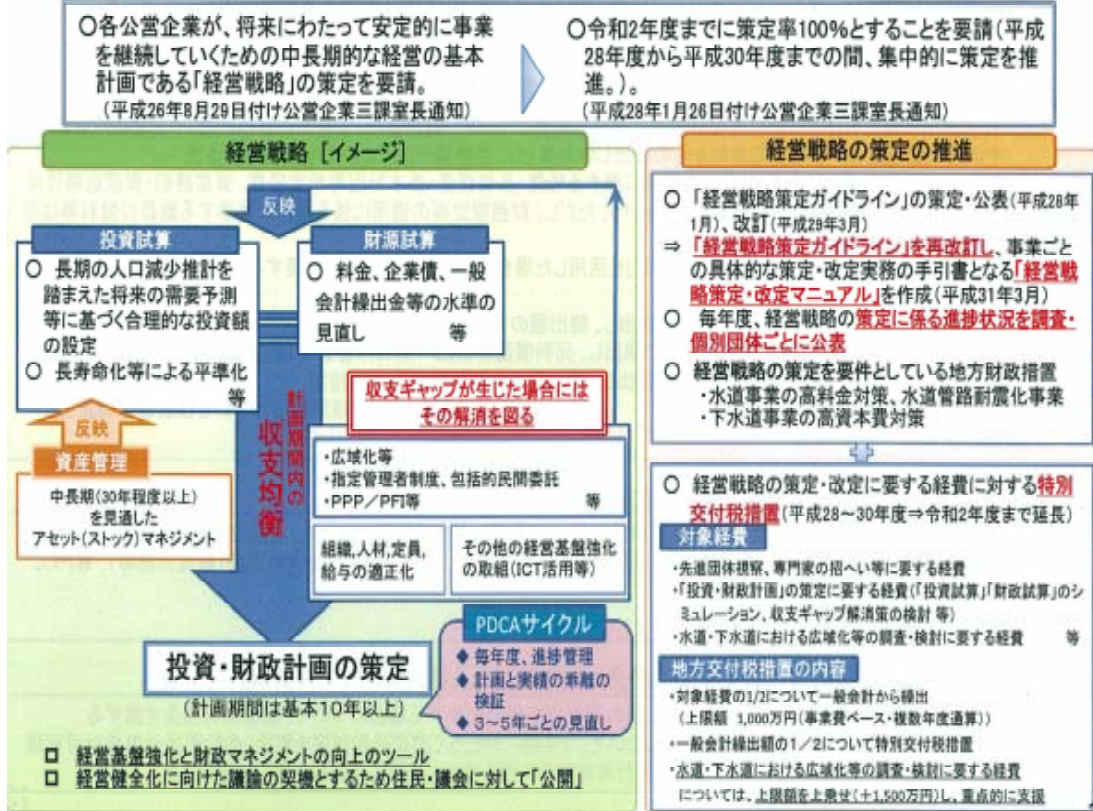
- 著しい人口減少等による料金収入の減少
 - 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
 - 国・地方を通じた厳しい財政状況
- 将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要



○ 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



○ 公営企業の「経営戦略」の策定について



(4) 令和3年1月1日現在における「人口、人口動態及び世帯数」

- 令和3年8月5日付け日本経済新聞に「東京圏人口伸び鈍る 21年人口動態調査 全国は12年連続減少」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

新型コロナウイルス禍に伴うテレワークの広がり人口移動にあらわれてきた。総務省が4日公表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)の人口の伸びが鈍った。2020年に0.37%だった伸び率は0.07%に縮んだ。

1月1日時点の日本人は前年から42万8,617人少ない1億2,384万2,701人で、**12年連続で減った。減少幅が過去最大だった20年の50万5,046人から縮小した。**

外国人は281万1,543人(5万5,172人減)で7年ぶりの減少に転じた。日本人と外国人を合わせた総人口は20年より48万3,789人少ない1億2,665万4,242人で、減少幅は外国人の人口調査を始めた13年以降で最大となった。

三大都市圏の人口は13年の調査開始以来初めて減少した。日本の総人口の52.42%の6,639万5,732人だった。東京圏の人口増加数は2万6,323人と20年から11万人ほど減った。名古屋圏(岐阜、愛知、三重)や関西圏(京都、大阪、兵庫、奈良)は減少率が拡大した。都道府県別でみると、日本人が増加したのは東京、神奈川、沖縄、千葉、埼玉の5都県だった。人口増加率は沖縄が0.35%で最も大きかった。東京は全国からの流入により転入者数から転出者数を引いた転入超過などが自然減を補ってきたが、今年は2万7千人ほど減った。新型コロナ禍で「東京離れ」の傾向がみられる。

総務省は「テレワークの普及で移住者が増えた」と分析する。新型コロナでの生活水たるとの変化が反映された。受け皿の一つになったのが地方だ。**長野県軽井沢町**は転入超過が595人で全国の町村でトップとなり、伸び率も3%と2位だった。幼小中一貫校の開設も要因になった。**長野県南箕輪村**や**福岡県久山町**、**熊本県菊陽町**などは3年連続で日本人が増えた。こうした自治体では子育て支援策の拡充や関連施設の整備、企業誘致などの取組が実績につながっている。

日本人の出生者数は84万3,321人で5年連続で過去最少を更新した。死亡数から出生数を引いた「自然減」は53万608人だった。自然減は13年連続で拡大したものの、日本人の転入者数から転出者数などの差分は過去最大の10万1,991人増だった。国外への転出者が20年より半減し、日本人の減少幅が小さくなった。外国人の転入者も30万人近く減った。総務省は新型コロナに伴う出入国制限や移動の自粛が影響したとみている。

15~64歳の生産年齢人口の割合は日本人全体の59.09%と4年連続で6割を割り込み、過去最低を更新した。65歳以上の人口は増加しており、全体の28.73%に達した。

経済成長を続けるには高齢者や女性、外国人が働きやすい環境を整備することが欠かせない。最も外国人が多いのは東京の54万6,436人で、総人口の4%程度を占める。20年は46都道府県で外国人が増えたが、今年は13県だった。減少幅は東京が最大で、次いで愛知、北海道となった。

- 令和3年8月5日付け読売新聞に「東京の人口増 鈍化」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

(略)政府は東京一極集中の是正に向け、**24年度末**までの東京圏と地方の転出入均衡を目標に掲げ、地方の移転する企業の税制優遇措置や、移住者への支援金給付などの施策

を打ってきたが、目立った成果は出ていない。今回、コロナ禍で地方への関心が高まるなか、移住を後押ししたい考えだ。(略)テレワークの普及も限界がありそうだ。公益財団法人「日本生産性本部」(東京)が7月に行った調査は、「自宅での勤務で効率が上がったか」との質問に、計49.7%が「下がった」「やや下がった」と回答し、同本部の柿岡明・上席研究員は「コロナが収束すれば、テレワークも落ち着く。大きな流れにはならないだろう」と分析する。(略)島根大の作野広和教授(人文地理学)は「地方では都市部も人口が減り続け、行政サービスの縮小などが進む可能性がある。住み続けられる街はどうあるべきなのか。自治体は住民とともに考える必要がある」と指摘する。

表-4 直近3年連続で人口増加した市町村の主な取組

団体名、R3.1.1人口、人口増加数(H30,R1,R2) (人口は日本人住民人口)		人口増加に寄与したと考えられる主な取組 (自治体からの回答を要約して記載)	
茨城県 つくばみらい市	R3	51,444人	行政とパパママがつながるコミュニケーションアプリを導入し、官民連携によりICTを活用した情報発信やWEB上での育児相談などを実現。生まれた赤ちゃん全員を訪問し、発育状況やママの健康状態の確認と併せて育児相談もサポート。子育て支援室が複数あり、ペアレント・トレーニングなどを行いながらサポート
	H30中	+64人	
	R1中	+183人	
	R2中	+223人	
千葉県 ならしのし 習志野市	R3	170,731人	「子育て日本一」を目指し、千葉県で初めての認定こども園を開設し、身近な相談先として「子育てコンシェルジュ」が子育てに関する不安や疑問に回答する等、地域・行政が一体となって子育てを支援。また、持続的に発展し続ける付加価値の高いまちづくりを実現するため、JR津田沼駅周辺の土地区画整理事業において、複合的な土地利用に計画的に注力
	H30中	+213人	
	R1中	+353人	
	R2中	+1,225人	
東京都 たいとうく 台東区	R3	188,859人	妊婦への面接や乳児家庭訪問指導など親と子の相談事業の充実、保育施設の整備、児童・生徒の放課後の居場所づくりなどを実施。安心して子供を生み育てられる基盤となる経済的な安定の確保に向けて、就職支援セミナーや合同就職面接会を実施。また、定住性向上に向けて、多様なニーズに対応した良好な住環境の整備を推進
	H30中	+2,587人	
	R1中	+2,815人	
	R2中	+2,185人	
長野県 みなみのわむら 南箕輪村	R3	15,417人	働く母親が、安心して子供を産み、育てられる環境の充実を図るため、平成17年度から6回の保育料引下げ、高校3年生まで医療費を無償化、子育て関連施設の整備、病児・病後児保育事業、子育て女性再就職支援事業を実施
	H30中	+104人	
	R1中	+135人	
	R2中	+103人	
京都府 おおやまぎさちよう 大山崎町	R3	16,222人	民間の保育園を開所、子育て医療費助成を拡充するなど、子育て環境を充実させ、年度当初の保育所待機児童数ゼロを維持。「大山崎町が子育て世代に選ばれるまちの推進」を基本目標の一つに掲げ、子育て環境の全体的な満足度を高めるとともに、子育て世代に対する定住促進を企図
	H30中	+103人	
	R1中	+109人	
	R2中	+287人	
大阪府 すいたし 吹田市	R3	370,467人	子育てにやさしいまちをめざして「吹田版ネウボラ」を整備。児童や親子の居場所づくりや子育て世帯の交流を生み出す取組も実施。子ども医療費助成制度は所得制限を設けず18歳年度末までの児童が対象。健康寿命の延伸をめざして、国立循環器病研究センター等と連携して、予防医療や健康づくりの取組を推進
	H30中	+892人	
	R1中	+1,504人	
	R2中	+2,682人	
福岡県 ひさやままち 久山町	R3	8,916人	町の97%を市街化調整区域にすることで、美しい自然や歴史遺産、伝統文化を保守。「国土の健康」をはじめ、一人ひとりがイキイキと暮らすための「人の健康」、そして豊かな心を育む「社会の健康」を推進。近年は、「新国富指標 持続可能な豊かさ」福岡県第1位になるなど、SDGsを体現
	H30中	+132人	
	R1中	+51人	
	R2中	+116人	
熊本県 きくようまち 菊陽町	R3	42,403人	早くから土地区画整理事業、道路・下水道・工業団地整備事業等の質の高い都市インフラの整備を推進。近年は企業誘致の取組、保育所、小・中学校、学童保育施設等の環境整備、子ども医療費の無償化、指定区域への転入・転居者を対象とした補助金の交付、避難所を兼ねた広場や体育館等防災拠点整備を推進
	H30中	+615人	
	R1中	+248人	
	R2中	+556人	
熊本県 かしままち 嘉島町	R3	9,657人	土地区画整理事業の推進により宅地を造成し、大型スーパー等の企業・商業施設等の誘致に取り組み、居住性や利便性を向上。子育て世代の転入しやすい環境づくりのため、保育園や学童クラブを整備
	H30中	+185人	
	R1中	+84人	
	R2中	+215人	
沖縄県 ぎのわんし 宜野湾市	R3	98,807人	子育て環境の充実や、結婚・出産・子育てをしやすい職場環境・雇用条件の改善等により、理想的な合計特殊出生率を実現。転入・転出の均衡を図ることを目指し、商業環境の充実では、市内の空き店舗の解消及び抑制を図るため、アドバイザーの派遣や店舗リフォームの助成を行う等、様々な取組を実施
	H30中	+178人	
	R1中	+710人	
	R2中	+807人	

【出典：総務省、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和3年1月1日)】

表一 5 都道府県別の年齢3区分別人口比(日本人住民)

(降 順)	年少人口 15歳未満 %		(降 順)	生産年齢 人口15～ 65歳 %		(降 順)	老年人口 65歳以上 %
沖縄県	16.9	1	東京都	64.9	1	秋田県	37.4
滋賀県	13.9	2	神奈川県	62.2	2	高知県	35.3
佐賀県	13.6	3	愛知県	61.1	3	山口県	34.6
福岡県	13.4	4	埼玉県	60.8	4	島根県	34.5
熊本県	13.3	5	大阪府	60.6	5	山形県	33.8
鹿児島県	13.3	6	沖縄県	60.5	6	岩手県	33.6
愛知県	13.3	7	千葉県	60.2	7	徳島県	33.6
宮崎県	13.2	8	滋賀県	59.6	8	青森県	33.5
広島県	12.8	9	宮城県	59.5	9	大分県	33.2
岡山県	12.7	10	兵庫県	58.7	10	愛媛県	33.0
福井県	12.7	11	福岡県	58.7	11	長崎県	32.9
長崎県	12.6	12	栃木県	58.6	12	和歌山県	32.9
鳥取県	12.5	13	京都府	58.4	13	新潟県	32.8
兵庫県	12.5	14	茨城県	58.2	14	富山県	32.6
石川県	12.4	15	群馬県	57.7	15	宮崎県	32.5
島根県	12.4	16	石川県	57.7	16	鹿児島県	32.3
岐阜県	12.3	17	三重県	57.6	17	鳥取県	32.2
香川県	12.3	18	広島県	57.5	18	北海道	32.1
大分県	12.3	19	静岡県	57.5	19	長野県	32.0
三重県	12.1	20	山梨県	57.3	20	香川県	31.5
大阪府	12.1	21	北海道	57.1	21	福島県	31.5
埼玉県	12.1	22	福島県	57.0	22	熊本県	31.5
長野県	12.1	23	岐阜県	57.0	23	奈良県	31.4
静岡県	12.1	24	岡山県	56.9	24	山梨県	31.2
神奈川県	12.1	25	奈良県	56.8	25	岐阜県	30.7
京都府	12.0	26	福井県	56.6	26	福井県	30.7
栃木県	12.0	27	香川県	56.2	27	群馬県	30.6
宮城県	12.0	28	富山県	56.0	28	佐賀県	30.5
千葉県	11.9	29	佐賀県	56.0	29	静岡県	30.4
茨城県	11.9	30	青森県	55.9	30	岡山県	30.4
愛媛県	11.8	31	長野県	55.9	31	三重県	30.3
奈良県	11.8	32	新潟県	55.9	32	石川県	30.0
群馬県	11.8	33	和歌山県	55.7	33	茨城県	29.9
東京都	11.7	34	岩手県	55.4	34	広島県	29.7
山口県	11.6	35	鳥取県	55.3	35	京都府	29.6
山梨県	11.6	36	愛媛県	55.2	36	栃木県	29.4
福島県	11.5	37	熊本県	55.2	37	兵庫県	28.8
和歌山県	11.4	38	徳島県	55.1	38	宮城県	28.5
新潟県	11.4	39	山形県	54.8	39	福岡県	27.9
徳島県	11.3	40	大分県	54.5	40	千葉県	27.9
山形県	11.3	41	長崎県	54.5	41	大阪府	27.3
富山県	11.3	42	鹿児島県	54.4	42	埼玉県	27.1
岩手県	11.1	43	宮崎県	54.3	43	滋賀県	26.6
高知県	11.0	44	山口県	53.8	44	神奈川県	25.7
北海道	10.8	45	高知県	53.7	45	愛知県	25.7
青森県	10.6	46	島根県	53.1	46	東京都	23.4
秋田県	9.7	47	秋田県	53.0	47	沖縄県	22.6
全 国	12.2		全 国	59.1		全 国	28.7
R0201/01	12.3		R0201/01	59.3		R0201/01	28.4
H3101/01	12.4		H3101/01	59.5		H3101/01	28.1
H3001/01	12.6		H3001/01	59.8		H3001/01	27.7
H2801/01	12.8		H2801/01	60.6		H2801/01	26.6

【出典：総務省、令和3年8月4日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和3年1月1日現在)]】

表－6 都道府県別の人口増減数の推移(日本人住民)

	平成30年 (昇 順)		令和元年 (昇 順)		令和2年 (昇 順)		
北海道	-39,461	1	北海道	-42,286	1	北海道	-35,428
兵庫県	-23,336	2	兵庫県	-26,937	2	兵庫県	-25,101
新潟県	-23,213	3	静岡県	-25,600	3	静岡県	-22,281
静岡県	-23,144	4	新潟県	-24,867	4	新潟県	-21,809
福島県	-19,890	5	福島県	-20,436	5	福島県	-18,690
大阪府	-18,154	6	茨城県	-19,476	6	青森県	-15,536
茨城県	-17,986	7	青森県	-17,535	7	岐阜県	-15,239
青森県	-16,639	8	長野県	-16,652	8	茨城県	-15,086
秋田県	-15,005	9	岐阜県	-16,650	9	岩手県	-13,991
岩手県	-14,767	10	広島県	-16,377	10	長崎県	-13,798
長野県	-14,762	11	大阪府	-16,128	11	秋田県	-13,688
岐阜県	-14,583	12	岩手県	-15,548	12	広島県	-13,372
山口県	-13,968	13	三重県	-15,356	13	長野県	-13,328
長崎県	-13,923	14	群馬県	-15,202	14	山口県	-13,110
鹿児島県	-13,817	15	長崎県	-15,197	15	三重県	-12,726
広島県	-13,444	16	秋田県	-15,178	16	愛媛県	-12,698
愛媛県	-12,895	17	鹿児島県	-14,979	17	群馬県	-12,679
三重県	-12,604	18	山口県	-14,642	18	鹿児島県	-12,338
群馬県	-12,471	19	愛媛県	-14,133	19	京都府	-12,233
山形県	-12,213	20	山形県	-13,774	20	山形県	-12,059
栃木県	-11,432	21	宮城県	-13,140	21	熊本県	-10,974
京都府	-11,278	22	京都府	-13,090	22	栃木県	-10,107
岡山県	-11,099	23	栃木県	-12,782	23	和歌山県	-9,608
熊本県	-11,005	24	熊本県	-12,553	24	岡山県	-9,454
和歌山県	-10,693	25	岡山県	-11,505	25	愛知県	-9,412
宮城県	-10,066	26	和歌山県	-10,882	26	宮城県	-9,213
大分県	-9,834	27	愛知県	-10,479	27	奈良県	-8,998
奈良県	-9,670	28	奈良県	-10,180	28	大分県	-8,635
宮崎県	-9,016	29	大分県	-10,070	29	宮崎県	-8,487
高知県	-8,026	30	宮崎県	-9,107	30	大阪府	-8,188
富山県	-7,837	31	高知県	-8,610	31	富山県	-7,875
徳島県	-7,298	32	徳島県	-8,547	32	高知県	-7,614
香川県	-6,804	33	富山県	-8,528	33	徳島県	-7,465
山梨県	-6,668	34	福岡県	-7,915	34	香川県	-7,390
島根県	-6,285	35	香川県	-7,667	35	島根県	-6,406
石川県	-6,058	36	石川県	-7,622	36	福井県	-5,936
福井県	-5,483	37	山梨県	-7,265	37	石川県	-5,927
佐賀県	-5,163	38	福井県	-7,052	38	山梨県	-5,422
鳥取県	-5,050	39	島根県	-6,783	39	佐賀県	-5,381
愛知県	-4,719	40	佐賀県	-5,838	40	鳥取県	-4,149
福岡県	-4,559	41	鳥取県	-5,250	41	福岡県	-3,186
滋賀県	-2,282	42	千葉県	-3,059	42	滋賀県	-2,141
埼玉県	1,364	43	滋賀県	-2,861	43	埼玉県	537
千葉県	2,044	44	埼玉県	-2,400	44	千葉県	1,089
沖縄県	2,564	45	沖縄県	2,332	45	沖縄県	5,110
神奈川県	4,184	46	神奈川県	4,213	46	神奈川県	12,312
東京都	73,205	47	東京都	68,547	47	東京都	39,493
全 国	-433,239		全 国	-505,046		全 国	-428,617

注) 各年における1月1日から12月31日までの間の人口動態である。
 全国値は平成25年が「-243,684人」、26年が「-271,058人」、27年が「-271,834人」
 28年が「-308,084人」、29年が「-374,055人」

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在]】

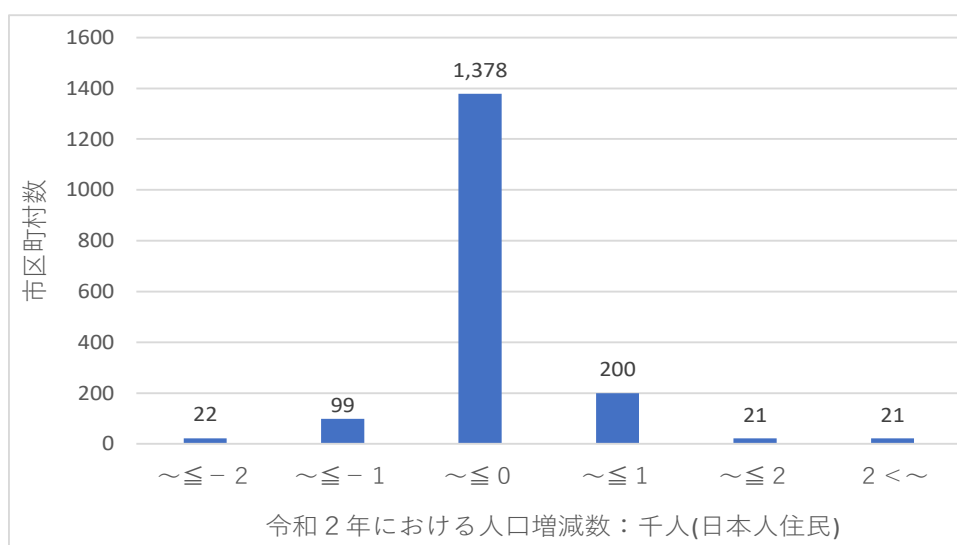


図-22 令和2年における市区町村別の人口増減数の分布(日本人住民)
 範囲は、-5,846人(京都府京都市)~+11,277人(大阪府大阪市)

令和元年 平成30年 平成30年

減少は 1,498市区町村(86.0%) ← 1,530市区町村(87.9%) ← 1,499市町村(86.1%)
 変化なしは 1市(0.1%) ← 1町(0.1%) ← 4町村(0.2%)
 増加は 242市区町村(13.9%) ← 210市区町村(12.1%) ← 238市区町村(13.7%)
 変化なしは東京都東大和市です。

表-7 令和元年における人口減少数の上位20市町村

	平成25年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (昇順)	
1	京都府京都市	-1,869	-4,280	-5,374	-5,190	-5,846
2	兵庫県神戸市	-860	-5,058	-6,235	-5,709	-5,725
3	福岡県北九州市	-3,561	-6,058	-5,699	-6,140	-5,343
4	長崎県長崎市	-3,000	-3,907	-4,532	-5,285	-4,363
5	静岡県静岡市	-2,719	-3,398	-4,653	-4,984	-4,235
6	神奈川県横須賀市	-3,692	-3,491	-3,795	-4,270	-4,117
7	広島県呉市	-2,905	-3,134	-3,184	-3,581	-3,726
8	新潟県新潟市	-1,574	-3,532	-4,198	-4,667	-3,420
9	北海道函館市	-2,967	-3,020	-3,679	-3,747	-3,353
10	大阪府堺市	-1,490	-3,937	-3,693	-4,327	-3,214
11	山口県下関市	-2,787	-3,069	-3,041	-3,022	-3,116
12	長崎県佐世保市	-1,771	-2,154	-2,140	-2,828	-3,056
13	福島県いわき市	-2,291	-3,061	-3,065	-3,062	-3,046
14	青森県青森市	-2,363	-2,626	-3,094	-3,406	-2,746
15	北海道旭川市	-1,809	-2,758	-2,960	-3,513	-2,640
16	大阪府東大阪市	-1,428	-2,410	-2,303	-2,467	-2,573
17	東京都江戸川区	410	1,222	412	-414	-2,532
18	静岡県浜松市	-1,152	-2,035	-3,754	-3,557	-2,471
19	新潟県長岡市	-1,623	-1,809	-2,367	-2,279	-2,431
20	高知県高知市	-1,109	-1,881	-2,185	-2,664	-2,305
	全国	-243,684	-374,055	-433,239	-505,046	-428,617

表－８ 青森県下の各市町村別、過去８ヵ年における人口増減数

日本人住民	平成25年	平成27年	平成30年	令和元年	令和２年 (昇順)	1,741市区 町村(昇順)
1 青森市	-2,363	-2,868	-3,094	-3,406	-2,746	14
2 八戸市	-1,570	-1,753	-2,458	-2,344	-1,898	28
3 弘前市	-1,536	-1,691	-2,125	-1,855	-1,628	42
4 むつ市	-812	-866	-915	-1,209	-859	160
5 五所川原市	-618	-795	-969	-832	-752	210
6 十和田市	-544	-597	-615	-688	-721	229
7 つがる市	-660	-638	-643	-636	-585	
8 黒石市	-396	-413	-561	-429	-541	
9 三沢市	-305	-509	-251	-386	-400	
10 平川市	-253	-379	-265	-354	-383	
11 五戸町	-268	-276	-327	-302	-340	
12 中泊町	-337	-278	-245	-282	-334	
13 南部町	-434	-224	-332	-378	-303	
14 七戸町	-337	-253	-228	-407	-293	
15 東北町	-249	-280	-250	-303	-292	
16 鱒ヶ沢町	-276	-241	-279	-306	-257	
17 板柳町	-198	-250	-229	-287	-244	
18 野辺地町	-200	-182	-260	-259	-240	
19 平内町	-331	-262	-194	-220	-234	
20 深浦町	-180	-244	-240	-211	-228	
21 大鰐町	-319	-221	-201	-229	-212	
22 三戸町	-183	-282	-233	-213	-206	
23 鶴田町	-146	-200	-245	-289	-198	
24 階上町	-191	-67	-124	-210	-181	
25 外ヶ浜町	-225	-198	-226	-178	-179	
26 東通村	-84	-91	-120	-154	-177	
27 藤崎町	-150	-126	-26	-181	-165	
28 田子町	-124	-169	-124	-146	-112	
29 大間町	-120	-121	-117	-132	-109	
30 六ヶ所村	-207	-123	-94	-157	-105	
31 田舎館村	-55	-49	-99	-93	-88	
32 六戸町	102	-28	26	-3	-87	
33 今別町	-102	-76	-95	-87	-83	
34 横浜町	-95	-69	-90	-131	-79	
35 蓬田村	-50	-50	-57	-48	-76	
36 新郷村	-59	-75	-94	-71	-63	
37 風間浦村	-94	-48	-63	-64	-59	
38 佐井村	-54	-55	-62	-82	-45	
39 西目屋村	-32	-53	13	-10	-32	
40 おいらせ町	-11	3	-128	37	-2	
合 計	-14,066	-15,097	-16,639	-17,535	-15,536	

【出典：総務省、令和３年８月４日公表資料[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和３年１月１日現在)]】

８年連続で人口増の市町村はありません。

表－9 都道府県別の人口、増減率について(日本人住民)

住民基本台帳人口 令和3年1月1日 日本人 (千人)		令和2年における 増減率 ：%		令和2年における 自然増減率 ：%		令和2年における 社会増減率 ：%	
鳥取県	552	秋田県	-1.40	秋田県	-1.11	長崎県	-0.40
島根県	664	青森県	-1.22	青森県	-0.87	青森県	-0.35
高知県	697	岩手県	-1.14	岩手県	-0.86	和歌山県	-0.29
徳島県	729	山形県	-1.12	山形県	-0.86	福島県	-0.29
福井県	759	高知県	-1.08	高知県	-0.84	徳島県	-0.29
山梨県	804	長崎県	-1.03	山口県	-0.77	岩手県	-0.28
佐賀県	811	和歌山県	-1.01	島根県	-0.76	秋田県	-0.28
和歌山県	938	徳島県	-1.01	新潟県	-0.75	山形県	-0.27
香川県	960	福島県	-1.00	愛媛県	-0.74	福井県	-0.26
秋田県	967	新潟県	-0.98	徳島県	-0.73	高知県	-0.24
富山県	1,029	山口県	-0.97	和歌山県	-0.72	新潟県	-0.24
山形県	1,062	島根県	-0.96	福島県	-0.72	岐阜県	-0.23
宮崎県	1,080	愛媛県	-0.94	北海道	-0.68	山口県	-0.20
石川県	1,117	宮崎県	-0.78	富山県	-0.65	愛媛県	-0.20
大分県	1,129	福井県	-0.78	長崎県	-0.63	島根県	-0.19
岩手県	1,213	岐阜県	-0.77	香川県	-0.62	宮崎県	-0.19
青森県	1,254	香川県	-0.76	群馬県	-0.61	三重県	-0.18
長崎県	1,326	鹿児島県	-0.76	長野県	-0.61	佐賀県	-0.17
奈良県	1,331	富山県	-0.76	鹿児島県	-0.60	鹿児島県	-0.16
山口県	1,339	大分県	-0.76	大分県	-0.60	奈良県	-0.16
愛媛県	1,343	鳥取県	-0.75	鳥取県	-0.60	大分県	-0.16
滋賀県	1,386	三重県	-0.72	宮崎県	-0.59	熊本県	-0.16
沖縄県	1,466	北海道	-0.68	山梨県	-0.57	鳥取県	-0.15
鹿児島県	1,606	奈良県	-0.67	静岡県	-0.55	香川県	-0.14
熊本県	1,741	山梨県	-0.67	三重県	-0.55	富山県	-0.11
三重県	1,746	群馬県	-0.66	茨城県	-0.54	山梨県	-0.10
福島県	1,848	佐賀県	-0.66	岐阜県	-0.54	広島県	-0.10
岡山県	1,863	長野県	-0.65	福井県	-0.52	石川県	-0.08
群馬県	1,897	熊本県	-0.63	栃木県	-0.52	京都府	-0.07
栃木県	1,913	静岡県	-0.62	奈良県	-0.51	静岡県	-0.07
岐阜県	1,959	茨城県	-0.53	佐賀県	-0.49	兵庫県	-0.07
長野県	2,036	石川県	-0.53	熊本県	-0.47	岡山県	-0.06
新潟県	2,196	栃木県	-0.53	宮城県	-0.45	群馬県	-0.05
宮城県	2,260	岡山県	-0.50	石川県	-0.45	長野県	-0.04
京都府	2,470	京都府	-0.49	岡山県	-0.44	栃木県	-0.01
広島県	2,757	広島県	-0.48	京都府	-0.42	北海道	0.00
茨城県	2,837	兵庫県	-0.46	兵庫県	-0.40	茨城県	0.01
静岡県	3,589	宮城県	-0.41	広島県	-0.39	滋賀県	0.03
福岡県	5,044	滋賀県	-0.15	千葉県	-0.36	宮城県	0.04
北海道	5,191	愛知県	-0.13	大阪府	-0.35	愛知県	0.08
兵庫県	5,410	大阪府	-0.10	埼玉県	-0.32	沖縄県	0.17
千葉県	6,156	福岡県	-0.06	福岡県	-0.29	福岡県	0.22
埼玉県	7,198	埼玉県	0.01	神奈川県	-0.26	大阪府	0.25
愛知県	7,292	千葉県	0.02	愛知県	-0.21	埼玉県	0.33
大阪府	8,589	神奈川県	0.14	滋賀県	-0.19	千葉県	0.37
神奈川県	8,993	東京都	0.30	東京都	-0.16	神奈川県	0.40
東京都	13,297	沖縄県	0.35	沖縄県	0.18	東京都	0.46
全国	123,843	全国	-0.34	全国	-0.43	全国	0.08
R020101	124,271	令和元年	-0.40	令和元年	-0.41	令和元年	0.01
H310101	124,776	H30年	-0.35	H30年	-0.35	H30年	0.01
H300101	125,210	H29年	-0.30	H29年	-0.31	H29年	0.01
H270101	126,435	H26年	-0.21	H26年	-0.21	H26年	0.00

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在]】

表-10 都道府県別の高齢化率(日本人住民)、1世帯当たり平均構成人員(日本人住民)

1月1日現在	高齢化率：%			順位	1月1日現在	1世帯当たり平均構成人員			順位
	平成26年	令和2年	令和3年(降順)			平成26年	令和2年	令和3年(降順)	
秋田県	31.2	36.7	37.4	1	北海道	2.01	1.89	1.88	
高知県	30.7	34.8	35.3	2	東京都	1.97	1.91	1.89	
山口県	30.0	34.2	34.6	3	高知県	2.14	2.02	2.00	
島根県	30.6	34.2	34.5	4	鹿児島県	2.12	2.02	2.00	
山形県	28.9	33.3	33.8	5	大阪府	2.16	2.05	2.02	
岩手県	28.6	33.0	33.6	6	宮崎県	2.22	2.09	2.06	
徳島県	28.6	33.0	33.6	7	山口県	2.20	2.08	2.06	
青森県	27.6	32.8	33.5	8	京都府	2.21	2.09	2.07	
大分県	28.4	32.7	33.2	9	愛媛県	2.23	2.10	2.08	
愛媛県	28.4	32.5	33.0	10	神奈川県	2.21	2.11	2.08	
長崎県	27.5	32.3	32.9	11	福岡県	2.24	2.11	2.09	
和歌山県	28.6	32.5	32.9	12	長崎県	2.28	2.14	2.12	
新潟県	27.9	32.2	32.8	13	大分県	2.29	2.15	2.12	
富山県	28.6	32.3	32.6	14	青森県	2.34	2.16	2.12	
宮崎県	27.4	31.9	32.5	15	広島県	2.27	2.15	2.13	
鹿児島県	27.6	31.7	32.3	16	和歌山県	2.31	2.17	2.14	
鳥取県	27.7	31.7	32.2	17	千葉県	2.31	2.17	2.14	
北海道	26.8	31.7	32.1	18	兵庫県	2.30	2.18	2.16	
長野県	28.2	31.7	32.0	19	埼玉県	2.36	2.21	2.19	
香川県	27.6	31.1	31.5	20	徳島県	2.38	2.22	2.19	
福島県	26.5	30.9	31.5	21	香川県	2.37	2.23	2.20	
熊本県	27.0	31.0	31.5	22	沖縄県	2.41	2.23	2.21	
奈良県	26.4	31.0	31.4	23	岡山県	2.39	2.25	2.22	
山梨県	26.6	30.7	31.2	24	熊本県	2.42	2.26	2.23	
岐阜県	26.4	30.3	30.7	25	奈良県	2.43	2.27	2.25	
福井県	26.4	30.3	30.7	26	三重県	2.45	2.28	2.26	
群馬県	25.8	30.1	30.6	27	宮城県	2.46	2.29	2.26	
佐賀県	25.7	29.9	30.5	28	山梨県	2.47	2.29	2.26	
静岡県	26.0	30.0	30.4	29	愛知県	2.42	2.29	2.26	
岡山県	27.0	30.1	30.4	30	秋田県	2.52	2.32	2.29	
三重県	26.3	30.0	30.3	31	群馬県	2.51	2.32	2.29	
石川県	26.0	29.6	30.0	32	静岡県	2.51	2.33	2.30	
茨城県	24.7	29.4	29.9	33	茨城県	2.53	2.34	2.31	
広島県	25.9	29.3	29.7	34	岩手県	2.55	2.35	2.31	
京都府	26.0	29.3	29.6	35	島根県	2.51	2.34	2.31	
栃木県	24.2	28.8	29.4	36	石川県	2.51	2.35	2.32	
兵庫県	24.9	28.5	28.8	37	栃木県	2.54	2.36	2.32	
宮城県	23.8	28.0	28.5	38	鳥取県	2.53	2.37	2.34	
福岡県	23.9	27.6	27.9	39	福島県	2.60	2.40	2.36	
千葉県	23.9	27.6	27.9	40	長野県	2.55	2.39	2.36	
大阪府	24.4	27.2	27.3	41	滋賀県	2.61	2.44	2.40	
埼玉県	23.0	26.8	27.1	42	佐賀県	2.66	2.47	2.43	
滋賀県	22.6	26.2	26.6	43	岐阜県	2.67	2.47	2.44	
神奈川県	22.5	25.5	25.7	44	新潟県	2.69	2.48	2.45	
愛知県	22.6	25.5	25.7	45	富山県	2.70	2.51	2.47	
東京都	22.1	23.4	23.4	46	山形県	2.83	2.60	2.56	
沖縄県	18.1	22.1	22.6	47	福井県	2.86	2.66	2.62	
全 国	25.0	28.4	28.7		全 国	2.30	2.17	2.14	

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在]】

表-11 青森県下の各市町村における人口増減率と高齢化率(日本人住民)

令和3年1月1日 高齢化率：%		令和2年における 増加率：%		令和2年における 自然増加率：%		令和2年における 社会増加率：%		
今別町	54.7	1	今別町	-3.23	今別町	-2.25	東通村	-1.30
外ヶ浜町	49.9	2	風間浦村	-3.18	風間浦村	-2.16	中泊町	-1.27
深浦町	49.4	3	中泊町	-3.09	深浦町	-1.94	外ヶ浜町	-1.13
新郷村	48.3	4	外ヶ浜町	-3.05	外ヶ浜町	-1.93	大間町	-1.09
佐井村	46.2	5	深浦町	-2.85	鱒ヶ沢町	-1.88	風間浦村	-1.03
風間浦村	45.4	6	東通村	-2.80	新郷村	-1.82	蓬田村	-0.98
鱒ヶ沢町	43.8	7	蓬田村	-2.75	中泊町	-1.82	今別町	-0.97
中泊町	43.6	8	鱒ヶ沢町	-2.65	佐井村	-1.79	深浦町	-0.91
大鰐町	43.4	9	新郷村	-2.61	蓬田村	-1.77	三戸町	-0.89
田子町	42.8	10	西目屋村	-2.35	西目屋村	-1.69	平内町	-0.87
三戸町	41.6	11	佐井村	-2.30	七戸町	-1.55	三沢市	-0.83
平内町	41.1	12	大鰐町	-2.26	東通村	-1.50	大鰐町	-0.81
七戸町	41.0	13	平内町	-2.16	大鰐町	-1.45	新郷村	-0.79
蓬田村	40.9	14	三戸町	-2.09	南部町	-1.40	田子町	-0.78
西目屋村	40.2	15	大間町	-2.09	横浜町	-1.37	鱒ヶ沢町	-0.77
五戸町	40.1	16	田子町	-2.08	田子町	-1.30	五戸町	-0.76
横浜町	39.9	17	五戸町	-2.01	平内町	-1.29	つがる市	-0.72
南部町	39.0	18	七戸町	-1.91	板柳町	-1.27	西目屋村	-0.66
野辺地町	38.7	19	野辺地町	-1.85	野辺地町	-1.26	黒石市	-0.66
つがる市	38.2	20	つがる市	-1.83	五戸町	-1.25	東北町	-0.62
東北町	37.5	21	板柳町	-1.82	三戸町	-1.20	野辺地町	-0.59
板柳町	37.4	22	横浜町	-1.80	つがる市	-1.11	むつ市	-0.56
鶴田町	36.8	23	南部町	-1.70	鶴田町	-1.10	板柳町	-0.55
東通村	36.4	24	東北町	-1.69	東北町	-1.06	佐井村	-0.51
田舎館村	35.4	25	黒石市	-1.64	平川市	-1.06	鶴田町	-0.46
五所川原市	35.2	26	鶴田町	-1.56	五所川原市	-1.01	横浜町	-0.43
大間町	34.4	27	むつ市	-1.52	大間町	-1.00	階上町	-0.40
平川市	34.3	28	五所川原市	-1.40	黒石市	-0.98	五所川原市	-0.38
十和田市	33.9	29	階上町	-1.36	むつ市	-0.96	七戸町	-0.36
黒石市	33.8	30	平川市	-1.23	階上町	-0.95	藤崎町	-0.33
むつ市	33.6	31	十和田市	-1.19	田舎館村	-0.95	六ヶ所村	-0.31
六戸町	33.6	32	田舎館村	-1.13	十和田市	-0.89	十和田市	-0.30
階上町	32.8	33	藤崎町	-1.10	弘前市	-0.83	南部町	-0.30
藤崎町	32.5	34	六ヶ所村	-1.04	藤崎町	-0.77	青森市	-0.24
弘前市	32.5	35	三沢市	-1.02	青森市	-0.74	八戸市	-0.22
青森市	31.5	36	青森市	-0.98	六ヶ所村	-0.73	田舎館村	-0.18
八戸市	31.0	37	弘前市	-0.96	六戸町	-0.65	平川市	-0.17
六ヶ所村	27.6	38	八戸市	-0.84	八戸市	-0.62	六戸町	-0.15
おいらせ町	27.4	39	六戸町	-0.79	おいらせ町	-0.41	弘前市	-0.13
三沢市	26.7	40	おいらせ町	-0.01	三沢市	-0.20	おいらせ町	0.40
40市町村	33.5		40市町村	-1.22	40市町村	-0.87	40市町村	-0.35
R020101	32.8		令和元年	-1.36	令和元年	-0.87	令和元年	-0.49
H310101	32.1		平成30年	-1.28	平成30年	-0.78	平成30年	-0.50
H300101	31.3		平成29年	-1.19	平成29年	-0.72	平成29年	-0.47
H280101	29.7		平成27年	-1.12	平成27年	-0.64	平成27年	-0.48

【出典：総務省、各年度[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数、1月1日現在]】

- 増減率が-3.23%で推移した場合、5年後は基準年の84.9%、10年後は基準年の72.0%、20年後は基準年の51.9%となります。
- 増減率が-0.01%で推移した場合、5年後は基準年の99.95%、10年後は基準年の99.90%、20年後は基準年の99.8%となります。



図-23 要介護・要支援認定者数の推移
【出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」】



図-24 認知症高齢者の将来見込み

【出典：二宮利治(2014)「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」】

1世帯当たり平均 構成人員(令和3 年1月1日時点)		
今別町	1.78	1
むつ市	1.94	2
風間浦村	1.99	3
野辺地町	2.01	4
青森市	2.03	5
三沢市	2.03	6
佐井村	2.03	7
大間町	2.04	8
外ヶ浜町	2.05	9
八戸市	2.07	10
六ヶ所村	2.07	11
五所川原市	2.08	12
中泊町	2.10	13
鱒ヶ沢町	2.10	14
弘前市	2.10	15
横浜町	2.11	16
深浦町	2.13	17
十和田市	2.17	18
平内町	2.18	19
東通村	2.19	20
大鰐町	2.19	21
階上町	2.21	22
七戸町	2.23	23
三戸町	2.29	24
鶴田町	2.31	25
つがる市	2.31	26
南部町	2.35	27
蓬田村	2.36	28
黒石市	2.36	29
東北町	2.37	30
五戸町	2.38	31
西目屋村	2.40	32
おいらせ町	2.41	33
板柳町	2.42	34
藤崎町	2.43	35
六戸町	2.43	36
田子町	2.46	37
平川市	2.54	38
新郷村	2.56	39
田舎館村	2.72	40
40市町村	2.12	
R.02 1/1	2.16	
H.31 1/1	2.19	
H.30 1/1	2.22	

表-12 年齢別の認知症有病率(人口に占める認知症の人の割合)：%

年齢	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
女性	1.6	3.8	11.0	24.0	48.5	71.8
男性	1.5	3.4	9.6	20.0	35.6	42.4
全体	1.5	3.6	10.4	22.4	44.3	64.2

日本医療研究開発機構・認知症研究開発事業の調査による(2019年5月17日毎日新聞)

(5) 令和2年国勢調査(人口速報集計結果)

- 令和3年6月25日付け日本経済新聞の夕刊に「人口1億2,622万人に減少 国勢調査5年で86万人減 20年速報値」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

総務省は25日、2020年国勢調査の人口速報値を公表した。20年10月1日時点の外国人を含む日本人は1億2,622万6,568人で、15年の前回調査から86万8,177人(0.7%)減った。1920年の第1回調査以来初めて減少に転じた前回調査から2回連続で少なくなった。

国連推計よると各国人口と比較すると、日本は11位で前回から1つ順位を下げた。メキシコに抜かれた。日本が上位10位に圏外になるのは比較可能な1950年以降で初めて。

減少率は2010年から15年までの0.8%から縮小した。総務省は人口減が鈍化した理由を「自然減は加速したが、それを補う外国人の流入があった」と説明する。

総人口のうち男性が6,136万14人、女性が6,486万6,554人だった。

38道府県の人口規模が縮小した。減少率が最も高かった秋田県で6.2%だった。100万人を下回ったのは10県で秋田が新たに加わった。

増加率は東京の4.1%が最も高く、1,400万人を初めて超え1,406万4,696人になった。東京圏の人口は3,693万人で5年前を80万人ほど上回った。日本全体に占める割合は0.8ポイント上昇して29.3%になり、人口集中が一段と進んだ。

全国の家帯数は5,571万9,562で4.2%膨らんだ。単身世帯の増加傾向が続く。

人口が増えたのは、伸び率が高い順に東京、沖縄、神奈川、埼玉、千葉、愛知、福岡、滋賀、大阪の9都府県。東京、千葉、神奈川、福岡、埼玉の5都県はプラス幅が大きくなった。前回調査で減少に転じていた大阪は今回は微増になった。

総務省は「(出生率が死亡数を上回る)自然増が大きいとみられる沖縄を除き、他県から人が流入している」と分析する。もともと人口の多い首都圏などにさらに人口が集まり、その分だけ、地方の人口減に拍車がかかる構図だ。人口減の38道府県のうち、マイナス幅が縮んだのは福島、茨城、群馬、山梨、長野の5県だけだった。

秋田は6.2%減と落ち込み幅が最も大きく、96万人となった。100万人を下回るのは10県目だ。最少の鳥取は3.4%減の55万人だった。

全国1,718市町村の8割超で人口が減った。減少率が5%以上の自治体は全体の5割を超える。10%以上減った自治体は245に上る。減少率が最も高かったのは熊本県球磨村(34.1%減)だった。減少数は北九州市の2万人超が最も多かった。

東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県の合計人口は、震災前の10年調査時をなお6.3%下回る。各県別でも8.9%減、1.9%減、9.6%減となった。

市町村別の増加率の1～4井は、福島第1原子力発電所事故による避難指示が解除された福島沿岸部の4町村が占めた。前回15年調査時点で住民の帰還がほとんど進んでいなかった反動も大きい。岩手沿岸部では減少率が10%を超える自治体もある。

全国・都道府県・市町村別人口及び世帯数(令和3年6月25日、総務省統計局)

1. 全国の人口

- 国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査地域に常住している者をいう。

- 我が国の人口は1億2,622万7千人(2020年10月1日現在)
2015年から86万8千人減少、0.7%減、年平均0.14%減、2015年に引き続き人口減少
 - 男性は6,136万人、女性は6,486万7千人と女性が350万7千人多い。
 - 人口は世界で11番目、人口密度(338.4人/m²)は世界平均の5.6倍
2. 都道府県の人口
- 東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)で、全国の約3割を占める。
 - 東京都、神奈川県、埼玉県など9都府県で人口増加、38道府県で減少。

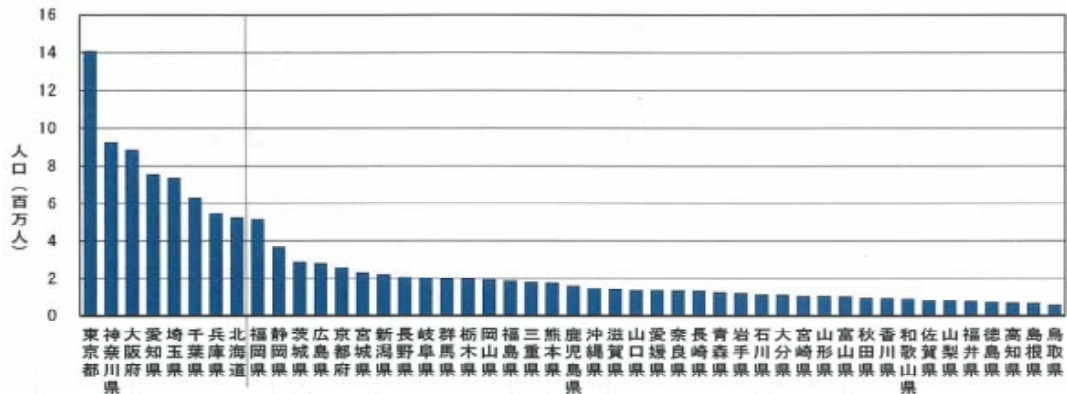


図-25 都道府県別人口(2020年)

- 人口増加が加速した都道府県が5都県、人口減少が加速した都道府県が33道府県

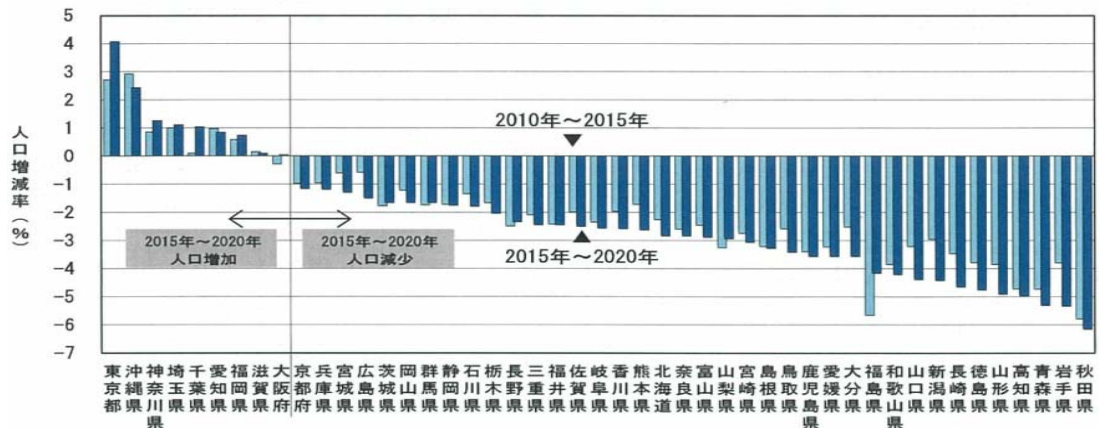
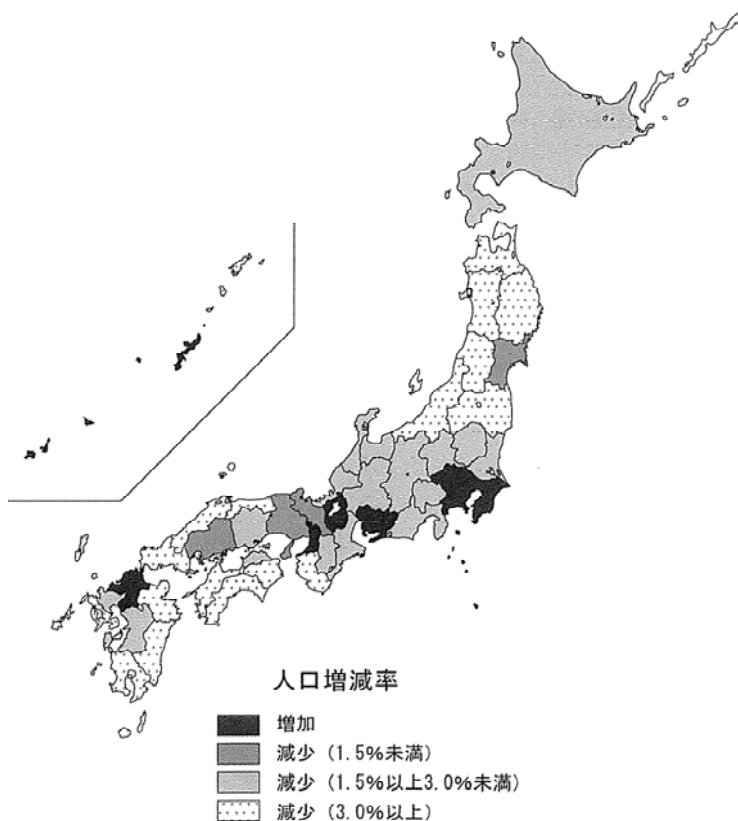


図-26 都道府県別人口増減率(2010年～2015年、2015年～2020年)

表-13 都道府県別2010年～2015年及び2015年～2020年の人口増減の関係

2015年～2020年 (平成27年～令和2年) の人口増減	前回人口増減との比較	都道府県名	
人口が増加	増加幅が拡大	埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 福岡県	計5
	増加幅が縮小	愛知県, 滋賀県, 沖縄県	計3
	減少から増加に転換	大阪府	計1
人口が減少	増加から減少に転換	該当なし	
	減少幅が縮小	福島県, 茨城県, 群馬県, 山梨県, 長野県	計5
	減少幅が拡大	北海道, 青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 栃木県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 静岡県, 三重県, 京都府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県	計33

図-27 都道府県別人口増減率(2015年～2020年)



3. 市町村の人口

- 人口100万人以上は12市
- 人口5万人未満の市(272→290)、人口5千人未満の町村(267→290)が増加

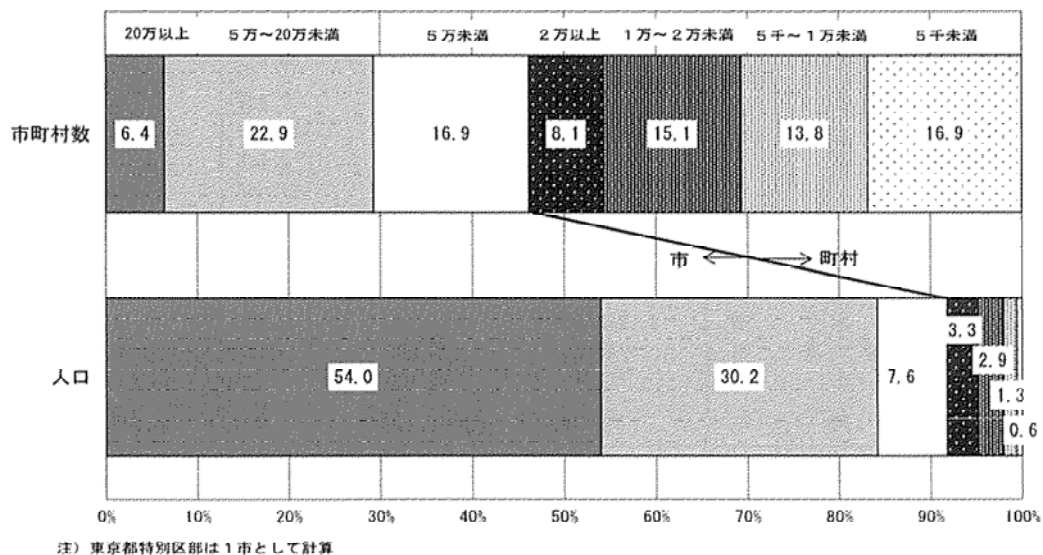
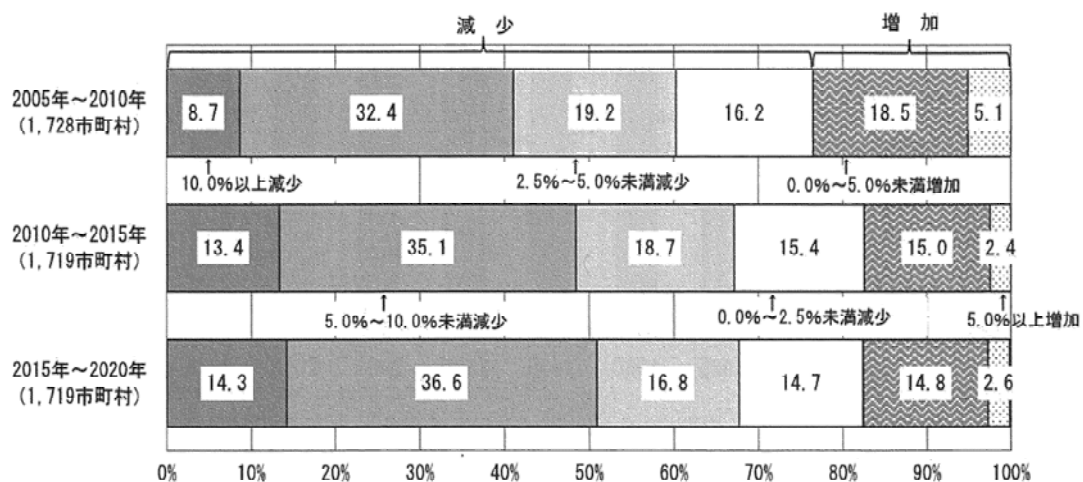


図-28 人口階級別市町村数及び人口の割合(2020年)

- 全国1,719市町村のうち、1,416市町村(82.4%)で人口が減少
- 人口増加率が10%以上の市町村は10市町村、人口減少率が10%以上の市町村は245市町村



注) 東京都特別区部は1市として計算

図-29 人口増減率階級別市町村数の割合(2005年~2020年)

4. 世帯

- 我が国の世帯数は5,572万世帯(2020年10月1日現在)
2015年から227万1千世帯増加、4.2%増 41都道府県で増加
- 1世帯当たり人員は2.27人で引き続き減少 全ての都道府県で減少

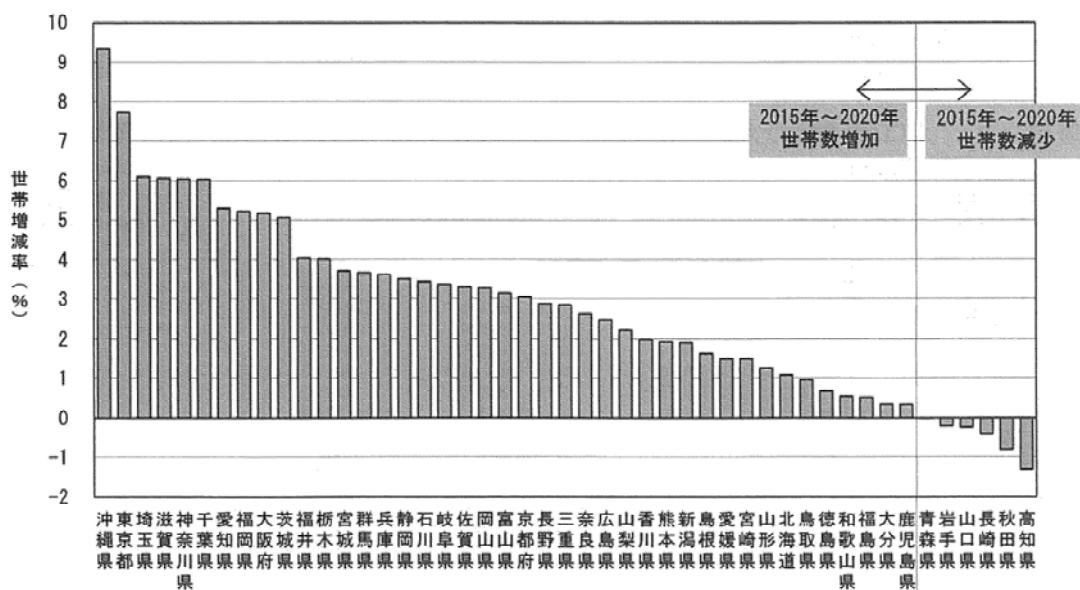


図-30 都道府県別世帯増減率(2015年~2020年)

人/世帯

- ①山形県(2.68)、②福井県(2.64)、③佐賀県(2.60)・・・全国平均：2.27・・・
- ④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿
- ④⑥大阪府(2.14)、④⑦北海道(2.12)、④⑧東京都(1.96)

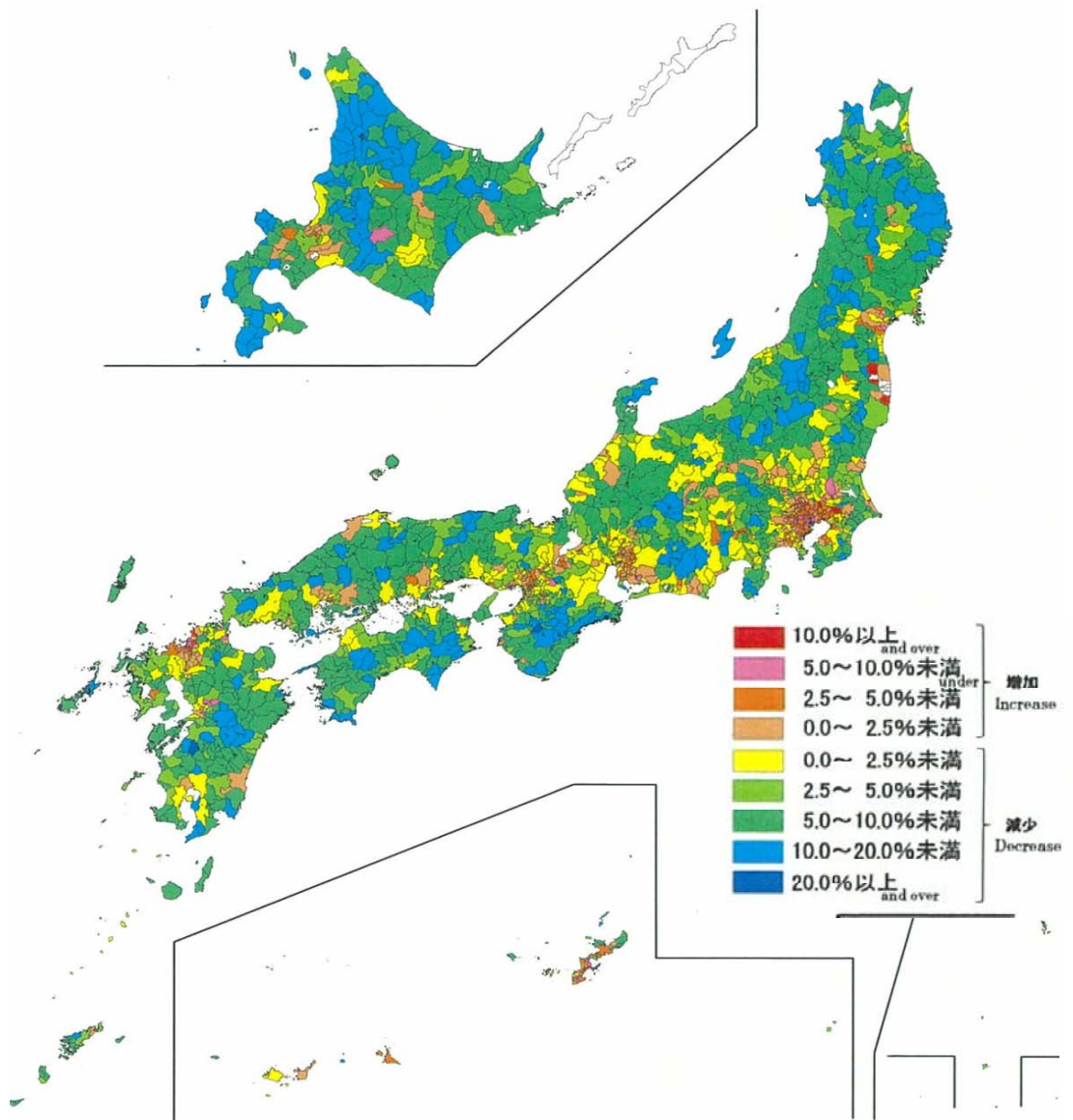


図-31 市区町村別の人口増減率(2015年~2020年)

増加数の大きい市町村		減少数の大きい市町村		増加率の大きい市町村(10%以上)	
1. 東京都区 (471,794人)	北九州市 (-21,664人)	福島県飯舘村	3,117.1%	5. 中央区	19.9%
2. 福岡市 (74,680人)	新潟市 (-20,442人)	葛尾村	2,238.9%	6. 千葉県流山市	14.7%
3. 川崎市 (63,868人)	長崎市 (-20,203人)	檜葉町	279.5%	7. 福岡県福津市	14.2%
4. 大阪市 (63,557人)	横須賀市 (-18,082人)	広野町	25.2%	8. 沖縄県中城村	14.0%
5. さいたま市(60,612人)	いわき市(-17,035人)			9. 沖縄県北中城村	11.4%
-----				10. 千葉県印西市	10.8%
減少率が大きい市町村				11. 福岡県久山町	10.4%
1. 熊本県球磨村 (-34.1%)					
2. 奈良県野迫川村 (-20.3%)					
3. 長野県平谷村 (-19.6%)					
4. 北海道月形町 (-19.3%)					
5. 沖縄県渡名喜村 (-19.1%)					
6. 群馬県南牧村 (-18.5%)					
7. 北海道上砂川町 (-18.2%)					

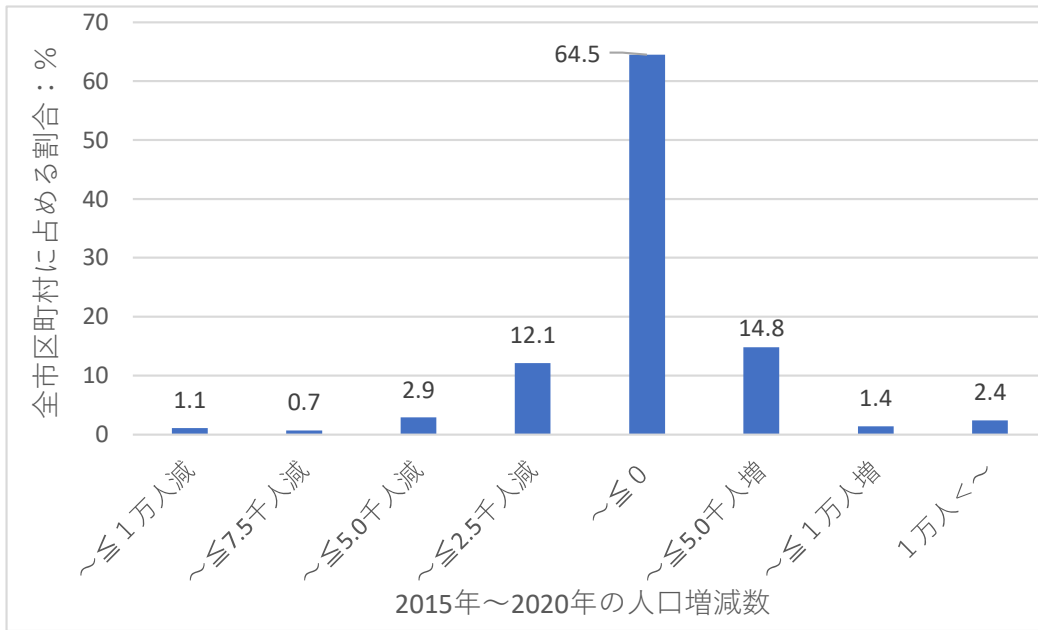


図-32 2015年～2020年の人口増減数の分布
 人口増減数がゼロの自治体はありません
 全域が避難指示区域の双葉町を除く1,740市区町村

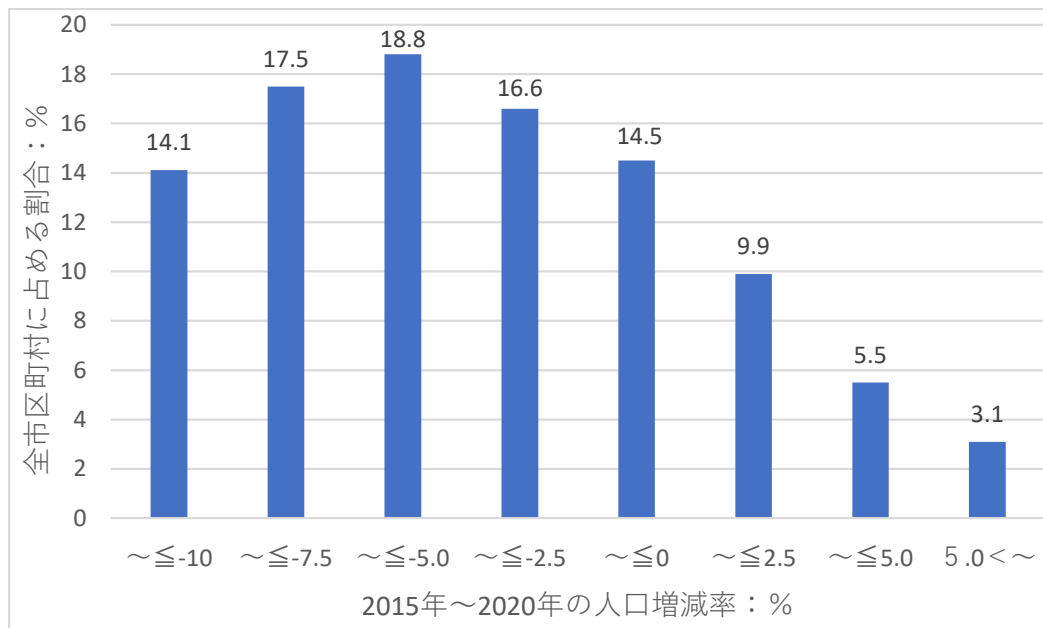


図-33 2015年～2020年の人口増減率の分布
 人口増減率がゼロの自治体はありません。
 2015年の人口がゼロの福島県の4町村を除く1,737市区町村

表-14 2020年における人口と2015年～2020年における人口増減率

自治体名	2020年 人口(人)	増減数 人	増減率：%		人口の増減率：%		
			人	口	世帯数	(昇順)	
青森市	275,340	-12,308	-4.28	0.05	風間浦村	-17.36	10
弘前市	168,564	-8,847	-4.99	-0.51	佐井村	-16.76	12
八戸市	223,529	-7,728	-3.34	2.10	今別町	-15.28	25
黒石市	31,972	-2,312	-6.74	-0.76	中泊町	-13.62	49
五所川原市	51,435	-3,746	-6.79	-1.16	深浦町	-12.85	71
十和田市	60,420	-3,009	-4.74	0.17	外ヶ浜町	-12.71	81
三沢市	39,181	-1,015	-2.53	5.45	新郷村	-12.44	89
むつ市	54,122	-4,371	-7.47	-1.65	蓬田村	-12.19	105
つがる市	30,979	-2,337	-7.01	-1.62	鱒ヶ沢町	-10.66	188
平川市	30,621	-1,485	-4.63	-0.62	西目屋村	-10.60	192
平内町	10,129	-1,013	-9.09	-4.48	田子町	-10.51	197
今別町	2,335	-421	-15.28	-11.75	大鰐町	-10.39	213
蓬田村	2,543	-353	-12.19	-6.26	三戸町	-10.31	219
外ヶ浜町	5,410	-788	-12.71	-8.81	東通村	-9.85	
鱒ヶ沢町	9,047	-1,079	-10.66	-5.40	鶴田町	-9.82	
深浦町	7,346	-1,083	-12.85	-7.78	大間町	-9.74	
西目屋村	1,265	-150	-10.60	-10.45	平内町	-9.09	
藤崎町	14,578	-601	-3.96	0.36	板柳町	-8.78	
大鰐町	8,671	-1,005	-10.39	-5.64	東北町	-8.43	
田舎館村	7,328	-455	-5.85	0.76	野辺地町	-8.39	
板柳町	12,712	-1,223	-8.78	-4.36	南部町	-8.14	
鶴田町	12,077	-1,315	-9.82	-2.94	五戸町	-7.93	
中泊町	9,663	-1,524	-13.62	-6.05	むつ市	-7.47	554
野辺地町	12,389	-1,135	-8.39	-4.31	七戸町	-7.29	
七戸町	14,564	-1,145	-7.29	-2.32	つがる市	-7.01	
六戸町	10,456	33	0.32	7.37	五所川原市	-6.79	
横浜町	4,231	-304	-6.70	1.57	黒石市	-6.74	
東北町	16,441	-1,514	-8.43	-1.77	横浜町	-6.70	
六ヶ所村	10,369	-167	-1.59	10.89	田舎館村	-5.85	
おいらせ町	24,282	60	0.25	6.03	弘前市	-4.99	
大間町	4,718	-509	-9.74	-2.09	十和田市	-4.74	
東通村	5,956	-651	-9.85	-0.74	平川市	-4.63	
風間浦村	1,633	-343	-17.36	-8.38	青森市	-4.28	
佐井村	1,788	-360	-16.76	-9.05	藤崎町	-3.96	
三戸町	9,090	-1,045	-10.31	-5.11	階上町	-3.70	
五戸町	16,051	-1,382	-7.93	-1.05	八戸市	-3.34	
田子町	4,970	-584	-10.51	-4.39	三沢市	-2.53	
南部町	16,822	-1,490	-8.14	-2.48	六ヶ所村	-1.59	
階上町	13,506	-519	-3.70	2.86	おいらせ町	0.25	
新郷村	2,197	-312	-12.44	-5.29	六戸町	0.32	
青森県	1,238,730	-69,535	-5.32	-0.00	青森県	-5.32	

増減数及び増減率は2015年～2020年における値(令和2年国勢調査速報値)

右端の欄外の数字は全市区町村(1,737)における順位(昇順)

(6) 合計特殊出生率

- 令和3年6月5日付け日本経済新聞に「少子化加速、成長に危うさ」との見出しで、
次のような記事が掲載されています。

厚生労働省が4日発表した2020年の人口動態統計によると、**合計特殊出生率は5年連続の低下で1.34まで落ち込んだ**。公的な将来推計人口の注意の仮定値より小さく、低位の値に近づく。想定を上回って進む少子化は人口減少ペースを速め、先行きの日本の成長のさらなるブレーキとなりかねない。

合計特殊出生率は少子化の傾向を把握する上で最も重要な指標だ。国立社会保障・人口問題研究所は2017年にまとめた人口の将来推計で、20年時点の出生率の仮定値を中位のシナリオで1.43と置いていた。実際の出生率は1.34で、低位推計の1.27の方が近い。

明治大学の加藤久和教授は足元の状況について「全般的に低位推計に近づいている」と指摘する。「若い世帯の雇用環境の悪化、特に非正規雇用にある女性の不安定さ、将来に対する期待の低下、両立支援策の不足などが影響している」

出生率は将来の人口に大きく影響する。今年生まれた子どもが働き盛りとなる30年後の2050年の生産年齢人口(15~64歳)の予測をみると、中位推計どおりなら前年比1.1%減となる。低位推計だと1.3%減と落ち込み幅が大きくなる。

労働力の変化が生産年齢人口に連動すると仮定すれば、出生率の低下は成長の地力を示す潜在成長率を0.2ポイント程度、下押しする。潜在成長率が1%程度しかない日本経済へのインパクトは大きい。日本は生産性が高まらず、近年は高齢者らの働き手の増加で成長力を保ってきた現実もある。少子高齢化が一段と加速すると、この流れの維持も危うい。

少子化対策は成長戦略の側面も持つ。政府・与党では子ども庁の設置に向けた検討が進む。学習院大の鈴木亘教授は「予算も法律もすべて新組織に移管し、人材も出身官庁には戻さない前提で集めるくらいでなければ、霞ヶ関の中に重複した組織をもう一つつくるだけになる」と疑問を示す。

20年に生まれた子どもの数(出生数)は、2.8%減り、過去最少の840,832人となった。婚姻は12%減の525,490件で、戦後最少を更新した。日本総合研究所の藤波匠・上席主任研究員は「21年の出生数は80万人割れの可能性が高い」とみる。厚労省がまとめている妊娠届の減少などをもとに試算した結果だ。(朝日新聞では、「社人研の推計では80万人台を割るには、2030年と見込んでおり、9年早まることになる。」)

放っておけば少子化は深刻になる一方だ。付け焼き刃の議論に終始していると、成長力は決定的に損なわれかねない。

2020年の人口動態統計で、**死亡者数は1,372,648人と、前年から8,445人少なくなった**。近年、死亡者数は増加基調が続いていた。前年を下回るのは11年ぶりだ。

コロナが死因となったのは3,466人だった。肺炎で亡くなる人は17,073人減った。マスク着用の習慣の広がりや他の感染症による死者が減ったとみられる。

死者数から出生数を引いた**自然減は531,816人と、過去最大になった**。

【出典：厚生労働省、令和3年6月4日付け報道資料「令和2年(2020)年人口動態統計月報年計(概数)の結果」】

○ 調査結果のポイント

- 出生数は、840,832人で過去最少
(対前年24,407人減少)
- 合計特殊出生率は1.34で低下
(対前年0.02ポイント低下)
- 死亡数は、1,372,648人
(対前年8,445人減少)
- 自然増減数は△531,816人
(対前年15,962人減少)
- 婚姻件数は525,490組
(対前年73,517組減)
- 離婚件数は193,251組
(対前年15,245組減)

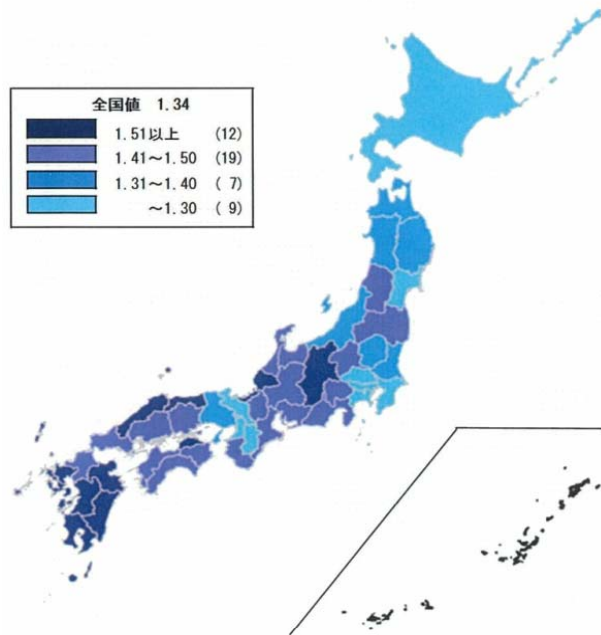


図-34 都道府県別の合計特殊出生率(令和元(2020)年)

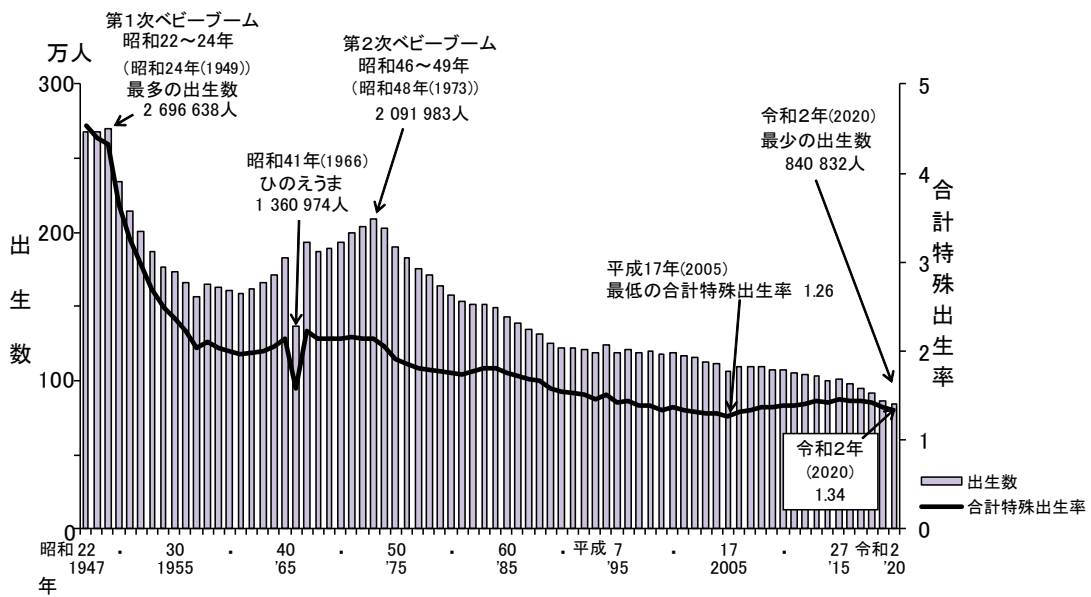


図-35 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

● 希望出生率

すべての国民が希望する子どもの数を持つことができた場合の出生率。政府は1.8と試算しており、これを2025年度に実現することを目標としている。既婚率や未婚率に、予定・理想とする子どもの数をそれぞれ掛け合わせるなどして算出する。

表-15 都道府県別の合計特出生率

	平成9年	平成17年	平成25年	令和元年	(昇順)	令和2年	
北海道	1.27	1.15	1.28	1.24	1	沖縄県	1.86
青森県	1.50	1.29	1.40	1.38	2	島根県	1.69
岩手県	1.53	1.41	1.46	1.35	3	宮崎県	1.68
宮城県	1.38	1.24	1.34	1.23	4	長崎県	1.64
秋田県	1.52	1.34	1.35	1.33	5	鹿児島県	1.63
山形県	1.63	1.45	1.47	1.40	6	福井県	1.61
福島県	1.65	1.49	1.53	1.47	7	佐賀県	1.61
茨城県	1.45	1.32	1.42	1.39	8	熊本県	1.60
栃木県	1.44	1.40	1.43	1.39	9	鳥取県	1.59
群馬県	1.48	1.39	1.41	1.40	10	大分県	1.57
埼玉県	1.31	1.22	1.33	1.27	11	長野県	1.53
千葉県	1.28	1.22	1.33	1.28	12	香川県	1.51
東京都	1.05	1.00	1.13	1.15	13	山梨県	1.50
神奈川県	1.28	1.19	1.31	1.28	14	山口県	1.50
新潟県	1.54	1.34	1.44	1.38	15	和歌山県	1.49
富山県	1.44	1.37	1.43	1.53	16	広島県	1.49
石川県	1.42	1.35	1.49	1.46	17	福島県	1.48
福井県	1.59	1.50	1.60	1.56	18	富山県	1.48
山梨県	1.52	1.38	1.44	1.44	19	石川県	1.48
長野県	1.56	1.46	1.54	1.57	20	高知県	1.48
岐阜県	1.41	1.37	1.45	1.45	21	滋賀県	1.47
静岡県	1.42	1.39	1.53	1.44	22	岡山県	1.47
愛知県	1.39	1.34	1.47	1.45	23	三重県	1.45
三重県	1.43	1.36	1.49	1.47	24	徳島県	1.45
滋賀県	1.51	1.39	1.53	1.47	25	愛媛県	1.45
京都府	1.26	1.18	1.26	1.25	26	静岡県	1.43
大阪府	1.30	1.21	1.32	1.31	27	愛知県	1.43
兵庫県	1.37	1.25	1.42	1.41	28	福岡県	1.43
奈良県	1.30	1.19	1.31	1.31	29	岐阜県	1.42
和歌山県	1.42	1.32	1.52	1.46	30	山形県	1.41
鳥取県	1.64	1.47	1.62	1.63	31	群馬県	1.41
島根県	1.67	1.50	1.65	1.68	32	兵庫県	1.40
岡山県	1.51	1.37	1.49	1.47	33	茨城県	1.38
広島県	1.43	1.34	1.57	1.49	34	新潟県	1.35
山口県	1.45	1.38	1.56	1.56	35	栃木県	1.34
徳島県	1.43	1.26	1.43	1.46	36	青森県	1.33
香川県	1.48	1.43	1.59	1.59	37	岩手県	1.33
愛媛県	1.48	1.35	1.52	1.46	38	秋田県	1.32
高知県	1.46	1.32	1.47	1.47	39	大阪府	1.30
福岡県	1.38	1.26	1.45	1.44	40	千葉県	1.28
佐賀県	1.65	1.48	1.59	1.64	41	埼玉県	1.26
長崎県	1.56	1.45	1.64	1.66	42	奈良県	1.26
熊本県	1.56	1.46	1.65	1.60	43	神奈川県	1.25
大分県	1.53	1.40	1.56	1.53	44	京都府	1.22
宮崎県	1.66	1.48	1.72	1.73	45	北海道	1.21
鹿児島県	1.59	1.49	1.63	1.63	46	宮城県	1.21
沖縄県	1.81	1.72	1.94	1.82	47	東京都	1.13
全 国	1.39	1.26	1.43	1.36	全国平均	1.34	

最小値

○ 令和3年6月19日付け日本経済新聞の一面トップに「出生率1.8 1割が達成 144自治体、子育てに安心感」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

1人の女性が産む子どもの数を示す合計特殊出生率の低迷が続く中、政府が目標とする「希望出生率1.8」を2013～17年時点で達成した自治体が全1,741市区町村のうち144ある。うち136市町村が03～07年に比べ改善させた。出生率は将来のまちづくりに影響を及ぼすだけに、財政面だけではなく総合的な支援が欠かせない。

厚生労働省がまとめた20年の合計特殊出生率は1.34。5年連続で低下した。都道府県で希望出生率を超えたのは沖縄県(1.86)のみ。超少子化への警戒ラインとされる1.5を上回ったのも14県にとどまった。西高東低の傾向が顕著で、東日本では長野県(1.53)、山梨県(1.50)の2県だった。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた不安の高まりで、足元では出生率のさらなる低下の恐れが強まっている。こうした状況を反転させるために何が必要か。13～17年に大きく改善させた自治体の動向を調べることで、そのヒントを探ってみた。

出生率上位の市区町村			出生率上昇幅上位の市区町村		
順位	市区町村	出生率	順位	市区町村	上昇幅
1	沖縄県金武町	2.47	1	東京都日の出町	0.57
2	鹿児島県伊仙町	2.46	2	沖縄県金武町	0.53
3	鹿児島県徳之島町	2.40	3	沖縄県与那原町	0.49
4	沖縄県宮古島市	2.35	4	東京都港区	0.49
5	沖縄県南大東村	2.30	5	東京都中央区	0.48
6	沖縄県宜野座村	2.29	6	熊本県甲佐町	0.48
7	鹿児島県天城町	2.28	7	北海道古平町	0.47
8	鹿児島県知名町	2.26	8	愛知県阿久比町	0.47
9	熊本県錦町	2.26	9	沖縄県八重瀬町	0.47
10	沖縄県南風原町	2.22	10	愛知県大府市	0.46

(注)2013～17年ベース推定値 (注)03～07年と13～17年の比較

全国トップの**沖縄県金武町**(2.47)は、改善率でも0.53ポイント上昇で2位。子ども1人に月10万円を支給する激励金のほか、5歳から中学卒業までの給食費や高校卒業までの医療費も無料とした。**愛知県大府市**や**岡山県奈義町**は、教育や雇用面での安心感を掲げる。大府市(0.46ポイント上昇の1.93)は15～16年度にかけ、小3以上の2人に1台タブレット端末を配布。電子黒板の整備した。奈義町(0.32ポイント上昇の1.84)は12年に子育て応援宣言を出して支援を充実させた。出産祝い金(1人10万円)や進学が困難な学生への奨学金(最大年60万円)無利子貸与のほか、育児合間の仕事を紹介する「仕事コンビニ」を整備。子育て期の孤立を防ぐ狙いで親同士が子どもをケアし合う仕組みも整えた。出生動向基本調査(15年)によると夫婦が理想の子ども数(平均2.32人)を持たない理由として最多だったのが「子育てや教育にお金がかかる」(56%)。**地域の活力を維持する上で、子どもを持ちたいという思いに応えることが自治体の責務**とも言える。

上昇幅全国トップ(0.57ポイント上昇の1.59)の**東京都日の出町**も充実した支援で子育て世代を呼び込んだ。06年度から給食費などに充当できるクーポンを始め、中学卒業時まで1人月1万円分を支給する。高校生には支援金月1万円を給付する。上昇幅4位の**港区**も15年度から第2子以降の保育料を無料とした。

人口流入が続く大都市と違い、地方では出生率を上げても即座に人口増に結びつかない。例えば奈義町では50人前後の出生数を維持する一方、高齢化進展により亡くなる人が上回る。進学・就職に伴い町外に出て行くケースも多いが、奥正親町長は「魅力があれば戻ってきたい、外から入ってきたいという人も出てくる」と意義を強調する。

支援拡充は子育て世代の**困り込み競争を過熱させるだけ、との冷やかな見方**もある。それでも子育て世代が住んでみたいと思えるような環境を各地に広げられれば日本全体の状況も変わっていく可能性がある。北海道古平町(0.47ポイント上昇の1.62)の成田昭彦町長が断言する。「子育て支援は転出の防御的な側面もある。費やす価値はある」

○ 令和2年7月27日付け日本経済新聞に「**出生率が映さぬ少子化 若い女性の地方離れ影響**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

出生率が地域の少子化の実態を映していない。全国上位10県は10年前と比べ、いずれも率が高まっているのに子どもは計16万人減った。率が最下位の東京都だけ子どもが増えた。子どものいない若い女性が転出すると計算上、出生率が高くなる統計のアヤがある。やはり少子化対策は若い世代をいかに引きつけるかがカギを握る。

「中学受験の競争率が歴史的にも異常な高さになっている」。東京都内の学習塾の担当者が嘆息する。19年に東京の14才以下の人口は153万人と、前年から3千人増えた。10年前と比べると3万人多い。1学年の数は毎年千人単位で膨らむ。

この状況は、少子化のバロメーターとして語られることの多い合計特殊出生率からは見えてこない。率は1人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す。最下位の東京は1.15で突出して低い。

19年の出生率は、沖縄(1.82)や宮崎(1.73)などが上位に並ぶ。10位までの県はいずれも10年前より上昇した。6位の鳥取(1.63)は0.17ポイントも高まった。子どもを産み育てる場所として選ばれているわけではない。10県の14才以下の人口は計163万人。10年度16万人減った。横ばいの沖縄を除き、子どもの減少率は7～14%と少子化は着実に進んでいる。

落差の理由の一つは出生率の算定法にある。県単位で15～49才の女性がどれだけ子どもを産んだかを割り出す。子どもを産んでいない若い女性が県外に流出すると、分母が縮小して率は高まる。

逆に東京のように若い女性の流入が続くと出所率が低くなりやすい。ニッセイ基礎研究所の天野馨南子シニアリサーチャーは「**子どもの数は出生率より女性の増減数の影響が大きい**」と指摘する。

天野氏が19年の住民基本台帳人口移動報告を分析したところ、**転出入の差し引きで39道府県で9万2千人の女性が減っていた**。9割は埼玉、千葉、神奈川の3県を含む首都圏への転出超過だった。20代が8割を占める。東京の女性は4万7千人の純増。小規模な市の総人口に匹敵する。転入超過数は男性の1.34倍。女性の方が東京に定着する傾向がある。人口の**東京一極集中は若い女性や子どもで顕著**といえる。

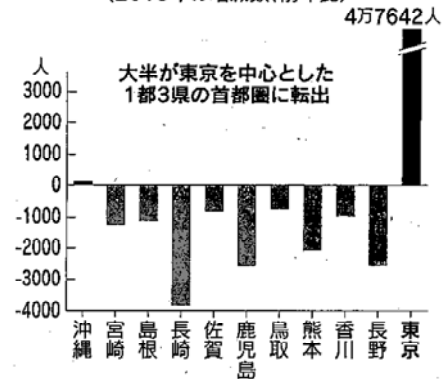
少子化対策は出生率に目を奪われてばかりいては進まない。問題は子育て世代の女性が暮らしやすい環境をいかに整えるかだ。中央大学の山田昌弘教授は「女性登用が地方ほど進んでいない。能力を発揮したいと思う女性ほど東京に出たがる」と分析する。東京と地方では賃金格差も大きい。・・・後略・・・

出生率最下位の東京だけ子供が増加

	2019年の出生率	出生率の上昇幅(09年比)	子供の増減率(09年比)
① 沖縄	1.82	0.03	0.0%
② 宮崎	1.73	0.12	▲7.2
③ 島根	1.68	0.13	▲8.8
④ 長崎	1.66	0.16	▲11.2
⑤ 佐賀	1.64	0.15	▲9.1
⑥ 鹿児島	1.63	0.07	▲9.8
⑦ 鳥取	1.63	0.17	▲7.9
⑧ 熊本	1.60	0.02	▲7.2
⑨ 香川	1.59	0.11	▲13.4
⑩ 長野	1.57	0.14	▲13.5
⑪ 東京	1.15	0.03	1.8

(注) ▲はマイナス

東京が地方の女性を吸い寄せている(2019年の増減数、前年比)



人口動態統計特殊報告

【出典：厚生労働省、令和2年7月31日公表「平成25年～平成29年人口動態保健所・市区町村別統計の概況】

「人口動態保健所・市区町村別統計」は「人口動態統計」を基に5年分(国勢調査の年を中心に5年)のデータを集計したもので、昭和58年～昭和62年のを初回とし、今回で7回目となります

本概況は、平成27年を中心とした平成25年～29年の人口動態統計(確定数)の出生数及び死亡数、ならびに平成27年国勢調査による日本人人口(確定数)を基に、出生に関する指標である合計特殊出生率と、死亡に関する指標である。標準化死亡比について市区町村別に作成したものである。

合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するが、本統計においては、5歳階級別の出生数及び女性の日本人人口で算出している。

1, 741市区町村別に合計特殊出生率の高い方をみると、沖縄県金武町が2.47で最も高く、次いで鹿児島県伊仙町(2.46)、徳之島町(2.40)となっている。一方、低い方をみると、大阪府豊能町が0.84で最も低く、次いで東京都豊島区(0.94)、北海道当別町(0.96)、埼玉県毛呂山町(0.97)となっている(全国平均1.43)。

標準化死亡比は、性、地域ごとに「期待死亡数」(その地域の死亡率が全国値と同等であると仮定した時の死亡数)に対する「実際の死亡数」の比を100倍したものであり、年齢構成の違いの影響を除いたものとして死亡状況の比較に用いられる。

標準化死亡比が100より大きい場合、その地域の死亡率は全国より高いと判断され、100より小さい場合、全国より低いと判断される。

1, 741市区町村別に標準化死亡比の低い方をみると、男では大阪府豊能町が77.7で最も低く、次いで大阪府箕面市(81.4)、東京都世田谷区(82.1)、兵庫県川西市(83.2)となっており、女では沖縄県北中城村が71.9で最も低く、次いで群馬県川場村(72.4)、山口県平生町(74.4)、沖縄県中城村(75.7)となっている。一方高い方をみると、東京都奥多摩町が154.3で最も高く、次いで青森県大鰐町(132.3)、東京都八丈町(130.0)、青森県平内町(129.6)となっており、女では東京都奥多摩町が140.4で最も高く、次いで高知県東洋町(130.7)、高知県室戸市(127.2)、青森県平内町(126.4)、千葉県八街市(125.3)となっている。

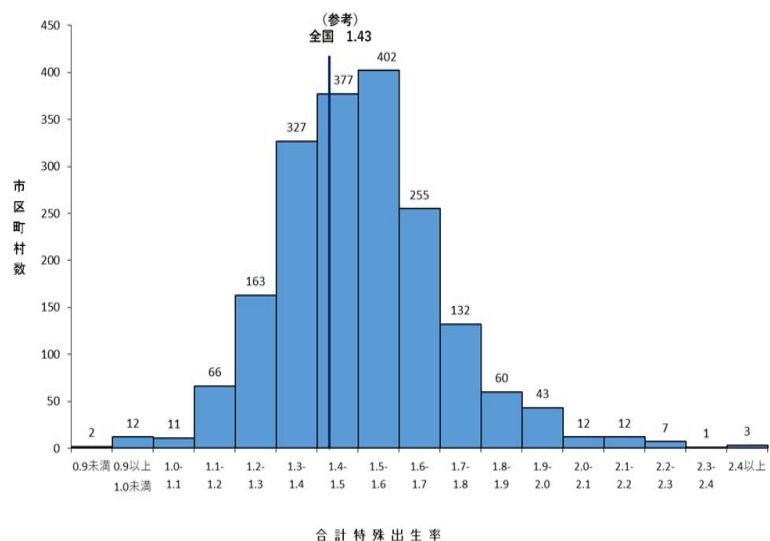


表-16 平成25年～平成29年における都道府県別、合計特殊出生率と標準化死亡比

合計特殊出生率 昇順			標準化死亡比(男) 昇順			標準化死亡比(女) 昇順	
東京都	1.22	1	長野県	90.5	1	沖縄県	90.5
北海道	1.30	2	滋賀県	93.5	2	長野県	93.8
京都府	1.32	3	熊本県	94.9	3	島根県	94.3
秋田県	1.34	4	奈良県	95.1	4	熊本県	94.5
奈良県	1.34	5	神奈川県	95.2	5	鳥取県	95.3
宮城県	1.35	6	京都府	95.3	6	岡山県	95.9
千葉県	1.36	7	福井県	96.2	7	富山県	96.5
神奈川県	1.36	8	宮城県	96.4	8	滋賀県	96.5
埼玉県	1.37	9	山梨県	96.4	9	福井県	96.7
大阪府	1.37	10	大分県	97.1	10	広島県	96.7
青森県	1.42	11	広島県	97.2	11	神奈川県	97.0
新潟県	1.43	12	香川県	97.3	12	大分県	97.0
岩手県	1.46	13	千葉県	97.4	13	京都府	97.1
山形県	1.46	14	岡山県	97.8	14	東京都	97.4
茨城県	1.46	15	東京都	97.9	15	山梨県	97.4
栃木県	1.46	16	石川県	98.6	16	宮崎県	97.6
群馬県	1.47	17	静岡県	98.7	17	福岡県	97.8
兵庫県	1.47	18	愛知県	98.8	18	新潟県	98.2
高知県	1.48	19	兵庫県	98.9	19	石川県	98.2
富山県	1.49	20	島根県	99.0	20	香川県	98.7
山梨県	1.49	21	沖縄県	99.3	21	高知県	98.8
和歌山県	1.50	22	岐阜県	99.5	22	北海道	98.9
徳島県	1.50	23	埼玉県	99.8	23	奈良県	98.9
福岡県	1.50	24	三重県	100.4	24	宮城県	99.0
岐阜県	1.52	25	宮崎県	100.4	25	佐賀県	99.1
三重県	1.52	26	新潟県	100.9	26	静岡県	99.6
石川県	1.53	27	福岡県	101.2	27	鹿児島県	99.7
愛媛県	1.53	28	富山県	101.4	28	長崎県	100.1
静岡県	1.54	29	山形県	101.5	29	兵庫県	100.3
岡山県	1.54	30	北海道	102.0	30	山口県	100.6
愛知県	1.55	31	高知県	102.0	31	千葉県	100.9
福島県	1.56	32	佐賀県	102.0	32	愛媛県	101.6
山口県	1.56	33	群馬県	102.2	33	山形県	102.5
長野県	1.57	34	鹿児島県	103.1	34	岐阜県	102.5
滋賀県	1.58	35	鳥取県	103.2	35	岩手県	102.6
広島県	1.58	36	長崎県	103.3	36	群馬県	102.9
大分県	1.60	37	愛媛県	103.6	37	愛知県	102.9
福井県	1.61	38	茨城県	103.9	38	徳島県	103.3
鳥取県	1.61	39	山口県	104.4	39	三重県	103.4
香川県	1.62	40	徳島県	105.1	40	大阪府	103.6
佐賀県	1.63	41	福島県	105.4	41	埼玉県	104.2
熊本県	1.66	42	栃木県	105.7	42	秋田県	105.5
長崎県	1.67	43	岩手県	105.9	43	福島県	106.2
鹿児島県	1.68	44	大阪府	105.9	44	茨城県	106.3
宮崎県	1.71	45	和歌山県	107.7	45	和歌山県	107.5
島根県	1.72	46	秋田県	108.7	46	栃木県	108.1
沖縄県	1.93	47	青森県	119.0	47	青森県	110.8
全 国	1.43		全 国	100.0		全 国	100.0

表-17 平成25年～平成29年における市区町村別、合計特殊出生率と標準化死亡比

合計特殊出生率 昇順			標準化死亡比(男) 昇順			標準化死亡比(女) 昇順	
弘前市	1.32	1	十和田市	110.4	1	五戸町	101.9
平川市	1.32	2	新郷村	110.9	2	階上町	102.1
大鰐町	1.32	3	三沢市	113.2	3	十和田市	102.4
黒石市	1.33	4	六戸町	113.4	4	七戸町	102.4
階上町	1.33	5	五戸町	114.9	5	南部町	102.7
鱒ヶ沢町	1.34	6	八戸市	115.4	6	野辺地町	102.9
青森市	1.35	7	七戸町	115.6	7	おいらせ町	104.6
藤崎町	1.36	8	東通村	116.0	8	東北町	104.8
五所川原市	1.37	9	階上町	116.7	9	六戸町	105.7
今別町	1.37	10	三戸町	117.0	10	新郷村	106.3
鶴田町	1.38	11	田子町	117.4	11	つがる市	106.7
三戸町	1.38	12	深浦町	117.5	12	深浦町	107.5
五戸町	1.38	13	おいらせ町	117.5	13	三沢市	108.2
十和田市	1.39	14	青森市	118.0	14	横浜町	108.4
深浦町	1.39	15	外ヶ浜町	118.4	15	平川市	108.5
風間浦村	1.39	16	野辺地町	118.7	16	佐井村	109.2
つがる市	1.40	17	藤崎町	119.5	17	八戸市	109.3
平内町	1.40	18	鶴田町	119.5	18	西目屋村	109.5
佐井村	1.40	19	蓬田村	119.6	19	田舎館村	109.8
西目屋村	1.41	20	今別町	119.8	20	鶴田町	110.4
中泊町	1.41	21	大間町	119.8	21	弘前市	110.6
南部町	1.42	22	五所川原市	119.9	22	外ヶ浜町	110.8
外ヶ浜町	1.43	23	東北町	119.9	23	五所川原市	110.9
板柳町	1.44	24	鱒ヶ沢町	120.1	24	東通村	112.7
七戸町	1.44	25	六ヶ所村	120.2	25	黒石市	112.7
野辺地町	1.46	26	弘前市	120.5	26	中泊町	113.7
田子町	1.48	27	つがる市	120.9	27	青森市	114.2
新郷村	1.48	28	風間浦村	121.4	28	むつ市	114.4
蓬田村	1.49	29	西目屋村	121.4	29	藤崎町	114.5
横浜町	1.52	30	南部町	121.6	30	鱒ヶ沢町	114.9
八戸市	1.54	31	板柳町	121.9	31	板柳町	117.9
田舎館村	1.56	32	平川市	123.9	32	大間町	118.0
六戸町	1.57	33	むつ市	124.1	33	六ヶ所村	118.4
大間町	1.57	34	佐井村	124.5	34	今別町	119.1
むつ市	1.60	35	田舎館村	124.6	35	風間浦村	120.7
おいらせ町	1.64	36	黒石市	126.7	36	蓬田村	121.1
東通村	1.64	37	横浜町	128.5	37	大鰐町	121.3
東北町	1.65	38	中泊町	129.3	38	三戸町	123.4
六ヶ所村	1.74	39	平内町	129.6	39	田子町	123.6
三沢市	1.78	40	大鰐町	132.3	40	平内町	126.4

(7) 将来推計人口

- 令和元年12月25日付け日本経済新聞に「出生数最少86.4万人、19年人口推計 自然減は最多51万人」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

厚生労働省が24日発表した2019年の人口動態統計の年間推計で、日本人の国内出生数は86万4千人となった。前年比5.29%減と急減し、1899年の統計開始以来初めて90万人を下回った。出生数が死亡数を下回る人口の「自然減」も51万2千人と初めて50万人を超え、少子化・人口減が加速している。

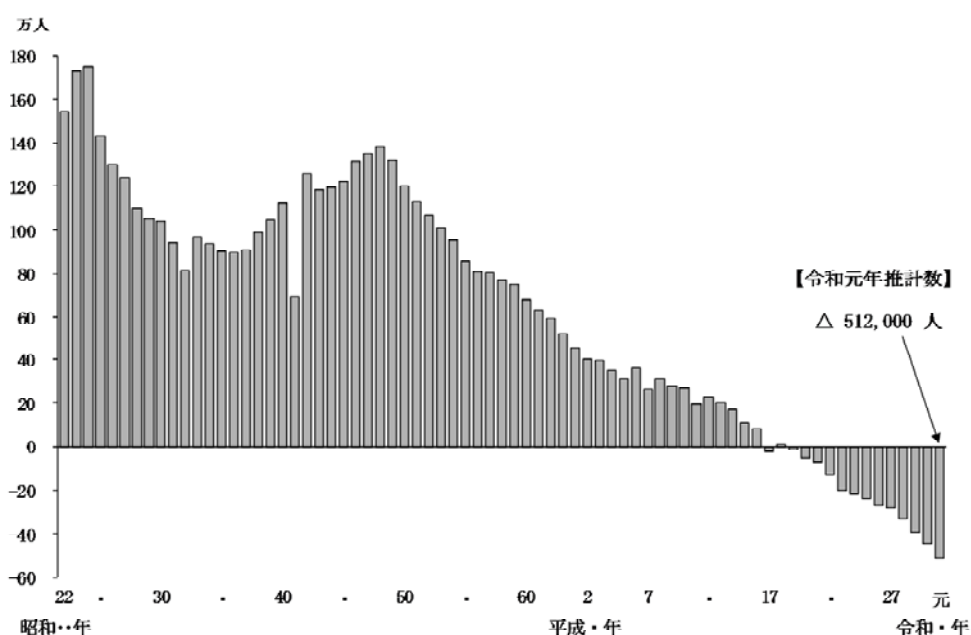
少子化は社会保障の支え手の減少に直結するほか、潜在成長率の低迷を招く恐れがある。**人口減が予想より早く進む事態への備え**が求められる。

2017年4月の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計(日本人人口ベース)では、出生数が86万人台となるのは21年と予測していたが、**2年早まった**。5%を超す減少率は1989年以来30年ぶりとなる。

総務省によると2019年7月時点で25～39歳の出産期の女性は969万人で、前年同月より約21万人減った。1971～74年生まれの団塊ジュニアが45歳以上になるなど、複数の要因が重なって出生数の急減を招いた可能性がある。

新元号にあやかった「令和婚」「令和ベビー」の効果が期待されたが、婚姻件数は前年比0.59%減の58万3千組にとどまった。厚労省人口動態・保健社会統計室は「令和になった5月の婚姻件数は18年の約2倍で、令和婚現象自体はあった。20年以降に出産が増える期待はある」とする。

人口動態統計の年間推計は10月までの速報値から算出する。外国人の日本での出産、日本人の海外での出産を含めた総人口ベースの出生数も19年は90万人を下回った可能性が高い。(略)25～34歳の女性の就業率は80%を超えた。若い世代ほど男女共働きが多い。



図一36 自然増減の年次推移

【出典：厚生労働省、令和元年12月24日付け報道資料「令和元年(2019)人口動態統計の年間推計」】

表-18 出生数、死亡数等の年次推移

	出生数	死亡数	自然増加数
1950(昭和25)	2,337,507	904,876	1,432,631
1960(昭和35)	1,606,041	706,599	899,442
1970(昭和45)	1,934,239	712,962	1,221,277
1980(昭和55)	1,576,889	722,801	854,088
1990(平成2)	1,221,585	820,305	401,280
2000(平成12)	1,190,547	961,653	228,894
2002(平成14)	1,153,855	982,379	171,476
2003(平成15)	1,123,610	1,014,951	108,659
2004(平成16)	1,110,721	1,028,602	82,119
2005(平成17)	1,062,530	1,083,796	▲ 21,266
2006(平成18)	1,092,674	1,084,450	8,224
2007(平成19)	1,089,818	1,108,334	▲ 18,516
2008(平成20)	1,091,156	1,142,407	▲ 51,251
2009(平成21)	1,070,035	1,141,865	▲ 71,830
2010(平成22)	1,071,304	1,197,012	▲ 125,708
2011(平成23)	1,050,806	1,253,066	▲ 202,260
2012(平成24)	1,037,231	1,256,359	▲ 219,128
2013(平成25)	1,029,816	1,268,436	▲ 238,620
2014(平成26)	1,003,539	1,273,004	▲ 269,465
2015(平成27)	1,005,656	1,290,428	▲ 284,772
2016(平成28)	976,978	1,307,748	▲ 330,770
2017(平成29)	946,060	1,340,433	▲ 394,373
2018(平成30)	918,400	1,362,470	▲ 444,070
2019(令和元)	865,239	1,381,093	▲ 515,854
2020(令和2)	840,835	1,372,755	▲ 531,920

昭和47年以前は沖縄県を含まない。

【出典：厚生労働省、令和3年9月10日付け報道資料「令和2(2020)年人口動態統計(確定数)の公表」】

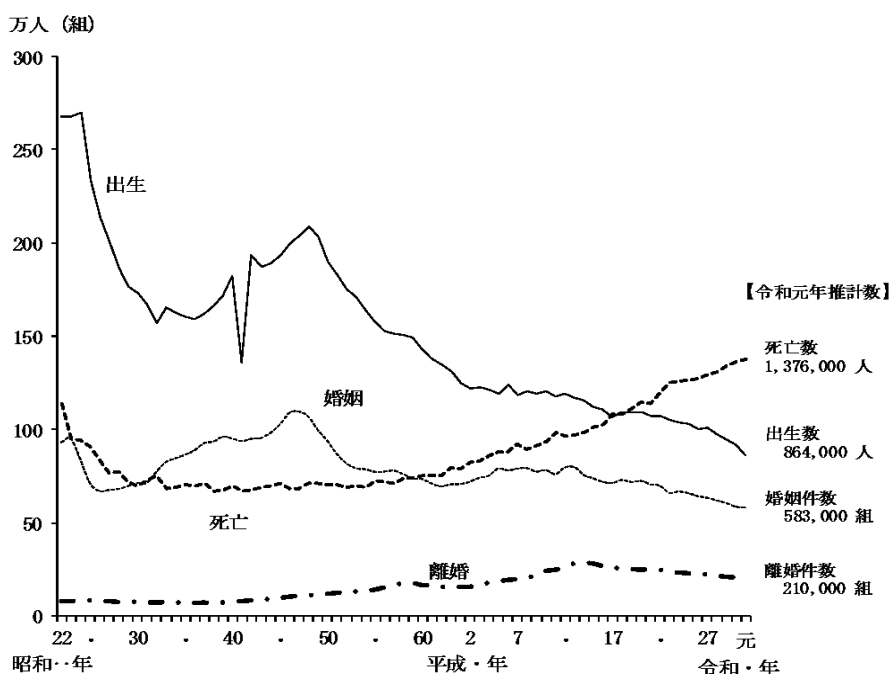


図-37 人口動態総覧の年次推移

【出典：厚生労働省、令和元年12月24日付け報道資料「令和元年(2019)人口動態統計の年間推計」】

表-19 わが国における総人口と高齢化率の推計値(中位推計：合計特殊出生率1.44)

年次	総人口	高齢化率	前回推計(平成24年1月)			
			人口減少数		万人	%
2015(H. 27)	12,710万人	26.6%				
2020(H. 32)	12,533万人	28.9%	15→20:	177万人/5年	12,410	29.1
2030(H. 42)	11,913万人	31.2%	20→30:	620万人/10年	11,662	31.6
2040(H. 52)	10,919万人	35.3%	30→40:	821万人/10年	10,728	36.1
2050(H. 62)	10,192万人	37.7%	40→50:	900万人/10年	9,708	38.8
2060(H. 72)	9,284万人	38.1%	50→60:	908万人/10年	8,674	39.9
2070(H. 82)	8,323万人	38.3%	60→70:	961万人/10年	7,590	40.6
2080(H. 92)	7,430万人	38.2%	70→80:	893万人/10年	6,588	41.2
2090(H. 102)	6,668万人	38.3%	80→90:	762万人/10年	5,727	41.2
2100(H. 112)	5,972万人	38.3%	90→100:	696万人/10年	4,959	41.1
2110(H. 122)	5,343万人	38.4%	100→110:	629万人/10年	4,286	41.3

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、平成29年4月10日付け報道資料、日本の将来推計人口(平成29年4月推計)】

【出典：事務局提出資料 自治体戦略2040構想研究会第4回<平成29年12月7日、インフラ・公共施設/公共交通>】

■ 利用が増加するインフラ

- 死者数のピークは2040年。
- 火葬場の多くは市町村または一部事務組合が設置(1,467施設中1,420施設)。
- 老朽化に伴う改築に際し、広域化を検討する事例がみられる。

火葬場の設置には、都道府県知事の許可が必要。埋葬・火葬には市町村長の許可が必要。なお、埋葬または火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が行わなければならない。

死者数の推移

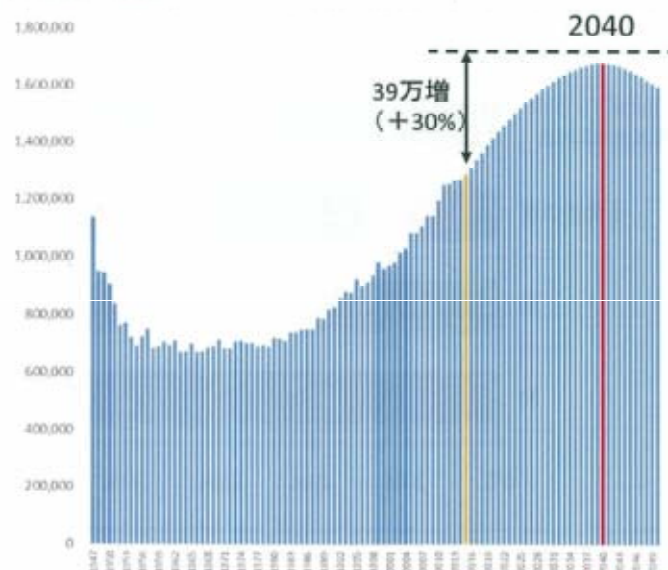


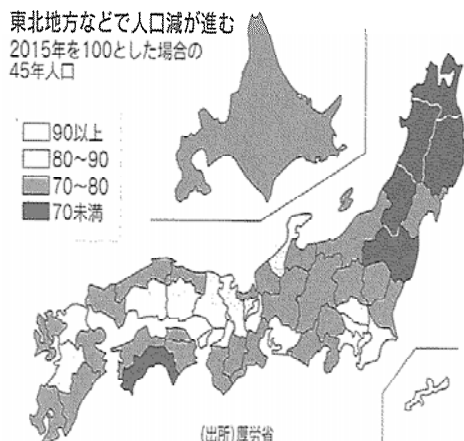
図-38 死者数の推移

表-20 火葬場の設置主体(平成28年)

		設置主体数		施設数	
公設		1,044	96%	1,420	97%
内訳	市町村	811	75%	1,156	79%
	一部事務組合	233	21%	264	18%
その他		42	4%	47	3%
合計		1,086	100%	1,467	100%

表一21 都道府県別の2045年人口指数と2045年における高齢化率(推計値)

2045年人口指数		2045年の高齢化率%		
全 国	83.7	全 国	36.8	
秋田県	58.8	1	秋田県	50.1
青森県	63.0	2	青森県	46.8
山形県	68.4	3	福島県	44.2
高知県	68.4	4	岩手県	43.2
福島県	68.7	5	山形県	43.0
岩手県	69.1	6	山梨県	43.0
徳島県	70.8	7	北海道	42.8
長崎県	71.3	8	高知県	42.7
和歌山県	71.4	9	長野県	41.7
山梨県	71.7	10	徳島県	41.5
鹿児島県	73.1	11	愛媛県	41.5
愛媛県	73.1	12	奈良県	41.1
奈良県	73.2	13	新潟県	40.9
山口県	73.7	14	鹿児島県	40.8
新潟県	73.7	15	長崎県	40.6
北海道	74.4	16	宮城県	40.3
宮城県	74.7	17	富山県	40.3
島根県	76.2	18	茨城県	40.0
岐阜県	76.6	19	宮城県	40.0
茨城県	76.6	20	和歌山県	39.8
富山県	76.7	21	山口県	39.7
大分県	76.9	22	島根県	39.5
長野県	76.9	23	群馬県	39.4
宮城県	77.5	24	大分県	39.3
福井県	78.1	25	兵庫県	38.9
鳥取県	78.2	26	静岡県	38.9
群馬県	78.7	27	岐阜県	38.7
三重県	78.8	28	鳥取県	38.7
栃木県	79.0	29	福井県	38.5
静岡県	79.5	30	香川県	38.3
香川県	79.5	31	三重県	38.3
佐賀県	79.7	32	京都府	37.8
熊本県	80.8	33	栃木県	37.3
京都府	81.9	34	石川県	37.2
兵庫県	81.9	35	熊本県	37.1
石川県	82.1	36	佐賀県	37.0
大阪府	83.0	37	千葉県	36.4
岡山県	84.3	38	大阪府	36.2
広島県	85.4	39	岡山県	36.0
千葉県	87.8	40	埼玉県	35.8
福岡県	89.3	41	広島県	35.2
滋賀県	89.4	42	神奈川県	35.2
埼玉県	89.8	43	福岡県	35.2
神奈川県	91.1	44	滋賀県	34.3
愛知県	92.2	45	愛知県	33.1
沖縄県	99.6	46	沖縄県	31.4
東京都	100.7	47	東京都	30.7



【出典：平成30年3月31日の日本経済新聞】

- 2045年人口指数とは、2015年の人口を100とした場合の2045年の人口割合
- 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上人口の割合

【出典：国立社会保障・人口問題研究所、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」】

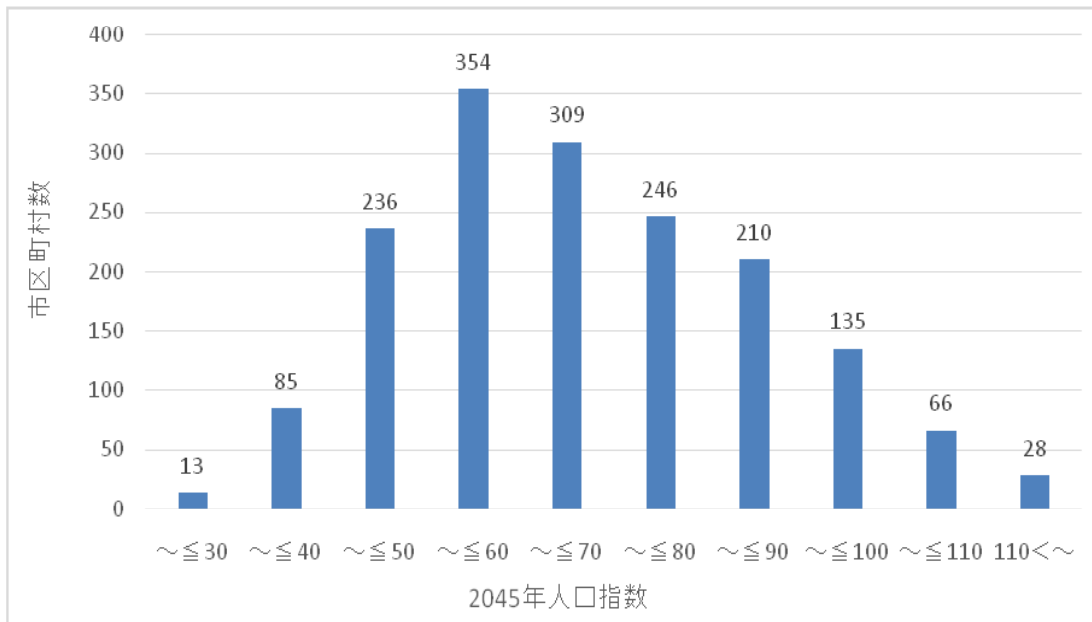


図-39 市区町村別、2045年人口指数の分布
(福島県内の59市区町村を除く1,682市区町村)

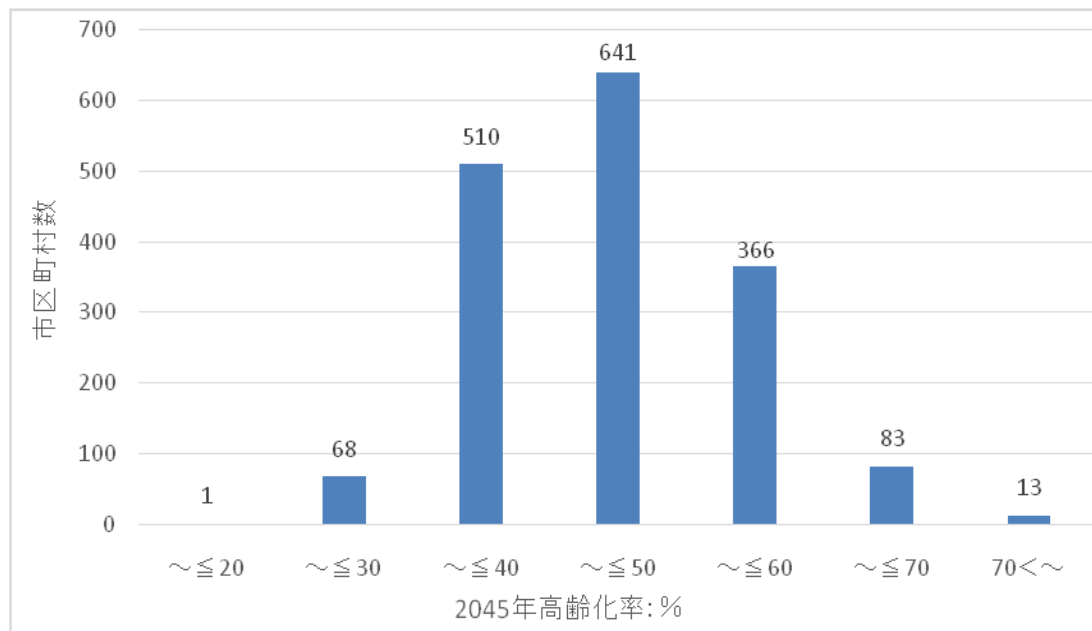


図-40 市区町村別、2045年高齢化率(推計値)の分布
(福島県内の59市区町村を除く1,682市区町村)

表-22 市区町村別、2045人口指数と2045高齢化率、上位・下位25自治体

2045年人口指数 (昇順)	2045年 総人口	人口 指数		高齢化率 (降順)	2015年 %	2045年 %
奈良県川上村	270	20.6	1	群馬県南牧村	60.5	78.5
北海道歌志内市	813	22.7	2	青森県今別町	50.5	72.8
群馬県南牧村	455	23.0	3	奈良県川上村	58.7	72.6
奈良県上北山村	122	23.8	4	奈良県東吉野村	53.8	71.6
奈良県東吉野村	440	25.2	5	三重県南伊勢町	49.1	71.2
北海道夕張市	2,253	25.5	6	群馬県神流町	56.1	71.2
北海道松前町	1,993	27.2	7	奈良県御杖村	53.9	71.1
群馬県神流町	532	27.2	8	京都府笠置町	45.8	70.9
奈良県野迫川村	123	27.4	9	奈良県吉野町	45.8	70.6
奈良県黒滝村	181	27.4	10	群馬県下仁田町	45.5	70.5
長野県天龍村	380	27.8	11	大分県姫島村	44.8	70.5
青森県今別町	798	29.0	12	岐阜県白川町	43.0	70.2
北海道福島町	1,324	29.9	13	青森県外ヶ浜町	45.7	70.0
高知県大豊町	1,195	30.2	14	青森県深浦町	44.8	69.3
三重県南伊勢町	3,892	30.4	15	北海道歌志内市	46.6	69.1
奈良県下市町	1,727	30.5	16	大阪府能勢町	34.8	68.5
奈良県天川村	419	30.9	17	奈良県上牧町	33.4	68.2
北海道木古内町	1,408	31.0	18	奈良県黒滝村	49.4	68.0
奈良県御杖村	550	31.3	19	奈良県上北山村	49.2	67.2
奈良県吉野町	2,337	31.6	20	北海道木古内町	44.1	66.8
山梨県丹波山村	178	31.6	21	秋田県男鹿市	41.1	66.8
北海道上砂川町	1,116	32.1	22	静岡県東伊豆町	42.4	66.6
北海道積丹町	682	32.2	23	大阪府豊能町	38.9	66.3
山口県上関町	913	32.6	24	千葉県長柄町	37.4	66.1
青森県外ヶ浜町	2,024	32.7	25	奈良県曽爾村	44.7	65.9
沖縄県八重瀬町	32,308	111.2	1658	三重県川越町	18.6	26.8
群馬県吉岡町	23,573	111.8	1659	滋賀県栗東市	17.6	26.8
沖縄県恩納村	11,926	112.0	1660	愛知県豊山町	22.1	26.7
愛知県高浜市	51,926	112.3	1661	東京都北区	25.8	26.7
三重県川越町	16,588	112.4	1662	東京都江東区	21.3	26.7
東京都文京区	248,930	113.3	1663	沖縄県南大東村	21.3	26.7
熊本県合志市	66,136	113.3	1664	愛知県長久手市	15.5	26.5
埼玉県吉川市	79,227	113.6	1665	沖縄県南風原町	17.2	26.2
沖縄県南風原町	42,609	113.6	1666	東京都荒川区	23.4	26.0
沖縄県豊見城市	69,660	114.0	1667	東京都港区	17.6	26.0
東京都品川区	441,669	114.2	1668	沖縄県渡嘉敷村	21.2	25.9
千葉県流山市	200,062	114.7	1669	東京都文京区	19.8	25.8
埼玉県戸田市	157,599	115.8	1670	東京都品川区	20.9	25.8
熊本県大津町	38,819	116.0	1671	千葉県浦安市	15.9	25.5
沖縄県宜野座村	6,495	116.0	1672	東京都千代田区	18.1	25.3
東京都台東区	230,532	116.4	1673	東京都墨田区	22.9	25.2
東京都江東区	581,259	116.7	1674	東京都青ヶ島村	13.5	25.0
熊本県菊陽町	49,309	120.3	1675	東京都目黒区	20.0	24.7
福岡県粕屋町	54,631	120.4	1676	埼玉県和光市	16.8	24.6
愛知県長久手市	70,660	122.7	1677	東京都新宿区	20.1	24.4
三重県朝日町	13,039	123.5	1678	福岡県粕屋町	16.9	23.3
沖縄県中城村	25,179	129.4	1679	東京都中央区	16.1	23.3
東京都千代田区	77,589	132.8	1680	沖縄県竹富町	20.0	22.4
東京都港区	326,876	134.4	1681	東京都小笠原村	12.7	20.8
東京都中央区	190,496	134.9	1682	東京都御蔵島村	17.6	17.1

表-23 市町村別の人口減少と高齢化の進捗状況(将来推計)

青森県	2045年の高齢化率(推計値) : %		
	～40未満	40以上～50未満	50以上～
市町村名の後のカッコ内の数値は (2045年人口指数 : 高齢化率)です。 青森県全体で、 2045年人口指数は 63.0(昇順で 2/47) ～60未満 2045年の高齢化率は 46.8% (降順で 2/47)	西目屋村(43.2 : 49.4)	今別町 (29.0 : 72.8) 外ヶ浜町(32.7 : 70.0) 深浦町 (35.1 : 69.3) 中泊町 (35.9 : 63.0) 大鰐町 (37.7 : 58.9) 鱒ヶ沢町(39.1 : 64.9) 風間浦村(39.2 : 58.0) 佐井村 (39.2 : 57.7) つがる市(43.5 : 59.5) 平内町 (43.5 : 55.8) 三戸町 (45.0 : 55.6) 新郷村 (45.2 : 61.3) 田子町 (45.5 : 58.7) 板柳町 (46.1 : 55.3) 大間町 (48.2 : 50.2) 蓬田村 (51.0 : 54.8) 七戸町 (52.4 : 54.6) 南部町 (52.8 : 57.3) 五戸町 (53.4 : 55.3) 横浜町 (55.5 : 50.2)	五所川原市 (57.7 : 50.8) 野辺地町(57.9 : 52.0) 東北町 (59.4 : 50.4)
2045人口指数 60以上 ～80未満	藤崎町 (62.7 : 45.2) 平川市 (62.8 : 44.4) 青森市 (63.8 : 47.7) むつ市 (64.7 : 44.2) 十和田市(66.1 : 48.2) 弘前市 (68.2 : 42.7) 八戸市 (70.1 : 44.9) 六ヶ所村(66.0 : 34.3) 三沢市 (71.5 : 38.7)	階上町 (64.0 : 51.7)	六戸町 (79.4 : 42.6)
2045人口指数 80以上 ～100未満		おいらせ町 (83.7 : 40.4)	

数値の出所：国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

	2015年	→	2045年
総人口	1,308,265人	→	823,610人 : 63.0
高齢化率	30.2%	→	46.8%

表-24 青森県人口の増減率の推移 単位 : %

	2005～10	2010～15	2015～20	2020～25	2025～30	2030～35
前々回推計	-3.5	-4.1	-4.8	-5.5	-6.0	-6.5
前回推計	実績 : -4.4	-4.9	-5.3	-6.0	-6.6	-7.0
今回推計	実績 : -4.7 -5.5 -6.4 -7.0 -7.7					

前々回推計：平成20年12月推計、前回推計：平成25年3月推計、今回推計：平成30年3月推計

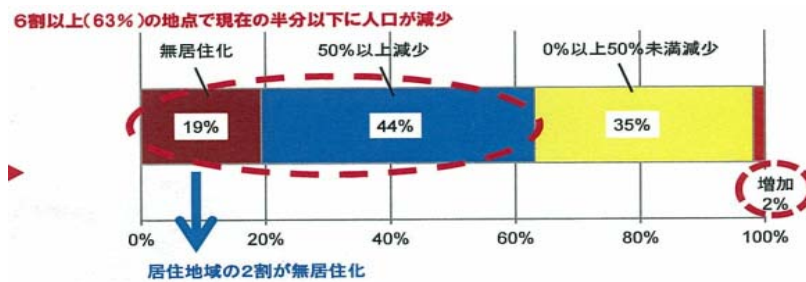


図-41 2010年から2050年における人口増減割合別の地点数

【出典：国土交通省国土政策局、新たな「国土のグランドデザイン」骨子参考資料、平成26年3月28日】

- 全国を「1 km²毎の地点」で見ると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上を占める（現在の居住地域は国土の約5割）。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。

表-25 都道府県別、将来推計人口の試算

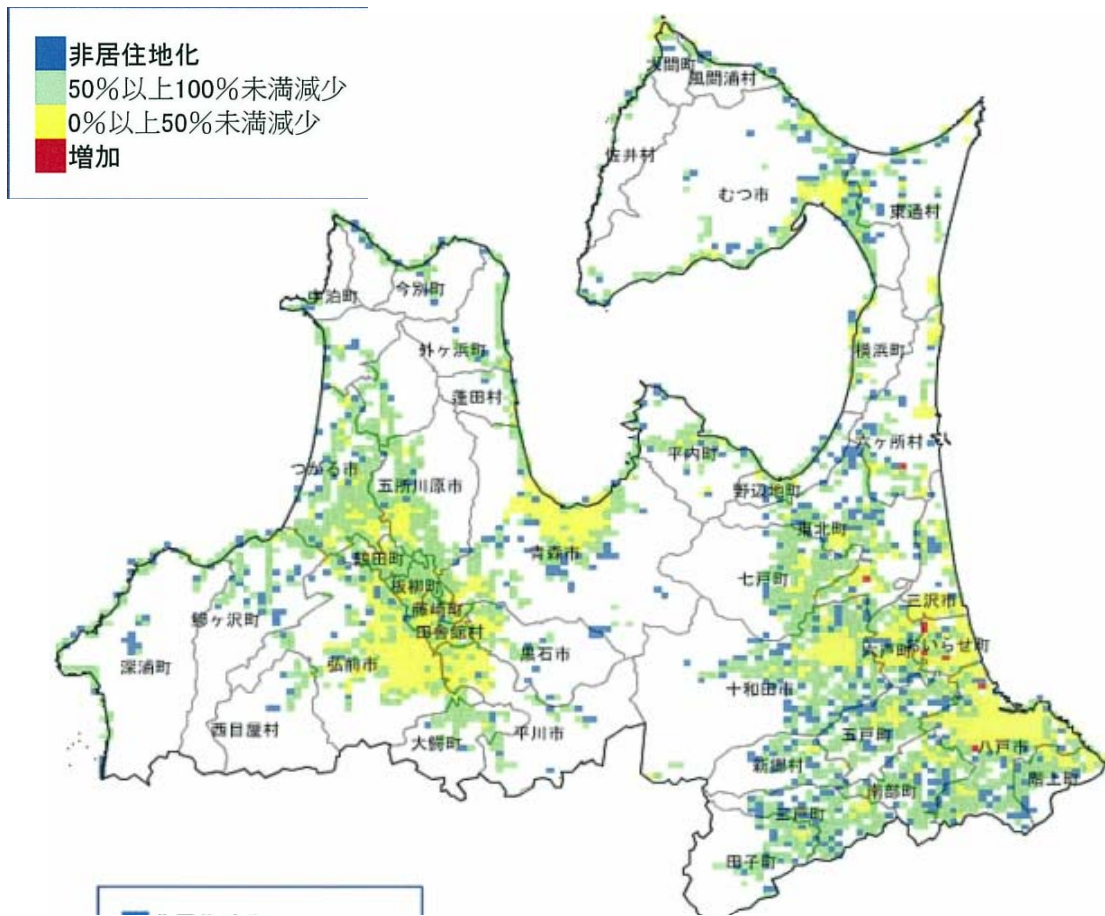
	2010年 人口 人	2050年 人口 人	人口増加 率 %	面 積 km ²
北海道	5,506	3,636	- 34	83,457
青森県	1,373	779	- 43	9,645
岩手県	1,330	803	- 40	15,279
宮城県	2,348	1,776	- 24	7,286
秋田県	1,086	577	- 47	11,636
山形県	1,169	720	- 38	9,323
福島県	2,029	1,278	- 37	13,783
全 国	128,057	97,076	- 24	377,950

【出典：国土交通省国土政策局、新たな「国土のグランドデザイン」骨子参考資料、平成26年3月28日】

表-26 都道府県別、将来推計人口(1km²ごと)の試算

	居住メッシュ面積 2010年 %	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		半減以下 %	うち非居住 地化 A %	うち50% 以上減(A を除く)%	0%以上 ~50%未 満減 %	増 加 %
北海道	25	87	47	40	12	1
青森県	37	72	16	56	28	0
岩手県	45	78	25	53	22	0
宮城県	64	62	14	48	35	3
秋田県	36	79	17	62	21	0
山形県	35	64	13	51	36	0
福島県	51	67	17	50	33	0
全 国	48	63	19	44	35	2

【国交省国土政策局総合計画課、「国土のグランドデザイン2050」の公表、平成26年7月4日】



整備構想図(平成28年度)

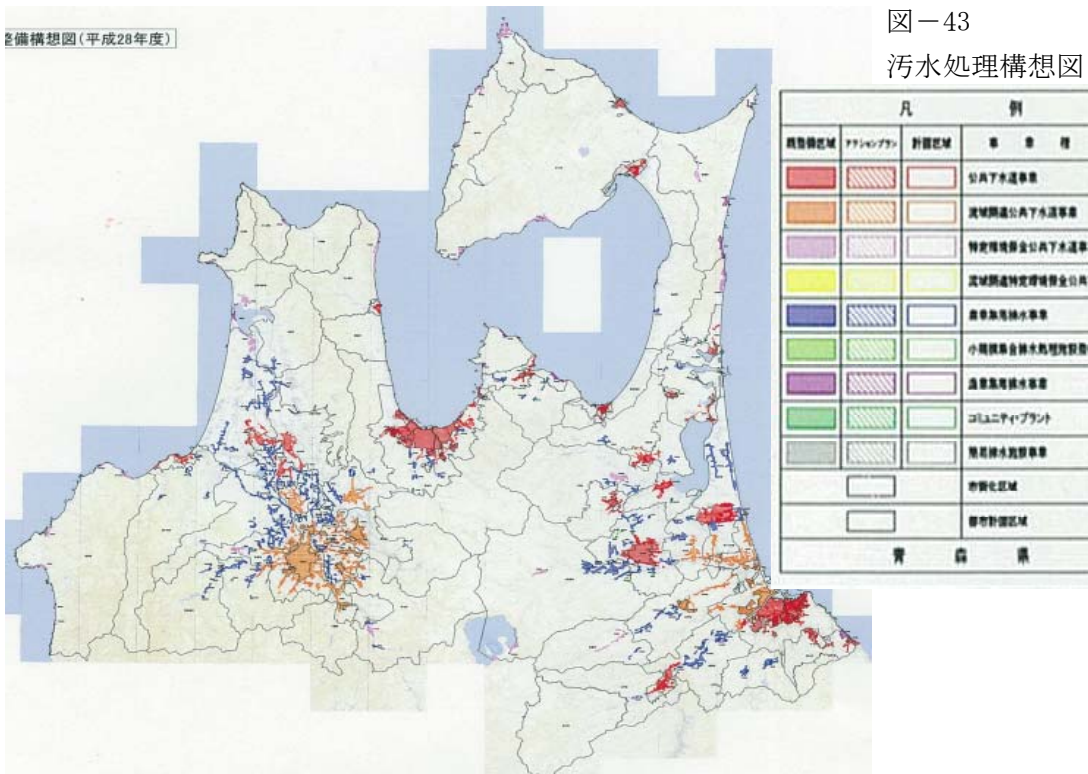


表-27 整備手法別の整備計画

	2014(平成26)年度		2025年度		2035年度	
	整備人口 人	普及率 %	整備人口 人	普及率 %	整備人口 人	普及率 %
公共下水道	776,260	(57.8)	801,082	(68.8)	763,725	(75.5)
集落排水等	121,633	(9.1)	107,638	(9.3)	90,739	(9.0)
集合処理 計	897,893	(66.8)	908,720	(78.1)	854,464	(84.4)
浄化槽	128,513	(9.6)	115,775	(9.9)	119,039	(11.8)
処理 合計	1,026,406	(76.4)	1,024,495	(88.0)	973,502	(96.2)
合 計	1,343,828	(100.0)	1,163,650	(100.0)	1,012,090	(100.0)

社人研の推計

2025年 2035年
推計人口(高齢化率) 1,157,332人(36.7%) 993,737人(41.4%)

500メートル、1kmメッシュ別の将来推計：2015年から2050年への人口増減率

数値の出所は国土交通省(国土数値情報)

1. 都道府県別

全国を500メートル、あるいは1キロメートルのメッシュで区分した場合、2015年の国勢調査時に居住していた地域について、5年区分で2050年までの期間において、居住人口がどう推移するかを、都道府県別に整理した。

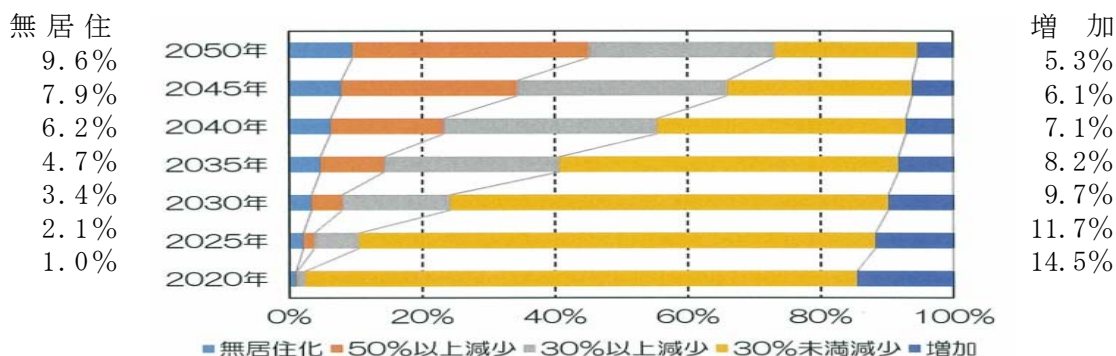


図-44 500メートルメッシュごとの将来推計人口の増減率(変化なしは増加に含む)

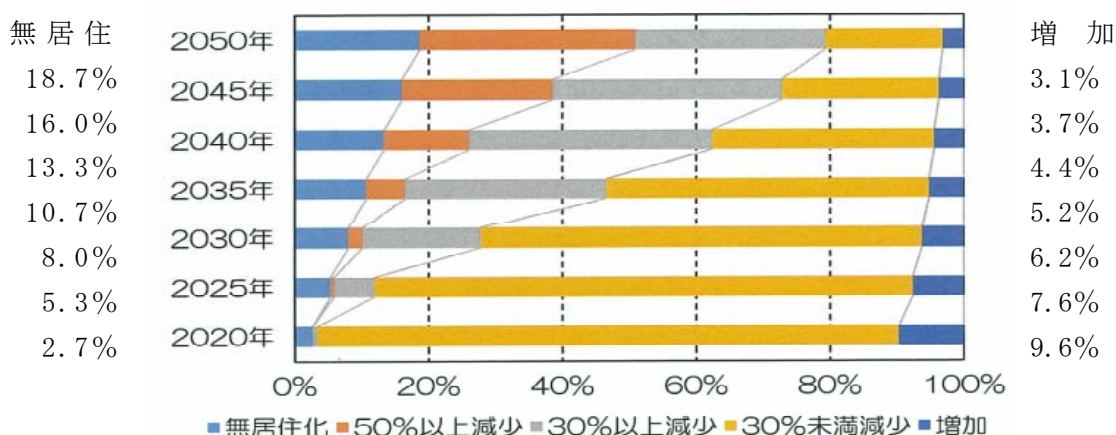


図-45 1kmメッシュごとの将来推計人口の増減率(変化なしは増加に含む)

表-28 都道府県別、将来推計人口(500メートルメッシュごと)の増減率

単位：％	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無居住 地化	～50%以 上減少	～30% 以上減少	～30% 未満減少	増 加 ※
北海道	11.5	28.5	38.2	17.8	11.7	3.8
青森県	20.9	9.4	48.4	32.0	9.0	1.2
岩手県	27.1	10.6	44.4	30.9	12.3	1.8
宮城県	42.7	6.8	42.3	32.7	15.4	2.8
秋田県	20.7	9.0	62.4	23.7	4.6	0.3
山形県	21.3	7.4	48.7	31.6	10.7	1.6
福島県	31.1	8.8	35.0	41.6	13.3	1.3
全 国	31.0	9.6	35.6	28.0	21.4	5.3

500メートルメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※：変化なしを含む

表-29 都道府県別、将来推計人口(1kmメッシュごと)の増減率

単位：％	居住メッシュ割合 2015年	人口増減率別メッシュ割合(対居住メッシュ) 2050年				
		無居住 地化	～50% 以上減少	～30% 以上減少	～30% 未満減少	増 加 ※
北海道	22.1	42.3	28.5	17.0	9.7	2.5
青森県	34.2	18.2	46.0	29.8	5.6	0.4
岩手県	42.2	19.9	39.1	32.5	7.7	0.8
宮城県	59.0	13.7	38.2	34.0	12.3	1.9
秋田県	34.0	17.0	61.3	19.6	1.9	0.2
山形県	33.9	14.8	46.6	30.7	7.1	0.8
福島県	45.1	17.5	27.1	47.1	8.0	0.3
全 国	46.1	18.7	32.3	28.5	17.5	3.1

1 kmメッシュごとの人口増減率(2015年から2050年)、※：変化なしを含む
2015年の居住メッシュ割合は総務省統計局
2015年から2050年の人口増減率は国土交通省の国土数値情報

2. 市区町村別

全国を500メートルのメッシュで区分した場合、2015年の国勢調査時に居住していた地域について、5年区分で2050年までの期間において市区町村別に居住人口がどう推移するかを整理した。ただし、全国1,741市区町村のうち、原発事故のため将来予測が行われていない福島県の6町村(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を除く1,735市区町村を対象としています。また、福島県の那珂川町は市制への変更されたため那珂川市として整理します。

表-30 2015年居住区域における2015年人口に対する2050年人口増減率

メッシュの割合	無居住化	50%以上減少	30%以上減少	減 少
0	343(19.8%)	59(3.4%)	26(1.5%)	1(0.1%)
0<～≤20	1,108(63.9%)	470(27.1%)	154(8.9%)	12(0.7%)
20<～≤40	205(11.8%)	278(16.0%)	154(8.9%)	23(1.3%)
40<～≤60	66(3.8%)	297(17.1%)	179(10.3%)	44(2.5%)
60<～≤80	13(0.7%)	279(16.1%)	246(14.2%)	99(5.7%)
80<～	0(0.0%)	352(20.3%)	976(56.3%)	1,556(89.7%)
計	1,735(100 %)	1,735(100 %)	1,735(100 %)	1,735(100 %)

50%以上減少には無居住化を含む、30%以上減少には無居住化と50%以上減少を含む減少には変化なし及び増加を除くすべてを含む

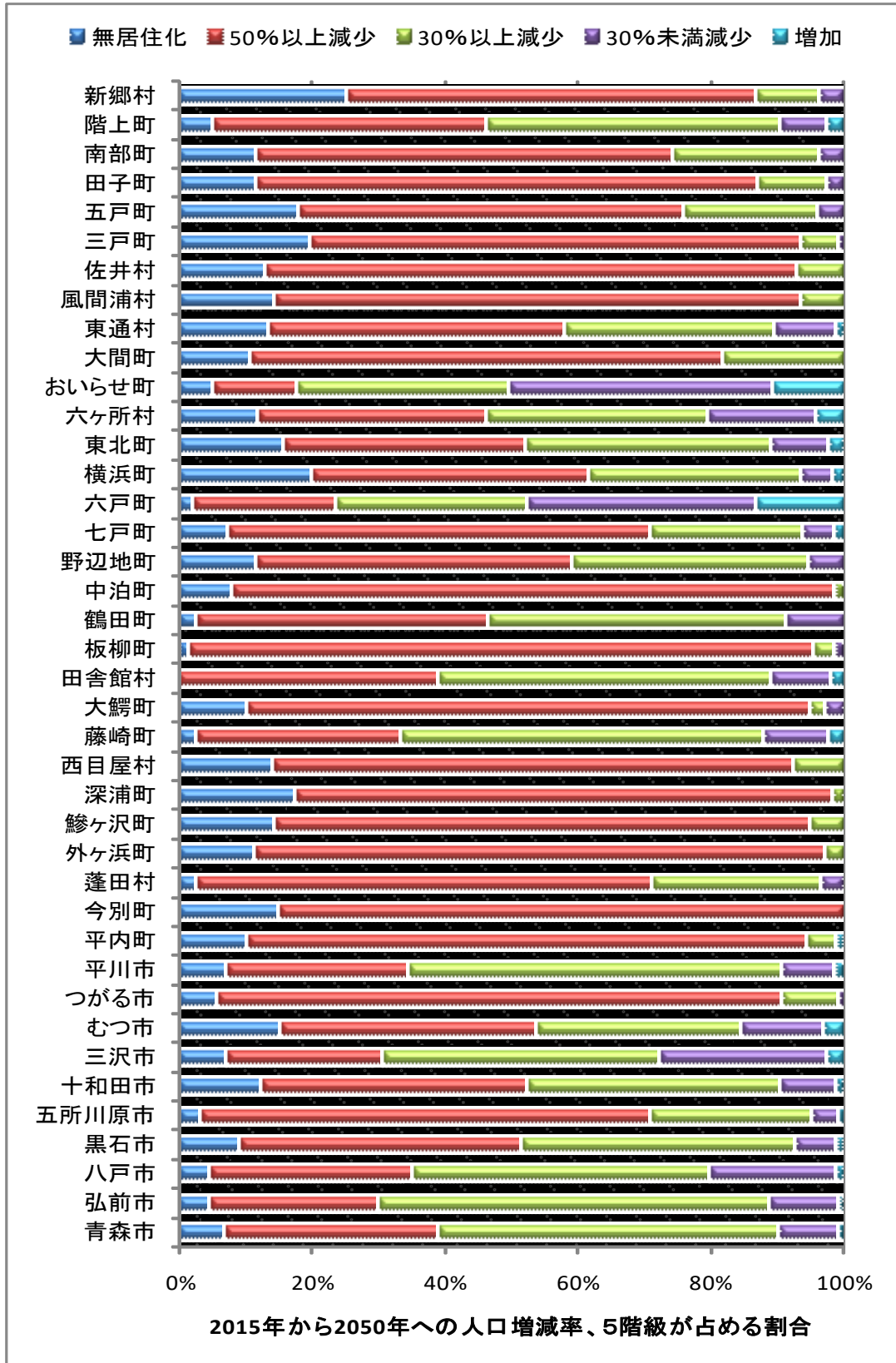


図-46 市町別の人口増減の5階級が占める割合(2015→2050年、500メートルメッシュ)

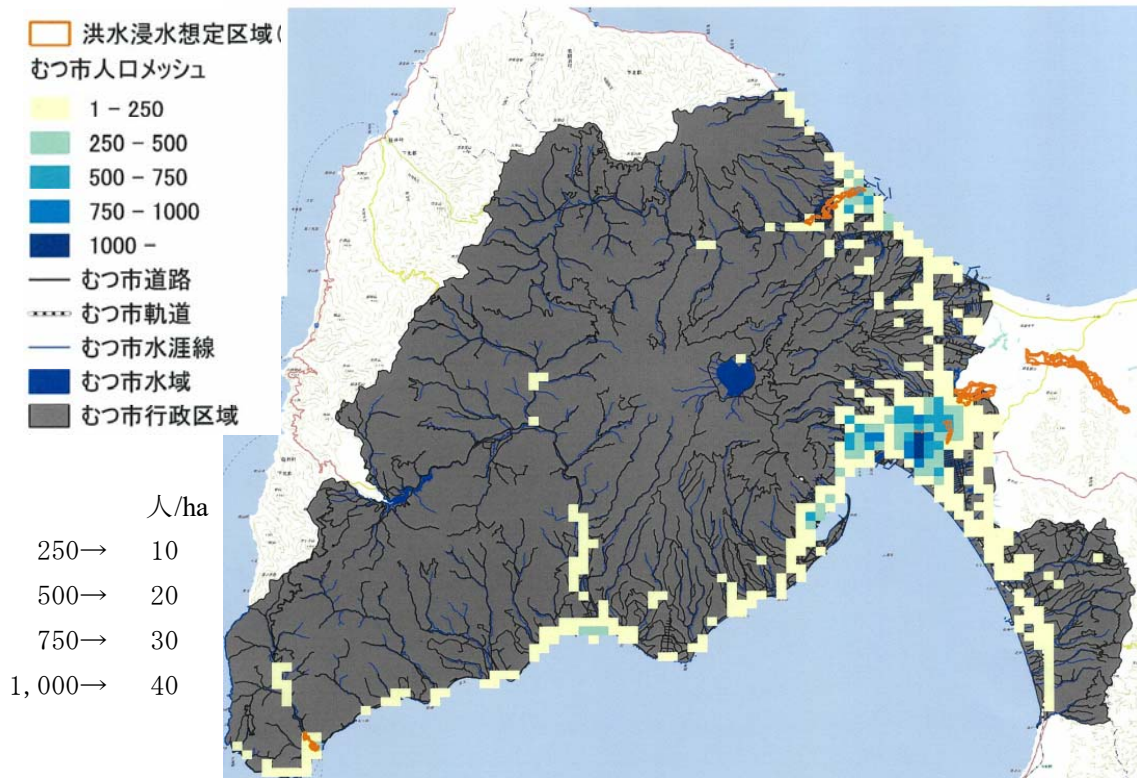


図-47 むつ市全域の500mメッシュ当たりの人口

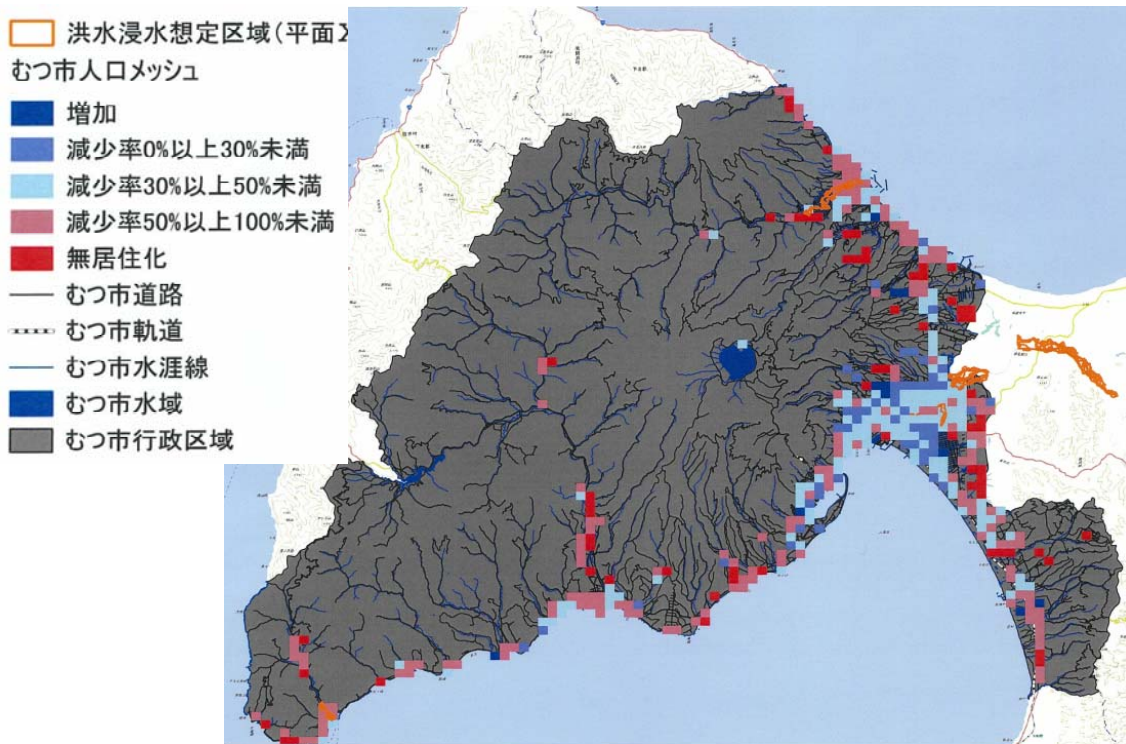


図-48 むつ市全域のメッシュ別の人口増減率(2015年→2050年)

むつ市	無居住化	減少率50～100%	減少率30～50%	減少率0～30%	増加
436メッシュ	15.4%	38.8%	31.0%	12.4%	2.5%

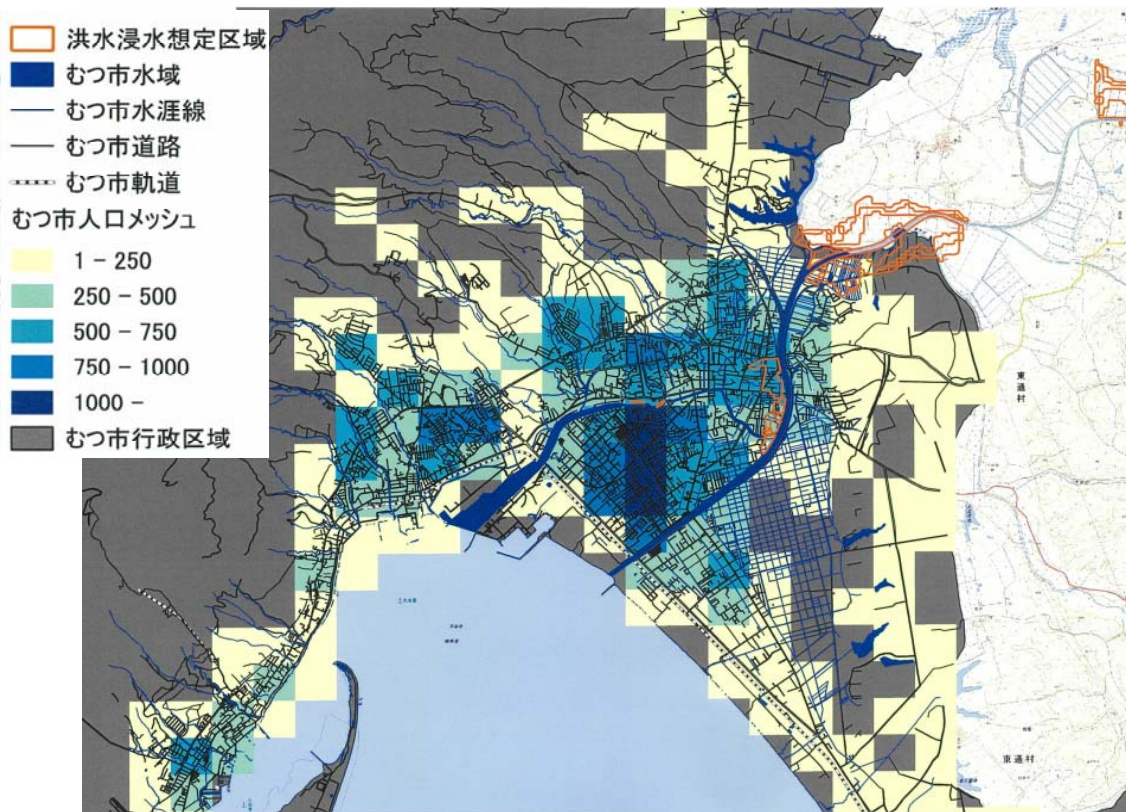


図-49 むつ市中心部の500mメッシュの人口

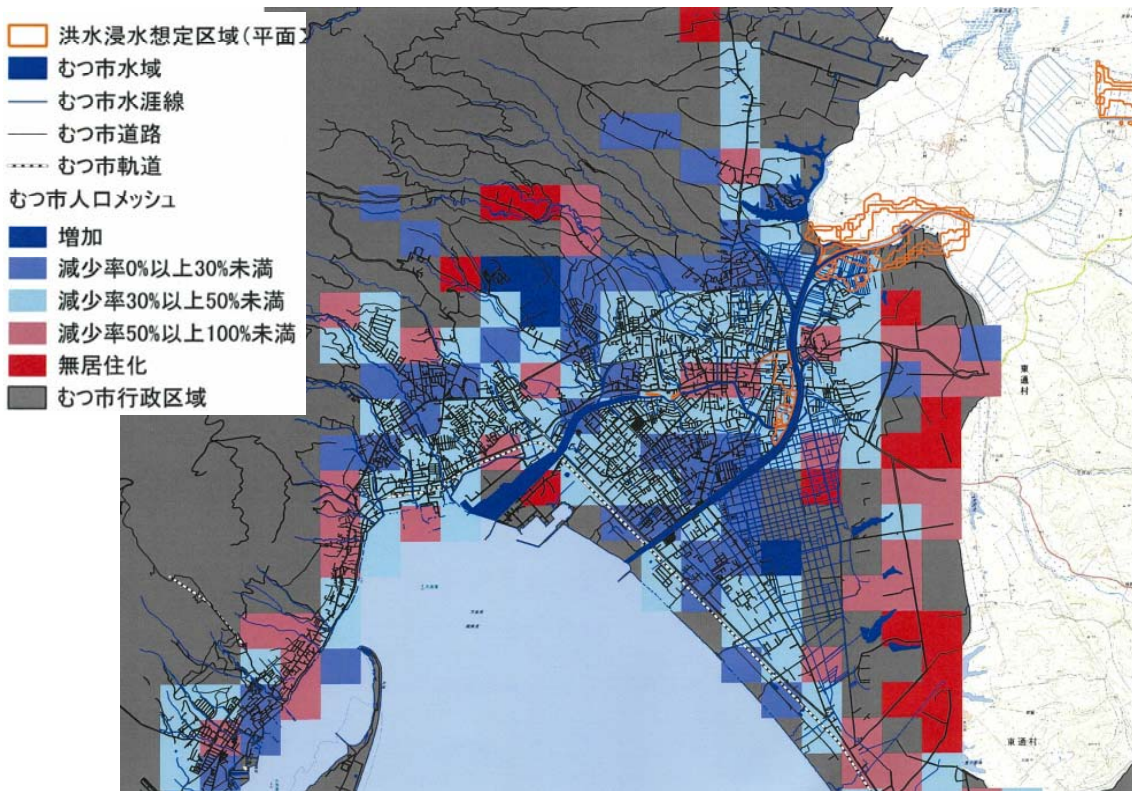


図-50 むつ市中心部の500mメッシュ別の人口増減率(2015年→2050年)

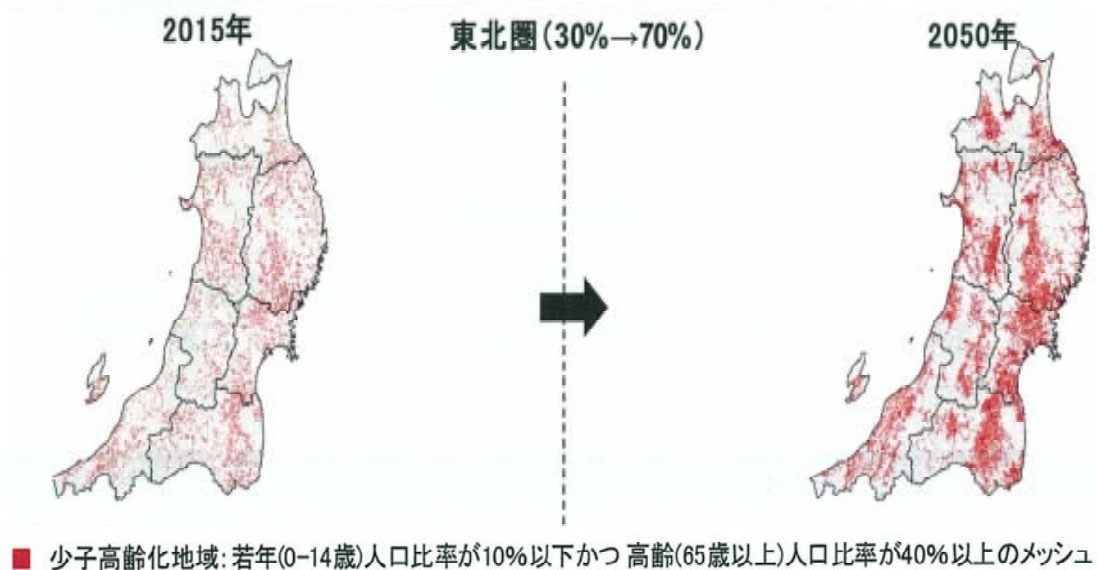
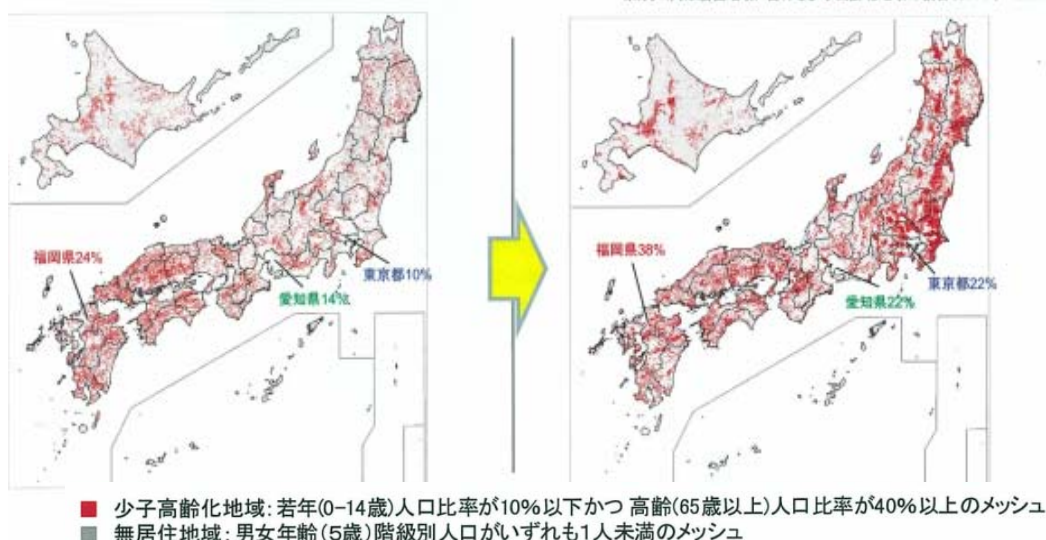
◆ 少子高齢化地域

【出典：令和2年10月23日国土交通省報道資料、国土審議会計画推進部会「国土の長期展望専門委員会、中間取りまとめ」】

2050年における高齢人口の分布を1 km メッシュベースで推計すると、高齢人口の増加は三大都市圏で顕著となる。また、我が国の合計特殊出生率は1960年代をピークに低迷しており、とりわけ東京圏では低くなっている。**少子高齢化地域を、「若年人口比率が10%以下かつ高齢人口比率が40%以上」と定義**して同様に推計したところ、2015年時点は居住地の約33%を占めていたが、2050年には地方圏を中心に増加し、**居住地の56%**となる見通しである。一方で、東京都・愛知県・福岡県では、2050年においても、依然として少子高齢化地域の占める割合は低い。

少子高齢化地域のメッシュ分布(33%→56%)

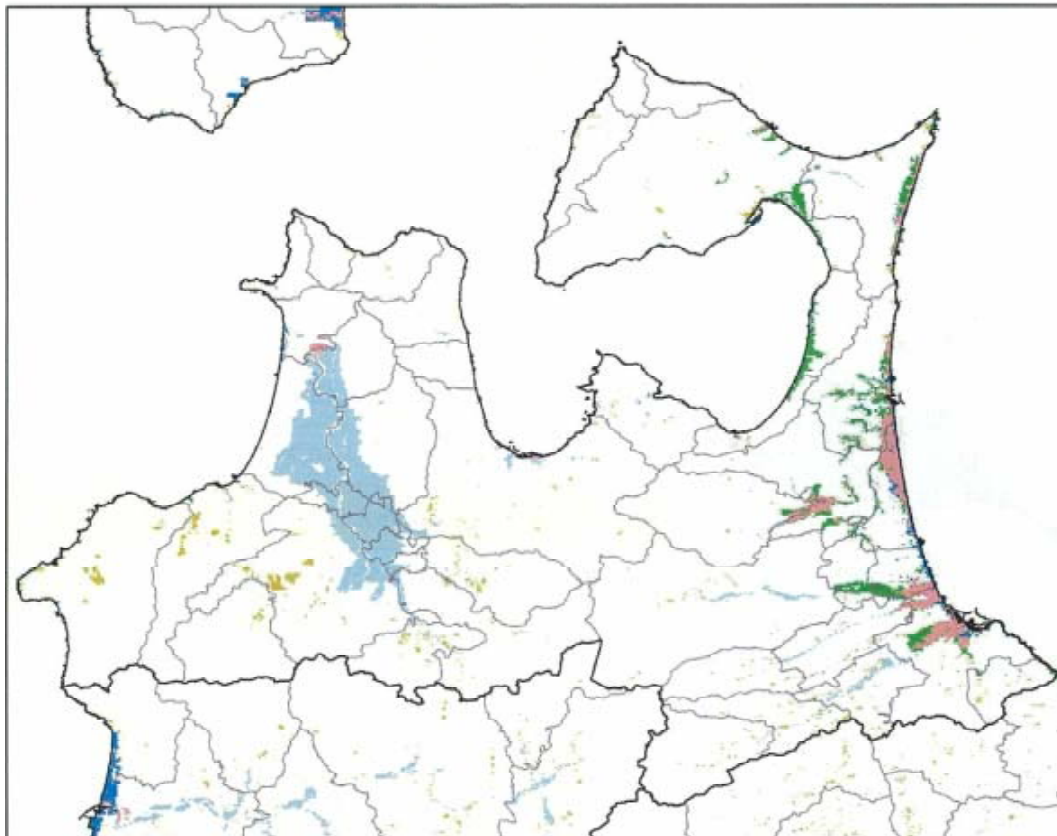
※カッコ内は居住地に占める少子高齢化地域の割合(2015年→2050年)



青森県における災害リスクエリアに居住する人口

【出典：国土交通省、令和2年12月3日付け報道資料「中長期の自然災害リスクに関する分析結果を公表」】

- 青森県の災害リスクエリア内人口は2015年で約40万人、2050年には約23万人となり、県内総人口に対する割合はほとんど変わらないと予測されている。
 - 2050年には洪水リスクエリア内人口は約11万人減少するが、県内総人口に対する割合はほとんど変わらないと予測されている。
- ※ なお、洪水、土砂災害、地震(震度災害)、津波のいずれかの災害リスクエリアに含まれる地域を「災害リスクエリア」として集計しています。

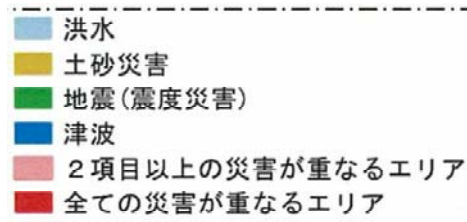


青森県の将来人口推計

	2015年	2050年
人口	131万人	74万人

青森県の4災害影響人口

対象災害	リスクエリア内人口 (2015) (総人口に対する割合)	リスクエリア内人口 (2050) (総人口に対する割合)
洪水	25万人(18.7%)	14万人(18.5%)
土砂災害	4万人(2.9%)	2万人(2.1%)
地震 (震度災害)	12万人(8.8%)	8万人(10.4%)
津波	11万人(8.2%)	7万人(8.8%)
災害リスク エリア	40万人(30.7%)	23万人(30.5%)



(8) コンパクト・プラス・ネットワーク

【平成28年度予算の編成等に関する建議(妙)(平成27年11月24日財政制度等審議会)】

(1) 人口減少時代に向けた社会資本整備の課題

② 公共施設等の選別・集約化

人口減少等を踏まえた集約化の観点からは、公共施設などの都市機能のコンパクト化を進めることが今後の社会資本整備にあたって重要な視点であり、本年新たに策定された国土形成計画(平成27年8月14日閣議決定)においても、コンパクト・プラス・ネットワークを進めていくこととされている。また、当審議会においても、コンパクトシティは行政コストの低減のみならず、生産性の向上という観点からも進めていくべきとの意見があった。これを推進して行くためのツールの1つとして、昨年の都市再生特別措置法の改正により、市町村が、居住誘導区域、都市機能誘導区域等を定める「立地適正化計画」を策定した場合に、規制・財政・税制・金融面の支援を受け得ることとなっており、足下、198の市町において計画策定に向けた取組が行われている(平成27年7月末現在)。国としても、こうした取組みへの支援を一層重点化する観点から、まちづくり関係の交付金について補助対象を「立地適正化計画」の誘導区域内に重点化するとともに、さらに単一の都市だけでなく複数の隣接都市が連携してコンパクト・プラス・ネットワークに取り組む場合を後押ししていく視点も必要と考えられる。

- 矢作氏は、「**拡張か「賢い縮小」か地方都市の生死が分かれる時代**」というタイトルで、「日本は人口減少時代に入った。人口10万人以上の都市の過半が人口を減らしている。地球規模でも人口10万人以上の都市の4分の1が人口を減らしている。「縮小都市」が21世紀の基本的な都市類型の1パターンになる。」と述べている。【出典：矢作弘(大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)、WEDGE、pp.12~14、February、2011】
- また、北崎氏らは諸外国における持続可能な発展を推進する都市政策の動きについて、近年、注目されている『**持続可能な発展**』の概念は、**1987年**に国際連合に設置された「環境と開発に関する世界委員会」の最終報告書において基本理念として提示された。以降、この理念は各国における都市政策や都市開発に大きな影響を与えており、現在ではこの理念を実現するための様々な取り組みが行われている。特に、近年では官民連携(PPP: Public Private Partnership)によって外部の人材・ノウハウ・資金を最大限活用した**抜本的な都市の「解体」と「再構築」**を行う『**都市の脱構築**』の取り組みが行われている。【出典：北崎朋希、小林庸至、都市再生から都市の脱構築時代へ―諸外国におけるPPPを活用した新たな都市脱構築の動き―、NRIパブリックマネジメントレビュー、Vol.79、pp.1~6、February 2010】
なお、「**持続可能**」とは、一般的には、「**将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと**」(ブルントラント委員会(1987年))と定義されている。

○ Wedge の平成27年5月号に「都心と郊外で100倍のコスト差 スマートシュリンク

[smart shrink]で解消」との見出しで、林良嗣氏(名古屋大学持続的共発展教育研究センター長、国土デザイン学教授)は、次のように述べています。

建物がバラバラの中心市街地から、皆が移り住みたくなる優良街区へと転換し、そこに賢く凝集できるよう、優遇税制で後押しすべきだ。

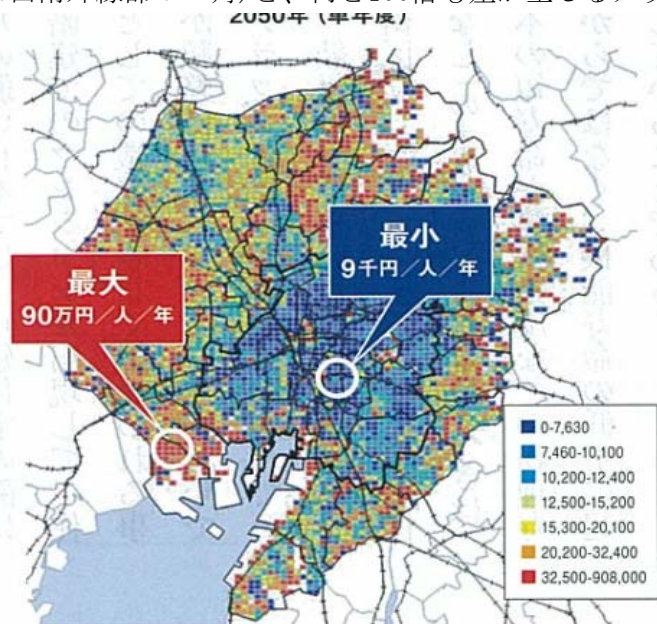
地方再生が喧しく語られているが、多くは持続不可能なカンフル剂的な地域経済政策である。しかし、もっと重要なのは、**社会の体幹ともいべき土地利用、すなわち、都市や町、村の「かたち」を整えること**であろう。この「かたち」が、**将来の社会に降りかかるコストを決定づける**ことに人々は気づいていない。

所得の上昇により1970年代以降、日本人が車を持てるようになって以来、町や村は外へ外へと拡張していった。日本の人口は2005年から減少し始めたが、市街地は今でも拡大を続けている。21世紀末には人口はおよそ半減する。人が居住する市街地がある限り、インフラの維持管理が必要である。これは何を意味するのか？

人口が半減すれば、維持すべき市街地面積も半減するのが常識である。さもないと我々の子や孫の世代は1人当たり現在の2倍以上の公共投資支出を強いられる。人口が減少すればGDPも減少するのだから、この世代が生きていけないことを意味していないか？

郊外スプロール地区と都市内部住宅地でインフラ維持コストは100倍違う。70年代以降、無造作な「スプロール型(虫食い型)」の市街地の拡大を許してしまったせいで、郊外のインフラコストが増加している。名古屋の20キロ圏を500メートルメッシュごとにインフラコストを算出した結果、50年には最低が9千円/人/年(名古屋市都心東部の一角)、最高は90万円/人/年(名古屋市西南外縁部の一角)と、何と100倍も差が生じるメッシュが見つかった。

西南外縁部は、伊勢湾台風で高潮を被ったが、人々がそこに再び住んでいるので、大堤防と多くの排水ポンプの維持のために膨大な投資が行われた。このような高コスト、低QOL(生活の質)立地を放置しておいては、自治体の経営が崩壊するのは自明である。延びきってしまった市街地を賢く凝集(スマートにシュリンク)させていく必要がある。その戦略の基準となる指標は、将来にわたる市街地維持費あたりのQOLパフォーマンス(QOL/インフラコスト)である。



・名古屋市内や周辺都市の中心部など人口稠密部でコスト低い
・2050年には、人口減少の著しい西部で特にコスト上昇

図-51 名古屋20キロ圏内の市街地維持インフラコスト

【出典：国土交通省、国土の長期展望専門委員会第4回(令和2年1月27日開催)配付資料】

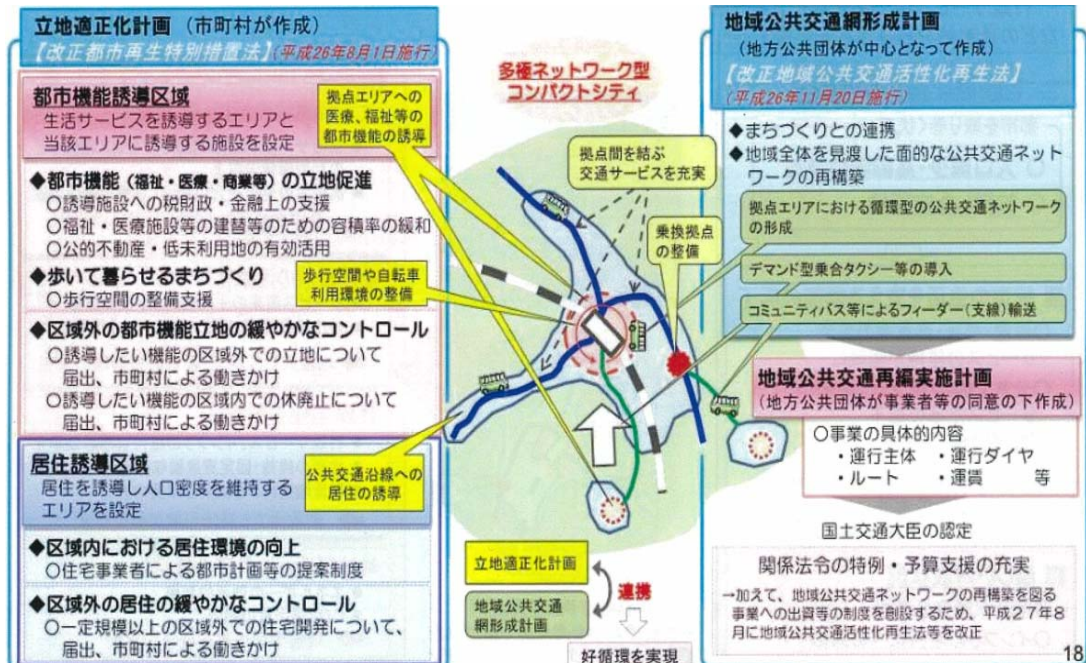
○ コンパクト+ネットワークのねらい



➤ 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、

- 生活サービス機能維持や住民の健康増進など、**生活利便性の維持・向上**
 - サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化(地域の消費・投資の好循環の実現)**
 - 行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**
- などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

○ コンパクト+ネットワークのための計画制度

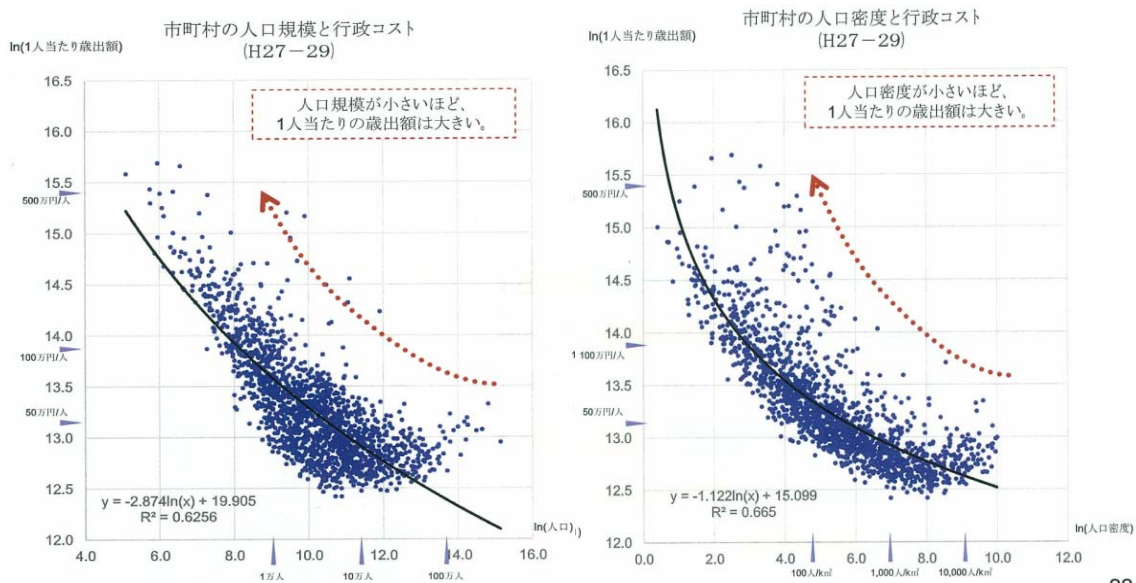


- 平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連帯した**持続可能な地域公共交通ネットワークの形成**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

○ 林直樹(金沢大学人間社会研究域人間科学系の准教授)氏は、「NHKスペシャル取材班、縮小ニッポンの衝撃(講談社現代新書、2017年7月)、平成28年9月25日放映NHKスペシャル」のなかで、次のように述べています。

高齢化が著しい過疎地では、住民の生活と共同体を守り、地域環境の持続性を高めるため、一定規模の拠点集落にまとまって移住する、つまり「集団移転」を提唱している。(中略)過疎を理由に「集団移転」を行った集落はまだ少数にとどまっているが、先行例では住民の満足度は比較的高い。総務省が2001年にこれまで**集団移転した人々へのアンケート調査を行ったところ、72%が「移転して良かった」と**答えた一方、「移転前の方が良かった」と回答したのは2.3%に止まった。その理由は「日常生活が便利になった」「医療や福祉サービスを受けやすくなった」「自然災害や積雪などへの不安の軽減」という答えが大半を占めた。(中略)もう1点、林氏は、「コスト」の問題にも切り込んでいる。「雪国の場合、**市町村道1キロの維持に年間90万円ほどかかっています**。例えば、メインの道路から5キロは行ったところに高齢者が1人で暮らしている場合、その人のためだけに年間450万円の支出が行われていることになる。ごみ収集や水道管のメンテナンスの費用もかかります。これらの費用を正当性のある行政サービスの一つとみなすかどうかは意見が分かれるところですが、**難しいものになるでしょうが、この種の議論をタブーにしても状況が改善することはありません**」(略)。

○ 市町村単位の住民1人当たりの歳出額を比較すると、人口規模が小さいほど1人当たりの歳出額が大きくなる傾向がある。同時に、人口密度が小さい市町村ほど1人当たりの歳出額は大きくなる傾向がある。



【出典：国土審議会計画推進部会国土の長期展望専門委員会、2019年10月30日配付資料】

○ 令和2年7月15日付け日本経済新聞一面トップに「浸水危険域でも住宅立地 自治体の9割 転出に遅れ」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

国が浸水の危険があると警告している地域に住民を居住させている都市が、全体の約9割を占めることが国土交通省の調べでわかった。都市機能を集約するコンパクトシティーの整備を進める中、危機回避が後回しになっているケースがある。被害を防ぐための移住が進まないなど課題が多い。

多くの自治体は都市部の中で住宅の立地を促す「居住誘導区域」を設けている。人口減が進む中で特定の地域に居住者を集め、住民サービスを維持するためだ。

一方、国や自治体は浸水や土砂災害など自然災害の危険性がある地域を調べ公表している。国交省はコンパクトシティー整備のための立地適正化計画を公表している275都市について、居住誘導区域と危険地域が重なっていないかを2019年12月時点で調査した。

その結果、河川が氾濫した場合に浸水するおそれがある「浸水想定区域」と居住誘導区域が重なる場所がある都市は242と全体の88%も占めた。「土砂災害警戒区域」と重なる都市は93で34%、「津波浸水想定区域」と重なる都市は74で27%あった。

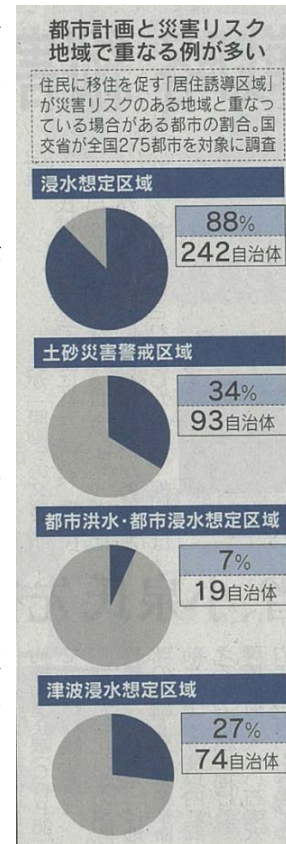
山梨大学の秦康範准教授の試算によると、**浸水想定区域に住む人は2015年時点で3,539万人と日本の全人口の3割近くに上る。**危険な地域に住む人は1995年よりも4%増えた。

秦准教授は「浸水想定区域の人口は地方も大都市も関係なく増えている」と指摘する。危険がある地域で自治体が都市開発を進める理由は「一人暮らし世帯の増加で住宅戸数が増え、新規開発が難しい中心部より、これまで人が住んでこなかった浸水想定区域が大規模な開発対象となった」と分析する。

市外地は地価が高く地権者との調整が難航する場合もある。**2015年の法改正で浸水想定区域が広がり、自治体が開発を進めた後に居住誘導区域と重なるケースも増えた。**自治体からは「誘導区域を除外すると街づくりが成立しない」といった声も聞かれる。

国交省には**災害の危険がある地域の住居の移転を促す補助制度**がある。市町村の計画に対して**国が事業費の94%を負担**する。1972年に制度ができて以来、3万9千戸が移転した。ただ3万7千戸は11年の東日本大震災がきっかけで、被災する前に移転が決まった例はない。同省は20年4月に要件を緩和し、**移転先につくる住宅団地の規模を10戸以上から5戸以上に引き下げた。**小さな集落の移転を促す狙いだが、住民の合意を得るのは難しく、まだ実現していない。

土地利用の規制も必ずしも進んでいない。通常国会で成立した**改正都市再生特別措置法**では、**住民の生命に著しい危害が及ぶおそれがあるレッドゾーンでの学校や店舗の開発を原則禁止**した。政府20年度予算で病院や老人デイサービス施設のレッドゾーンからの移転を促す費用を700億円計上。レッドゾーンほど深刻ではないイエローゾーンからの居住誘導には踏み込んでいない。



7月3日以降、梅雨前線の影響で、熊本県の球磨川流域など大きな被害を受けた地域の多くは浸水想定区域と重なる。政府は14日、経済財政運営と改革の基本方針(骨府との方針)に、防災強化を「国の重大な政務」と明記する案を与党に提示した。河川改修などのハード面だけでなく移住促進などのソフト面から対策の実効性を高めていく必要がある。

【出典：財務省の財政制度等審議会歳出改革部会、令和2年10月19日の配付資料「今後の社会資本整備の基本的方向性」】

○ 災害危険区域の指定状況

地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を**災害危険区域**として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。(建築基準法第39条)



図-53 災害危険区域の指定面積の推移

【出典：財務省の財政制度等審議会歳出改革部会、令和2年10月19日の配付資料】

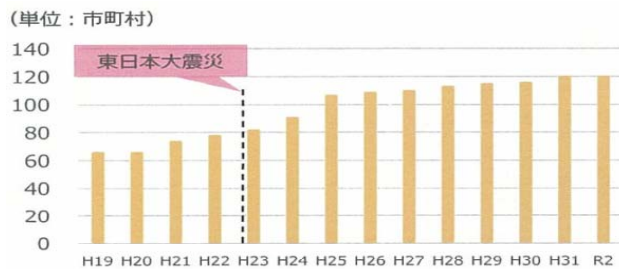


図-54 災害危険区域を指定している市町村数

【ハード整備の効果と浸水想定区域内人口】

- 治水ストックの増加にもかかわらず、近年の宅地等浸水面積は横ばいで推移
- 過半の都道府県において、人口減少にもかかわらず洪水浸水想定区域の人口が増加してしまっている。

28の道府県で、人口が減少しているにもかかわらず、洪水浸水想定区域内人口が増加
7の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加

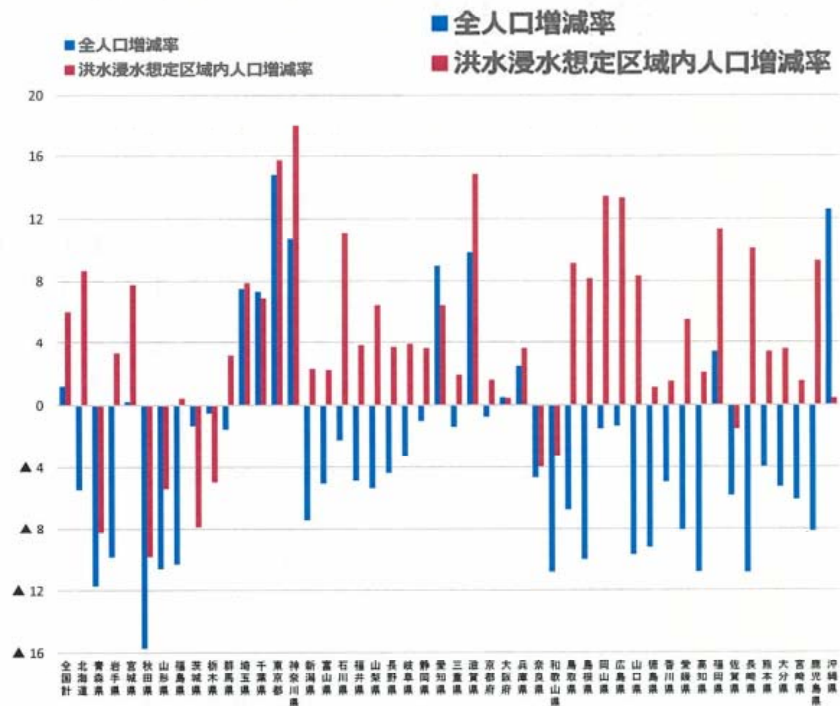
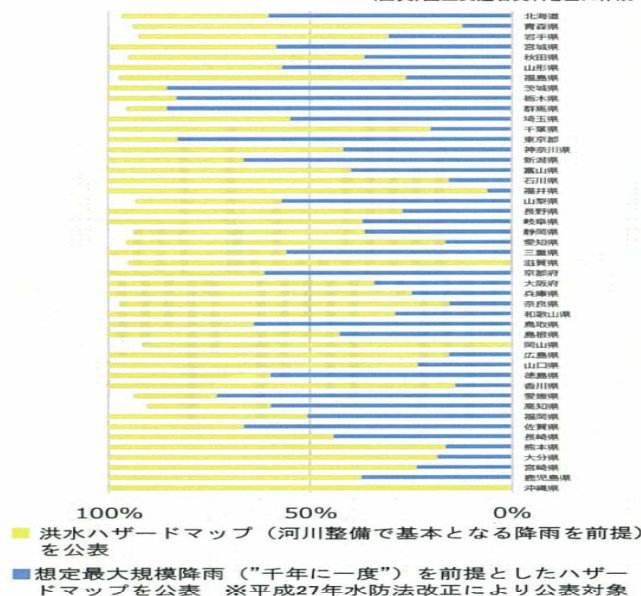


図-55 洪水浸水想定区域内人口の変化 (H07と H27の比較)

【災害リスクを軽減するための土地利用コントロール】

- 土地利用の変化が災害リスクを高めている可能性に鑑みれば、場所ごとの災害危険性が住民、土地利用者や社会に認知されるとともに、適切な土地利用規制を行うことが重要
- 災害による被害の軽減につながるよう、地方公共団体による水害ハザードマップの整備や災害危険区域等の指定を促進するとともに、水害リスクに基づく開発規制の導入を検討すべき。
- 洪水ハザードマップ公表状況

公表対象となる市区町村数のうち
公表した市区町村の割合 ※令和2年1月1日時点
(出典)国土交通省資料を基に作成



【災害リスクを軽減するための個人・企業等へのインセンティブ】

- 災害リスクを軽減するためには、土地利用規制や防災集団移転制度の活用等に加え、居住・立地に関する個人・企業等のインセンティブへの働きかけも重要。
- 例えば、災害リスクに応じた住宅ローン金利への政策金融支援や、民間保険会社が災害リスクに応じた保険料設定を行いやすくするような環境整備を検討すべき。

例：都市再生特措法等改正（R2年6月）
自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制等の対策を講じたもの。

開発許可を原則禁止
開発許可を原則制限
開発許可の厳格化

市街化調整区域 市街化区域
居住誘導区域 災害レッドゾーン
浸水ハザードエリア等 (出典)国土交通省資料

防災集団移転制度
地域の合意形成の下、居住に不適当でない区域内にある住居の集団移転を行う。
(移転先の住宅団地の整備費や、移転元の土地の買取費用等を国が3/4補助)

集団移転 住宅団地 移転促進区域 (出典)国土交通省資料

**災害リスクが高い場所に
住まない取組み**

- ・レッドゾーンにかかる土地利用規制
- ・防災集団移転制度の活用
- ・不動産取引時のハザードマップ説明
- ・政策金融ツールの活用
- ・適正なリスク評価情報の提供とその活用

例：政策金融
「フラット35」（民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利型住宅ローン）について、現状、住宅立地の災害リスクによる支援の差はない。

例：損害保険料

- ・ 損害保険料は、損害保険料率算出機構が算出した「参考純率」を参考に、各保険会社が設定。
- ・ 企業向けの損害保険では、立地の浸水リスクに応じて保険料を区別する各保険会社独自の取組が進んでいる。
- ・ 一方、「参考純率」に関しては現状、立地の浸水リスクに応じた区別はされていない。

都市再生特別措置法等の改正(令和2年6月10日公布)

【出典：小林侑(国土交通省都市局都市計画課課長補佐)、自然災害の激甚・頻発化を踏まえた安全なまちづくり、土木学会誌、Vol. 105、No. 12、pp. 36～37、2020】

本改正では安全なまちづくりの推進に資するよう、災害の恐れのある地域の開発を抑制すること、このような地域からの移転を促進すること、そして居住する場合は安全を確保する対策を実行することの3つの観点の措置を講じている。

一つ目は、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制のための、災害危険区域や土

砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンにおける開発を原則禁止する施設の対象拡充である。従前より、分譲・賃貸住宅や貸しビル等の自己の業務の用に供さない施設は対象となっていたが、自社オフィス、スーパー・コンビニを含む自社店舗、ホテル等も不特定多数の利用が想定されることから新たに規制の対象とした。また、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから原則として開発が規制されているが、市街地に隣接、近接する等の区域のうち、地方公共団体が条例で区域等を指定すれば開発が可能となっている。今般の法改正では、この手続きにより開発を可能とする場合であっても、災害の防止が図られるよう措置することとした。その他、立地適正化計画の居住誘導区域外において一定規模の住宅の開発を行う場合には市町村長への届出が必要とされており、必要な場合は勧告を行うことができることとなっているが、この開発が災害レッドゾーンにおけるもので勧告に従わなかった場合には、事業者名等を公表することができることとした。これにより災害のおそれのある箇所での開発の一層の抑制を図っている。

二つ目は、災害ハザードエリアからの移転を促進するための計画制度の創設である。居住誘導区域に住宅または施設を移転する場合には、立地適正化計画の作成主体である市町村が移転者等のコーディネイトを行い、防災移転計画(居住誘導区域等権利設定等促進計画)を作成できることとした。同計画を公告することで、計画に定めた所有権、賃貸権等が設定または移転され、計画に基づく権利設定を市町村が一括で登記が可能としており、移転の円滑な実施が期待される。

三つ目は、立地適正化計画に新たに記載する事項として、居住誘導区域に居住を誘導するに当たり必要となる防災・減災対策を定める「防災指針」制度の創設である。居住誘導区域には災害レッドゾーンを原則として含めないことを政令で定めるなど、災害リスクのある地域に住まわなないための誘導が図られるための措置も講じている。しかし居住地にける災害リスクを回避しきれない場合には、防災指針に避難路・避難地、宅地の嵩上げ、警戒避難体制の確保等、都市における防災の機能を確保するための具体的な取組を位置付け、



これを計画的に実施することとしたものである。2025年までに600の市町村で防災指針が作成されることを目標とし、国においては、防災指針の作成と、これに基づく防災・減災の取組を積極的に支援していくこととしている。

新経済・財政再生計画改定工程表2020における「地方行財政改革」

【出典：経済財政諮問会議、令和2(2020)年12月18日配付「新経済・財政再生計画改定工程表2020」】

2. 社会資本整備等

2-3 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

政策目標

：新しい時代に対応した、まちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

① 社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。結果として、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値、経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地に形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。

② 市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを目指す。

(14) 立地適正化計画の作成・実施の促進

[計画に対する予算措置等による支援]

a. 予算措置等により市町村の計画策定を支援する。2021年度

b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。2021年度

c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付にあたって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き公布要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。2021年度

d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等に

より市町村の取組を支援する。2021年度

- e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。2021年度

[支援策等の充実]

- a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。2021年度
- b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。2021年度
- c. **2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画を有するもの**については、計画策定に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。2021年度

[モデル都市の形成・横展開]

- a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。
- b. 過去の取組み事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。
- c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。

[都市計画に関するデータの利用環境の充実]

- a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの構築・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。2021年度

[効果的な評価指標設定の啓発]

- a. コンパクトシティ化による多様な効果を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。2021年度

[スマート・プランニングの推進]

- a. 人の属性ごとの行動データの把握に関する分析手法について、複数都市での検証を通じて、多様な施策の評価が可能となる高度なシステムへ改良する。2021年度
- b. 「スマート・プランニング研修小委員会」と連携し、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を図る。2021年度

[立地適正化計画制度のさらなる改善]

- a. **災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の制度・運用のさらなる改善等のために必要な措置を講じる。**2021年度

＜国土交通省とコンパクトシティ形成支援チーム(11省庁で組織)＞

■ K P I 第 1 階層：立地適正化計画を策定した市町村数

【2024年度末までに600市町村】

立地適正化計画を地域公共交通計画と併せて策定した市町村数

【2024年度末での400市町村】

■ K P I 第 2 階層：立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に
存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施
設数の占める割合が、維持または増加している市町村数

【2024年度末までに評価対象都市の2／3】

- 平成31年4月27日付け日本経済新聞に「空き家率最高13.6% 高水準の都市部も再開
発に影 昨年10月時点」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

総務省が26日に発表した2018年10月時点の住宅・土地統計調査によると、国内の住宅
総数に占める空き家の割合は過去最高の13.6%だった。地方を中心に人口減少などで空
き家が増え、戸数も最多の846万戸に上った。東京や大阪などでも空き家率は1割を超
えており、再開発に影を落としている地域もある。

5年に1度実施する住宅・土地統計調査の速報値を発表した。空き家の数は13年より
26万戸増え、全体に占める割合は0.1ポイント高まった。住宅総数も179万戸多い6,242
万戸と過去最多を更新した。住宅総数、空き家数、空き家率とも伸び率は落ちてきたも
の、右肩上がり続く。空き家のうち347万戸は、賃貸や売却用以外で長期間、不在
の住宅や取り壊し予定の住宅だった。賃貸用は431万戸、売却用は29万戸、別荘などの
「二次的住宅」は38万戸だった。

空き家率が最も高い都道府県は21.3%の山梨。20.3%の和歌山、19.5%の長野、19.4
%の徳島などが続いた。別荘が空き家と集計されるほか、地方では人口減少の影響も大
きい。低いのは10.2%の埼玉や沖縄、10.6%の東京、10.7%の神奈川、11.2%の愛知な
どだ。賃貸用で入居待ちの物件も含まれる。空き家が多いと治安面の懸念が高まる。所
有者がわからないままでは家を撤去できず、再開発の壁になることもある。東京都の担
当者は「再開発地区の空き家で持ち主を探す手間がかかることもある」と話す。1日
には空き家対策などに当たる「住宅政策本部」を立ち上げた。集中的にリノベーション(大
規模改修)する地域を設けたり、空き家を生かす自治体に財政支援したりする。

埼玉県本庄市は所有者が空き家を解体した土地を無償で借り受け、簡易な公園にする
事業を始めた。5年間は固定資産税の支払いは免除する。

国も対策を急ぐ。相続で得た家屋や敷地を売ると、税金がかかる譲渡所得を最大3千
万円を差し引ける仕組みがある。19年末だった期限を4年間延長し多。空き家の撤去や
活用に取り組む市町村への財政支援や、専門家の育成も進めている。(中略)

国土交通省は昨年4月、空き家対策で新たな制度を始めた。耐震性があり、構造上の
不具合もない中古住宅に「安心R住宅」という標章の使用を認める仕組みだ。しっかり
した住宅にお墨付きを与えることで中古物件に対する消費者の不安を払拭する狙いがある。
各地に取引を仲介する「空き家バンク」があるし、空き家を使って新ビジネスを立
ち上げるスタートアップ企業も増えている。古民家をカフェやゲストハウスなどの改築

するNPOも多い。民泊への利用も有効な手立ての一つだろう。

しかし、こうした対策だけで空き家が大幅に減ることはまずない。日本では人口に続いて総世帯数もまもなく減少に転じるからだ。今後、必要なのは農地や工場跡地などでの住宅の新築をできるだけ抑え、宅地に誘導することだ。老朽化が著しい物件の除却と一体となった住宅建設を税財政面で後押ししてほしい。

住宅の販売時にあらかじめ撤去にかかる費用を徴収し、基金として積み立てることも考えられる。自動車や一部の家電で取り入れられているリサイクルの仕組みの住宅版ともいえる。官民で住宅建設戸数の目安を設けることも一案だろう。

欧米と比べて中古物件の流通の割合が低く、住宅を建て放題な日本のいびつな市場。このままでは空き家大量時代を乗り越えられない。

平成30年住宅・土地統計調査住宅及び世帯に関する基本集計

【出典：総務省統計局、令和元年9月30日付け報道資料】

1. 総住宅数と総世帯数

総住宅数は6,240万7千戸と2.9%の増加、1世帯当たりの住宅数は1.16戸

2018年10月1日現在におけるわが国の総住宅数は6,240万7千戸、総世帯数は5,400万1千世帯となっており、2013年と比べ、総住宅数は177万9千戸(2.9%)増、総世帯数は154万9千世帯(3.0%)増となっている。

総住宅数と総世帯数の推移を比較してみると、1963年までは総世帯数が総住宅数を上回っていたが、1968年に逆転し、その後は総住宅数が総世帯数を上回っている。1世帯当たりの住宅数も上昇傾向にあるが、近年はその傾向が緩やかになってきており、2018年は1.16戸と、2013年と同水準となっている。

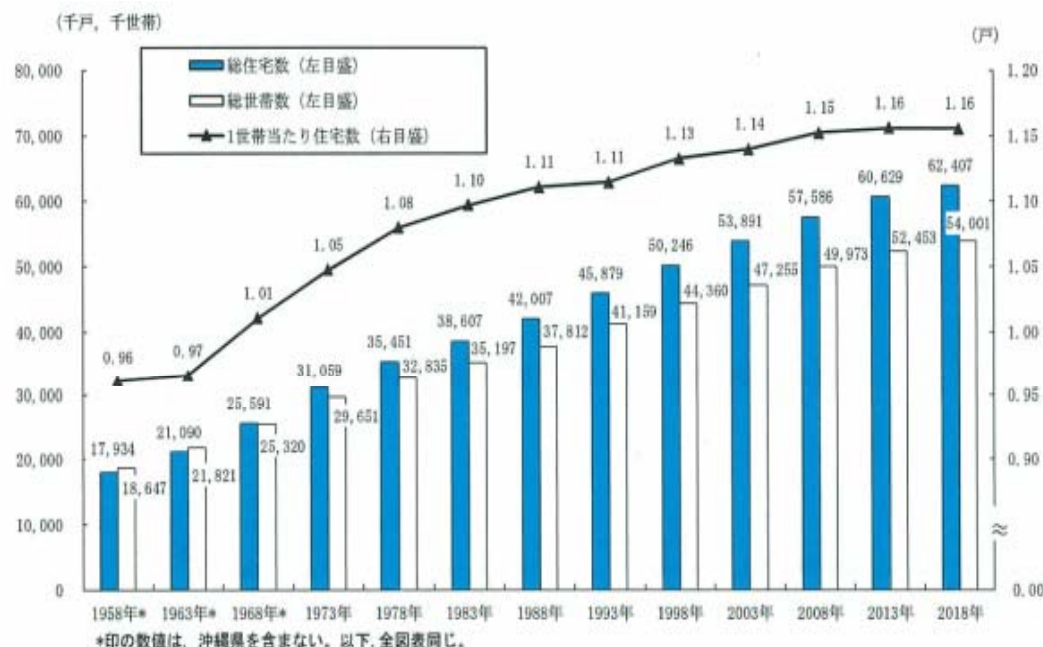


図-56 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たりの住宅数の推移(全国)(1958~2018年)

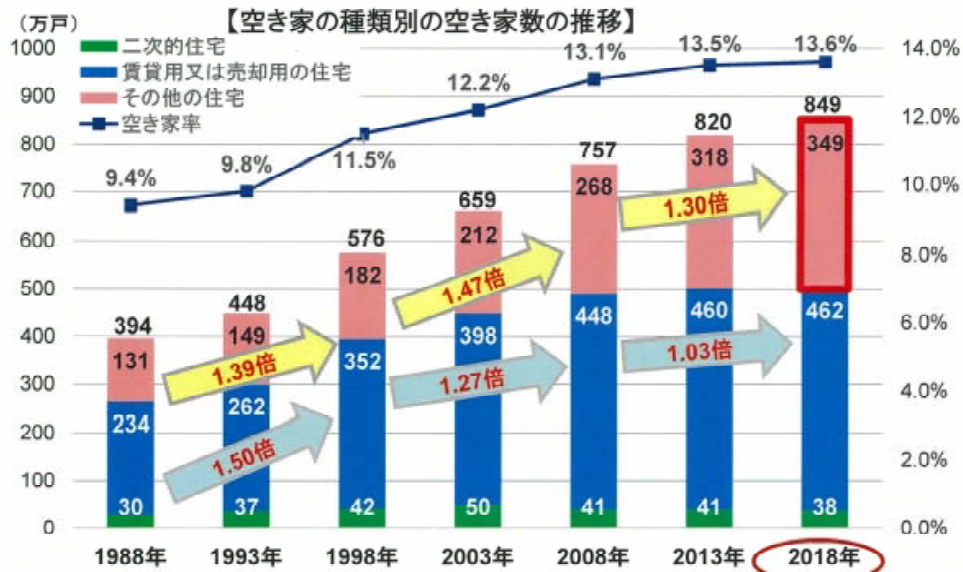
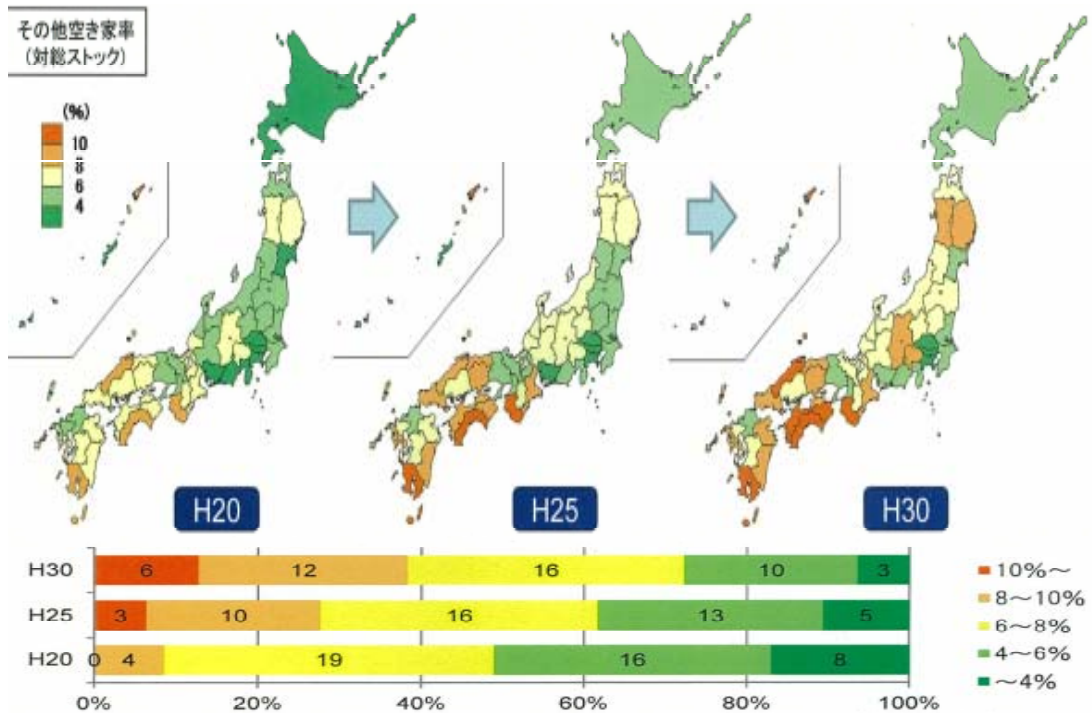


図-57 空き家の推移と種類別内訳

- 住宅・土地統計調査(総務省)によれば、空き家の総数は、この20年間で約1.5倍(576万戸→849万戸)に増加
- 空き家の種類別の内訳では、「賃貸用または売却用の住宅」(462万戸)等を除いた、「その他の住宅」(349万戸)がこの20年で約1.9倍に増加
- なお、「その他の住宅」(349万戸)のうち、「一戸建て(木造)」(240万戸)が最も多い
- その他空き家率(その他空き家数/総ストック数)は西日本から上昇傾向にあり、10%を超える都道府県は、10年間の0から平成30年には6自治体に増加



【出典：社会資本整備審議会住宅宅地分科会、第53回(令和2年8月31日)配付資料】

表-31 都道府県別の主な指標

2018年10月時点 空き家率：％ 降 順		2018年10月時点 持ち家住宅率：％ 降 順		2018年10月時点 1住宅当たり延べ 面積：㎡ 降順		2018年10月時点 1畳当たり家賃・ 間代：円 降 順		
山梨県	21.3	秋田県	77.3	1	富山県	143.57	東京都	5,128
和歌山県	20.3	富山県	76.8	2	福井県	136.89	神奈川県	3,898
長野県	19.6	山形県	74.9	3	山形県	133.57	京都府	3,282
徳島県	19.5	福井県	74.9	4	秋田県	130.41	埼玉県	3,276
高知県	19.1	岐阜県	74.3	5	新潟県	127.25	大阪府	3,227
鹿児島県	19.0	奈良県	74.1	6	石川県	124.68	千葉県	3,198
愛媛県	18.2	新潟県	74.0	7	島根県	121.96	兵庫県	2,872
香川県	18.1	和歌山県	73.0	8	岐阜県	120.39	愛知県	2,824
山口県	17.6	三重県	72.0	9	鳥取県	120.12	宮城県	2,753
栃木県	17.3	滋賀県	71.6	10	長野県	119.99	静岡県	2,646
大分県	16.8	群馬県	71.4	11	青森県	119.95	福岡県	2,589
群馬県	16.7	茨城県	71.2	12	岩手県	118.87	広島県	2,569
静岡県	16.4	長野県	71.2	13	滋賀県	114.63	滋賀県	2,552
岩手県	16.1	青森県	70.3	14	福島県	111.42	新潟県	2,472
岐阜県	15.6	山梨県	70.2	15	佐賀県	111.22	岡山県	2,467
岡山県	15.6	島根県	70.2	16	山梨県	110.34	石川県	2,431
鳥取県	15.5	岩手県	69.9	17	奈良県	110.04	茨城県	2,426
島根県	15.4	石川県	69.3	18	三重県	109.65	栃木県	2,395
長崎県	15.4	香川県	69.3	19	徳島県	109.31	奈良県	2,382
宮崎県	15.4	徳島県	69.2	20	香川県	107.48	富山県	2,350
三重県	15.2	栃木県	69.1	21	茨城県	106.97	沖縄県	2,336
大阪府	15.2	鳥取県	68.8	22	群馬県	106.09	群馬県	2,318
広島県	15.1	福島県	67.7	23	栃木県	105.59	山梨県	2,290
青森県	15.0	山口県	67.1	24	岡山県	104.92	三重県	2,289
茨城県	14.8	静岡県	67.0	25	和歌山県	104.24	山形県	2,278
新潟県	14.7	佐賀県	66.9	26	静岡県	102.02	長野県	2,275
石川県	14.5	愛媛県	66.5	27	山口県	101.47	岐阜県	2,233
福島県	14.3	埼玉県	65.7	28	熊本県	98.69	福井県	2,224
佐賀県	14.3	宮崎県	65.7	29	愛媛県	98.67	香川県	2,192
奈良県	14.1	千葉県	65.4	30	大分県	97.08	福島県	2,189
福井県	13.8	岡山県	64.9	31	宮城県	96.48	鳥取県	2,171
熊本県	13.8	高知県	64.9	32	長崎県	96.07	佐賀県	2,132
秋田県	13.6	兵庫県	64.8	33	愛知県	94.04	和歌山県	2,127
北海道	13.5	鹿児島県	64.6	34	高知県	93.98	大分県	2,127
兵庫県	13.4	長崎県	63.7	35	宮崎県	93.84	徳島県	2,114
富山県	13.3	大分県	63.6	36	兵庫県	92.68	長崎県	2,096
滋賀県	13.0	熊本県	61.9	37	広島県	92.64	島根県	2,091
京都府	12.8	広島県	61.4	38	北海道	90.16	熊本県	2,082
福岡県	12.7	京都府	61.3	39	千葉県	89.21	山口県	2,079
千葉県	12.6	愛知県	59.5	40	鹿児島県	87.93	高知県	2,058
山形県	12.1	神奈川県	59.1	41	埼玉県	86.52	愛媛県	2,047
宮城県	12.0	宮城県	58.1	42	京都府	85.74	岩手県	2,021
愛知県	11.3	北海道	56.3	43	福岡県	83.89	北海道	2,016
神奈川県	10.8	大阪府	54.7	44	神奈川県	77.80	秋田県	2,016
東京都	10.6	福岡県	52.8	45	大阪府	76.20	鹿児島県	2,016
沖縄県	10.4	東京都	45.0	46	沖縄県	75.31	宮崎県	1,972
埼玉県	10.2	沖縄県	44.4	47	東京都	65.18	青森県	1,882
全 国	13.6	全 国	61.2		全 国	92.06	全 国	3,047

【数値の出所：総務省統計局、令和元年9月30日付け報道資料「平成30年住宅・土地統計調査住宅及び世帯に関する基本集計」】

表-32 住宅総数に対する各種空き家の割合が高い市区町(2018年10月時点)

住宅総数に対する二次的 空き家の割合：%		住宅総数に対する賃貸用 空き家の割合：%		住宅総数に対するその他 の空き家の割合：%		
長野県軽井沢町	61.5	北海道夕張市	23.7	1	山口県周防大島町	30.0
栃木県那須町	51.3	北海道三笠市	23.3	2	鹿児島県肝付町	26.1
山梨県北杜市	31.0	北海道歌志内市	17.8	3	岩手県山田町	25.7
静岡県熱海市	28.8	群馬県大泉町	15.6	4	高知県室戸市	25.5
長野県茅野市	27.3	北海道芦別市	14.1	5	高知県土佐清水市	24.1
静岡県伊東市	23.4	山梨県昭和町	13.9	6	三重県熊野市	23.5
千葉県勝浦市	21.3	大阪府吹田市	13.5	7	三重県紀北町	23.2
静岡県伊豆市	19.8	静岡県熱海市	13.3	8	和歌山県串本町	22.8
和歌山県白浜町	18.2	千葉県勝浦市	13.0	9	大分県竹田市	22.5
静岡県函南町	13.1	山梨県笛吹市	12.7	10	広島県江田島市	22.1
神奈川県湯河原町	12.5	東京都国立市	12.2	11	鹿児島県南九州市	22.1
千葉県南房総市	11.6	茨城県阿見町	12.1	12	長崎県新上五島町	22.1
千葉県鴨川市	10.8	静岡県御殿場市	12.1	13	愛媛県内子町	22.0
静岡県伊豆の国市	10.5	愛知県美浜町	12.0	14	鹿児島県南さつま市	21.9
茨城県鉾田市	10.4	北海道白老町	12.0	15	広島県北広島町	21.5
岩手県八幡平市	9.3	山梨県甲府市	11.9	16	鹿児島県伊佐市	21.3
千葉県いすみ市	9.3	岩手県釜石市	11.9	17	三重県尾鷲市	21.3
大分県由布市	9.1	東京都豊島区	11.8	18	鹿児島県志布志市	21.3
長野県御代田町	8.0	大阪府大阪市	11.7	19	高知県安芸市	21.3
滋賀県高島市	7.9	静岡県袋井市	11.7	20	広島県世羅町	21.1
北海道白老町	7.8	静岡県小山町	11.7	21	岐阜県揖斐川町	20.6
長野県大町市	7.7	大阪府東大阪市	11.7	22	高知県四万十町	20.5
千葉県館山市	7.4	大分県別府市	11.6	23	石川県能登町	20.4
神奈川県逗子市	7.3	栃木県宇都宮市	11.6	24	長崎県五島市	20.1
三重県志摩市	7.2	岐阜県岐阜市	11.6	25	新潟県佐渡市	19.8
岐阜県郡上市	7.2	岩手県北上市	11.5	26	宮崎県串間市	19.7
石川県志賀町	6.2	大分県杵築市	11.5	27	鹿児島県曾於市	19.5
静岡県裾野市	6.0	栃木県足利市	11.4	28	徳島県三好市	19.4
神奈川県葉山町	5.8	福岡県飯塚市	11.4	29	鹿児島県阿久根市	19.2
岐阜県高山市	5.3	東京都昭島市	11.3	30	愛媛県西予市	19.2
神奈川県三浦市	5.3	千葉県茂原市	11.3	31	京都府宮津市	19.1
茨城県鹿嶋市	5.3	茨城県日立市	11.2	32	鹿児島県垂水市	19.0
兵庫県加東市	5.0	埼玉県毛呂山町	11.1	33	鹿児島県指宿市	18.9
千葉県九十九里町	5.0	北海道留萌市	11.1	34	福島県南相馬市	18.9
栃木県那須塩原市	4.7	群馬県桐生市	11.1	35	徳島県美馬市	18.9
山梨県富士河口湖町	4.7	山梨県中央市	11.0	36	石川県輪島市	18.8
京都府宮津市	4.6	大阪府門真市	11.0	37	和歌山県白浜町	18.7
兵庫県佐用町	4.5	栃木県那須塩原市	11.0	38	宮崎県えびの市	18.5
愛知県南知多町	4.5	群馬県館林市	10.9	39	和歌山県那智勝浦町	18.5
静岡県下田市	4.4	奈良県大和高田市	10.8	40	大分県国東市	18.5
兵庫県淡路市	4.2	茨城県水戸市	10.8	41	岡山県美作市	18.5
岐阜県下呂市	4.1	神奈川県伊勢原市	10.8	42	島根県江津市	18.4
兵庫県多可町	3.9	東京都小平市	10.8	43	広島県安芸高田市	18.1
長野県安曇野市	3.7	徳島県徳島市	10.8	44	島根県大田市	18.0
山梨県上野原市	3.6	大阪府忠岡町	10.7	45	愛媛県愛南町	18.0
兵庫県洲本市	3.5	青森県三沢市	10.7	46	鹿児島県さつま町	18.0
新潟県阿賀野市	3.5	大阪府柏原市	10.7	47	山口県柳井市	17.9
徳島県鳴門市	3.4	茨城県土浦市	10.4	48	三重県鳥羽市	17.9
三重県鳥羽市	3.3	茨城県つくば市	10.4	49	石川県珠洲市	17.9
長野県諏訪市	3.3	徳島県松茂町	10.3	50	北海道赤平市	17.8

1, 086市区町における降順の上位50自治体

表-33 青森県下の各市町における空き家率(平成30年)

平成30年	住宅総数	空き家 総数	空き家 その他の 住宅	B/A	C/A	降順	C/A
	A	B	C	%	%		%
青森市	135,090	19,700	7,140	14.6	5.3	南部町	13.0
弘前市	82,520	11,650	4,700	14.1	5.7	むつ市	12.2
八戸市	110,440	16,970	6,960	15.4	6.3	つがる市	11.3
黒石市	13,490	1,800	1,120	13.3	8.3	五所川原市	10.8
五所川原市	23,160	4,020	2,500	17.4	10.8	五戸町	10.5
十和田市	30,590	4,830	2,060	15.8	6.7	東北町	9.2
三沢市	19,370	3,240	1,100	16.7	5.7	七戸町	8.8
むつ市	29,170	5,430	3,550	18.6	12.2	黒石市	8.3
つがる市	12,790	1,710	1,450	13.4	11.3	平川市	7.8
平川市	11,620	1,400	910	12.0	7.8	藤崎町	7.7
藤崎町	5,480	470	420	8.6	7.7	十和田市	6.7
七戸町	6,030	680	530	11.3	8.8	八戸市	6.3
東北町	6,840	810	630	11.8	9.2	弘前市	5.7
おいらせ町	10,280	1,030	550	10.0	5.4	三沢市	5.7
五戸町	7,070	840	740	11.9	10.5	おいらせ町	5.4
南部町	7,440	1,200	970	16.1	13.0	青森市	5.3
青森県	592,400	88,700	45,800	15.0	7.7	青森県	7.7

【数値の出所は、総務省、令和元年9月30日公表「平成30年住宅・土地統計調査、住宅及び世帯に関する基本集計】

16市町の合計数：住宅総数：511,380		全国平均値
空き家(二次的住宅)：1,930(住宅総数に対して0.4%)	0.7%	
空き家(賃貸用の住宅)：37,230(住宅総数に対して7.3%)	6.9%	
空き家(売却用の住宅)：1,320(住宅総数に対して0.3%)	0.5%	
空き家(その他)：35,330(住宅総数に対して6.9%)	5.6%	
計	14.8%	13.6%

【出典：野澤千絵、「老いる家 崩れる街 住宅過剰社会の末路」、講談社現代新書、2016年11月20日第1版発行】のp.11~12

- さらに問題なのが、人口も世帯数も減少する中で、住宅過剰社会が深刻化すると、将来、住宅の立地や維持管理状況によっては、売りたいくても買い手がつかない、税金や管理費を払うだけという「負動産」になる可能性があるということです。・・・(略)・・・
現在でも、住宅の質や立地によっては、売りたいくても買い手がつかない、貸したくても借り手が見つからない負動産が空き家になっているケースが続出しています。
- 空き家法第6条に基づく空家等対策計画の策定状況(令和3年3月31日時点)
既に策定済(公表済)：1,332/1,741(76.5%)、策定予定あり：273/1,741(15.7%)、青森県下では、青森市やむつ市など34市町村(34/40=85.0%)が策定済です。
47都道府県中、策定率が最も高いのは石川県、山梨県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び大分県の100.0%、次いで大阪府の95.3%、兵庫県の95.1%、福井県と香川県の94.1%の順です。

○ 空家法第14条に基づく特定空家等に対する措置実績

周辺の生活環境等に悪影響を及ぼす「特定空家等」について、助言・指導などの措置の件数が年々増えており、令和3年3月31日までの累計で、助言・指導が24,888件、勧告が1,868件、命令が215件、代執行(行政代執行と略式代執行)が351件、計27,322件となっています。また、法律の施行から令和2年度末までに、空家法に基づく措置(15,161件)や市区町村による空き家対策(97,274件)によって、112,435件の管理不全空き家の除却等が進んでいます。

住宅着工統計による再建築状況

【出典：国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室、住宅着工統計による再建築状況(令和2年度分)、令和3年8月31日】

○ 再建築及び再建築率の定義

住宅の再建築とは、既存の住宅の全部または一部を除却し、引き続き当該敷地内において住宅を着工することをいう。なお、住宅以外の事務所・工場等の建築物を除却して新設される住宅や住宅の除却後であってもすぐに着工されない住宅はこの調査における再建築には該当しない。

再建築率とは、全新設住宅着工戸数に占める再建築に係る新設住宅着工戸数の割合をいう。

表-34 再建築率の経年的推移

	総 数			利用関係別再建築率：%		
	新設住宅 着工戸数 A	再 建 築 戸 数 B	再建築率 % B/A	持 家	貸 家	分 譲
昭和63年度	1,662,616	377,583	22.7	32.4	22.7	6.8
平成元年度	1,672,783	375,393	22.4	33.1	22.2	6.6
平成10年度	1,179,536	233,519	19.8	31.7	16.2	7.0
平成20年度	1,039,180	111,734	10.8	18.4	10.6	1.9
平成21年度	775,277	89,753	11.6	16.2	12.1	2.1
平成22年度	819,020	91,353	11.2	15.4	13.0	2.1
平成23年度	841,246	94,524	11.2	15.9	13.0	3.1
平成24年度	893,002	94,668	10.6	15.1	12.2	2.7
平成25年度	987,254	103,406	10.5	15.2	12.0	1.7
平成26年度	880,470	79,701	9.1	13.3	10.9	1.3
平成27年度	920,537	77,702	8.4	11.9	10.4	1.4
平成28年度	974,137	77,134	7.9	11.5	9.4	1.2
平成29年度	946,396	69,594	7.4	10.5	8.9	1.2
平成30年度	952,936	72,008	7.6	10.6	9.5	1.4
令和元年度	883,687	62,414	7.1	9.5	9.8	0.8
令和2年度	812,164	47,152	5.8	7.7	7.9	0.9

	持 家(戸数)	貸 家(戸数)	分 譲(戸数)	再建築/新 設
昭和63年度	160,902/496,760	191,003/842,098	20,450/298,581	
平成10年度	138,675/438,137	71,748/443,907	19,726/281,845	
平成20年度	57,191/310,670	47,351/444,848	5,178/272,607	
平成30年度	30,504/287,710	37,022/390,093	3,825/267,175	
令和元年度	27,030/283,338	32,699/334,509	2,010/259,732	
令和2年度	20,206/263,097	24,037/303,018	2,150/239,141	

表一35 都道府県別、再建築率（総数）の推移

	総 数				持 家			
	平成 18年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 18年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
北海道	4.9	1.2	1.1	0.7	9.0	1.5	1.3	0.9
青森県	16.6	8.0	7.3	5.5	24.7	11.8	10.5	8.9
岩手県	12.5	5.6	4.9	4.9	20.4	6.9	7.4	6.3
宮城県	14.3	6.2	6.6	6.5	24.6	10.0	11.0	8.9
秋田県	20.7	11.2	11.0	9.8	31.6	15.8	15.0	12.7
山形県	22.7	13.8	11.8	11.5	33.6	20.2	17.4	15.7
福島県	16.5	7.7	7.6	7.9	23.0	9.9	10.5	9.7
茨城県	10.1	9.9	7.2	7.1	17.9	12.8	11.8	10.1
栃木県	10.7	11.0	9.3	8.0	18.5	15.0	13.6	12.3
群馬県	10.3	9.3	8.0	6.7	14.4	8.3	8.2	7.9
埼玉県	13.0	8.0	8.8	7.4	27.1	14.0	12.3	10.4
千葉県	8.9	5.8	6.0	4.7	22.0	9.6	9.8	7.6
東京都	17.1	11.3	10.4	8.7	36.4	22.6	19.9	15.0
神奈川県	12.7	10.9	10.2	8.2	25.7	17.2	15.4	12.7
新潟県	15.8	7.7	7.2	5.6	27.5	12.4	11.4	9.1
富山県	10.8	6.3	5.6	3.2	20.6	9.2	6.7	5.6
石川県	6.4	4.7	3.5	3.4	10.8	6.4	4.4	4.3
福井県	10.6	7.1	7.0	5.1	19.8	10.4	8.9	5.7
山梨県	10.7	8.7	5.7	6.6	15.7	7.3	6.7	7.2
長野県	13.0	7.7	7.7	6.4	19.9	8.9	7.9	6.5
岐阜県	11.7	7.4	6.3	5.6	19.5	8.9	8.5	7.4
静岡県	12.6	9.3	8.0	6.8	20.7	10.4	9.1	7.3
愛知県	9.0	8.3	7.4	6.4	18.7	11.9	9.9	7.7
三重県	6.5	6.4	6.4	4.2	13.2	7.7	6.9	4.9
滋賀県	11.8	6.9	7.4	5.6	21.4	10.5	10.3	7.9
京都府	10.0	6.0	5.2	4.5	21.6	12.0	10.6	7.3
大阪府	6.5	4.1	4.7	2.3	24.2	15.4	14.4	7.6
兵庫県	9.3	9.3	8.7	5.7	19.7	12.9	11.5	10.4
奈良県	10.6	9.3	5.3	5.6	25.2	16.2	9.7	9.1
和歌山県	11.1	6.2	6.1	4.2	13.6	7.9	8.4	5.5
鳥取県	9.9	4.1	4.5	2.9	16.7	3.9	4.2	2.9
島根県	10.3	3.6	2.9	4.2	18.8	3.3	3.8	2.7
岡山県	8.1	8.2	6.0	4.6	11.8	5.5	4.4	3.0
広島県	9.4	6.7	5.6	3.6	16.4	6.8	5.1	4.4
山口県	6.7	6.8	5.3	4.6	11.9	4.0	3.9	2.9
徳島県	12.1	6.9	7.3	5.5	17.6	12.3	9.6	6.8
香川県	6.8	2.9	1.8	1.9	11.8	3.1	3.1	2.6
愛媛県	9.2	3.2	2.8	2.2	13.4	4.2	3.4	2.6
高知県	7.8	5.7	7.6	5.3	14.4	11.2	10.5	8.8
福岡県	6.4	3.1	2.0	2.8	14.1	4.7	3.1	2.6
佐賀県	12.2	7.3	5.8	5.8	26.0	11.8	10.5	8.0
長崎県	11.2	6.2	4.6	4.3	17.3	7.5	6.8	6.2
熊本県	7.4	1.4	1.7	2.7	14.2	2.5	3.0	3.4
大分県	5.9	1.9	5.3	1.3	10.6	2.5	3.1	1.4
宮崎県	11.6	3.5	7.4	5.6	14.6	3.0	3.5	2.8
鹿児島県	6.0	3.1	1.3	1.5	7.8	3.5	2.1	1.6
沖縄県	15.7	11.9	11.2	12.6	13.6	14.9	13.4	10.8
全 国	11.0	7.6	7.1	5.8	20.4	10.6	9.5	7.7

(9) 公共施設等の適正管理の推進

【平成28年度予算の編成等に関する建議(妙) (平成27年11月24日財政制度等審議会)】

(1) 人口減少時代に向けた社会資本整備の課題

① 計画的なメンテナンス

計画的なメンテナンスを進めるという観点から、各地方公共団体は、インフラ長寿命化の行動計画と位置付けられる「公共施設等総合管理計画」を作ることとされており、総務省から各地方公共団体に対して策定の要請を行うとともに、特別交付税措置による策定支援をも行っているところである。平成27年4月1日現在における計画策定率を見ると、都道府県は23.4%、政令指定都市は40.0%となっている一方で、市区町村の策定率は3.3%にとどまっている。国及び地方公共団体は、足下進めている長寿命化計画(行動計画)を策定した後、さらに各インフラの管理者として、個別施設毎の長寿命化計画も策定することとされているが、こうした取組みは未だ緒に就いたばかりであり、国としても後押ししていく必要がある。その際、計画を策定することだけを目標とすることなく、実効性ある計画となるよう留意すべきである。

国の財政支援で整備してきたが～これらを更新できるだろうか？

昭和40	昭和50	昭和60	平成
道路整備→		下水道→	浄化槽→
農業基盤整備→		農業集落排水→	
	小中学校改築		学校統合→
ごみ焼却施設	福祉施設・保健センター		
	体育館・グラウンド→	文化会館・図書館	
公営住宅	庁舎建設	市街地整備→	
		地域情報基盤	
		公共施設耐震化→	
		子育て支援・高齢者対策	
		インフラの更新など→	

図-58

市町村の社会資本重点的整備の変遷(概念)

【出典：遠藤誠作、水の安全保障戦略機構・第8回基本戦略委員会(平成23年4月8日)の説明資料】

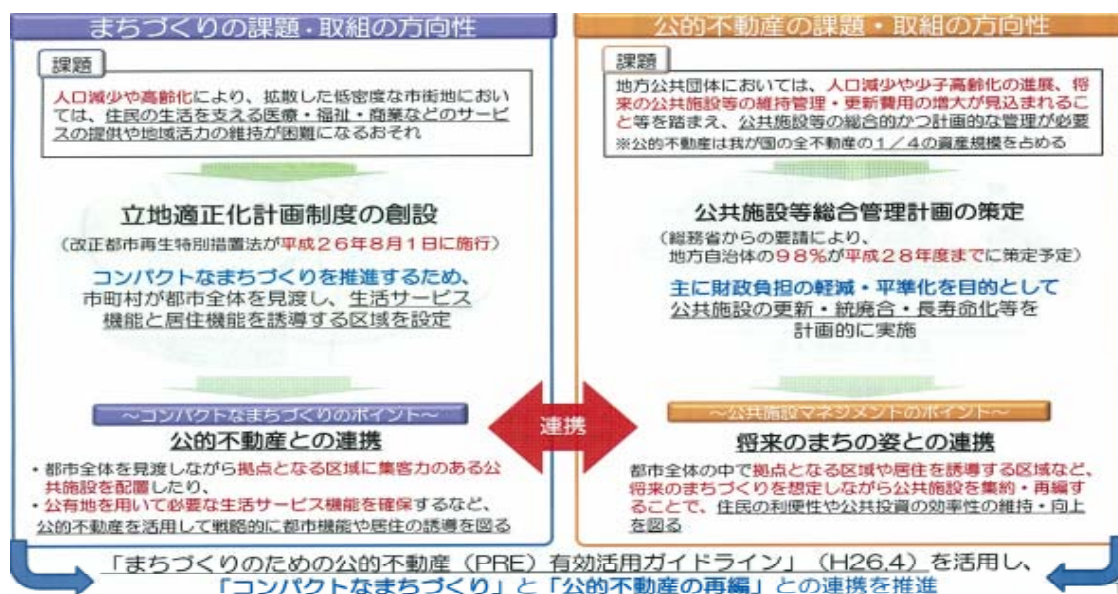


図-59 まちづくりと公的不動産における課題・取組の方向性について

【出典：国交省の資料】

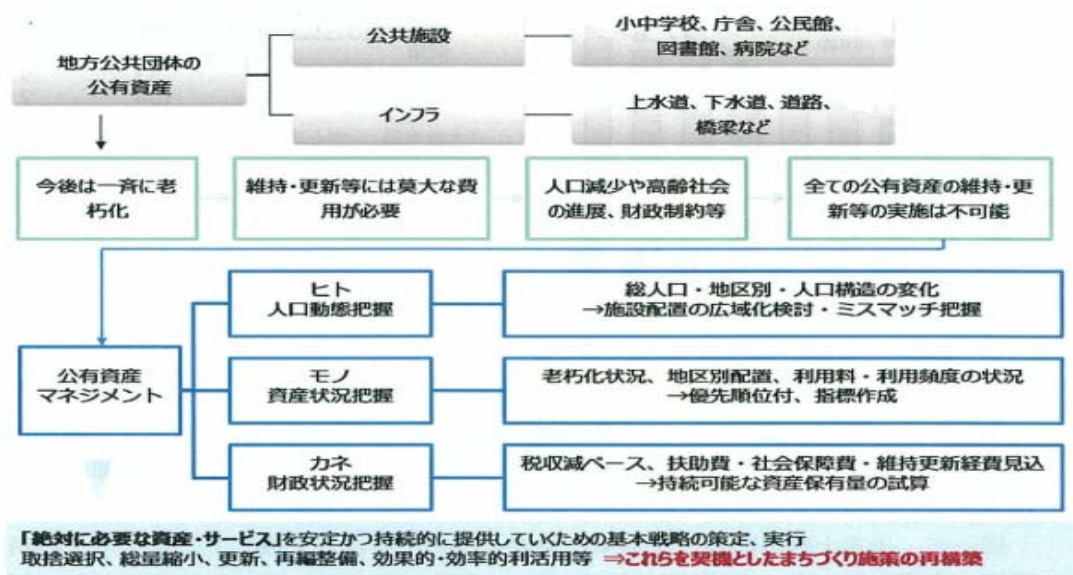


図-60 公有資産マネジメントの概要

【出典：(株)日本政策投資銀行地域企画部、都市の骨格を創りかえるグリーンインフラ、2017年4月】

- ① 平成25年10月17日付け日本経済新聞に「公共施設 撤去しやすく 再開発へ地方債解禁」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

自治体は第2次世界大戦後の復興期や高度経済成長期に学校や公営住宅など大量に施設を整備した。総務省の11年の調査では市区町村が管理する公共施設の43%が築30年以上だった。耐用年数に従ってすべて建て替えると、今後40年間に住民1人が負担する費用は年平均で3万2,910円と現在の2.4倍に膨らむ。

- ② 平成27年09月06日付け日本経済新聞に「老朽化した公共施設統廃合自治体「減量経営」競う」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

全国の自治体が老朽化した公共施設の統廃合に乗り出している。過剰になり始めたハコモノをどう整理するかが、自治体財政の行方を左右するためだ。総務省施設の解体や集約の費用を調達する地方債を創設し、後押ししている。・・・(中略)・・・

全国の自治体が保有する公共施設は膨大だ。例えば、公営住宅は福岡県の総世帯数に匹敵する約216万戸に上る。公立の保育所は全国に1万強、体育館は6,500、県民会館、市民会館などは3,300以上ある。総務省の調査によると自治体が老朽化などを理由に解体する必要があるとみる施設は1万2千件に上る。最も多いのは公営住宅で教育施設、職員宿舎と続く。しかし、財政面の制約もあって後回しにされがちだ。

そこで、総務省は2014年度から施設の解体費にあてる新たな地方債「除却債」の発行を認めた。昨年度は鹿児島県や横浜市など11団体が発行し、今年度は7月時点で仙台市や神奈川県藤沢市など19団体が発行を予定している。

15年度からは施設を集約する事業に充てる「最適化事業債」の発行も認めた。勤労市民プラザの改修のために約6億円を発行する千葉市のほか、広島県や静岡県富士市などもこの事業債で資金を手当てし、福祉や教育施設の集約に取り組む。

総務省はこうした地方債を発行する条件として、自治体に施設の状態や将来の方針をまとめた「公共施設等総合管理計画」の策定を求めている。15年度中に全体の3割、16

年度中にはほぼすべての自治体が同計画の策定を終える見通しだ。

市債が「現在の負債」ならば、公共施設は「将来の負債」になる。栃木県日光市は8月にまとめた公共施設管理計画で、人口1人当たりで全国平均の1.8倍の面積がある公共施設を、市が抱えるリスクと明確に位置付けた。「適正な規模にするために40年間で面積を3割減らしたい」（行政改革課）という。

実際に施設の統廃合を進めるうえでは地元住民の合意という壁がある。しかし、人口減もあって税収の伸びが期待しづらいなか、過剰なハコモノを抱え続ける余裕はもはやない。自治体は「減量経営」を競う時代に入ったのだろう。

公共施設等の適正管理の推進

【出典：総務省、平成30年12月21日、「平成31年度地方財政計画の概要」】

- 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

(1) 対象事業等

下表のとおり、長寿命化事業の対象を拡充

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ● 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ● 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ● 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業） （道路（舗装、小規模構造物、 <u>橋梁等</u> ）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、 <u>都市公園施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設、 <u>農道・地すべり防止施設</u> ） ※ 下線部分について拡充	90%	財政力に 応じて 30～50%
③ 転用事業 ● 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ● コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】 ● バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ● 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ● 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置 対象分の75 %の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象

(2) 事業年度

①～⑤及び⑦は平成33年度まで

⑥は平成32年度まで（ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずる）

(3) 事業費 4,800億円（前年度同額）

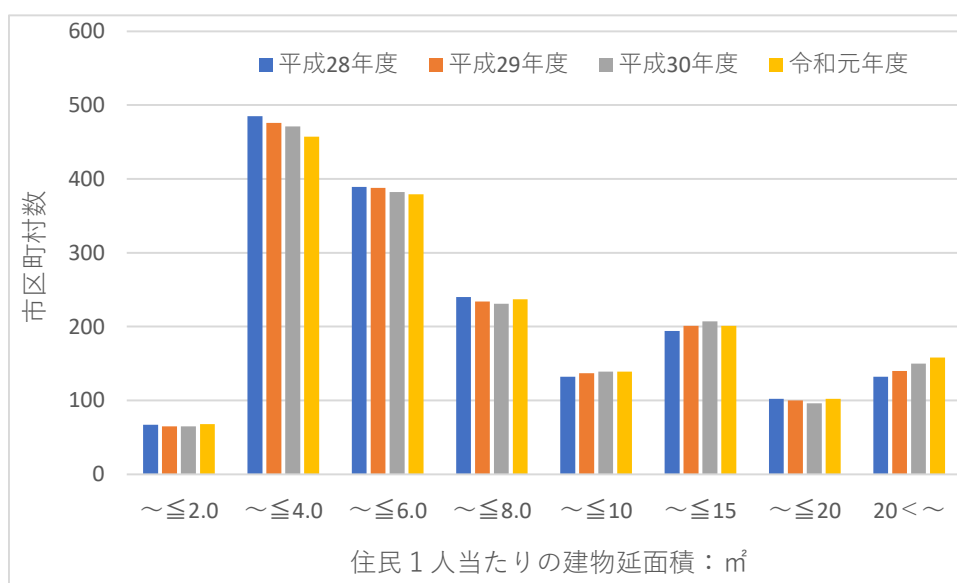


図-61 住民1人当たりの公共施設の建物面積の分布

- 1,741市区町村の加重平均値
 - 令和元年度末：3.83m²/人(≒487,144,630m²/127,138,033人)
 - 平成30年度末：3.82m²/人(≒486,665,197m²/127,443,563人)
 - 平成29年度末：3.81m²/人(≒486,386,405m²/127,707,259人)
 - 平成28年度末：3.80m²/人(≒486,259,393m²/127,907,086人)
 - 平成27年度末：3.79m²/人(≒485,276,743m²/128,066,211人)
 - 平成26年度末：3.77m²/人(≒482,846,751m²/128,226,483人)
 - 平成25年度末：3.74m²/人(≒480,527,652m²/128,438,348人)
- 範囲は、愛知県大治町の1.30m²/人から沖縄県渡名喜村の144.4m²/人である。
- 住民は、総務省の「令和元年度市町村別決算状況調の住民基本台帳人口(総計)」より
- 建物面積は、総務省の「公共施設状況調経年比較表」より、行政財産と普通財産の合計値

表-36 住民1人当たりの公共施設の建物面積が広い自治体(上位15)

令和元年度末		建物の延面積：m ² (行政財産+普通財産) A	住民基本 台帳人口 (総計) B	A/B (降順) m ² /人
1	沖縄県 渡名喜村	51,399	356	144.38
2	高知県 大川村	38,754	394	98.36
3	奈良県 野迫川村	26,792	369	72.61
4	北海道 中頓別町	119,362	1,679	71.09
5	鹿児島県 十島村	47,727	681	70.08
6	北海道 音威子府村	49,051	729	67.29
7	長野県 平谷村	26,426	401	65.90
8	沖縄県 多良間村	73,619	1,122	65.61
9	北海道 利尻町	130,027	2,001	64.98
10	北海道 幌加内町	87,942	1,447	60.78
11	北海道 占冠村	97,430	1,613	60.40
12	福島県 檜枝岐村	32,633	549	59.44
13	北海道 夕張市	455,482	7,769	58.63
14	奈良県 上北山村	26,848	488	55.02
15	北海道 西興部村	56,557	1,067	53.01

表-37 市町村別、住民1人当たりの公共施設の建物延面積

1,741 市区町村	令和元年度末	建物の延面積：m ²	住民基本	A/B
	青森県	(行政財産+普通財産) A	台帳人口 (総計) B	(降 順) m ² /人
82	西目屋村	36,226	1,359	26.66
149	六ヶ所村	209,812	10,265	20.44
168	佐井村	38,103	1,960	19.44
195	新郷村	43,620	2,421	18.02
204	外ヶ浜町	103,752	5,901	17.58
	風間浦村	31,239	1,855	16.84
	深浦町	117,328	8,019	14.63
	今別町	33,841	2,577	13.13
	中泊町	131,276	10,891	12.05
	横浜町	53,499	4,439	12.05
	つがる市	384,672	31,998	12.02
	東通村	74,962	6,330	11.84
	蓬田村	31,138	2,763	11.27
	大間町	58,500	5,237	11.17
	田子町	60,186	5,394	11.16
	鱒ヶ沢町	106,627	9,730	10.96
	七戸町	134,071	15,424	8.69
	東北町	149,583	17,431	8.58
	大鰐町	79,988	9,395	8.51
	南部町	145,892	17,870	8.16
	三戸町	77,810	9,895	7.86
	五所川原市	394,333	53,965	7.31
	平内町	79,406	10,874	7.30
	五戸町	121,275	17,018	7.13
	鶴田町	85,057	12,695	6.70
	三沢市	263,594	39,726	6.64
	藤崎町	91,276	14,983	6.09
	平川市	188,767	31,112	6.07
	板柳町	81,687	13,448	6.07
	むつ市	340,099	56,790	5.99
	40市町村の平均	7,476,620	1,275,783	5.86
	野辺地町	66,058	13,094	5.04
	階上町	65,400	13,404	4.88
	六戸町	53,619	11,033	4.86
	黒石市	158,375	33,084	4.79
	十和田市	276,330	61,067	4.53
	八戸市	1,018,985	227,812	4.47
	青森市	1,248,878	281,232	4.44
	おいらせ町	111,022	25,293	4.39
	弘前市	699,263	170,212	4.11
	田舎館村	31,071	7,787	3.99
	全市区町村の平均			3.83

新経済・財政再生計画改定工程表2020における「地方行財政改革」

【出典：経済財政諮問会議、令和2(2020)年12月18日配付「新経済・財政再生計画改定工程表2020」】

2. 社会資本整備等

2-1 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

(7) インフラ維持管理・更新費見通しの公表

[総合管理計画]

a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて**維持管理・更新費見通しの見直し**を行うように促す。<総務省>2021年度

[農業水利施設、農道、農業集落排水施設・・・漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)・・・下水道・・・公営住宅・・・官庁施設、**一般廃棄物処理施設**]

a. 2020年度末までに効率化の効果を含めた**インフラ維持管理・更新費見通しを公表**する(一部公表済み)<関係省庁>2021年度

b. 地方自治体による効率化の効果を含めた**インフラ維持管理費・更新費見通し**の公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。<関係省庁>2021年度

K P I 第1階層：インフラ所管省による効率化の効果を含めた**インフラ維持管理・更新費見通しの公表【2020年度末までに100%】**

K P I 第2階層：総合管理計画において効率化の効果を含めた**インフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積自治体数【毎年度増加】**
(実績調査の結果を踏まえ、必要な改善措置を講じる)

(8) 総合管理計画・個別施設計画の策定支援 (略)

(9) 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開

[総合管理計画]

a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容のさらなる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する<総務省>2021年度

[農業水利施設、農道、農業集落排水施設・・・漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)・・・下水道・・・公営住宅・・・官庁施設、**一般廃棄物処理施設**]

a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。<関係省庁>2021年度

※ **見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針**などとし、施設ごとの特性に応じて、各省庁において適切に判断する。

[総合管理計画・個別施設計画の策定状況]

a. 総合管理計画及びすべての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。<内閣官房、関係省庁>2021年度

K P I 第1階層：個別施設計画の策定率【2020年度末までに100%】

総合管理計画の見直し策定率【2021年度末までに100%】

K P I 第2階層：施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする。(実績調査の結果を踏まえ、必要な改善措置を講じる)

有形固定資産減価償却率について

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

この指標は平成29年度より公表されるようになりました。

有形固定資産減価償却率(%)

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、**資産の老朽化度合い**を示している。

【分析の考え方】

当該指標について、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、**数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いこと**を示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができる。

【筆者追記】

有形固定資産とは、建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、工具、器具備品、機械装置などを指し、減価償却資産とは、時間の経過により価値が減少するものを指します。

有形固定資産減価償却率(平成30年度)が上位の自治体

都道府県別の

市区町村の平均値(%)

①奈良県：65.4

②岡山県：64.6

③兵庫県：64.1

④愛知県：63.8

⑤京都府：63.4

全国平均：60.3

都道府県の値(%)

①島根県：76.2

②鳥取県：76.0

③神奈川県：71.7

④長野県：71.2

⑤石川県：69.6

全国平均：58.1(富山、京都、奈良、高知、佐賀は未記入)

表一38 有形固定資産減価償却率(老朽化度合い)

市区町村の平均値：％ 平成30年度(降順)			都道府県の値：％ 平成30年度(降順)	
奈良県	65.4	1	島根県	76.2
岡山県	64.6	2	鳥取県	76.0
福井県	64.5	3	神奈川県	71.7
兵庫県	64.1	4	長野県	71.2
愛知県	63.8	5	石川県	69.6
京都府	63.4	6	静岡県	69.5
千葉県	63.3	7	愛知県	69.3
山口県	63.1	8	栃木県	65.6
大分県	62.9	9	山形県	64.5
北海道	62.7	10	兵庫県	64.3
青森県	62.5	11	岡山県	62.1
和歌山県	62.1	12	福井県	60.5
山梨県	62.0	13	広島県	60.3
埼玉県	61.9	14	埼玉県	59.5
佐賀県	61.6	15	岐阜県	58.2
長崎県	61.4	16	宮崎県	58.2
徳島県	61.0	17	全国平均	58.1
福岡県	61.0	18	新潟県	57.8
鹿児島県	61.0	19	鹿児島県	57.4
岐阜県	60.9	20	大阪府	57.2
静岡県	60.7	21	徳島県	56.8
富山県	60.4	22	千葉県	56.6
高知県	60.3	23	愛媛県	56.6
全国平均	60.3	24	福島県	56.6
三重県	60.2	25	和歌山県	55.6
長野県	60.1	26	長崎県	55.4
石川県	60.0	27	熊本県	55.1
広島県	60.0	28	沖縄県	54.0
群馬県	59.6	29	三重県	53.2
熊本県	59.5	30	北海道	53.1
大阪府	59.4	31	群馬県	53.1
秋田県	59.2	32	岩手県	53.1
神奈川県	59.1	33	宮城県	52.9
山形県	58.4	34	秋田県	52.2
栃木県	58.2	35	青森県	51.8
愛媛県	58.1	36	茨城県	51.7
宮崎県	58.1	37	大分県	50.2
東京都	57.4	38	山口県	49.9
宮城県	57.2	39	滋賀県	49.9
滋賀県	56.8	40	東京都	47.9
岩手県	56.4	41	山梨県	47.6
茨城県	56.0	42	福岡県	46.7
新潟県	55.8	43	香川県	43.3
島根県	55.8	44	奈良県	—
福島県	55.4	45	京都府	—
香川県	54.6	46	佐賀県	—
鳥取県	54.3	47	富山県	—
沖縄県	49.0	48	高知県	—

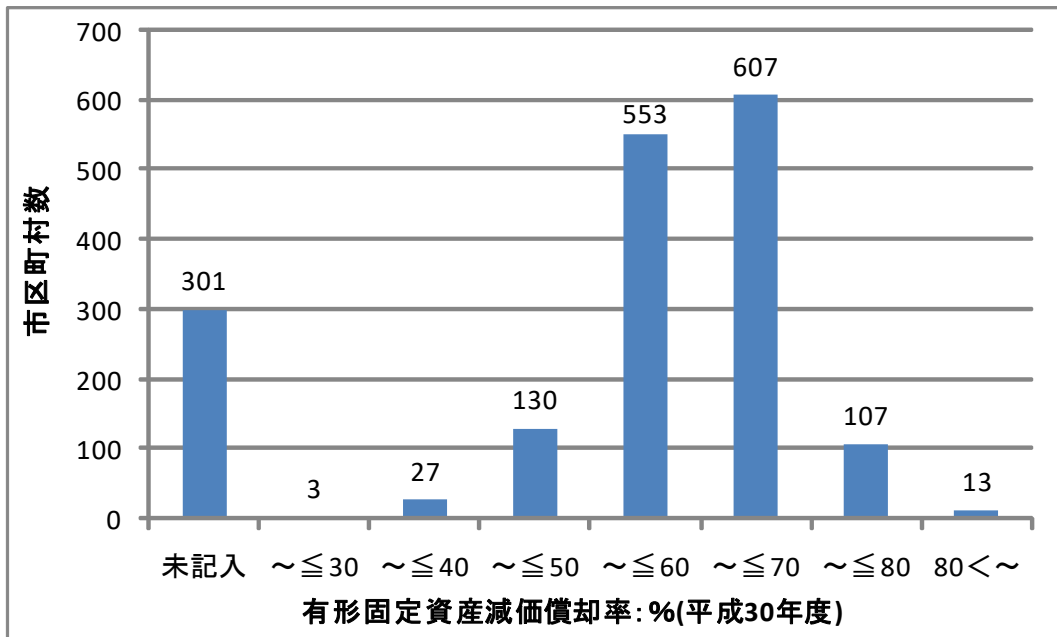


図-62 有形固定資産減価償却率の分布(平成30年度：市区町村数)
未記入：資産台帳の整備中等の理由

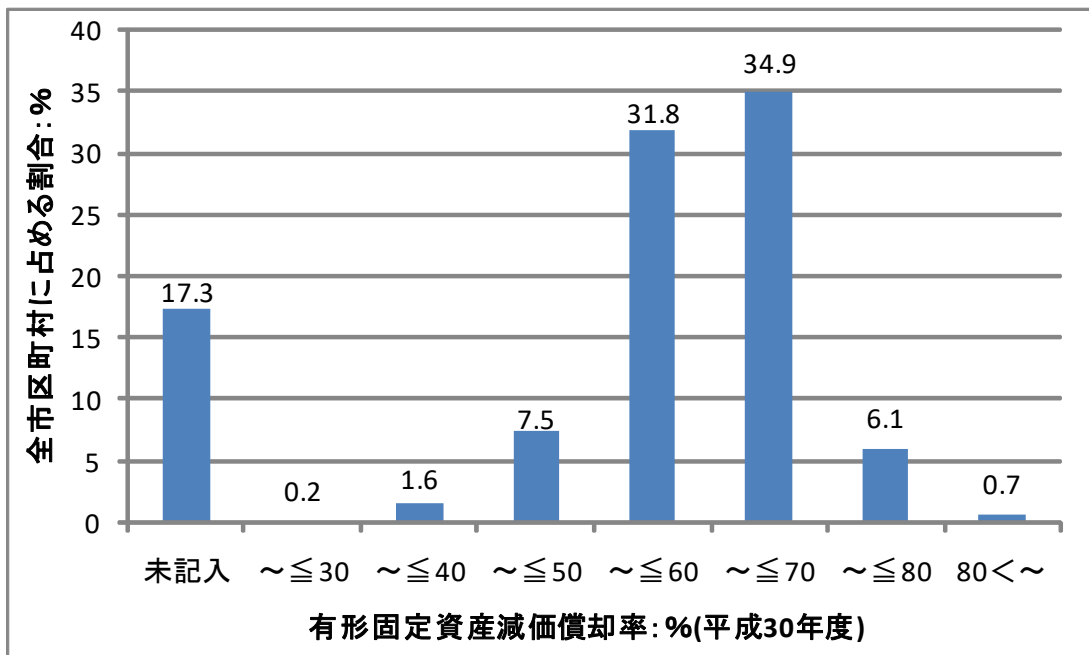


図-63 有形固定資産減価償却率の分布(平成30年度：全市区町村に占める割合)
未記入：資産台帳の整備中等の理由

表-39 有形固定資産減価償却率(平成30年度)が上位(72.0%以上)の市区町村

青森県七戸町	89.4	1	新潟県阿賀町	75.2	47
長野県信濃町	87.2	2	福岡県鞍手町	75.2	48
島根県大田市	86.1	3	青森県大鰐町	75.1	49
鹿児島県喜界町	86.0	4	山梨県市川三郷町	74.9	50
秋田県五城目町	85.7	5	佐賀県唐津市	74.9	51
岐阜県岐南町	85.3	6	埼玉県小川町	74.8	52
鹿児島県南九州市	84.6	7	福島県大熊町	74.7	53
新潟県関川村	84.3	8	東京都利島村	(74.7)	54
福島県只見町	83.1	9	奈良県吉野町	74.5	55
埼玉県八潮市	82.8	10	岐阜県大垣市	74.5	56
埼玉県松伏町	82.8	11	埼玉県越谷市	74.5	57
神奈川県二宮町	81.1	12	北海道南富良野町	74.4	58
富山県立山町	(81.0)	13	埼玉県吉見町	74.3	59
北海道江別市	80.8	14	長野県高山村	74.2	60
群馬県榛東村	80.0	15	岐阜県白川町	74.1	61
兵庫県赤穂市	79.6	16	埼玉県東松山市	74.1	62
埼玉県越生町	79.5	17	岩手県二戸市	73.9	63
宮崎県高千穂町	79.2	18	埼玉県鶴ヶ島市	73.8	64
岐阜県笠松町	78.9	19	山梨県南部町	73.7	65
熊本県山江村	(78.7)	20	秋田県由利本荘市	73.6	66
香川県善通寺市	78.3	21	秋田県上小阿仁村	73.5	67
福岡県糸田町	(78.3)	22	兵庫県宝塚市	73.4	68
大阪府交野市	78.3	23	北海道芦別市	73.3	69
福岡県うきは市	77.9	24	愛知県常滑市	73.1	70
広島県竹原市	(77.3)	25	東京都あきる野市	73.1	71
福岡県水巻町	77.3	26	広島県熊野町	73.0	72
大阪府枚方市	77.3	27	長野県飯島町	73.0	73
北海道三笠市	(76.6)	28	千葉県富津市	73.0	74
秋田県美郷町	76.6	29	大阪府田尻町	73.0	75
奈良県下市町	76.5	30	宮城県大河原町	72.9	76
岡山県倉敷市	76.5	31	大分県九重町	72.8	77
長野県辰野町	76.5	32	山形県白鷹町	72.8	78
長崎県長与町	76.5	33	静岡県西伊豆町	72.7	79
山梨県甲州市	76.4	34	岡山県新見市	72.7	80
宮崎県小林市	76.4	35	香川県小豆島町	72.5	81
東京都東村山市	(76.2)	36	北海道神恵内村	72.5	82
大分県杵築市	76.1	37	青森県野辺地町	72.4	83
奈良県大和郡山市	76.1	38	千葉県君津市	72.3	84
(静岡県熱海市)	(76.0)	39	香川県坂出市	72.2	85
長野県王滝村	75.9	40	鹿児島県大崎町	72.2	86
山形県長井市	(75.9)	41	奈良県三宅町	72.2	87
栃木県茂木町	75.8	42	神奈川県箱根町	72.1	88
群馬県下仁田町	75.6	43	京都府伊根町	72.1	89
岐阜県東白川村	(75.4)	44	奈良県黒滝村	72.1	90
長野県宮田村	75.3	45	千葉県袖ヶ浦市	72.1	91
青森県むつ市	75.2	46	鹿児島県長島町	72.0	92

() 値は29年度の値で30年度は未記入

表-40 市町村別の有形固定資産減価償却率(老朽化度合い)

	有形固定資産減価償却率 %			(降順)		1,440 (降順)
	H29年度	H30年度	R01年度	H30年度		
青森市	55.8	—		七戸町	89.4	1
弘前市	52.9	54.5		むつ市	75.2	46
八戸市	64.9	—		大鰐町	75.1	49
黒石市	56.5	58.3		野辺地町	72.4	83
五所川原市	—	56.6		横浜町	70.1	119
十和田市	55.7	65.3		鶴田町	68.3	166
三沢市	58.6	59.5		大間町	68.0	175
むつ市	78.8	75.2		今別町	66.8	228
つがる市	61.2	62.6		佐井村	66.4	
平川市	52.2	—		階上町	65.4	
平内町	63.0	—		十和田市	65.3	
今別町	—	66.8		新郷村	64.4	
蓬田村	62.6	64.2		蓬田村	64.2	
外ヶ浜町	—	56.4		六戸町	63.7	
鱒ヶ沢町	68.1	—		西目屋村	63.4	
深浦町	62.4	—		田子町	63.2	
西目屋村	—	63.4		つがる市	62.6	
藤崎町	—	54.2		六ヶ所村	61.8	
大鰐町	73.9	75.1		三沢市	59.5	
田舎館村	81.4	—		五戸町	59.3	
板柳町	82.9	—		黒石市	58.3	
鶴田町	65.1	68.3		五所川原市	56.6	
中泊町	(70.3)	—		外ヶ浜町	56.4	
野辺地町	—	72.4		弘前市	54.5	
七戸町	—	89.4		藤崎町	54.2	
六戸町	—	63.7		風間浦村	53.2	
横浜町	—	70.1		おいらせ町	46.0	
東北町	70.2	—		東通村	45.8	
六ヶ所村	—	61.8		青森市	—	
おいらせ町	44.6	46.0		八戸市	—	
大間町	70.1	68.0		平川市	—	
東通村	—	45.8		平内町	—	
風間浦村	51.3	53.2		鱒ヶ沢町	—	
佐井村	68.2	66.4		深浦町	—	
三戸町	55.4	—		田舎館村	—	
五戸町	—	59.3		板柳町	—	
田子町	61.6	63.2		中泊町	—	
南部町	49.4	—		東北町	—	
階上町	—	65.4		三戸町	—	
新郷村	63.9	64.4		南部町	—	
40市町村平均	65.1	62.5		40市町村平均	62.5	
全国平均	59.3	60.3		全国平均	60.3	
青森県	50.1	51.8		青森県	51.8	
都道府県平均	54.9	58.1		都道府県平均	58.1	

中泊町の(70.3)は平成28年度の数値

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

(10) 自治体戦略2040構想研究会について

2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応

【出典：平成30年4月26日付け総務省報道資料、自治体戦略2040構想研究会第一次報告】

2040年頃までの個別分野と自治体行政の課題について議論してきたが、2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応を整理する。概ね以下の3つの柱に集約される。

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏：略
2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全：略
3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

2040年頃にかけての危機

- 多くの都市で「都市のスポンジ化」が顕在化。そのまま放置すれば、都市における人口密度が低下して、人口集中地区(D I D)面積は縮小し、加速度的に都市の衰退を招くおそれ
- 人口増加局面に増加した防災上安全性の低い地域や高齢者の交通手段に欠く地域での居住リスクが、スポンジ化の進行で、治安面の悪化を含め、顕在化するおそれ
- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが今後老朽化し、更新投資の増加が見込まれる
- 東京圏においては、都心への長時間通勤を前提として開発された郊外ベッドタウンのスポンジ化と都心居住が進むが、過度な集中は首都直下型地震発生時のリスクに

考えられる対応

- 新たな産業を生み、地域経済を牽引する都市機能、医療や介護、買い物等の生活機能を確保するため、人口30万程度以上の商圏や生活圏域レベルの中でD I Dにおける一定の集約を維持
- より安全で、医療や介護、買い物などの生活機能が近隣で維持された空間に集住することで、自然災害リスクを減少し、高齢者にも住みやすい空間を形成。警察力・消防力の効率的な運用で、治安・救急面での安心も確保
- 人口減少に応じて、量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、I o Tを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、管理の効率化に止まらず、活用方法の多様化などにより価値を向上
- 東京圏において、郊外を含めた圏域全体の持続可能性を高めるため、職住近接ができるような圏域の構築

基本的な考え方

- ◆ **2040年頃の自治体の姿**は運命的に与えられるものではなく、住民が自らの意思で**戦略的に**つくっていくことができるもの。
- ◆ 自治体が住民とともに**落ち着いて建設的な議論**に向かい、時間をかけて準備ができるよう、我が国全体で共有できる**長期的な戦略を早い段階で定め、住民にとって実感のできる選択肢を示す必要**がある。
- ◆ 人々の良質な生活を満たす、**公・共・私のベストミックス**のあり方や方法は、都市部と農村部、東京圏と東京圏以外など、**地域によって大きく異なる**。
- ◆ 自治体は、地域の戦略本部として、**制度や組織、地域の垣根を越えて、資源(施設や人材)を賢く戦略的に活用**する必要がある。個々が部分最適を追求することにより合成

の誤謬に陥らないようにしなければならない。

- ◆ 自治体は、単なる「サービス・プロバイダー」から、公・共・私協力の場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」への転換が求められる。

2040年頃人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか 【出典：平成30年7月3日付け総務省報道資料、自治体戦略2040構想研究会第二次報告】

I 自治体戦略2040年構想における新たな自治体行政(O S)の基本的方向性

自治体戦略2040年構想は、2040年頃に掛けて迫り来る我が国の内政上の危機を明らかにし、共通認識とした上で、危機を乗り越えるために必要となる新たな施策(アプリケーション)の開発とその施策の機能を最大限発揮できる等にするための自治体行政(O S : Operation System)の書き換えを構想するものである。

第一次報告においては、高齢者人口がピークを迎える2040年頃までの個別分野と自治体行政の課題について俯瞰し、2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応を、①若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏、②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全、③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラの3つの柱で整理した。

これらの危機を乗り越えるべく、全ての府省が政策資源を最大限投入するに当たって、自治体も、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォームあり続けなければならない。第一次報告書では、自治体行政(O S)の書き換えに関する今後の検討の基本的方向性として、以下を掲げている。

- **個々の市町村が行政のフルセット主義を廃止**、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保することによって、人が人としてつながりの中で生きていける空間を積極的に形成し、人々の暮らしやすさを保障していく必要がある。
- **人口減少が先行して進んできた県においては、県が市町村と一体となって様々な施策を展開**して地域を守ろうとする動きが顕著になっている。都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていくことも必要になる。

(略)

この検討の基本的方向性を受け、本研究会では、①スマート自治体への転換、②公共私による暮らしの維持、③圏域マネジメントと二層化の柔軟化、④東京圏のプラットフォームについて、更に議論を深めたので、その結果を第二次報告としてお示しする。

II 2040年頃を見据えた自治体行政の課題(略)

III 新たな自治体行政の基本的考え方

我が国は既に2008年から人口縮減期に入った。2040年頃には団塊ジュニア世代(年間出生数は200~210万人)が65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる(2017年の出生数は95万人)。我が国の社会経済に迫り来る労働力の深刻な供給制約は、もはや避け難い社会経済の前提条件であるといえる。

今後、東京圏でさえも人口減少が見込まれる。全ての自治体において、若年労働力の絶

対量が不足し、経営資源が大きく制約される。このことを前提に、**既存の制度・業務を大胆に再構築**する必要がある。

自治体に求められる機能も変化する。人口減少と高齢化により、公共私それぞれの人々の暮らしを支える機能が低下する中、自治体は、「プラットフォーム・ビルダー」として**新しい公共私**の協力関係を構築し、住民生活に**不可欠なニーズを満たす**ことが求められる。

自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネージャーとなる必要がある。自治体においては、公共私を支える人材の確保・育成が重要な課題となる。ワークライフバランスやワークライフミックスを実現しやすい地方圏においては、定年後だけでなく定年前から、新たな活躍の場や豊かな生活環境を求める人材が移住しやすい環境を整備していくことが重要である。

このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、AI(人工知能)やロボティクスによって処理することができる事務作業は全てAI・ロボティクスに任せ、**職員は職員でなければできない業務に特化**することが必要である。あわせて、新たな公共私**の協力関係を構築**することなどにより、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。

自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならない。これまでの人口拡大期には、人口増加と都市の拡大に伴い増加する行政課題を、個々の自治体が現場の知恵と多様性によって生み出した新たな政策によってそれぞれ乗り越えてきた。いわば独立した自治体による**個別最適の追求が全体最適**をもたらした。

しかしながら、人口縮減期を迎え、行政の課題解決手法が成熟し、自治体同士がネットワークで結ばれるようになった今、行政サービスの質や水準に直結しない業務のカスタマイズはかえって**全体最適の支障**となっている。

今後の自治体は、行政サービスの質や水準に関する自立的な意思決定を行う主体であることを前提としつつ、その機能を存分に発揮するために、標準化された共通基盤を用いて、効率的にサービスを提供する体制を構築することが求められる。

人口縮減時代のパラダイムへの転換は、個別自治体における対応にとどまらない。人口の縮減とともに、都市圏が維持できるサービスや施設の全体量も縮減する。**個々の自治体が短期的な個別最適を追求し、過剰な施設の維持や圏域内での資源の奪い合いを続ければ、縮減する資源を有効に活かさないまま、圏域全体、ひいては我が国全体が衰退のスパイラルに陥る。**現在の自治体間連携を超えて中長期的な個別最適と全体最適を両立できる圏域マネジメントの仕組みが必要である。・・・略・・・

IV 自治体戦略2040構想の実現に向けて(略)

(11) 戦略的な撤退による地方行政経営の健全化

- 国土交通省内の中堅・若手職員が中心となり、2030年頃のあるべき日本社会の姿を構想し、中長期的な国道交通行政の政策提言をまとめるプロジェクトとして、「国土交通省政策ベンチャー2030」が発足しました。

2018年7月31日、国土交通省政策ベンチャー2030が発表した「日本を進化させる生存戦略」の中で「戦略的な撤退による地方行政経営の健全化」について、次のように記述されています。

戦略的な撤退による地方行政経営の健全化

【出典：国土交通省政策ベンチャー2030、日本を進化させる生存戦略、2018年7月31日】

1・1 コンセプト

わが国の人口は2008年にピーク（1億2,808万人、高齢化率22.1%）を迎え、2030年には1億1,000万人台に減少し、深刻な労働力不足に陥るとともに、高齢化率は3割を超過し、社会保障関連予算の増大が懸念される。生活を支えるインフラに関しては、高度経済成長期以降に整備された橋梁、トンネル、下水道等のうち建設後50年以上経過する老朽化施設が増加することに伴い、**インフラ等の維持管理・更新費は2033年には4.6～5.5兆円／年**に上昇するとの試算もある。人口減少下においても義務的経費は増大し、地方行政経営において、今後ますます財政制約が深刻化していくことが危惧される。

このような状況において、**このまま無策のままに各地域がヒト・モノ・カネを奪い合うことは、まさに「消耗戦による衰退」を助長**することになり、日本全体が破綻の道を進むおそれがある。このような悲劇を回避するためには、まず第一に、**これまで手を付けてこなかった地方行政経営の不健全化を招く負の要因を根本から是正し、自立した行政経営を実現**させていかなければならない。その上で、**限られた貴重な財源や人材を、戦略的に投資**していくことが必要である。

こうした基本思想を踏まえれば、**地域内に効果が限定される地方公共団体の公共サービスやインフラ（以下「公共サービス等」）はその住民の負担によって賄われべき**であり、例外的に国からの保障が必要な場合であっても最低限度に押さえるべきことを国も地方自治体も徹底していくことが必要である。人口予測を踏まえれば、**人口減少に応じた居住エリア、住宅ストック量、公共サービス等について将来的に現在の水準から撤退していく必要性は自明のもの**と思われるが、**現行制度ではこれまで人口規模を暗黙のうちに是認**しながら、あらゆる地域に補助金、交付金、交付税が分配されており、**必要以上の国費投入がなされてた可能性**がある。

地域の未来に最終的に責任を持てるのはその地域だけである。「どの程度の公共サービス等を求めるのか」「どのような産業で生きていくのか」「その財源はどうするのか」「どの程度のリスクをとるのか」等も地方公共団体が決定すべきことであり、国が関与する保障レベルのスタートラインは最低限（ナショナルミニマム）に設定すべきである。そのため、現行制度が、各地方公共団体が将来的に必要な最低限となるレベルを過不足なく保障する制度となっているかどうか、**中長期的な時間軸を基に、人口構成、地理的条件などを考慮しつつ点検を行い、その結果に基づいて効率化を図る仕組みを整えていく**必要がある。この実現にむけては税源移譲も含めた包括的な議論が今後必要になる。併せて、**地域の意思**

決定に資する仕組みを充実させていく。例えば、インフラや公共交通の存廃や費用負担に関する合意形成に資するため、インフラの老朽化度合いの経済データ等などのオープン化を図る仕組みや、居住や都市機能の誘導を促進するために立地の観点を踏まえた住宅・土地税制のメリハリ化を進めていきたい。

当然、このような措置は今までになかった「痛み」も伴うものであり、この「痛み」と引き換えに生まれる貴重な財源・人材等のリソースは、日本の適応・進化を促進していくために地域再生を根底から実現するプロジェクトやスタートアップへ集中投資していく。ただし、その際にはこれまでバラマキと誤解を受けるような「補助金」型ではなく、リスクとリターンを見極めながら戦略的な「投資」の視点を徹底しなければならない。そのためには、個々の事業やプロジェクトの費用対効果をより正確に計測する努力を続けることはもちろん、持続的な行政経営を図る観点から行政全体の義務的経費の削減や自主財源の増加に向け不断の努力をしている地域、社会的価値が高く共感の連鎖やソーシャルキャピタルの醸成により多くの人々の心を掴むインタラクティブな取組等にコミットする視点も重要と考えられる。そして、**民間主導による「稼ぐ」環境の創出や地域資源の有効活用による域内経済の循環を促し、自立した行政経営に向けて国も汗をかきながら伴走していくことが今後求められよう。**

また、地方公共団体によるルールづくりや選択の「自由度」を高めていくことも重要である。これは「国が必要以上に支援して依存体質にする」ことからの撤退だけでなく、「地方のやりたいことの邪魔をする」ことからの撤退も意図しているものである。例えば、イノベーションの創出が期待されている現在の特区制度では、既存の法規制をベースとして抜け穴を作る「ネガティブプランニング」となっているが、**真のイノベーションは偶発的に生まれるものであるならば、規制をゼロベースからスタートして地域主導により適切なものを自由に組み合わせしていく「ポジティブプランニング」の思考も必要ではないかと考えている。**

以上のコンセプトのもと、「戦略的な撤退」に必要な具体的な施策を以降に記すが、これは安易に「大都市と地方都市の対立」や「地域や産業の切り捨て」を意図するものではなく、むしろ、東京一極集中の偏在を是正しながら、自立した地方自治を実現し、大都市も地方都市も各々の魅力を最大限に生かして成長していくために必要な「覚悟」を示したものであることを改めて強調しておきたい。そして、これらの政策により、**行政経営の健全化、未来への持続的な発展に向けた不断の努力を惜しまずに真摯に取り組む地域が正当に報われる社会を実現**させていきたい。

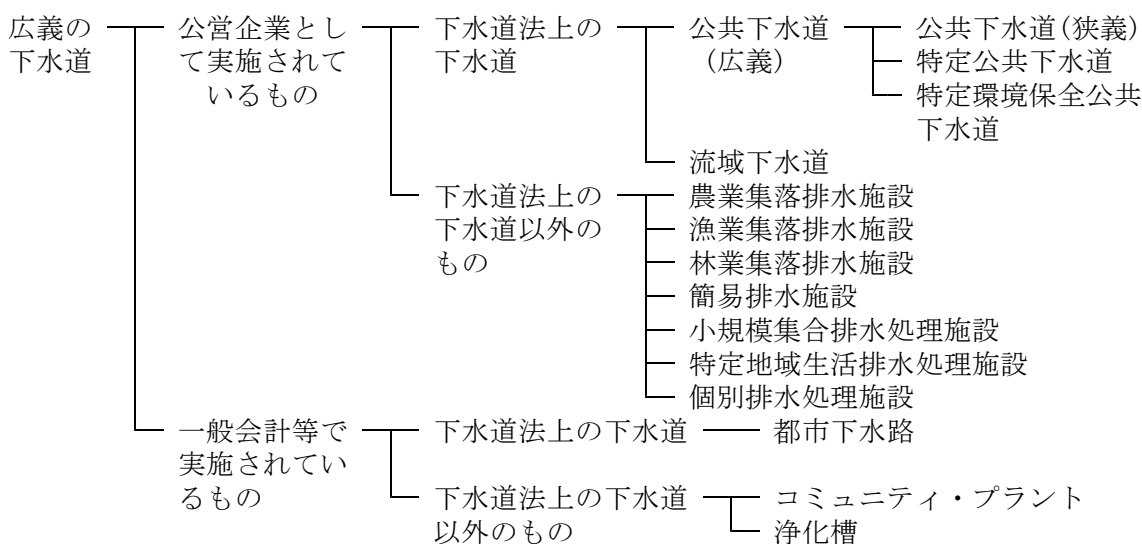
・・・後略・・・

§ 2. 生活排水処理施設の整備状況と今後の展開

(1) 生活排水処理施設の種類の整備状況

生活排水処理施設には色々な種類がありますが、総務省の資料によると、利用者である住民から見て「下水道」として認識される「トイレの水洗化」、「公共用水域の水質保全機能」に着目すれば、浄化槽も同じ働きを有していると表現されています。また、下水道と浄化槽との違いは、浄化槽は設置主体・管理主体に色々な方法が選べることです。例えば、下水道と同じように地方自治体が設置・管理主体となる市町村設置型(公共浄化槽)や、浄化槽設置整備事業のように設置費に補助金を出して維持管理を住民に任せるといった方法、さらに、維持管理費に補助金を出す方法や浄化槽使用者と自治体との間で維持管理組織をつくる方法、あるいは設置や維持管理に補助金を出さずすべて住民に任せる方法などがあります。

つまり、地方自治体と住民との間で生活排水処理に係わる「**受益と負担**」について複数の選択肢があり、地方自治体にとって、**限られた財源から住民が真に望む行政サービスのあり方を知る出発点**となります。例えば、高齢者が住みよい街、安全・安心な街、出産・子育てしやすい街などにするための**予算編成の可能性を浄化槽と下水道の比較から検討を開始**することが重要です。



【出典：下水道事業経営研究会編集、下水道経営ハンドブック第21次改訂版、ぎょうせい、平成21年8月】

図-1 汚水処理施設(下水道)の種類

追記1) 下水道法上の下水道以外のものでコミュニティ・プラントを除くすべての施設は、浄化槽法の適用を受ける施設(広義の浄化槽)です。

追記2) 広義の浄化槽は、地方自治体が設置・管理主体になるもの(公営企業として実施されているもの：**公共浄化槽**)と住民が設置・管理主体となるものに大別されます。また、住民が設置・管理主体となるものには、市町村が設置費や維持管理費に補助金を交付しているものと、していないものがあります。さらに、個人管理型浄化槽の維持管理を適切に実施することを目的として、自治体が「維持管理組織」を設立したり、関係業界が「一括契約」システムを導入している事例などがあります。すなわち、**浄化槽は、地方自治体と住民との間で、「受益と負担」の関係について多様なパターンが存在することが特徴**です。

- 汚水処理施設の整備状況を表す指標としては、「**汚水衛生処理率**」と「**汚水処理人口普及率**」があります。
- **汚水衛生処理率**とは、総務省が公表している指標で、下水道法上の下水道のほか、農

業集落排水、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)、合併処理浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、現在水洗便所設置済人口を住民基本台帳人口で除して求めます。なお、現在水洗便所設置済み人口とは、水洗便所を設置・使用している人口であり、下水道等の整備済み区域であっても下水道等に接続されていない人口、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽を設置している人口は除かれています。

表－1 汚水衛生処理率の経年変化：単位は[千人]

	平成16年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度
行政区域内人口	128,901	129,227	128,228	127,138
公共下水道	80,201(62.2%)	88,215(68.3%)	92,789(72.4%)	95,990(75.5%)
合併処理浄化槽	10,872(8.4%)	11,788(9.1%)	12,227(9.5%)	12,335(9.7%)
コミュニティ・プラント	361(0.3%)	272(0.2%)	227(0.2%)	192(0.2%)
農業集落排水施設	2,505(1.9%)	2,920(2.3%)	2,939(2.3%)	2,735(2.2%)
漁業集落排水施設	108(0.1%)	129(0.1%)	133(0.1%)	124(0.1%)
計	94,056(73.0%)	103,335(80.0%)	108,324(84.5%)	111,385(87.6%)

注)平成元年度以前は、単独処理浄化槽処理人口も一定の係数を掛けて浄化槽人口に加算していた。

- **汚水処理人口普及率**とは、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水処理施設、簡易排水処理施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラントなど各汚水処理施設における処理人口を、総人口に対する割合で表したものです。なお、**集合処理施設における処理人口**としては、「**現在処理区域内人口**」が用いられています。

この指標は、国土交通省、農林水産省及び環境省がそれぞれ所管している汚水処理施設の普及状況について、処理人口で表した指標を用いて統一的に表現することを三省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表しています。また、平成14年度までは「**汚水処理施設整備率**」と呼ばれていました。

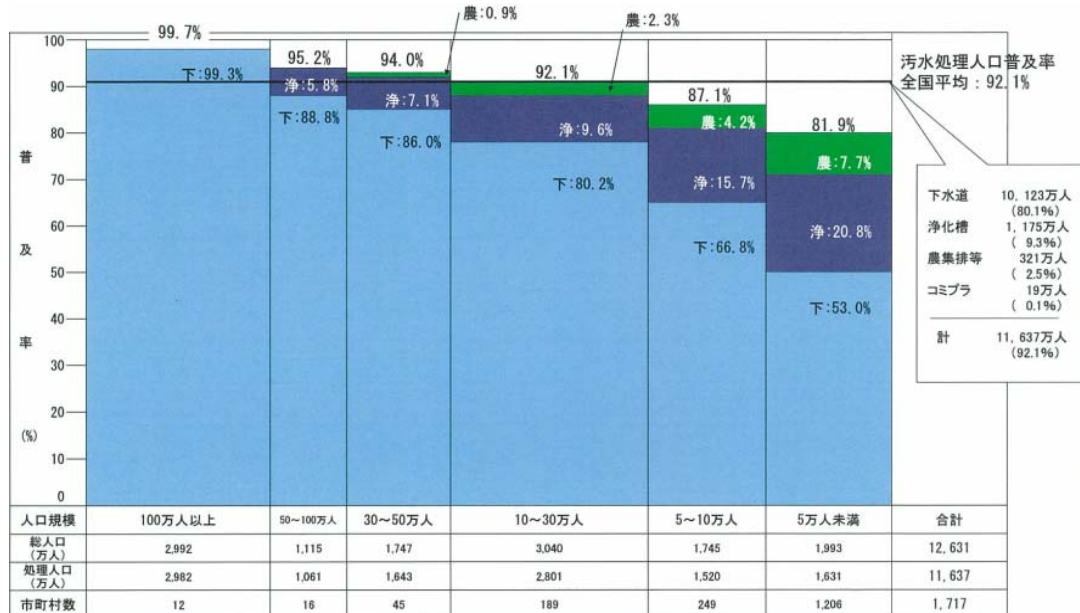
表－2 処理施設別の汚水処理人口普及率(環境省、農林水産省、国土交通省合同発) 単位は[万人]

処理施設名	平成8年度	平成17年度	平成23年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
下水道	6,852 (54.7%)	8,802 (69.3%)	9,355 (75.8%)	10,074 (79.3%)	10,113 (79.7%)	10,123 (80.1%)
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設、林業集落排水 施設、簡易排水施設を含む	135 (1.1%)	352 (2.8%)	350 (2.8%)	337 (2.7%)	329 (2.6%)	321 (2.5%)
浄化槽	708 (5.6%)	1,093 (8.6%)	1,079 (8.7%)	1,176 (9.3%)	1,175 (9.3%)	1,175 (9.3%)
内訳						
浄化槽市町村整備推進事業分	(36)	(75)	(77)	(83)	(83)	(83)
浄化槽設置整備事業分	(158)	(477)	(536)	(611)	(615)	(618)
上記以外分	(514)	(540)	(466)	(482)	(477)	(474)
コミュニティ・ プラント	44 (0.4%)	35 (0.3%)	26 (0.2%)	20 (0.2%)	20 (0.2%)	19 (0.1%)
計 (整備率)	7,739 (61.8%)	10,282 (80.9%)	10,811 (87.6%)	11,608 (91.4)	11,636 (91.7)	11,637 (92.1)
総人口(住民基本台帳人口)	12,526	12,706	12,335	12,706	12,684	12,631

注) 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

注) 東日本大震災の影響で、平成22年度末は岩手県、宮城県、福島県の3県において、平成23年度末

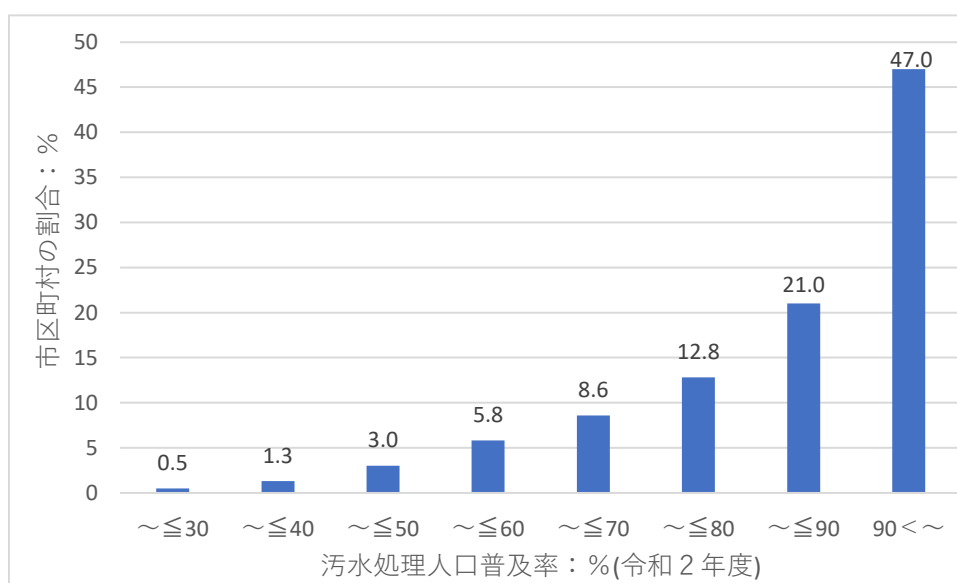
は岩手県、福島県の2県において、調査不能な自治体があるため、今年度は調査対象外としている。
 注) 福島県の値は、東日本大震災の影響により調査不能な自治体、「平成27年度調査では相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計11市町村」、「平成28年度調査では相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計10市町村」、「平成29年度調査では楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計8町村」、「平成30年度調査では楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の計7町村」、「令和元年度調査では大熊町、双葉町、葛尾村の計3町村」、「令和2年度調査では大熊町と双葉町の2町」を、それぞれ除いた値を公表している。



図ー2 令和2年度末、都市規模別汚水処理人口普及率(出典：3省の発表資料)

○ 都市規模別における浄化槽処理人口普及率上位の市町村(令和2年度末)

- 住民基本台帳人口 浄化槽処理人口普及率が上位5自治体
- 100万人以上～ : さいたま市(2.66%)、広島市(1.41%)、仙台市(0.55%)
京都市(0.31%)、名古屋市(0.29%)
 - 50万人以上～100万人未満 : 松山市(24.2%)、岡山市(15.7%)、鹿児島市(14.5%)、
浜松市(8.7%)、川口市(8.2%)
 - 30万人以上～ 50万人未満 : いわき市(32.4%)、和歌山市(28.3%)、高松市(24.2%)、
春日井市(19.3%)、大分市(18.9%)
 - 10万人以上～ 30万人未満 : 鹿屋市(57.4%)、徳島市(51.3%)、霧島市(49.8%)、
焼津市(47.7%)、尾道市(39.4%)
 - 5万人以上～ 10万人未満 : 始良市(78.4%)、柳川市(62.0%)、薩摩川内市(61.7%)、
三豊市(60.1%)、島田市(56.7%)
 - 5万人未満～ : 三島村(100.0%)、青ヶ島村(100.0%)、利島村(98.0%)、
上野村(97.2%)、下條村(96.7%)
- なお、東京都三鷹市など91市区町村(全体の5.2%)では、浄化槽処理人口は0人です。



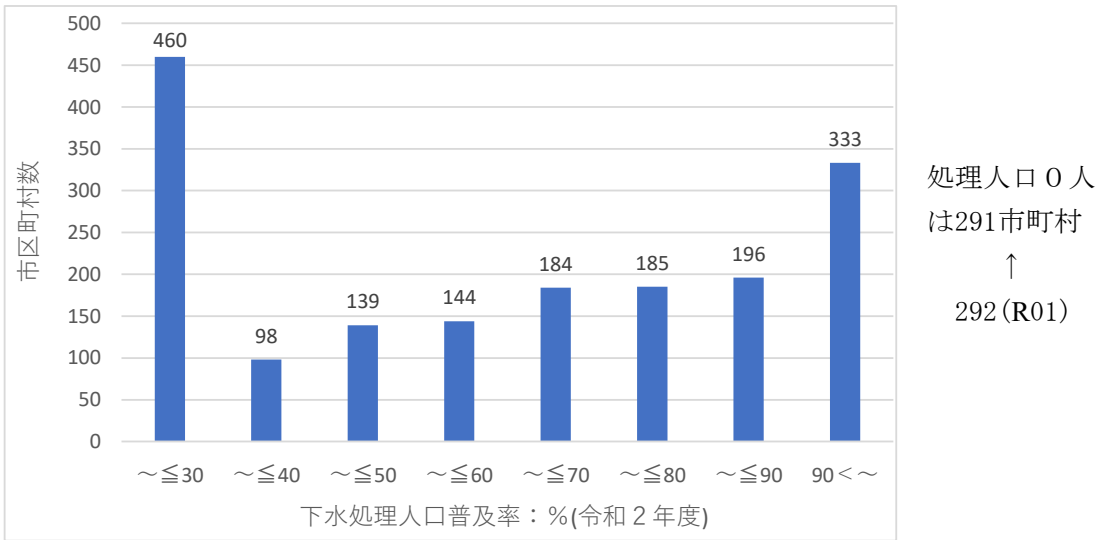
図－3 全国1,739市区町村における汚水処理人口普及率の分布(全国平均92.1%)
(福島県下の2町を除く)

○ 令和2年度末時点において汚水処理施設整備が完了した市区町村

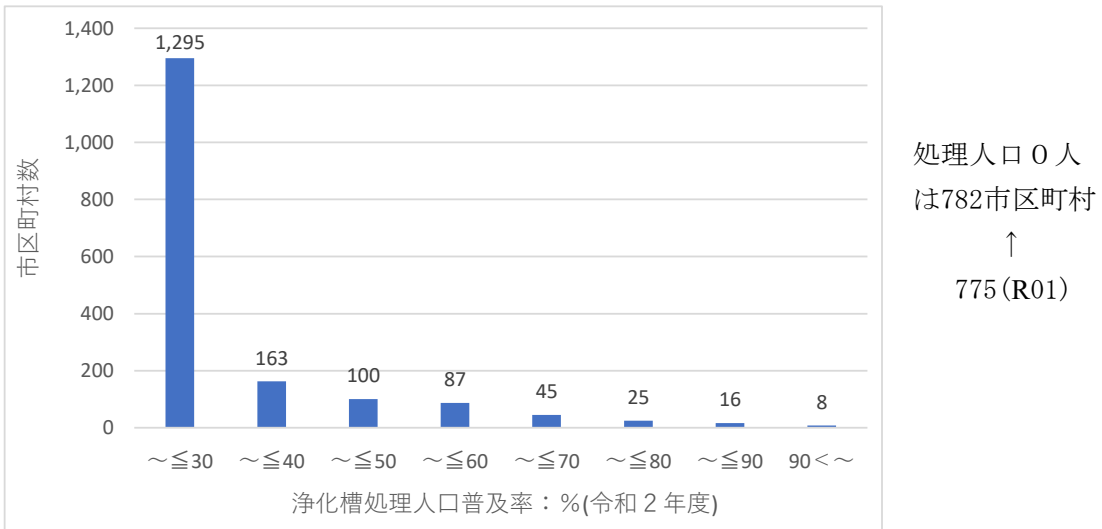
住民基本台帳人口と汚水処理人口が一致(施設整備が完了)しているのは77市区町村、さらに小数点2桁目を四捨五入し100%となるのは31市区町、合わせると全体(1,739市区町村)の6.2%に相当する**108市区町村**(28年度末は103、29年度末は104、30年度は108、令和元年度末は102)は**汚水処理施設整備が完了**しています。

108市区町村における汚水処理施設の構成は、下水道のみが大阪市など51市区町村、農業集落排水施設のみが沖縄県伊是名村など6村、浄化槽のみが鹿児島県三島村と東京都青ヶ島村の2村、4種類すべての施設が兵庫県朝来市と宍粟市の2市、コミプラを除く3種類の施設が滋賀県長浜市など17市町村、下水道と浄化槽の2種類が横浜市など16市町村、下水道と農業集落排水施設等の2種類が茨城県守谷市など8市町、農業集落排水施設等と浄化槽の2種類が沖縄県金武町など6町村です。

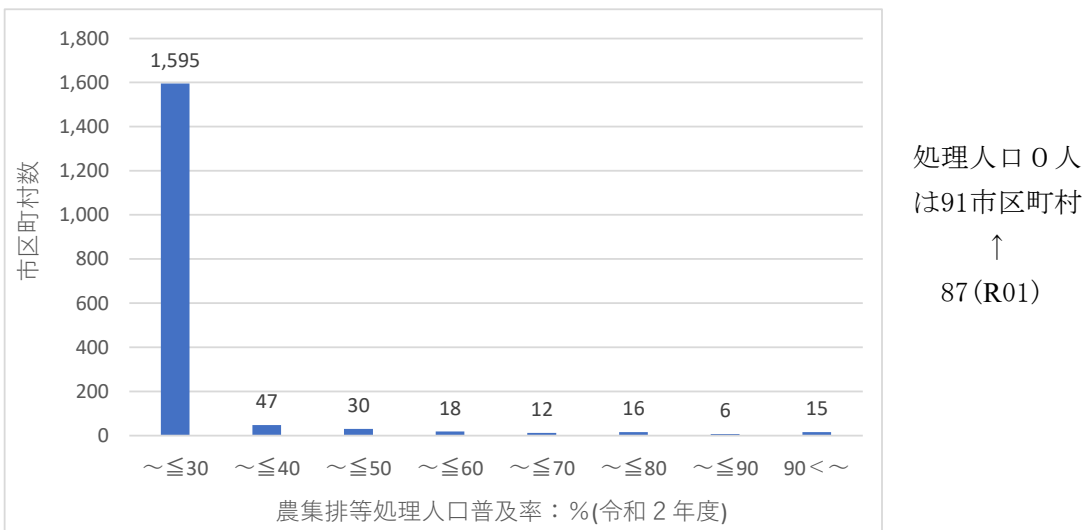
これら102市区町村のうち福島県の4町村と東京都の15区を除く89市町村について、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した地域別の2045年人口指数(2015年を100とした場合の2045の値)を調べると、増加すると予測されているのは、沖縄県宜野座村(2045年人口指数116.0)、福岡県大野城市(同106.8)、滋賀県草津市(同106.2)、福岡県志免町(同103.7)、東京都三鷹市(同103.7)、東京都調布市(同102.0)、東京都小金井市(同100.7)、石川県川北町(同100.5)、沖縄県金武町(同100.2)、東京都狛江市(同100.0)の計10市町村で、残り**79市町村は減少**すると予測されており、うち減少割合が著しく大きいのは山梨県丹波山村(同31.6)、大分県姫島村(同37.6)、山梨県小菅村(同41.3)、青森県西目屋村(同43.2)、大阪府豊能町(同43.2)、鹿児島県三島村(同47.7)、長野県野沢温泉村(同47.9)、沖縄県渡名喜村(同50.9)、島根県知夫村(同51.2)、兵庫県宍粟市(同51.8)、福岡県芦屋町(同53.2)、富山県入善町(同55.6)、東京都青ヶ島村(同58.4)、三重県木曾岬町(同59.0)、福井県美浜町(同59.9)などです。



図一 4 下水道処理人口普及率の分布(令和2年度末、1,739市区町村)



図一 5 農集排等処理人口普及率の分布(令和2年度末、1,739市区町村)



図一 6 浄化槽処理人口普及率の分布(令和2年度末、1,739市区町村)

○ 国における汚水処理施設の整備目標

汚水処理人口普及率【第4次社会資本整備重点計画(H. 27. 09. 18閣議決定)】

平成25年度末：約89%→平成32年度末：約96%

汚水処理人口普及率【第5次社会資本整備重点計画(R. 03. 05. 28閣議決定)】

令和元年度末：91.7%→令和8年度末：95%

○ 廃棄物処理施設整備計画(H. 30. 06. 19閣議決定)では

浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

53%(2017年度(平成29年度)見込み)→70%(2022年度)

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

62%(2017年度(平成29年度)見込み)→76%(2022年度)

浄化槽に関しては、2014年1月に、国土交通省、農林水産省及び環境省が連携して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、浄化槽も含めた**汚水処理施設の整備を10年程度で概成**する方針を示している。本方針を受け、都市郊外や地方部において効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に生かし、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な汚水処理施設整備を進めることが重要である。さらに、浄化槽整備区域において適切な汚水処理サービスを提供するためには、市町村が整備・管理を行う**浄化槽市町村整備推進事業等**が有効である。浄化槽市町村整備推進事業の実施に当たって、PFI等の民間活用も積極的に導入するとともに、公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業に取り組むことが必要である。

また、単独処理浄化槽は未だ約412万基残存していることから、合併処理浄化槽への転換をさらに進めていく必要がある。特に、老朽化した単独処理浄化槽については漏水等により生活環境に影響が生じるおそれがあるため、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換を重点的かつ速やかに進める必要がある。都道府県等が整備する**浄化槽台帳**について法定検査等の結果等も反映して情報を活用することにより、単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の管理の向上に活かすことが必要である。

○ 令和2年12月11日の閣議決定「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」】

1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

73 浄化槽に関する対策(環境省)

「対策の内容」

災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備の対策を実施することで、国土強靱化及び災害対応力の強化を図る。

「中長期の目標」

災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備、維持管理の適正化により、汚水処理の未普及解消がなされ、災害対応力の強化も図られる。

浄化槽整備区域内の浄化槽普及率(対象人口1,250万人)

現状：54%(令和元年度)

中長期の目標：76%(令和7年度)

本対策による達成目標の変更 **70%(令和4年度) → 76%(令和7年度)**

【出典：環境省浄化槽推進室、MRIリサーチアソシエーツ(株)、平成28年度浄化槽普及戦略の策定に向けた調査検討業務】

1) 浄化槽整備区域

浄化槽整備区域とは、「都道府県構想」及び「市町村の生活排水処理計画」で、浄化槽整備区域となっている区域のこと、その区域内の人口を浄化槽整備区域内人口と、それぞれ表現されています。

「H26年1月30日付け見直し3省連携通知以降の見直し状況」

都道府県構想の見直し状況：見直し済が28%、見直し予定が62%、その他10%

生活排水処理計画(1,718)：見直し済が308(18%)、H28年度見直し予定69(4%)

2) 浄化槽整備区域内人口：14年度末で**1,350万人**(うち整備済人口は670万人：49.6%)

3) 2022年度時点の浄化槽整備率を新施設整備計画の70%とするためには、

浄化槽普及人口を8,660,571人(≒12,372,245×0.70)しなければならず、それを達成するための年平均増加人口は**31.0万**(310,109≒(8,660,571-6,179,698)÷8)人となります。

1世帯当たりの構成人員を**2.21人**とした場合、**14.0万**(140,321≒310,109÷2.21)世帯分の整備が必要となります(2.21≒125,209,603人/56,613,999世帯、総務省、平成30年1月1日時点日本人)。平成21～25年頃の出荷台数と同じペースです。

4) **施設整備の10年概成**、2026(平成38)年度時点で、浄化槽整備区域内においても概成を目指すためには、現状維持のペースの3.24倍、新施設整備計画のペースの1.76倍のペースで施設整備を行う必要があります。

1世帯当たりの構成人員を**2.21人**とした場合、年平均**19.5万世帯**(≒431,278÷2.21)分の整備が必要となります。平成17～18年頃の出荷台数と同じペースです。

	浄化槽整備 区域内人口 人	浄化槽普及人口：人		
		現状維持の ペース	新5ヵ年 計 画	2026年概成 (10年概成)
2014(平成26)年度	13,496,544	6,701,330	6,701,330	6,701,330
2015(平成27)年度	13,169,898			
2020 年度	12,623,494			
2022 年度	12,372,245	7,938,261	8,660,571	
2026 年度	11,876,670	8,298,459	9,640,192	11,876,670
年平均の増加人員		133,094	244,905	431,278
現状維持のペースと比べて		1.0	1.84	3.24
新5ヵ年計画と比べて		0.54	1.0	1.76

5) 単独処理浄化槽の使用人口は、平成26年度末で730万人です。

平成26年度末の未処理人口1,363万人の約53.6%を占めています。

未処理人口1,363万の内訳

単独処理浄化槽	浄化槽整備区域内	: 24% (327万人)
	下水道計画区域内	: 18% (245万人)
	下水道整備認可区域内	: 11% (150万人)
	農排等計画区域内	: 1% (14万人)
汲み取り		: 33% (450万人)
不明		: 13% (177万人)

① 平成26年度末、浄化槽整備区域(1,350万人)における内訳

合併処理浄化槽人口: 670万人、単独処理浄化槽人口: 327万人

汲み取り等の人口: 353万人

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の人口割合: 67.2% (≒ $670 \div (670 + 327)$)

② 新施設整備計画では、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合は

62% (2017年度(平成29年度)見込み) → **76%** (2022年度) となっています。

2022年度における合併処理浄化槽人口の割合を76%とするためには

前述のとおり、2022年度における浄化槽整備区域内人口: 1,237万人

うち浄化槽: 866万人であること

から単独処理浄化槽使用人口を273万人 ($866 \times 24/76$) まで減少させる必要があります。平成26年度の単独処理浄化槽人口327万人に未普及地域の減少割合を乗じると324万人となることから、単独処理から合併処理へ切替が必要な人口は**51万人** ($324 - 273$) となります。1世帯当たりの構成人員を**2.21人**とした場合、5年間で23.1万基 (≒ $51 \text{万人} \div 2.21$)、**年平均4.6万基の切替**が必要となります。

表－3 単独処理浄化槽の廃止数とその理由(「法第11条の2」+「その他」)

単独処理浄化槽の廃止基数(降順) 令和元年度			集合処理施設への切替の割合 % (降順)		合併処理浄化槽への切替の割合 % (降順)		家屋等の廃止の割合：% (降順)	
埼玉県	8,700	1	沖縄県	97.8	鹿児島県	56.4	香川県	48.6
静岡県	7,039	2	大阪府	97.2	徳島県	45.0	高知県	41.8
愛知県	6,179	3	奈良県	94.7	宮崎県	39.5	東京都	29.9
群馬県	4,891	4	新潟県	90.0	大分県	35.8	愛媛県	27.1
大阪府	3,969	5	三重県	85.3	和歌山県	35.1	和歌山県	26.1
新潟県	2,655	6	滋賀県	83.9	栃木県	34.2	岡山県	25.6
福井県	2,169	7	千葉県	82.2	長崎県	33.1	徳島県	24.8
神奈川県	1,943	8	山梨県	81.5	香川県	31.3	北海道	24.7
千葉県	1,785	9	京都府	77.6	熊本県	30.7	福島県	22.7
大分県	1,742	10	富山県	77.2	静岡県	26.1	山形県	19.0
三重県	1,657	11	神奈川県	77.0	福島県	23.6	鹿児島県	18.7
岡山県	1,638	12	茨城県	73.5	佐賀県	20.1	長崎県	18.3
奈良県	1,558	13	宮城県	72.9	茨城県	19.4	秋田県	17.7
香川県	1,548	14	秋田県	72.7	岐阜県	18.8	岐阜県	17.7
茨城県	1,487	15	長野県	72.4	青森県	18.5	熊本県	17.6
鹿児島県	1,461	16	山形県	67.8	群馬県	15.8	宮城県	17.5
福島県	1,456	17	愛知県	66.3	広島県	14.6	佐賀県	17.4
山口県	1,336	18	兵庫県	63.0	長野県	14.4	群馬県	15.4
山形県	1,309	19	岐阜県	62.6	山口県	13.5	滋賀県	14.7
岐阜県	1,215	20	石川県	62.4	千葉県	12.7	広島県	14.0
広島県	1,210	21	佐賀県	61.9	島根県	12.0	神奈川県	14.0
栃木県	1,119	22	青森県	61.7	愛媛県	11.0	岩手県	13.8
福岡県	1,072	23	広島県	61.5	埼玉県	10.7	島根県	13.2
東京都	1,007	24	山口県	60.9	三重県	10.2	山口県	12.4
富山県	923	25	愛媛県	60.6	岩手県	9.6	青森県	12.3
宮崎県	863	26	栃木県	60.4	秋田県	9.5	長野県	12.2
沖縄県	856	27	東京都	60.0	宮城県	8.6	鳥取県	11.7
兵庫県	782	28	鳥取県	57.7	愛知県	8.3	兵庫県	10.1
鳥取県	781	29	岡山県	57.5	高知県	7.9	静岡県	10.1
山梨県	616	30	島根県	53.2	富山県	7.4	宮崎県	9.4
高知県	595	31	宮崎県	50.3	神奈川県	6.7	福岡県	9.3
熊本県	592	32	埼玉県	49.8	山形県	6.5	山梨県	8.9
京都府	540	33	高知県	49.6	福岡県	5.9	大分県	8.8
石川県	527	34	福島県	47.5	兵庫県	5.5	富山県	7.8
愛媛県	490	35	福岡県	47.4	岡山県	5.5	福井県	7.4
島根県	485	36	熊本県	46.6	鳥取県	5.4	埼玉県	4.7
滋賀県	415	37	長崎県	45.8	新潟県	5.0	京都府	4.6
和歌山県	402	38	北海道	44.1	山梨県	4.2	茨城県	4.4
徳島県	367	39	群馬県	38.9	奈良県	3.1	千葉県	4.2
佐賀県	328	40	和歌山県	37.8	東京都	2.3	新潟県	4.0
宮城県	269	41	大分県	33.2	石川県	2.3	三重県	3.9
長崎県	251	42	岩手県	33.0	福井県	1.5	愛知県	3.9
秋田県	231	43	徳島県	29.7	滋賀県	1.2	栃木県	3.7
青森県	227	44	香川県	20.2	北海道	1.1	大阪府	2.4
長野県	181	45	静岡県	19.6	沖縄県	1.1	奈良県	1.8
岩手県	94	46	鹿児島県	14.1	京都府	0.7	石川県	1.5
北海道	93	47	福井県	13.0	大阪府	0.4	沖縄県	0.7
合計	71,053		全国	56.1	全国	14.2	全国	10.8
H30年度	100,129		H30年度	54.7	H30年度	9.0	H30年度	11.0
H29年度	107,457		H29年度	48.1	H29年度	8.9	H29年度	8.7
H27年度	67,425		H27年度	65.0	H27年度	10.9	H27年度	11.8

その他とは、台帳整理、下水道等部局からの情報、指定検査機関からの情報、その他である。

【数値の出所：環境省、浄化槽の指導普及に関する調査結果】

表一 4 都道府県別の汚水処理施設の整備状況

汚水処理人口普及率 (令和2年度末)：％ (降 順)			汚水処理人口普及率 (令和元年度末)：％ (降 順)			汚水衛生処理率 (令和元年度末)：％ (降 順)	
東京都	99.8	1	東京都	99.8	1	東京都	99.8
滋賀県	99.0	2	滋賀県	98.9	2	神奈川県	96.9
兵庫県	98.9	3	兵庫県	98.9	3	兵庫県	96.7
京都府	98.4	4	京都府	98.4	4	大阪府	95.7
神奈川県	98.2	5	神奈川県	98.1	5	京都府	95.4
大阪府	98.1	6	長野県	98.1	6	滋賀県	94.7
長野県	98.0	7	大阪府	98.0	7	長野県	92.5
富山県	97.4	8	富山県	97.2	8	北海道	92.2
福井県	96.7	9	福井県	96.4	9	富山県	91.0
北海道	95.9	10	北海道	95.7	10	埼玉県	89.9
鳥取県	95.0	11	鳥取県	94.8	11	福井県	89.8
石川県	94.7	12	石川県	94.4	12	福岡県	89.7
山形県	93.6	13	山形県	93.1	13	宮城県	88.3
福岡県	93.4	14	福岡県	93.0	14	鳥取県	87.6
岐阜県	93.1	15	岐阜県	92.9	15	石川県	86.8
埼玉県	93.1	16	埼玉県	92.8	16	愛知県	86.6
宮城県	92.8	17	宮城県	92.3	17	千葉県	86.4
愛知県	91.8	18	愛知県	91.4	18	山形県	85.3
奈良県	89.8	19	奈良県	89.3	19	広島県	85.3
千葉県	89.5	20	千葉県	89.1	20	山口県	84.0
広島県	89.4	21	広島県	88.8	21	岐阜県	83.4
新潟県	88.8	22	新潟県	88.3	22	熊本県	82.8
秋田県	88.4	23	秋田県	88.0	23	奈良県	81.3
山口県	88.1	24	栃木県	87.7	24	宮崎県	80.9
熊本県	88.1	25	山口県	87.5	25	栃木県	80.4
栃木県	88.0	26	熊本県	87.4	26	岡山県	80.0
宮崎県	87.8	27	岡山県	87.3	27	三重県	80.0
岡山県	87.6	28	宮崎県	87.1	28	新潟県	80.0
三重県	87.6	29	沖縄県	86.4	29	茨城県	80.0
沖縄県	86.7	30	三重県	86.0	30	佐賀県	78.3
茨城県	86.0	31	茨城県	85.6	31	鹿児島県	77.9
佐賀県	85.5	32	佐賀県	84.7	32	山梨県	77.4
福島県	84.6	33	山梨県	83.8	33	静岡県	77.4
山梨県	84.4	34	福島県	83.7	34	長崎県	76.7
岩手県	83.6	35	岩手県	82.6	35	秋田県	76.3
鹿児島県	83.0	36	静岡県	82.2	36	福島県	75.7
静岡県	82.9	37	鹿児島県	81.9	37	群馬県	75.1
群馬県	82.6	38	群馬県	81.8	38	愛媛県	74.9
長崎県	82.5	39	長崎県	81.7	39	香川県	74.2
島根県	82.0	40	島根県	81.3	40	岩手県	74.0
愛媛県	81.1	41	青森県	80.1	41	島根県	73.3
青森県	80.9	42	愛媛県	80.0	42	沖縄県	72.2
香川県	79.6	43	香川県	78.3	43	大分県	70.8
大分県	79.0	44	大分県	77.7	44	青森県	68.6
高知県	75.8	45	高知県	74.6	45	高知県	68.1
和歌山県	67.6	46	和歌山県	66.0	46	和歌山県	59.3
徳島県	64.6	47	徳島県	63.4	47	徳島県	58.2
全 国	92.1		全 国	91.7		全 国	87.6

注) 福島県の値は、東日本大震災の影響により調査不能な自治体、「令和2年度調査では大熊町と双葉町の計2町」、「令和元年度調査では大熊町、双葉町、葛尾村の計3町村」を除いた値を公表している。

表－５ 集合処理区域内における未接続人口の割合について(降順)令和元年度

集合処理施設処理区域内における未接続率：％			下水道処理区域内における未接続率：％			農集排等処理区域内における未接続率：％		
和歌山県	23.4	1	和歌山県	24.1	1	沖縄県	36.4	
徳島県	22.1	2	徳島県	22.6	2	高知県	27.4	
秋田県	17.3	3	秋田県	17.0	3	奈良県	24.2	
高知県	16.7	4	高知県	15.9	4	青森県	24.1	
青森県	16.0	5	青森県	14.8	5	大阪府	23.2	
岐阜県	14.7	6	岐阜県	14.6	6	熊本県	22.1	
沖縄県	13.5	7	島根県	12.5	7	鹿児島県	22.0	
大分県	12.4	8	大分県	12.1	8	宮崎県	19.7	
福島県	12.2	9	沖縄県	12.0	9	和歌山県	19.5	
佐賀県	11.8	10	福島県	11.7	10	秋田県	18.9	
島根県	11.8	11	佐賀県	11.4	11	徳島県	18.8	
群馬県	11.5	12	三重県	11.3	12	香川県	18.2	
三重県	11.4	13	新潟県	11.1	13	大分県	17.0	
岩手県	11.4	14	群馬県	11.1	14	広島県	16.6	
新潟県	10.9	15	岩手県	11.0	15	福島県	16.4	
岡山県	10.6	16	岡山県	10.5	16	山梨県	16.2	
香川県	10.5	17	香川県	10.2	17	岐阜県	16.1	
宮崎県	10.2	18	山梨県	9.7	18	埼玉県	15.6	
茨城県	10.0	19	茨城県	9.6	19	長崎県	15.3	
山梨県	9.9	20	山形県	9.6	20	佐賀県	15.3	
山形県	9.4	21	宮崎県	9.5	21	群馬県	15.1	
愛媛県	8.9	22	愛媛県	8.9	22	福岡県	14.4	
静岡県	8.4	23	鳥取県	8.5	23	東京都	14.4	
栃木県	8.3	24	静岡県	8.4	24	宮城県	14.4	
鳥取県	8.3	25	福井県	8.2	25	茨城県	14.3	
福井県	8.1	26	栃木県	8.1	26	岩手県	13.9	
奈良県	7.6	27	奈良県	7.5	27	岡山県	13.6	
長崎県	7.4	28	石川県	7.5	28	山口県	13.1	
石川県	7.2	29	愛知県	7.3	29	三重県	12.9	
愛知県	7.2	30	長崎県	7.0	30	栃木県	12.7	
鹿児島県	7.1	31	富山県	6.9	31	神奈川県	12.1	
富山県	6.9	32	鹿児島県	6.3	32	千葉県	11.7	
熊本県	6.8	33	長野県	6.1	33	愛媛県	9.8	
長野県	6.3	34	滋賀県	6.1	34	島根県	9.3	
千葉県	5.8	35	熊本県	5.9	35	山形県	8.3	
滋賀県	5.6	36	千葉県	5.8	36	京都府	8.3	
山口県	5.5	37	山口県	4.9	37	長野県	8.3	
宮城県	5.0	38	宮城県	4.7	38	静岡県	8.2	
広島県	4.6	39	広島県	4.3	39	富山県	7.8	
埼玉県	4.4	40	埼玉県	4.2	40	北海道	7.5	
福岡県	3.9	41	福岡県	3.8	41	鳥取県	7.5	
京都府	3.5	42	京都府	3.4	42	新潟県	7.4	
北海道	2.6	43	大阪府	2.6	43	福井県	6.8	
大阪府	2.6	44	北海道	2.6	44	兵庫県	6.3	
兵庫県	2.1	45	兵庫県	2.0	45	愛知県	5.3	
神奈川県	1.4	46	神奈川県	1.4	46	石川県	2.8	
東京都	0.2	47	東京都	0.2	47	滋賀県	-3.2	
全 国	5.3		全 国	5.1		全 国	12.8	
H30年度	5.5		H30年度	5.2		H30年度	13.3	
H28年度	5.9		H28年度	5.6		H28年度	14.0	
H26年度	6.3		H26年度	6.0		H26年度	15.5	
H19年度	6.9		H19年度	6.3		H19年度	20.8	

未接続率＝(A－B)／A×100 A：汚水処理人口普及率の処理人口、B：汚水衛生処理率の処理人口

表－6 都道府県別の浄化槽普及率と「事業別の浄化槽人口の割合」

汚水処理人口普及率（浄化槽のみ） 令和2年度：％			浄化槽市町村整備 推進事業等分の占 める割合 令和2年度：％		浄化槽設置整備事 業分の占める割合 令和2年度：％		補助金が交付され ていない浄化槽の 占める割合 令和2年度：％	
徳島県	42.4	1	佐賀県	36.4	香川県	79.2	沖縄県	87.9
鹿児島県	37.2	2	北海道	32.7	栃木県	79.1	大阪府	85.3
和歌山県	34.4	3	島根県	26.2	福井県	76.6	埼玉県	69.8
香川県	31.9	4	宮城県	25.6	宮崎県	76.0	愛知県	64.8
高知県	31.8	5	京都府	24.1	長崎県	73.1	神奈川県	64.3
三重県	24.1	6	岩手県	23.6	鹿児島県	70.9	千葉県	62.1
大分県	23.9	7	山形県	21.2	長野県	69.6	滋賀県	61.1
福島県	23.5	8	石川県	18.4	熊本県	68.1	奈良県	60.3
宮崎県	22.5	9	東京都	17.6	岡山県	65.4	青森県	59.8
愛媛県	22.2	10	秋田県	17.3	岐阜県	65.3	石川県	56.9
群馬県	20.2	11	鳥取県	14.7	大分県	64.2	新潟県	56.6
静岡県	17.5	12	長野県	14.2	兵庫県	63.2	茨城県	54.9
茨城県	16.7	13	熊本県	12.4	群馬県	63.2	山梨県	53.9
岡山県	16.5	14	福岡県	11.7	和歌山県	62.7	東京都	52.2
島根県	16.4	15	新潟県	11.0	富山県	62.6	広島県	45.4
山口県	16.2	16	兵庫県	10.0	秋田県	62.0	三重県	43.9
栃木県	15.7	17	沖縄県	8.6	山口県	61.8	徳島県	40.3
佐賀県	15.7	18	福島県	8.5	福島県	61.5	鳥取県	38.4
長崎県	14.8	19	愛媛県	8.4	静岡県	61.1	静岡県	36.4
山梨県	14.8	20	青森県	8.4	高知県	60.4	愛媛県	36.0
熊本県	14.7	21	宮崎県	7.4	福岡県	59.7	山口県	35.0
岩手県	13.7	22	鹿児島県	7.3	岩手県	59.2	高知県	33.8
千葉県	12.5	23	長崎県	7.2	愛媛県	55.6	和歌山県	33.1
秋田県	11.4	24	福井県	7.2	徳島県	55.1	富山県	32.8
広島県	11.0	25	山梨県	6.5	三重県	52.3	大分県	31.4
青森県	10.3	26	群馬県	6.1	京都府	51.5	群馬県	30.6
岐阜県	10.2	27	高知県	5.8	山形県	50.6	岐阜県	30.3
沖縄県	10.1	28	岡山県	5.4	宮城県	50.2	福島県	29.9
愛知県	9.9	29	広島県	4.7	広島県	49.9	岡山県	29.2
埼玉県	9.5	30	富山県	4.6	佐賀県	48.2	福岡県	28.6
福岡県	9.1	31	徳島県	4.6	鳥取県	46.9	山形県	28.2
山形県	8.5	32	岐阜県	4.4	島根県	45.8	島根県	28.0
奈良県	7.3	33	大分県	4.3	茨城県	42.3	兵庫県	26.7
宮城県	7.0	34	和歌山県	4.3	北海道	40.9	北海道	26.4
新潟県	5.6	35	香川県	4.1	山梨県	39.6	京都府	24.4
長野県	5.6	36	三重県	3.8	滋賀県	38.5	宮城県	24.2
鳥取県	5.3	37	奈良県	3.7	千葉県	36.6	鹿児島県	21.8
石川県	4.7	38	埼玉県	3.4	奈良県	36.0	秋田県	20.7
福井県	4.2	39	神奈川県	3.1	神奈川県	32.6	長崎県	19.7
北海道	3.1	40	山口県	3.1	愛知県	32.5	熊本県	19.5
富山県	2.8	41	大阪府	2.9	新潟県	32.3	栃木県	18.8
滋賀県	2.4	42	茨城県	2.9	青森県	31.8	岩手県	17.2
京都府	1.8	43	愛知県	2.8	東京都	30.2	香川県	16.7
兵庫県	1.8	44	静岡県	2.4	埼玉県	26.8	宮崎県	16.6
大阪府	1.7	45	栃木県	2.1	石川県	24.7	長野県	16.2
神奈川県	1.3	46	千葉県	1.3	大阪府	11.7	福井県	16.2
東京都	0.2	47	滋賀県	0.4	沖縄県	3.5	佐賀県	15.4
全国	9.3		全国	7.1	全国	52.6	全国	40.3
R01年度	9.3		R01年度	7.1	R01年度	52.3	R01年度	40.6
H30年度	9.3		H30年度	7.1	H30年度	51.9	H30年度	41.0
H28年度	9.2		H28年度	7.2	H28年度	51.5	H28年度	41.3

数値の出所は、都道府県別汚水処理人口普及率(令和元年度)

表一 7 都道府県別の未処理人口の推移

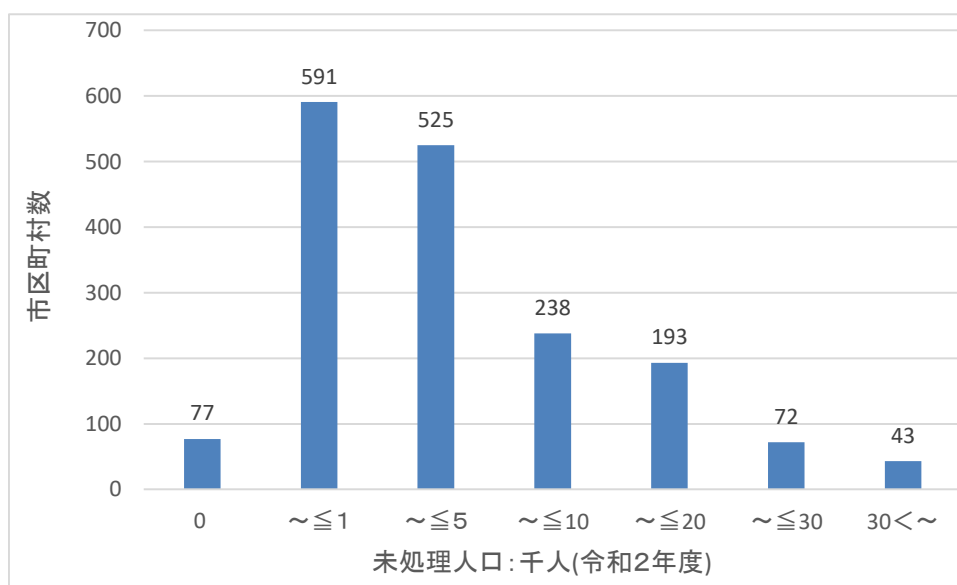
未処理人口：人 (降 順) (令和2年度末)			未処理人口：人 (降 順) (令和元年度末)			未処理人口：人 (降 順) (平成24年度末)	
千葉県	663,536	1	千葉県	689,689	1	愛知県	977,289
静岡県	627,182	2	静岡県	657,982	2	千葉県	974,615
愛知県	617,616	3	愛知県	651,770	3	静岡県	939,419
埼玉県	509,458	4	埼玉県	531,270	4	埼玉県	819,162
茨城県	407,087	5	茨城県	420,267	5	茨城県	621,387
群馬県	339,887	6	福岡県	359,737	6	福岡県	559,311
福岡県	335,460	7	群馬県	357,436	7	群馬県	506,968
和歌山県	304,970	8	和歌山県	322,940	8	和歌山県	455,923
広島県	297,742	9	広島県	315,944	9	鹿児島県	454,861
福島県	283,114	10	福島県	302,601	10	広島県	448,326
鹿児島県	273,621	11	鹿児島県	292,215	11	愛媛県	389,328
徳島県	258,818	12	愛媛県	272,320	12	新潟県	384,130
愛媛県	254,784	13	徳島県	270,367	13	三重県	383,103
新潟県	246,005	14	新潟県	260,052	14	徳島県	371,851
大分県	238,960	15	大分県	255,579	15	栃木県	369,057
青森県	238,836	16	三重県	253,147	16	大分県	359,409
栃木県	234,564	17	青森県	252,354	17	青森県	357,496
岡山県	234,003	18	長崎県	245,839	18	岡山県	357,087
長崎県	232,799	19	栃木県	240,953	19	長崎県	344,094
三重県	223,421	20	岡山県	240,843	20	熊本県	325,225
北海道	212,099	21	北海道	223,109	21	岩手県	323,101
熊本県	208,162	22	熊本県	221,420	22	大阪府	320,184
岩手県	199,233	23	岩手県	213,751	23	北海道	318,963
香川県	197,488	24	香川県	206,945	24	香川県	294,280
沖縄県	196,635	25	沖縄県	200,680	25	宮城県	267,606
大阪府	169,268	26	大阪府	179,828	26	沖縄県	265,568
高知県	168,828	27	高知県	178,764	27	山口県	248,100
神奈川県	166,556	28	宮城県	175,672	28	岐阜県	233,837
宮城県	163,533	29	神奈川県	172,047	29	宮崎県	224,767
山口県	160,204	30	山口県	170,069	30	高知県	223,117
岐阜県	137,846	31	奈良県	144,688	31	神奈川県	217,738
奈良県	137,039	32	岐阜県	144,618	32	佐賀県	197,210
宮崎県	132,061	33	宮崎県	140,904	33	奈良県	192,628
山梨県	127,708	34	山梨県	133,107	34	山梨県	189,084
島根県	120,675	35	島根県	126,058	35	秋田県	186,437
佐賀県	118,567	36	佐賀県	125,581	36	島根県	185,324
秋田県	112,156	37	秋田県	117,966	37	山形県	131,827
山形県	68,314	38	山形県	74,190	38	石川県	95,565
石川県	60,274	39	石川県	63,370	39	兵庫県	93,217
兵庫県	58,581	40	兵庫県	61,454	40	京都府	91,599
長野県	40,877	41	京都府	41,536	41	長野県	74,670
京都府	39,134	42	長野県	40,433	42	福井県	64,394
東京都	28,346	43	東京都	30,486	43	富山県	56,587
鳥取県	27,457	44	富山県	29,800	44	鳥取県	52,686
富山県	27,427	45	鳥取県	29,274	45	東京都	48,346
福井県	25,089	46	福井県	27,763	46	滋賀県	22,607
滋賀県	14,583	47	滋賀県	15,570	47	福島県	—
全 国	9,940,003		全 国	10,482,388		全 国	15,017,483

未処理人口は H30年度10,985,553人、H29年度11,610,815人、H28年度12,225,709人、
H27年度12,921,668人、H26年度13,262,861人(福島県を除く)。

数値の出所は、各年度の汚水処理人口普及率

表－8 令和2年度末において未処理人口が多い市町村

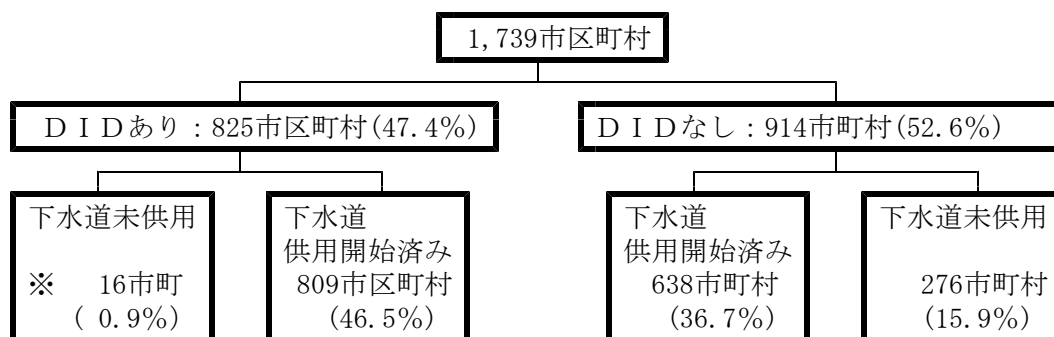
市区町村名 降 順(1,739中)	未処理 人 口 (降 順)	住民基本 台帳人口 人	汚水処理 人口普及 率 %	下水処理 率 %	浄化槽 処理率 %	2045年 人口指 数
1 和歌山市	117,954	364,210	67.6	38.2	28.3	81.4
2 岡山市	107,909	706,775	84.7	68.0	15.7	95.1
3 新潟市	80,770	782,107	89.7	86.8	2.3	85.0
4 浜松市	78,110	797,938	90.2	81.3	8.7	88.3
5 大分市	76,782	477,448	83.9	64.7	18.9	90.8
6 市川市	69,071	492,283	86.0	75.9	10.1	96.8
7 福山市	69,035	465,402	85.2	75.3	9.1	92.4
8 伊勢崎市	67,846	212,946	68.1	35.7	27.3	90.3
9 静岡市	66,766	692,374	90.4	84.8	5.0	80.5
10 高知市	65,951	323,400	79.6	64.9	13.1	80.4
11 一宮市	61,053	383,582	84.1	68.5	15.6	88.5
12 尾道市	56,513	133,549	57.7	17.9	39.4	68.9
13 松山市	56,129	508,371	89.0	64.7	24.2	85.3
14 高崎市	55,282	371,585	85.1	74.2	9.8	87.7
15 市原市	53,510	273,427	80.4	64.9	15.3	73.9
16 佐世保市	52,372	243,997	78.5	60.0	18.5	79.1
17 高松市	49,431	424,258	88.3	64.1	24.2	89.9
18 三条市	48,896	95,328	48.7	17.4	22.1	71.7
19 八戸市	46,591	224,617	79.3	64.9	12.4	70.1
20 徳島市	45,209	251,403	82.0	30.7	51.3	79.3



図－7 令和2年度末の市区町村別、未処理人口の分布（未処理人口0人は77市区町村）
（福島県下2町を除く全国1,739市区町村について）

○ 令和2年度末の汚水処理人口普及率のデータがない福島県下2町村を除く1,739市区町村のうち、平成27年国勢調査時にD I D地区を有しているのは全体の半数弱に相当する825市区町村で、うち下水道供用開始済みが809市区町村、残り16市町が下水道未供用という状況です。一方、D I D地区を有していない914市区町村のうち、その7割に相当する638市区町村で下水道を、農集排等を含むと774市区町村が供用を開始していますが、これらの事業体では個別処理と集合処理の経済比較が適切に行われていないことなどから、経営状況は「火の車」で他会計からの繰出に依存した経営状況と推察されます。

参考までに、D I D地区を有する825市区町村において、D I D人口に対する令和2年度末の下水道処理人口の割合は、加重平均値で111.2(=96,638,639人/86,868,167人)、供用開始済み809市区町村の8割に相当する654市区町村が100を超えていることから、計画よりD I D人口が急減、あるいはD I D地区を越えて処理区域を拡大していると想定されます。なお、この指標が高い地方自治体は下記に示すとおりです。



※青森県野辺地町、静岡県牧之原市、三重県尾鷲市、和歌山県海南市、和歌山県有田市、和歌山県新宮市、和歌山県湯浅町、徳島県小松島市、高知県土佐市、福岡県田川市、長崎県島原市、長崎県五島市、宮崎県門川町、鹿児島県始良市、沖縄県八重瀬町、沖縄県金武町
アンダーラインの市町では農業集落排水施設等が供用開始済みです。

図-8 D I Dの有無と下水道施設の供用状況

【令和元年度末汚水処理人口普及率のデータがない福島県下2町村を除く1,739市区町村】

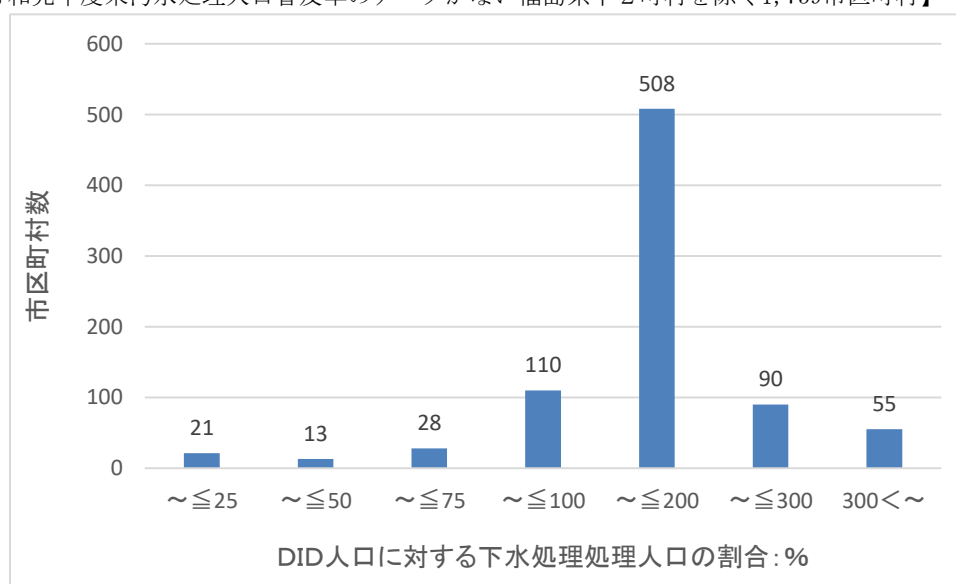


図-9 「D I D人口に対する下水処理人口の割合」の分布
D I D地区を有する825市区町村における

(令和2年度末時点の下水道処理人口) / (平成27年国勢調査時のD I D人口) × 100

表－9 平成27年国勢調査時D I D人口に対する令和2年度末下水道処理人口の割合

平成27年国勢調査時D I D人口 に対する令和2年度末下水道処理 人口の割合 (降順)		平成27年国勢調査時D I D人口 に対する令和2年度末下水道処理人 口の割合 (降順)			
長野県安曇野市	994.9	1	長野県大町市	345.7	41
新潟県南魚沼市	710.9	2	兵庫県稲美町	341.6	42
石川県能美市	659.7	3	岐阜県飛騨市	336.9	43
栃木県日光市	635.2	4	徳島県吉野川市	334.8	44
兵庫県加東市	624.3	5	福井県坂井市	334.7	45
岐阜県中津川市	603.2	6	岡山県新見市	332.6	46
群馬県玉村町	599.8	7	長野県諏訪市	321.0	47
京都府京丹後市	548.8	8	新潟県阿賀野市	316.8	48
兵庫県たつの市	546.2	9	茨城県高萩市	315.4	49
長野県小諸市	531.1	10	岐阜県可児市	313.0	50
福井県あわら市	525.9	11	岡山県玉野市	312.0	51
宮城県亘理町	525.8	12	京都府南丹市	311.6	52
茨城県笠間市	525.0	13	兵庫県加西市	308.1	53
岐阜県美濃加茂市	521.0	14	富山県小矢部市	305.4	54
岐阜県恵那市	511.6	15	山形県南陽市	303.9	55
茨城県那珂市	506.0	16	岐阜県関市	299.0	56
宮城県登米市	482.6	17	熊本県玉名市	295.9	57
長野県茅野市	472.5	18	愛知県田原市	291.0	58
千葉県大網白里市	472.4	19	長野県駒ヶ根市	290.6	59
長野県伊那市	460.8	20	岩手県大船渡市	286.7	50
青森県平川市	460.1	21	長野県千曲市	285.7	61
岩手県花巻市	448.7	22	滋賀県長浜市	285.3	62
熊本県菊池市	430.4	23	新潟県妙高市	284.7	63
兵庫県豊岡市	415.9	24	山形県河北町	282.8	64
長野県佐久市	410.3	25	熊本県宇土市	281.8	65
長野県東御市	407.3	26	宮城県利府町	281.0	66
愛知県阿久比町	405.7	27	島根県安来市	280.4	67
滋賀県甲賀市	403.1	28	茨城県つくば市	280.0	68
茨城県つくばみらい市	403.0	29	秋田県にかほ市	280.0	69
熊本県宇城市	401.2	30	新潟県村上市	278.9	70
富山県滑川市	384.8	31	埼玉県小川町	277.5	71
熊本県大津町	381.7	32	北海道白老町	268.7	72
三重県亀山市	378.8	33	滋賀県東近江市	268.4	73
山梨県山梨市	378.6	34	茨城県常陸太田市	267.9	74
千葉県富里市	361.2	35	茨城県筑西市	265.3	75
香川県さぬき市	360.5	36	石川県羽咋市	264.8	76
岐阜県瑞浪市	354.8	37	兵庫県小野市	264.4	77
岡山県井原市	353.3	38	長野県上田市	263.7	78
秋田県横手市	349.0	39	富山県氷見市	263.4	79
佐賀県小城市	348.4	40	群馬県渋川市	260.3	80

(令和2年度末時点の下水道処理人口) / (平成27年国勢調査時のD I D人口) × 100

令和2年度末 市区町村別の汚水処理施設整備状況

		グループ	
公共下水道 供用済み 1,447 (83.2%)	農集排等・浄化槽・コミプラ併用	96(5.5%)	1
	農集排等・浄化槽併用	708(40.7%)	2
	農集排等併用	8(0.5%)	3
	浄化槽・コミプラ併用	25(1.4%)	4
	浄化槽併用	535(30.8%)	5
	公共下水道のみ	75(4.3%)	6
公共下水道 未供用 292 (16.8%)	農集排等・浄化槽・コミプラ併用	4(0.2%)	7
	農集排等・浄化槽併用	133(7.6%)	8
	浄化槽・コミプラ併用	10(0.6%)	9
	農集排等のみ	8(0.5%)	10
	浄化槽のみ	137(7.9%)	11
調査不能：福島県下の2町			

- 公共下水道未供用自治体のうち、次の7自治体は下水道整備計画があります。
和歌山県海南市(24,880人)、長崎県島原市(22,514人)、徳島県小松島市(13,736人)、
沖縄県八重瀬町(13,636人)、長崎県五島市(2,650人)、鹿児島県南さつま市(1,944人)、
東京都御蔵島村(303人)
- 公共下水道供用済み：1,447自治体(83.2%) (前年度1,446)
処理人口の範囲は北海道鹿追町(15人)～神奈川県横浜市(3,760,515人)
処理人口の総計は101,225,557人(80.1%)
- 農集排等供用済み：957自治体(55.0%) (前年度963)
処理人口の範囲は宮城県加美町(14人)～島根県出雲市(31,183人)
処理人口の総計は3,210,667人(2.5%)
- 浄化槽：1,648自治体(94.8%) (前年度1,651)
処理人口の範囲は福井県高浜町と福岡県大刀洗町(1人)
～徳島県徳島市(129,056人)
処理人口の総計は11,750,839人(9.3%)
- コミプラ供用済み：135自治体(7.8%) (前年度136)
処理人口の範囲は三重県名張市(22人)～兵庫県姫路市(14,629人)
処理人口の総計は187,722人(0.1%)

(2) 単独処理浄化槽人口と汲み取り人口

表-10 都道府県別の水洗化率(昇順)

令和元年度		総人口(住民基本台帳人口)	
岩手県	76.6	1	12,716万人
長崎県	79.5	2	[12,839]
秋田県	81.0	3	(100%)
佐賀県	81.9	4	
和歌山県	82.6	5	
島根県	83.6	6	
高知県	84.3	7	
青森県	88.8	8	
岡山県	89.9	9	
宮城県	90.3	10	
大分県	90.7	11	
鹿児島県	90.8	12	
愛媛県	91.1	13	
熊本県	91.1	14	
広島県	91.5	15	
福島県	91.9	16	
福岡県	92.0	17	
宮崎県	92.0	18	
山口県	92.4	19	
香川県	92.6	20	
茨城県	92.6	21	
徳島県	93.0	22	
鳥取県	93.5	23	
山形県	93.5	24	
長野県	93.8	25	
北海道	94.1	26	
三重県	94.4	27	
沖縄県	94.4	28	
栃木県	94.7	29	
新潟県	95.1	30	
群馬県	95.3	31	
岐阜県	95.5	32	
奈良県	95.6	33	
福井県	95.8	34	
山梨県	96.1	35	
滋賀県	96.9	36	
京都府	96.9	37	
富山県	97.0	38	
石川県	97.5	39	
千葉県	97.8	40	
静岡県	98.0	41	
兵庫県	98.5	42	
愛知県	98.5	43	
大阪府	98.6	44	
埼玉県	98.9	45	
神奈川県	99.7	46	
東京都	99.9	47	
全 国	95.4		
H30年度	95.2		
H28年度	94.6		
H26年度	93.9		
H24年度	93.0		
H22年度	92.1		

令和元年度、みなし浄化槽の普及率 %		令和元年度、みなし浄化槽の普及率 %			
徳島県	32.1	1	埼玉県	8.8	30
和歌山県	24.3	2	山口県	8.4	31
群馬県	22.0	3	富山県	6.7	32
静岡県	21.7	4	秋田県	6.4	33
香川県	19.5	5	広島県	6.0	34
高知県	19.4	6	佐賀県	4.3	35
青森県	18.7	7	滋賀県	3.5	36
大分県	18.6	8	岩手県	3.2	37
山梨県	18.5	9	宮城県	3.0	38
福島県	17.6	10	長崎県	2.8	39
沖縄県	17.1	11	神奈川県	2.6	40
新潟県	16.8	12	大阪府	2.5	41
愛媛県	15.9	13	長野県	2.5	42
鳥取県	15.0	14	京都府	2.2	43
鹿児島県	12.7	15	兵庫県	2.1	44
三重県	12.6	16	福岡県	1.9	45
茨城県	12.5	17	北海道	1.1	46
岐阜県	12.3	18	東京都	0.2	47
栃木県	11.7	19			
千葉県	11.5	20	全 国	7.8	
山形県	11.4	21			
宮崎県	11.2	22	H30年度	8.0	
奈良県	10.8	23	H29年度	8.3	
愛知県	10.5	24	H28年度	8.6	
島根県	10.0	25	H27年度	8.9	
熊本県	9.9	26	H26年度	9.2	
福井県	9.8	27	H25年度	9.6	
岡山県	9.5	28	H24年度	10.1	
石川県	9.1	29			

水洗化人口 12,134万人 (95.4%)
 公共下水道人口 : 9,678万人 (76.1%)
 浄化槽人口 : 1,469万人 (11.6%)
 みなし浄化槽人口 : 988万人 (7.8%)
 []の値は平成25年度

非水洗化人口 582万人 [H25年度833万人] (4.6%) [H25年度 6.5%]

浄化槽人口は、(集落排水施設等+合併処理浄化槽+コミプラ(34万人)の合計) 処理人口を表す。

数値の出所：「令和元年度版 一般廃棄物処理実態調査結果」

表-11 都道府県別の各人口の占める割合

令和 元年度	総人口に占める割合：%			
	公共 下水道	浄化槽	みなし 浄化槽	非水洗 化
北海道	89.3	3.6	1.1	5.9
青森県	54.8	15.4	18.7	11.2
岩手県	54.6	18.8	3.2	23.4
宮城県	78.7	8.6	3.0	9.7
秋田県	56.6	18.0	6.4	19.0
山形県	70.7	11.5	11.4	6.5
福島県	48.9	25.4	17.6	8.1
茨城県	57.7	22.4	12.5	7.4
栃木県	64.3	18.7	11.7	5.3
群馬県	49.5	23.8	22.0	4.7
埼玉県	79.0	11.2	8.8	1.1
千葉県	71.1	15.2	11.5	2.2
東京都	99.4	0.2	0.2	0.1
神奈川県	95.8	1.4	2.6	0.3
新潟県	68.0	10.3	16.8	4.9
富山県	81.2	9.1	6.7	3.0
石川県	78.0	10.4	9.1	2.5
福井県	74.6	11.4	9.8	4.2
山梨県	61.3	16.3	18.5	3.9
長野県	80.4	10.9	2.5	6.2
岐阜県	66.5	16.8	12.3	4.5
静岡県	58.8	17.6	21.7	2.0
愛知県	74.8	13.3	10.5	1.5
三重県	53.0	28.8	12.6	5.6
滋賀県	85.7	7.6	3.5	3.1
京都府	91.9	2.8	2.2	3.1
大阪府	93.6	2.5	2.5	1.4
兵庫県	92.1	4.2	2.1	1.5
奈良県	74.6	10.2	10.8	4.4
和歌山県	21.6	36.7	24.3	17.4
鳥取県	67.2	11.3	15.0	6.5
島根県	43.8	29.9	10.0	16.4
岡山県	61.6	18.9	9.5	10.1
広島県	72.4	13.1	6.0	8.5
山口県	63.3	20.7	8.4	7.6
徳島県	16.4	44.5	32.1	7.0
香川県	40.7	32.4	19.5	7.4
愛媛県	51.3	23.9	15.9	8.9
高知県	34.0	30.9	19.4	15.7
福岡県	79.9	10.2	1.9	8.0
佐賀県	54.5	23.1	4.3	18.1
長崎県	59.1	17.6	2.8	20.5
熊本県	64.7	16.5	9.9	8.9
大分県	45.6	26.4	18.6	9.3
宮崎県	55.6	25.2	11.2	8.0
鹿児島県	40.3	37.8	12.7	9.2
沖縄県	63.8	13.6	17.1	5.6
全国	76.1	11.6	7.8	4.6
H30年度	75.6	11.6	8.0	4.8
H26年度	73.1	11.6	9.2	6.1
H24年度	71.5	11.4	10.1	7.0
H22年度	69.8	11.3	11.0	7.9

赤字は第1位
青字は第2位

○ 和歌山県と徳島県を除く45都道府県では、公共下水道の占める割合が最も高い。

○ 合併処理浄化槽の占める割合が最も高いのは、和歌山県(36.7)と徳島県(44.5)の2県である。

○ 非水洗化人口が2番目に多いのは、北海道(5.9)、岩手県(23.4)、宮城県(9.7)、秋田県(19.0)、京都府(3.1)、長崎県(20.5)の計6道府県である。

○ みなし(単独処理)人口が2番目に多いのは、青森県(18.7)、山形県(11.6)、東京都(0.2)、神奈川県(2.6)、新潟県(16.8)、山梨県(18.5)、静岡県(21.7)、奈良県(10.8)、和歌山県(24.3)、鳥取県(15.0)、徳島県(32.1)及び沖縄県(17.1)の計12都府県である。

注) 浄化槽人口には、農業集落排水等人口とコミュニティプラント人口を含む。

【数値の出所：「令和元年度版 一般廃棄物処理実態調査結果」】

表-12 市町村別の各人口の占める割合

令和 元年度	総人口に占める割合：%			
	公共 下水道	浄化槽	みなし 浄化槽	非水洗 化
青森市	71.9	3.3	19.5	5.4
弘前市	79.7	10.0	6.0	4.2
八戸市	53.8	11.9	19.8	14.5
黒石市	58.9	11.8	11.3	18.0
五所川原市	36.3	22.9	36.2	4.6
十和田市	69.8	7.0	12.0	11.2
三沢市	68.4	11.4	16.5	3.7
むつ市	20.0	26.6	38.5	14.8
つがる市	26.1	53.7	17.0	3.1
平川市	63.9	17.3	12.9	5.8
平内町	15.5	12.2	44.3	27.9
今別町	0.0	49.7	27.3	22.9
蓬田村	0.0	60.9	22.9	16.2
外ヶ浜町	41.8	5.8	25.8	26.6
鱒ヶ沢町	12.4	20.1	6.7	60.8
深浦町	11.4	31.1	21.8	35.7
西目屋村	0.0	3.9	78.4	17.8
藤崎町	38.1	37.7	9.0	15.2
大鰐町	32.5	18.6	36.8	12.1
田舎館村	78.6	9.6	1.9	9.9
板柳町	53.0	39.3	0.0	7.7
鶴田町	47.9	45.5	6.0	0.6
中泊町	0.0	25.9	58.0	16.1
野辺地町	0.0	60.8	21.8	17.4
七戸町	22.7	40.1	0.0	37.2
六戸町	51.6	18.8	15.0	14.6
横浜町	0.0	31.9	20.3	47.8
東北町	28.4	35.8	29.4	6.4
六ヶ所村	81.1	11.4	2.5	5.0
おいらせ町	58.6	19.2	13.5	8.7
大間町	54.2	9.1	32.2	4.5
東通村	10.3	10.0	70.6	9.0
風間浦村	0.0	28.4	67.4	4.2
佐井村	64.1	24.0	10.5	1.3
三戸町	11.9	0.0	39.0	49.1
五戸町	36.0	10.8	22.4	30.7
田子町	0.0	30.6	16.7	52.8
南部町	19.2	52.6	4.4	23.8
階上町	14.5	27.4	36.9	21.2
新郷村	50.3	5.6	16.1	28.0
40市町村	54.8	15.4	18.7	11.2
H25年度	50.5	14.9	19.9	14.6

赤字は第1位

青字は第2位

○ 青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、平川市、外ヶ浜町、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、六戸町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、佐井村、五戸町及び新郷村の計20市町村では、公共下水道の占める割合が最も高い。

○ つがる市、今別町、蓬田村、野辺地町、七戸町、東北町及び南部町の計7市町村では、浄化槽の占める割合が最も高い。

○ むつ市、平内町、西目屋村、大鰐町、中泊町、東通村、風間浦村及び階上町の計8市町村では、みなし(単独処理)浄化槽(実際は農業集落排水施設?)の占める割合が最も高い。

○ 鱒ヶ沢町、深浦町、横浜町、三戸町及び田子町の計5町では、非水洗化(汲み取り便槽)の占める割合が最も高い。

注) 浄化槽人口には、農業集落排水等人口とコミュニティプラント人口を含む。

【数値の出所：「令和元年度版 一般廃棄物処理実態調査結果」】

表-13 単独処理浄化槽使用人が多い市区町村(令和元年度末)

1,741 市区町 村中	市区町村名 (降 順)	単独処理 浄化槽使 用人員 人	水洗化率 %			総人口 人	
			公 共 下水道	合併処 理 ※	単独処 理		
1	静岡県浜松市	156,679	97.5	78.0	0.0	19.5	802,856
2	新潟県新潟市	114,482	97.3	78.7	4.0	14.6	783,535
3	岡山県岡山市	107,139	92.1	60.2	16.8	15.1	708,481
4	静岡県静岡市	101,229	98.9	75.8	8.6	14.5	698,937
5	愛知県一宮市	96,651	95.4	49.9	20.5	25.1	385,128
6	和歌山県和歌山市	95,112	85.9	30.0	30.0	25.9	367,234
7	大分県大分市	88,727	98.4	58.9	21.0	18.5	478,559
8	千葉県市川市	83,866	99.2	69.4	12.7	17.1	490,145
9	愛媛県松山市	75,591	97.7	58.9	24.0	14.8	511,537
10	高知県高知市	74,138	93.4	53.7	17.1	22.6	328,040
11	埼玉県さいたま市	73,007	99.7	91.5	2.6	5.6	1,312,265
12	群馬県高崎市	67,638	98.2	70.1	10.0	18.1	373,185
13	群馬県伊勢崎市	65,070	92.7	35.4	26.8	30.5	213,314
14	群馬県太田市	62,256	94.3	34.8	31.8	27.7	224,442
15	福島県いわき市	60,092	95.7	51.3	26.8	17.7	340,205
16	千葉県船橋市	59,778	99.7	74.0	16.4	9.3	642,383
17	香川県高松市	57,779	97.0	58.3	25.2	13.5	427,301
18	青森県青森市	54,804	94.6	71.9	3.3	19.5	281,667
19	群馬県前橋市	54,628	98.4	68.7	13.4	16.2	336,284
20	千葉県市原市	53,553	97.6	61.4	16.8	19.4	275,852
18	青森市	54,804	94.6	71.9	3.3	19.5	281,667
27	八戸市	45,302	85.5	53.8	11.9	19.8	228,240
106	むつ市	21,963	85.2	20.0	26.6	38.5	56,978
125	五所川原市	19,580	95.4	36.3	22.9	36.2	54,041
271	弘前市	10,306	95.8	79.7	10.0	6.0	170,500
382	十和田市	7,330	88.8	69.8	7.0	12.0	61,158
422	三沢市	6,583	96.3	68.4	11.4	16.5	39,783
435	中泊町	6,354	83.9	0.0	25.9	58.0	10,952
484	つがる市	5,460	96.9	26.1	53.7	17.0	32,104
496	東北町	5,146	93.6	28.4	35.8	29.4	17,511

※：集落排水等、コミプラを含む

(3) 集合処理施設の整備状況と処理区域内人口等の推移

○ 令和元年度末における公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水排水事業の進捗状況は、以下に示すとおりです。

まず、公共下水道事業は、全体計画面積に対する進捗率でみると、むつ市の22.3%～大鰐町の99.0%と幅広く分布しており、加重平均で68.3%です。事業を実施している27事業体の5割強の15事業体は、80%以下と現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と令和元年度末の現在処理区域内人口を比較すると、公共下水道事業では、27事業体のうち7事業体で減少しており、うち減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が72.4%の五所川原市で-1.38%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が令和元年度の93%、10年後が令和元年度の87%まで減少すると推測されます。

表-14 令和元年度末における公共下水道事業の進捗状況

令和元年度末	全体計画 人口 人	進捗率 %	令和元年度末	全体計画 面積 ha	進捗率 %	
大鰐町	3,600	142.1	大鰐町	193	99.0	1
外ヶ浜町	970	139.6	藤崎町	289	95.2	2
おいらせ町	12,300	120.3	鶴田町	290	93.8	3
弘前市	119,100	118.8	平川市	879	92.6	4
黒石市	16,500	112.4	おいらせ町	676	91.0	5
青森市	211,937	106.8	田舎館村	311	89.4	6
五戸町	5,970	104.0	六戸町	449	88.6	7
六戸町	6,200	103.7	黒石市	705	86.0	8
十和田市	41,200	102.8	弘前市	4,264	83.2	9
平川市	22,100	101.5	十和田市	1,909	83.1	10
板柳町	7,300	98.1	外ヶ浜町	87	81.6	11
南部町	2,120	96.9	つがる市	371	81.1	12
平内町	4,200	96.0	六ヶ所村	529	76.0	13
つがる市	7,000	94.3	五所川原市	735	72.4	14
藤崎町	7,800	91.7	板柳町	428	71.5	15
五所川原市	21,800	86.3	青森市	6,527	68.0	16
東北町	8,800	84.5	南部町	182	67.6	17
八戸市	173,900	82.9	五戸町	361	66.5	18
鶴田町	7,400	82.7	八戸市	5,520	65.3	19
六ヶ所村	7,200	81.5	平内町	268	62.7	20
田舎館村	8,900	76.3	東北町	800	50.0	21
鱒ヶ沢町	3,900	75.9	三沢市	1,822	49.2	22
三沢市	35,300	75.1	鱒ヶ沢町	329	40.4	23
七戸町	5,700	52.0	七戸町	424	40.1	24
三戸町	6,280	41.1	三戸町	336	36.9	25
階上町	8,500	39.6	階上町	476	28.6	26
むつ市	28,000	28.9	むつ市	1,575	22.3	27
27事業体	783,977	95.4	27事業体	30,735	68.3	
H30年度	786,057	95.7	H30年度	30,923	67.4	
H29年度	783,237	96.0	H29年度	30,806	66.6	
H25年度	895,218	83.5	H25年度	32,300	60.4	
H20年度	1,155,678	61.5	H20年度	32,167	54.1	

市街地面積 (ha) は H20年度が18,887、25年度が18,720、H30と R01年度が18,538
 進捗率 = 現在処理区内人口 (面積) / 全体計画人口 (面積) × 100
 【数値の出所は地方公営企業年鑑】

表-15 公共下水道事業における現在処理区域内人口の推移 (単位: 人) R01年度

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	(D - A)	年平均増 減率 %	面整備の 進捗率
五所川原市	21,928	19,426	19,053	18,824	- 3,104	- 1.38	72.4
黒石市	20,969	21,358	21,408	18,538	- 2,431	- 1.11	86.0
田舎館村	7,609	6,973	6,869	6,790	- 819	- 1.03	89.4
平川市	24,560	22,701	22,635	22,437	- 2,123	- 0.82	92.6
藤崎町	7,783	7,252	7,249	7,155	- 628	- 0.76	95.2
大鰐町	5,563	5,331	5,190	5,117	- 446	- 0.76	99.0
弘前市	148,170	143,717	142,565	141,478	- 6,692	- 0.42	83.2
青森市	225,508	230,375	228,327	226,381	873	0.04	68.0
おいらせ町	14,712	14,793	14,793	14,793	81	0.05	91.0
鶴田町	5,890	6,098	6,108	6,117	227	0.34	93.8
板柳町	6,882	7,390	7,320	7,160	278	0.36	71.5
つがる市	6,050	6,608	6,582	6,600	550	0.79	81.1
十和田市	38,671	41,924	42,030	42,336	3,665	0.83	83.1
八戸市	126,669	143,897	144,353	144,214	17,545	1.19	65.3
鱒ヶ沢町	2,575	2,729	2,854	2,960	385	1.27	40.4
三沢市	21,467	25,809	26,062	26,510	5,043	1.94	49.2
平内町	2,998	4,162	4,116	4,032	1,034	2.73	62.7
五戸町	4,397	6,088	6,151	6,207	1,810	3.18	66.5
東北町	5,177	7,327	7,336	7,439	2,262	3.35	50.0
七戸町	2,035	2,871	2,909	2,966	931	3.48	40.1
六戸町	4,073	3,836	6,348	6,432	2,359	4.24	88.6
むつ市	4,861	6,939	7,207	8,102	3,241	4.75	22.3
六ヶ所村	2,740	5,705	5,922	5,868	3,128	7.17	76.0
外ヶ浜町	0	820	1,369	1,354	1,354		81.6
三戸町	0	2,573	2,619	2,581	2,581		36.9
南部町	0	2,175	2,046	2,054	2,054		67.6
階上町	0	3,039	3,196	3,370	3,370		28.6
27事業体	711,287	751,916	752,617	747,815	36,528	0.46	68.3

27事業体の合計数は、平成30年度の752,617人がピークか？

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-16 公共下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移 (単位: 人/ha)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	D/A (降 順)	供用開始 後年
六ヶ所村	13	14	15	15	1.15	18
外ヶ浜町		12	19	19	1.06	8
階上町		24	24	25	1.04	11
六戸町	16	14	16	16	1.00	26
五戸町	26	26	26	26	1.00	19
平川市	30	28	28	28	0.93	30
十和田市	29	27	27	27	0.93	40
弘前市	43	41	40	40	0.93	47
藤崎町	28	26	26	26	0.93	33

おいらせ町	26	25	24	24	0.92	28
青森市	56	52	52	51	0.91	54
八戸市	44	41	40	40	0.91	42
田舎館村	27	25	25	24	0.89	32
三沢市	34	30	30	30	0.88	25
鶴田町	25	22	22	22	0.88	21
三戸町		21	21	21	0.84	10
東北町	23	19	19	19	0.83	19
むつ市	28	22	22	23	0.82	17
大鰐町	33	28	27	27	0.82	21
黒石市	38	36	35	31	0.82	31
板柳町	29	25	24	23	0.79	23
つがる市	28	23	23	22	0.79	22
平内町	32	27	26	24	0.75	14
五所川原市	47	37	36	35	0.74	36
七戸町	23	19	17	17	0.74	18
鱒ヶ沢町	37	22	22	22	0.59	18
南部町		19	17	17	0.55	9

人口密度が40以上は強調文字で示します。

表-17 公共下水道事業における有収水量密度の推移 (単位：千m³/ha)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	D / A (降 順)	供用開始 後年数
階上町		1.3	1.3	1.4	7.00	11
三戸町		0.9	1.0	1.0	3.33	10
南部町		0.4	0.4	0.5	1.67	9
平内町	0.6	0.9	0.9	0.9	1.50	14
外ヶ浜町		1.2	1.1	1.1	1.38	8
六戸町	0.9	0.9	1.1	1.1	1.22	26
鶴田町	1.2	1.4	1.4	1.4	1.17	21
おいらせ町	1.5	1.6	1.6	1.6	1.07	28
大鰐町	1.6	1.7	1.7	1.7	1.06	21
田舎館村	1.8	1.9	1.9	1.9	1.06	32
平川市	2.2	2.3	2.3	2.3	1.05	30
藤崎町	1.7	1.7	1.7	1.7	1.00	33
七戸町	1.2	1.3	1.2	1.2	1.00	18
東北町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.00	19
五戸町	1.4	1.4	1.4	1.4	1.00	19
青森市	5.1	5.0	5.0	4.9	0.96	54
十和田市	2.5	2.4	2.4	2.4	0.96	40
八戸市	3.7	3.5	3.6	3.5	0.95	42
つがる市	1.5	1.5	1.4	1.4	0.93	22
黒石市	2.7	2.5	2.5	2.5	0.93	31
弘前市	4.6	4.3	4.3	4.2	0.91	47
板柳町	2.0	1.8	1.8	1.8	0.90	23
三沢市	2.9	2.5	2.5	2.5	0.86	25
五所川原市	4.0	3.4	3.4	3.4	0.85	36
六ヶ所村	1.9	1.7	1.7	1.5	0.79	18
むつ市	1.8	1.4	1.4	1.3	0.72	17
鱒ヶ沢町	1.4	1.1	1.0	1.0	0.71	18

※：外ヶ浜町は24年度、三戸町は22年度、南部町は23年度、階上町は21年度に対する平成29年度の値

接続率が経年的に上昇すれば、有収水量密度も上昇するはず。

有収水量密度とは処理区域面積1ha当たりの年間有収水量

0.25m³/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千m³/ha) 1.0 2.5 5.0 7.5
 人口 密度 (人/ha) 11 27 55 82
 生活系以外の産業系の排水が多くなればこのような関係は成立しません。
 【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 「行政区域内人口」と「公共下水道の現在処理区域内人口」、それぞれの「年平均人口増減率」を比較すると、現在処理区域内人口の方が減少率が大きい事業体は、平成20年度から25年度の5年間では、五所川原市、藤崎町及び田舎館村の3事業体
 平成25年度から令和元年度の6年間では、田舎館村、黒石市の2事業体 です。

表-18 行政区域内人口と現在処理区域内人口の年平均人口増減率の比較

公共下水道 青森県	平成25年度末：人		平成20→25年度 人口増減率%			H20→25
	行政区域内人口	現在処理区域内人口	行政区域内人口 A	現在処理区以内人口 B	A/B (昇順)	現在処理区域面積増減率%
大鰐町	10,701	5,672	-2.10	0.39	-5.41	2.48
黒石市	35,693	21,223	-1.22	0.24	-5.06	1.27
おいらせ町	25,070	14,749	-0.13	0.05	-2.59	0.93
鱒ヶ沢町	11,175	2,708	-2.15	1.01	-2.13	9.46
つがる市	35,217	6,326	-1.57	0.90	-1.75	3.42
青森市	296,215	232,434	-0.66	0.61	-1.10	1.55
鶴田町	13,901	6,231	-1.15	1.13	-1.01	2.74
板柳町	14,765	7,342	-1.31	1.30	-1.00	3.70
平内町	12,138	3,364	-1.94	2.33	-0.83	5.87
十和田市	64,117	41,653	-0.72	1.50	-0.48	2.19
八戸市	237,927	138,203	-0.54	1.76	-0.31	2.41
三沢市	41,359	24,458	-0.79	2.64	-0.30	3.75
五戸町	18,700	5,646	-1.44	5.13	-0.28	3.67
むつ市	61,903	5,733	-0.86	3.35	-0.26	7.82
七戸町	16,871	2,671	-1.43	5.59	-0.26	4.10
東北町	18,974	6,931	-1.18	6.01	-0.20	9.18
六ヶ所村	10,765	5,876	-0.89	16.48	-0.05	12.52
五所川原市	58,602	19,990	-1.03	-1.83	0.56	1.14
六戸町	10,932	4,201	0.50	0.62	0.80	0.76
藤崎町	15,661	7,430	-0.89	-0.92	0.96	0.00
田舎館村	8,165	7,236	-0.97	-1.00	0.97	0.00
平川市	33,127	23,734	-0.89	-0.68	1.31	0.00
弘前市	179,187	146,739	-0.68	-0.19	3.49	0.55

①
②
③

公共下水道 青森県	令和元年度末：人		平成25→R01年度 人口増減率%			H25→R01
	行政区域内人口	現在処理区域内人口	行政区域内人口 A	現在処理区以内人口 B	A/B (昇順)	現在処理区域面積増減率%
南部町	17,754	2,054	-1.76	9.45	-5.36	15.06
階上町	13,342	3,370	-1.01	5.41	-5.33	6.35
むつ市	56,244	8,102	-1.59	5.93	-3.74	5.52
外ヶ浜町	5,816	1,354	-2.92	6.50	-2.23	4.67
平内町	10,791	4,032	-1.94	3.06	-1.58	5.05
三沢市	39,093	26,510	-0.93	1.35	-1.45	2.78
七戸町	15,286	2,966	-1.63	1.76	-1.08	7.52
五戸町	16,880	6,207	-1.69	1.59	-0.94	2.58

八戸市	226,541	144,214	-0.81	0.71	-0.87	1.61
東北町	17,297	7,439	-1.53	1.19	-0.77	2.45
鱒ヶ沢町	9,613	2,960	-2.48	1.49	-0.60	3.22
つがる市	31,723	6,600	-1.73	0.71	-0.41	3.01
三戸町	9,814	2,581	-2.31	0.79	-0.34	3.14
十和田市	60,697	42,336	-0.91	0.27	-0.30	0.91
六ヶ所村	10,200	5,868	-0.89	-0.02	0.03	1.08
鶴田町	12,604	6,117	-1.62	-0.31	0.19	0.19
板柳町	13,332	7,160	-1.69	-0.42	0.25	1.31
青森市	278,964	226,381	-1.00	-0.44	0.44	0.44
弘前市	168,683	141,478	-1.00	-0.61	0.61	0.21
五所川原市	53,576	18,824	-1.48	-1.00	0.67	1.35
大鰐町	9,322	5,117	-2.27	-1.70	0.75	0.00
藤崎町	14,921	7,155	-0.80	-0.63	0.78	0.00
平川市	30,938	22,437	-1.13	-0.93	0.82	0.00
おいらせ町	25,149	14,793	0.05	0.05	0.95	0.55
田舎館村	7,720	6,790	-0.93	-1.05	1.13	0.00
黒石市	32,900	18,538	-1.35	-2.23	1.65	0.48
六戸町	10,994	6,432	0.09	7.36	78.02	6.75

①
②

現在処理区域面積増減率も年平均値【数値は「地方公営企業年鑑」より算出】

- 特定環境保全公共下水道事業の場合も、弘前市の52.8%～青森県など7事業体の100%と幅広く分布しており、全体計画面積が広い事業体ほど進捗率が低い傾向があることから、加重平均が82.3%です。事業を実施している15事業体うち七戸町、大間町、弘前市など5事業体が80%以下と、この5事業体における現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と令和元年度末の現在処理区域内人口を比較すると、特定環境保全公共下水道事業では、15事業体のうち11事業体で減少しており、極端な減少が認められる青森県を除くと、減少率が最も大きいのは面整備の進捗率が100%の深浦町で-2.92%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が令和元年度の86%、10年後が令和元年度の74%まで減少すると推測されます。

表-19 令和元年度末における特定環境保全公共下水道事業の進捗状況

令和元年度末	全体計画人口 人	進捗率 %	令和元年度末	全体計画面積 ha	進捗率 %	
外ヶ浜町	910	150.4	青森県	89	100.0	1
深浦町	750	123.1	五所川原市	67	100.0	2
五所川原市	630	122.5	十和田市	43	100.0	3
むつ市	3,050	108.1	むつ市	164	100.0	4
六ヶ所村	2,900	98.5	つがる市	135	100.0	5
佐井村	1,330	97.8	深浦町	57	100.0	6
七戸町	2,100	95.9	新郷村	77	100.0	7
新郷村	1,300	94.5	平川市	75	98.7	8
弘前市	2,410	81.5	六ヶ所村	92	96.7	9
平川市	2,200	72.4	外ヶ浜町	86	83.7	10
大間町	3,960	71.7	東通村	99	69.7	11
つがる市	3,240	64.6	佐井村	53	67.9	12
東通村	1,030	64.1	七戸町	263	64.6	13
十和田市	1,540	7.8	大間町	172	58.7	14
青森県	15,287	1.8	弘前市	108	52.8	15
15事業体	42,637	54.6	15事業体	1,580	82.3	

H30年度	42,637	55.9	H30年度	1,580	82.2
H29年度	43,377	56.5	H29年度	1,631	79.8
H25年度	92,440	28.4	H25年度	1,662	76.4
H20年度	101,565	27.0	H20年度	1,737	67.9

【数値の出所は地方公営企業年鑑】

進捗率＝現在処理区内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

表-20 特定環境保全公共下水道事業における現在処理区域内人口の推移(単位：人)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	(D - A)	年平均増 減率 %	面整備の 進捗率
青森県	829	342	308	271	- 558	- 9.67	100.0
深浦町	1,278	1,024	994	923	- 355	- 2.92	100.0
むつ市	4,453	3,521	3,437	3,296	- 1,157	- 2.70	100.0
五所川原市	1,035	791	796	772	- 263	- 2.63	100.0
平川市	2,080	1,665	1,644	1,592	- 488	- 2.40	98.7
つがる市	2,693	2,198	2,141	2,093	- 600	- 2.27	100.0
新郷村	1,576	1,317	1,254	1,229	- 347	- 2.24	100.0
六ヶ所村	3,639	2,984	2,965	2,857	- 782	- 2.18	96.7
佐井村	1,537	1,291	1,261	1,301	- 236	- 1.50	67.9
十和田市	137	114	123	120	- 17	- 1.20	100.0
弘前市	2,180	2,012	1,977	1,963	- 217	- 0.95	52.8
外ヶ浜町	1,301	1,661	1,400	1,369	68	0.46	83.7
七戸町	1,847	2,034	2,021	2,014	167	0.79	64.6
大間町	2,481	2,948	2,900	2,841	360	1.24	58.7
東通村	371	625	628	660	289	5.38	69.7
15事業体	27,437	24,527	23,849	23,301	- 4,136	- 1.47	82.3

15事業体の合計数は、平成21年度の27,817人をピークに、以後、減少傾向です。

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-21 特環下水道事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	D / A (降 順)	供用開始 後年
東通村	7	9	9	10	1.43	18
外ヶ浜町	17	21	19	19	1.12	15
弘前市	38	35	35	34	0.89	30
佐井村	43	36	35	36	0.84	13
五所川原市	15	12	12	12	0.80	18
つがる市	20	16	16	16	0.80	17
七戸町	15	12	12	12	0.80	18
新郷村	20	17	16	16	0.80	22
平川市	28	23	22	22	0.79	20
大間町	37	30	29	28	0.76	16
十和田市	4	3	3	3	0.75	29
深浦町	23	18	17	16	0.70	17
むつ市	29	21	21	20	0.69	20
六ヶ所村	48	34	33	32	0.67	18
青森県	9	4	3	3	0.33	29

人口密度が40以上は強調文字で示します

表-22 特環下水道事業における有収水量密度の推移 (単位：千³m/ha)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	D / A (降 順)	供用開始 後年数
外ヶ浜町	0.2	0.8	1.0	1.0	4.14	15
佐井村	0.5	0.6	0.7	0.8	1.52	13
十和田市	1.0	1.3	1.3	1.5	1.50	29
つがる市	0.7	0.8	0.8	0.8	1.21	17

東通村	1.3	1.4	1.4	1.5	1.12	18
五所川原市	0.5	0.5	0.5	0.5	1.06	18
新郷村	1.0	1.1	1.0	1.0	0.99	22
六ヶ所村	2.1	2.2	2.1	2.1	0.99	18
大間町	1.5	1.5	1.5	1.5	0.97	16
弘前市	3.5	3.4	3.3	3.4	0.97	30
深浦町	0.9	0.8	0.8	0.8	0.91	17
平川市	1.8	1.6	1.5	1.6	0.90	20
むつ市	1.7	1.5	1.4	1.4	0.85	20
七戸町	1.1	1.0	1.0	0.9	0.79	18
青森県	2.0	1.2	1.0	1.0	0.51	29

接続率が経年的に上昇すれば、有収水量密度も上昇するはず。

有収水量密度とは処理区域面積 1 ha 当たりの年間有収水量

0.25m³/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千m ³ /ha)	1.0	2.5	5.0	7.5
人口密度(人/ha)	11	27	55	82

生活系以外の産業系の排水が多くなればこのような関係は成立しません。

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

- 農業集落排水事業における面整備の進捗率は、東北町の16.5%～青森市など18事業体の100%と幅広く分布しており、加重平均で89.1%です。事業を実施している26事業体うち五所川原市と東北町が80%以下と、この2事業体における現計画では、処理区域面積の拡大、管路敷設工事をまだまだ行う予定となっています。

平成20年度末と令和元年度末の現在処理区域内人口を比較すると、農業集落排水事業では、26事業体中22事業体で減少しており(残り4事業体のうち三沢市、鶴田町及び板柳町も減少傾向)、減少率が最も大きいのは黒石市で-4.32%/年です。このペースで減少すると仮定すると、処理区域内人口は5年後が令和元年度の80%、10年後が令和元年度の64%まで減少すると推測されます。

表-23 令和元年度末における農業集落排水事業の進捗状況

令和元年度末	全体計画人口 人	進捗率 %	令和元年度末	全体計画面積 ha	進捗率 %	
おいらせ町	3,250	100.0	青森市	564	100.0	1
三沢市	6,420	82.3	弘前市	1,430	100.0	2
板柳町	6,270	70.1	八戸市	437	100.0	3
七戸町	1,240	70.0	黒石市	16	100.0	4
弘前市	29,717	69.5	三沢市	630	100.0	5
藤崎町	10,480	69.0	つがる市	1,062	100.0	6
平川市	9,510	66.8	平川市	332	100.0	7
田舎館村	1,080	66.6	鱒ヶ沢町	143	100.0	8
南部町	8,950	66.5	西目屋村	115	100.0	9
六戸町	2,490	63.1	藤崎町	335	100.0	10
五戸町	4,420	62.6	田舎館村	29	100.0	11
青森市	10,450	60.7	中泊町	65	100.0	12
鶴田町	8,970	60.4	七戸町	121	100.0	13
平内町	2,610	60.4	横浜町	50	100.0	14
横浜町	420	60.0	六ヶ所村	103	100.0	15
つがる市	21,028	59.5	おいらせ町	183	100.0	16
新郷村	474	57.4	南部町	517	100.0	17
中泊町	1,720	57.3	新郷村	39	100.0	18
五所川原市	3,430	54.6	板柳町	335	98.5	19
十和田市	13,320	54.6	五戸町	277	97.1	20
六ヶ所村	1,569	54.2	平内町	168	93.5	21
八戸市	8,570	51.9	六戸町	247	90.7	22

西目屋村	2,978	45.0	鶴田町	353	88.4	23
鱒ヶ沢町	3,530	44.4	十和田市	887	87.6	24
黒石市	280	41.1	五所川原市	259	64.9	25
東北町	4,532	29.3	東北町	910	16.5	26
26事業体	167,708	62.7	26事業体	9,607	89.1	
H30年度	169,608	63.3	H30年度	9,676	88.2	
H29年度	169,608	64.4	H29年度	9,676	88.2	
H25年度	168,739	68.2	H25年度	9,640	88.0	
H20年度	168,585	68.6	H20年度	9,610	83.6	

【数値の出所は地方公営企業年鑑】

進捗率＝現在処理区内人口(面積)／全体計画人口(面積)×100

表-24 農業集落排水事業における現在処理区域内人口の推移 (単位：人)

農業集落排水施設	平成20年度 A	平成29年度 B	平成30年度 C	令和元年度 D	(D - A)	年平均増減率 %	面整備の進捗率
黒石市	187	119	120	115	-72	-4.32	100.0
新郷村	383	284	288	272	-111	-3.06	100.0
六ヶ所村	1,164	899	868	851	-313	-2.81	100.0
平内町	2,145	1,664	1,641	1,576	-569	-2.76	93.5
鱒ヶ沢町	2,108	1,685	1,641	1,569	-539	-2.65	100.0
八戸市	5,904	4,812	4,536	4,444	-1,460	-2.55	100.0
五所川原市	2,484	2,040	1,980	1,874	-610	-2.53	64.9
横浜町	320	262	260	252	-68	-2.15	100.0
東北町	1,629	1,394	1,378	1,330	-299	-1.83	16.5
十和田市	8,909	7,667	7,494	7,276	-1,633	-1.82	87.6
つがる市	15,144	12,920	12,709	12,519	-2,625	-1.72	100.0
中泊町	1,185	1,034	1,014	986	-199	-1.66	100.0
青森市	7,617	6,493	6,425	6,346	-1,271	-1.65	100.0
西目屋村	1,576	1,352	1,367	1,340	-236	-1.46	100.0
南部町	6,972	6,190	6,095	5,948	-1,024	-1.43	100.0
六戸町	1,826	1,615	1,599	1,570	-256	-1.36	90.7
七戸町	1,008	899	889	868	-140	-1.35	100.0
平川市	7,269	6,523	6,428	6,349	-920	-1.22	100.0
田舎館村	823	756	741	719	-104	-1.22	100.0
藤崎町	8,199	7,396	7,336	7,234	-965	-1.13	100.0
五戸町	2,906	2,895	2,832	2,769	-137	-0.44	97.1
弘前市	21,569	21,292	20,985	20,661	-908	-0.39	100.0
おいらせ町	3,250	3,250	3,250	3,250	0	0.00	100.0
三沢市	4,443	5,523	5,391	5,285	842	1.59	100.0
鶴田町	3,884	5,735	5,656	5,422	1,538	3.08	88.4
板柳町	2,685	4,591	4,491	4,397	1,712	4.59	98.5
26事業体	115,589	109,290	107,414	105,222	-10,367	-0.85	89.1

26事業体の合計数は、平成22年度の118,802人をピークに、以後、減少傾向です。

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-25 農業集落排水事業における現在処理区域内人口密度の推移(単位：人/ha)

農業集落排水	平成20年度 A	平成29年度 B	平成30年度 C	令和元年度 D	D/A (降順)	供用開始後年
おいらせ町	18	18	18	18	1.00	20
南部町	13	12	12	12	0.92	22
藤崎町	24	22	22	22	0.92	31
五戸町	11	11	11	10	0.91	34
田舎館村	28	26	26	25	0.89	25
三沢市	9	9	9	8	0.89	20
弘前市	16	15	15	14	0.88	31
七戸町	8	7	7	7	0.88	17

六戸町	8	7	7	7	0.88	24
平川市	22	20	19	19	0.86	27
つがる市	14	12	12	12	0.86	34
西目屋村	14	12	12	12	0.86	33
鶴田町	20	19	18	17	0.85	29
中泊町	18	16	16	15	0.83	23
横浜町	6	5	5	5	0.83	23
東北町	11	9	9	9	0.82	24
青森市	14	12	11	11	0.79	25
板柳町	17	14	14	13	0.76	14
十和田市	12	10	10	9	0.75	30
五所川原市	15	12	12	11	0.73	32
鱒ヶ沢町	15	12	11	11	0.73	25
六ヶ所村	11	9	8	8	0.73	26
八戸市	14	11	10	10	0.71	27
平内町	14	11	10	10	0.71	24
新郷村	10	7	7	7	0.70	18
黒石市	12	7	8	7	0.58	23

人口密度が40以上は強調文字で示します

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

表-26 農業集落排水事業における有収水量密度の推移 (単位: 千³m³/ha)

農業集落排水	平成20年度 A	平成29年度 B	平成30年度 C	令和元年度 D	D / A (降順)	供用開始後年数
南部町	0.3	0.6	0.6	0.6	2.09	22
板柳町	0.4	0.6	0.6	0.6	1.63	14
三沢市	0.3	0.4	0.4	0.4	1.27	20
七戸町	0.3	0.4	0.4	0.4	1.26	17
鶴田町	0.8	0.9	0.9	0.9	1.14	29
弘前市	0.7	0.8	0.8	0.8	1.14	31
藤崎町	1.3	1.4	1.4	1.4	1.08	31
横浜町	0.4	0.4	0.4	0.4	1.07	23
青森市	0.7	0.7	0.7	0.7	1.07	25
鱒ヶ沢町	0.5	0.5	0.5	0.5	1.04	25
六戸町	0.5	0.5	0.5	0.5	1.03	24
東北町	0.6	0.7	0.7	0.6	1.02	24
八戸市	0.6	0.6	0.6	0.6	1.02	27
おいらせ町	1.1	1.1	1.1	1.1	1.01	20
田舎館村	1.7	1.7	1.6	1.7	1.00	25
平川市	1.3	1.3	1.3	1.3	0.99	27
新郷村	0.4	0.4	0.4	0.4	0.99	18
中泊町	0.6	0.6	0.6	0.6	0.97	23
平内町	0.9	0.7	0.7	0.8	0.94	24
五所川原市	0.8	0.7	0.7	0.7	0.88	32
五戸町	0.7	0.7	0.7	0.6	0.88	34
六ヶ所村	1.0	0.9	0.9	0.9	0.86	26
十和田市	0.8	0.7	0.7	0.7	0.85	30
つがる市	0.9	0.7	0.7	0.7	0.82	34
西目屋村	1.1	0.9	0.9	0.9	0.80	33
黒石市	0.6	0.5	0.5	0.5	0.80	23

有収水量密度とは処理区域面積1ha当たりの年間有収水量

0.25m³/(人・日)とすると、有収水量密度と人口密度の関係は

有収水量密度(千 ³ m ³ /ha)	1.0	2.5	5.0	7.5
人口密度(人/ha)	11	27	55	82

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より算出】

(4) 将来推計人口とD I D人口に対する整備状況

表-27 都道府県別、2045年推計人口に対する汚水処理施設の整備量に関する指標

汚水処理人口普及率 ：% (浄化槽) (令和2年度末)		2045年推計人口に対する施設整備量 (令和2年度末)		
		全 体	集合処理施設	
東京都	99.8(0.2)	1	秋田県	123.4
滋賀県	99.0(2.4)	2	富山県	120.7
兵庫県	98.9(1.8)	3	北海道	120.6
京都府	98.4(1.8)	4	長野県	118.1
神奈川県	98.2(1.3)	5	山形県	117.7
大阪府	98.1(1.7)	6	兵庫県	116.8
長野県	98.0(5.6)	7	福井県	116.3
富山県	97.4(2.8)	8	奈良県	116.0
福井県	96.7(4.2)	9	大阪府	114.1
北海道	95.9(3.1)	10	京都府	114.1
鳥取県	95.0(5.3)	11	鳥取県	110.7
石川県	94.7(4.7)	12	奈良県	110.7
山形県	93.6(8.5)	13	滋賀県	108.3
福岡県	93.4(9.1)	14	新潟県	107.9
岐阜県	93.1(10.2)	15	宮城県	107.8
埼玉県	93.1(9.5)	16	神奈川県	107.5
宮城県	92.8(7.0)	17	青森県	107.2
愛知県	91.8(9.9)	18	石川県	106.8
奈良県	89.8(7.3)	19	岐阜県	106.8
千葉県	89.5(12.5)	20	東京都	101.3
広島県	89.4(11.0)	21	岩手県	95.8
新潟県	88.8(5.6)	22	埼玉県	94.7
秋田県	88.4(11.4)	23	福岡県	94.4
山口県	88.1(16.2)	24	山梨県	94.2
熊本県	88.1(14.7)	25	山口県	93.6
栃木県	88.0(15.7)	26	長崎県	90.8
宮崎県	87.8(22.5)	27	広島県	90.3
岡山県	87.6(16.5)	28	栃木県	90.3
三重県	87.6(24.1)	29	愛知県	89.4
沖縄県	86.7(10.1)	30	茨城県	89.4
茨城県	86.0(16.7)	31	熊本県	89.2
佐賀県	85.5(15.7)	32	千葉県	88.9
福島県	84.6(23.5)	33	佐賀県	85.7
山梨県	84.4(14.8)	34	宮崎県	85.6
岩手県	83.6(13.7)	35	福島県	85.2
鹿児島県	83.0(37.2)	36	岡山県	82.9
静岡県	82.9(17.5)	37	島根県	82.2
群馬県	82.6(20.2)	38	静岡県	81.2
長崎県	82.5(14.8)	39	沖縄県	79.3
島根県	82.0(16.4)	40	三重県	79.3
愛媛県	81.1(22.2)	41	愛媛県	78.5
青森県	80.9(10.3)	42	群馬県	77.0
香川県	79.6(31.9)	43	大分県	69.7
大分県	79.0(23.9)	44	高知県	61.3
高知県	75.8(31.8)	45	鹿児島県	60.7
和歌山県	67.6(34.4)	46	香川県	59.5
徳島県	64.6(42.4)	47	和歌山県	45.4
全 国	92.1(9.3)		徳島県	29.0
R01年度	91.7(9.3)		全 国	98.1
H30年度	91.4(9.3)		R01年度	98.1
H28年度	90.4(9.2)	※25年度は福島	H30年度	97.8
H25年度	88.9(8.9)	県を除く。	H28年度	97.1
			H25年度	95.2

注1)カッコ内の値は浄化槽普及率。注2)集合処理人口は、下水道と農業集落排水施設等の処理人口の合計値。注2)H25、H28年度は2040年推計人口に対する値。

- 平成30年3月30日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」によると、青森県の人口は、平成27(2015)年国勢調査時には1,308,265人であったのが、30年後の平成57(2045)年には823,610人(2015年を100とした場合63.0)まで減少し、高齢化率も30.2%から46.8%と2.1人に1人が65歳以上まで上昇する、と予測されています。

また、増減割合は各市町村で一律ではないことから、青森県内の各市町村について、人口減少や高齢化が今後どのように進むのかをみてみると、最も人口が減るのは今別町(2015年を100とすると2045年には29.0)、次いで外ヶ浜町(同32.7)、深浦町(同35.1)、中泊町(同35.9)、大鰐町(同37.7)の順で、この5町につがる市など10市町村を加えた15市町村が半数以下に減少、逆に増加すると予測されている市町村はありません(最も人口指数が大きいのはおいらせ町の83.7です)。

一方、2045年における高齢化率は、今別町が72.8%で最も高く、次いで外ヶ浜町(70.0%)、深浦町(69.3%)、鱒ヶ沢町(64.9%)、中泊町(63.0%)、新郷村(61.3%)の順で、この6町村に五所川原市など18市町村を加えた24市町村が50%超え、さらに青森市や八戸市など14市町村を加えた計38市町村(六ヶ所村と三沢市を除く)が40%を超えると、それぞれ予測されています。人口減少の主因が若年層の減少であることから人口が減る市町村ほど高くなる傾向です。

このようなことから、借金をしてまで社会資本整備を実施できる余力があるのは青森県下では皆無と考えられます。借金の返済速度より人口の減少速度の方が早い場合、自治体の借金総額が減っても、納税者・生産者・消費者である生産年齢人口(15~64歳)1人当たりの借金は減らない、行政サービスの質の低下、それに伴う生産年齢人口の流出などにより、むしろ増加するという悪循環(衰退のスパイラル)となる可能性があります。

推計はあくまで過去のトレンドを参考にしたものです。人口減少や高齢化そのものは止められなくても、それが及ぼす影響は緩和できる。そのための対策を早急に行うべきではないでしょうか。

- このような推計結果を基に、25年後の「2045(令和26)年の推計人口」に対して現在の整備量はどの程度の割合になっているのかを検証してみましょう。具体的には、「2045(令和26)年時の推計人口」に対する「令和2年度末の汚水処理人口」の割合を算出してみました。

$$\text{2045年汚水処理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{汚水処理施設の処理人口}}{\text{2045年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

$$\text{2045年集合処理施設の整備量に関する指標} = \frac{\text{集合処理施設の現在処理区域内人口}}{\text{2045年推計人口(中位推計)}} \times 100$$

まず、全国的にみると、令和2年度末における汚水処理人口普及率は92.1%ですが、2045年推計人口に対しては、集合処理施設のみで98.1、浄化槽等も含む全体で109.4と、全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態です。

このように、国立社会保障・人口問題研究所が発表する「直前の国勢調査結果に基づ

き30年後の市区町村別の推計人口」に比べ「汚水処理人口普及率における処理人口」が多くなったのは、平成23年度からです。

次に都道府県別にみると、「2045年集合処理施設整備指標(右端)」が100を超えているのは秋田県、北海道、富山県、長野県、山形県、兵庫県、福井県、大阪府、京都府、鳥取県、奈良県、新潟県、**青森県**、滋賀県、石川県、岐阜県、宮城県、神奈川県及び東京都の計**19都道府県(レッドカードグループ)**、さらに浄化槽も含む「2045年汚水処理施設整備指標」が100を超えているのは、さらに24県(イエローカードグループ)増えて**43都道府県**となります。

- **青森県の場合、全体の整備状況は122.9と100を超えています。**さらに下水道や農集等の**集合処理施設だけをみた場合でも107.2**と推計人口を超えています(47都道府県中16番目に高い値)。現在の集合処理区域内に全県民を移動させても過剰になる計算です。さらに、市町村別にみると、浄化槽も含めた全施設では40市町村中34市町村、集合処理施設だけでみても40市町村中19市町村で100超と、過剰な整備状況となっています。

これらの値が100を超えているということは、これらの地域では、年を追うごとに整備済の生活排水処理施設の投資効果が低くなり、受益者負担が増加し、新たに整備すればその傾向がより増幅されることを表していると思います。

大胆な方向転換を行わないと、これまでのように、初期投資が受益者負担で回収できない事業を実施すると、地方債現在高が大きい自治体では、人口減少(負担者の減少)と高齢化(負担能力の低下)の進展に伴い、行政サービスの質の低下のみならず、市町村財政を破綻させる可能性があることが容易に想定されます。

なお、個別処理である浄化槽の場合、2045年汚水処理施設整備指標が100を超えても、空き家となったら、その浄化槽だけ止めればよく、生活排水処理分野では人口減少の影響がほとんど認められません。ところが、集合処理の場合には、処理場から遠いエリアから順々に人が少なくなってくればまだしも、途中のエリアとか処理場に近しいエリアで空き家率が上昇すると、遠いところが残ってたら例え1軒だつて残ってたら、管路設備は生かさざるを得ません、中継ポンプ場があれば稼働させなければならず、影響度合がぜんぜん違います。松谷明彦氏も指摘されていますが(日本経済新聞社発行「2020年の日本人」、平成19年6月)、人口密度の低下が、集合処理の場合には、経営上、致命的な問題となる恐れがあります。

- ここで気になる情報として、平成22年6月19日付け日本経済新聞夕刊の掲載記事を紹介すると、「**妊婦や胎児の健康状態をチェックする妊婦検診**」に対してどの程度、公的なお金が出ているかですが、国は1人当たり14回で約11万円を地方交付税で配分しています。実際、どの程度出ているかいうと、**青森県の平均は47都道府県中昇順で38番目の99,792円**となっています。地方交付税は自治体の判断で他の用途に使え、財政難の自治体は妊婦検診の割り当て分を別の用途で使っているとみられることから、総務省は自治体に対し「妊婦の健康管理や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう公費負担の回数や内容を一層充実して欲しい」と通知したそうです。

平成30年4月1日時点では117,628円と山口県に次いで昇順で**47都道府県中38番目**となっています。

表-28 汚水処理施設整備の現状と将来推計人口に対する整備状況

汚水処理人口普及率：％ 令和2年度末 (全体) 浄化槽				2045年推計人口に対する施設整備量 に関する指標：％(令和2年度末) (全体) (集合処理施設)				
西目屋村	100.0	0.0	1	西目屋村	215.5	1	西目屋村	215.5
平川市	99.3	0.3	2	佐井村	206.3	2	佐井村	194.2
弘前市	98.5	0.8	3	板柳町	185.8	3	板柳町	180.4
藤崎町	98.2	1.4	4	大鰐町	185.1	4	田舎館村	160.6
田舎館村	97.9	0.9	5	深浦町	173.8	5	平内町	152.3
六ヶ所村	97.0	3.1	6	平内町	169.9	6	平川市	150.3
六戸町	93.9	20.6	7	今別町	166.7	7	藤崎町	150.0
佐井村	92.5	5.4	8	田舎館村	162.0	8	つがる市	142.4
おいらせ町	92.0	19.9	9	つがる市	156.0	9	鶴田町	140.8
板柳町	91.1	2.7	10	藤崎町	152.2	10	大鰐町	136.9
鶴田町	90.8	0.7	11	平川市	150.8	11	六ヶ所村	136.4
十和田市	89.8	6.8	12	新郷村	147.3	12	弘前市	134.9
三沢市	88.9	7.4	13	七戸町	142.4	13	新郷村	130.3
青森市	86.9	3.4	14	鶴田町	141.9	14	青森市	125.8
東北町	79.5	29.5	15	六ヶ所村	140.9	15	外ヶ浜町	120.9
八戸市	79.3	12.4	16	外ヶ浜町	138.0	16	十和田市	118.9
七戸町	78.1	38.2	★ 17	鱒ヶ沢町	137.2	17	鱒ヶ沢町	115.0
平内町	77.9	8.0	18	弘前市	136.1	18	大間町	111.9
大鰐町	74.2	19.3	19	大間町	131.7	19	三沢市	110.1
つがる市	72.7	6.3	20	南部町	131.1	20	六戸町	97.0
南部町	72.5	19.2	21	青森市	130.9	21	南部町	96.4
新郷村	71.5	8.3	22	十和田市	128.6	22	深浦町	93.6
深浦町	67.0	30.9	★ 23	東北町	127.0	23	八戸市	92.6
東通村	66.6	10.7	24	六戸町	124.2	24	五戸町	90.8
大間町	66.3	10.0	25	三沢市	120.0	25	黒石市	90.7
黒石市	65.2	8.1	26	田子町	119.7	26	東通村	90.2
蓬田村	65.0	65.0	★ 27	蓬田村	117.9	27	おいらせ町	89.9
野辺地町	63.5	63.5	★ 28	おいらせ町	114.6	28	東北町	79.8
五戸町	61.3	10.4	29	八戸市	109.8	29	七戸町	72.7
五所川原市	60.7	19.3	30	五戸町	109.3	30	五所川原市	68.6
階上町	58.5	25.8	31	東通村	107.4	31	三戸町	56.0
田子町	58.0	58.0	★ 32	野辺地町	103.9	32	階上町	47.8
鱒ヶ沢町	58.0	9.4	33	黒石市	103.6	33	中泊町	38.5
今別町	54.2	54.2	★ 34	五所川原市	100.6	34	むつ市	31.5
外ヶ浜町	49.3	6.1	35	三戸町	90.8	35	横浜町	9.8
むつ市	48.6	27.0	★ 36	階上町	85.6	36	今別町	0.0
三戸町	43.2	16.5	37	むつ市	71.0	37	田子町	0.0
横浜町	39.0	33.4	★ 38	風間浦村	69.6	38	蓬田村	0.0
風間浦村	30.4	30.4	★ 39	横浜町	67.5	39	野辺地町	0.0
中泊町	23.9	9.1	40	中泊町	62.2	40	風間浦村	0.0
40市町村	80.9	10.3		40市町村	122.9		40市町村	107.2

(42/47) (26/47)

全国平均 92.1 9.3

集合処理人口＝下水道人口＋集落排水人口

整備量に関する指数

＝ [(R02汚水処理(集合処理)人口)/(2045年推計人口)]×100

★：浄化槽による整備割合が最も高い自治体(9自治体)

令和元年度末の浄化槽設置総数：111,856基(27/47)

うち浄化槽(合併) : 44,229基(34/47)、みなし浄化槽(単独) : 67,627基(21/47)
 浄化槽の割合 : 39.5% (38/47) 全国平均は50.5%

新設浄化槽数 : 令和元年度が1,577基(27/47)、平成30年度が1,612基(27/47)
 平成29年度が1,603基(28/47)、平成28年度が1,606基(28/47)
 平成27年度が1,629基(28/47)、平成26年度が1,662基(28/47)
 平成25年度が1,989基(28/47)、平成24年度が1,765基(27/47)
 平成23年度が1,565基(32/47)、平成22年度が1,690基(29/47)
 平成21年度が1,707基(32/47)、平成20年度が1,995基(30/47)

令和元年度の7条検査の実施率97.8% (30/47、全国94.4%)

11条検査の実施率47.7% (27/47、全国43.8%)

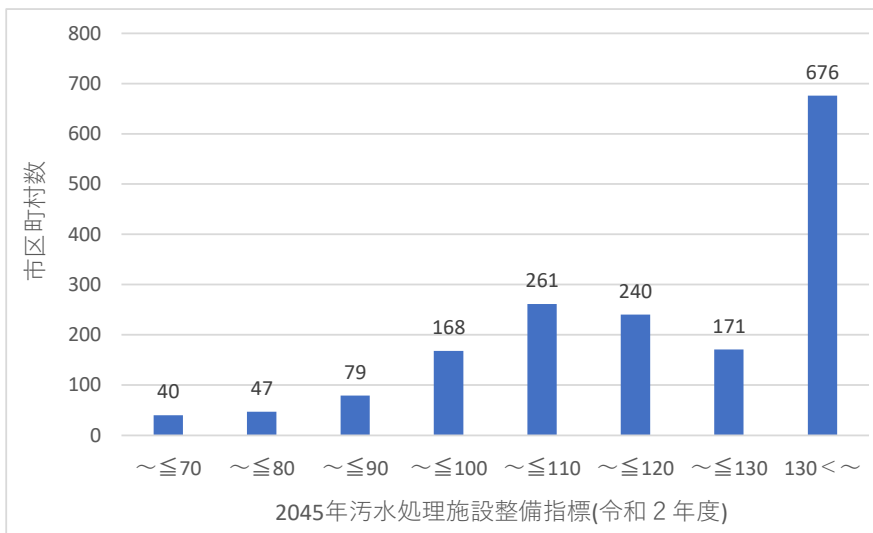


図-10 令和2年度末における2045年汚水処理施設整備指標の分布(1,682市区町村)
 沖縄県今帰仁村(35.2)～北海道歌志内市(374.6)

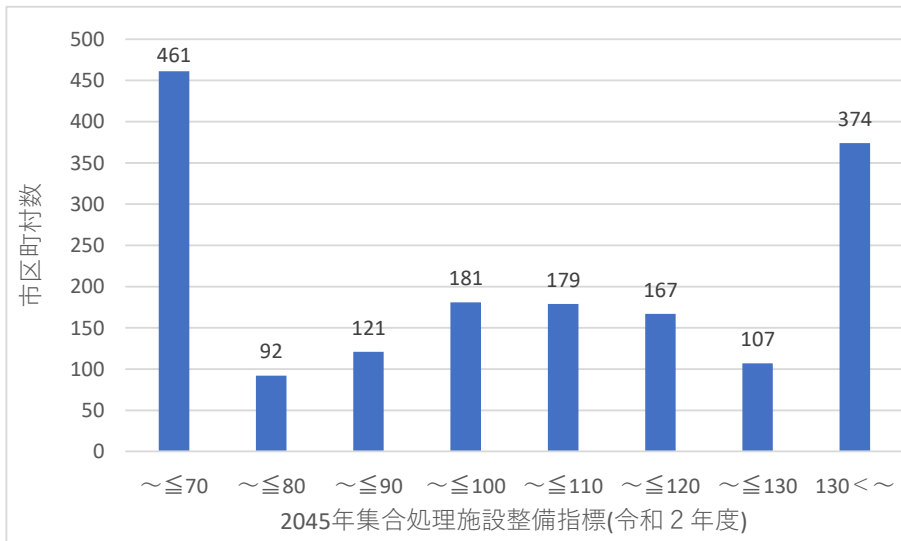


図-11 令和2年度末における2045年集合処理施設整備指標の分布(1,682市区町村)
 0は143市区町村、長崎県五島市(0.3)～北海道歌志内市(374.6)

○ 次に、違った観点で現在の集合処理施設の整備状況を検証してみましょう。

人口集中地区(D I D)は、管渠の単位距離当たりの接続戸数が多い(集水密度が高い)ことから、従前から、個別処理施設に比べ集合処理施設の方が経済的に有利な地域、集合処理の「先取り区域」として、下水道施設が積極的に整備されています。

青森県の各市町村ではどうか、平成27年度のD I D人口と令和2年度の集合処理人口を比較してみると、D I Dを有する10市町中7市で100%超、D I Dを有しない30市町村中26市町村で集合処理施設が整備済と、計33市町村では浄化槽より経済的に有利である地区を越えて集合処理施設の整備が進められています。

青森県のD I D人口は610,034人と、総人口に占める割合は46.6%です。つまり、青森県で集合処理が適しているのは47%までだと考えられますが、令和2年度末の集合処理施設整備率は70.6%です。整備済みの集合処理施設について、経営計画や更新計画を作成する上で、人口減少や高齢化の影響をどのように組み込むのか、負のレガシーを残さないためには真剣に考えるべきときです。特に、D I D人口が減少傾向で、非D I D地区よりD I Dの方が人口減少率が高く、かつD I D人口に比べ集合処理人口が既に過多である黒石市、三沢市、平川市などでは重要な課題です。

表-29 D I D地区における人口及び面積の推移

	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2015
D I D人口[千人]	55,997	69,935	78,152	82,810	84,331	86,121 83,510	86,868
D I D面積[km ²]	6,444	10,015	11,732	12,457	12,561	12,744 12,233	12,787
D I D人口密度 [人/km ²]	8,690	6,983	6,661	6,648	6,714	6,758 6,827	6,793
D I D人口が総人口に 占める割合[%]	53.5	59.7	63.2	65.2	66.0	67.3 68.3	68.3
D I D面積が総面積に 占める割合[%]	1.7	2.7	3.1	3.3	3.3	3.4 3.6	3.4
参考：下水道処理人口 普及率[%]	30	36	44	62	69	75	78

出所：2000年までは総務庁「国勢調査」をもとに国土庁計画・調整局作成、2005年は総務省の「平成17年国勢調査」で2000年における高齢者比は全域が17.3%、D I D地区が15.3%、非D I D地区が21.3%である。2010年以降は総務省と国土交通省の資料

注1)2010年(平成22年)の下段は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた値である。また、2010年の下水道処理人口普及率はこの3県を除いた値である。

注2)県庁所在地では、1970年から2010年にかけて人口が約2割増加、併せてD I D面積は倍増。今後は、急速に人口が減少し、2040年の人口は、1970年と同程度に減少する見込み。【出典：国土交通省、平成26年1月31日付け報道資料「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の中間取りまとめ(概要)】

注3)D I D人口が総人口に占める割合：都市化率

表-30 DID人口に対する集合処理施設整備状況に関する指標

	集合処理人口 (R02年末)	D I D人口 (H27国勢調査)	A / B	DID人口		A / B
	A	B	%	H27-H22		%
青森市	230,857	224,677	102.8	-5,065	平川市	580.0
弘前市	163,100	119,063	137.0	-2,046	十和田市	186.0
八戸市	150,077	156,053	96.2	-4,667	弘前市	137.0
黒石市	18,449	16,009	115.2	-1,085	五所川原市	136.3
五所川原市	21,870	16,047	136.3	-977	三沢市	135.1
十和田市	49,815	26,779	186.0	439	黒石市	115.2
三沢市	31,666	23,434	135.1	-702	青森市	102.8
むつ市	11,918	17,156	69.5	-6,785	八戸市	96.2
つがる市	20,638		過剰		むつ市	69.5
平川市	30,286	5,222	580.0	-344	野辺地町	0.0
平内町	7,382		過剰		平内町	過剰
今別町	0		—		つがる市	過剰
蓬田村	0		—		外ヶ浜町	過剰
外ヶ浜町	2,448		過剰		鱒ヶ沢町	過剰
鱒ヶ沢町	4,554		過剰		深浦町	過剰
深浦町	2,768		過剰		西目屋村	過剰
西目屋村	1,317		過剰		藤崎町	過剰
藤崎町	14,280		過剰		大鰐町	過剰
大鰐町	4,997		過剰		田舎館村	過剰
田舎館村	7,417		過剰		板柳町	過剰
板柳町	11,594		過剰		鶴田町	過剰
鶴田町	11,181		過剰		中泊町	過剰
中泊町	1,547		過剰		七戸町	過剰
野辺地町	0	5,594	0.0	-891	六戸町	過剰
七戸町	5,980		過剰		横浜町	過剰
六戸町	8,027		過剰		東北町	過剰
横浜町	246		過剰		六ヶ所村	過剰
東北町	8,507		過剰		おいらせ町	過剰
六ヶ所村	9,489		過剰		大間町	過剰
おいらせ町	18,218		過剰		東通村	過剰
大間町	2,820		過剰		佐井村	過剰
東通村	3,409		過剰		三戸町	過剰
風間浦村	0		—		五戸町	過剰
佐井村	1,637		過剰		南部町	過剰
三戸町	2,557		過剰		階上町	過剰
五戸町	8,448		過剰		新郷村	過剰
田子町	0		—		今別町	—
南部町	9,321		過剰		蓬田村	—
階上町	4,286		過剰		風間浦村	—
新郷村	1,476		過剰		田子町	—
40市町村	882,582	610,034	144.7	-22,123	40市町村	144.7
令和元年度	885,842		145.2			

○ 集合処理人口＝下水道人口＋集落排水等人口

※：青森県下の市町村では、令和3年4月1日現在、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、田舎館村、野辺地町、七戸町、おいらせ町、五戸町

及び階上町の計13市町が**立地適正化計画**の作成について具体的な取組を実施していません(全国では581都市)。なお、立地適正化計画とは、一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。

令和3年4月1日までに計画を策定・公表したのは383都市

都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村：380都市

(青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、七戸町)

都市機能誘導区域のみ設定した市町村：3都市

- 青森県全体のD I D人口は、平成7年が659,239人(総人口に占める割合44.5%)、平成12年が665,330人(同 45.1%)、平成17年が652,633人(同 45.4%)、平成22年が632,157人(同 46.0%)、平成27年が610,034人(同 46.6%)です。

表ー31 国勢調査時におけるD I D人口と総人口に占めるD I D人口の割合の推移

	平成17年		平成22年		平成27年		D I D人口
	D I D人口 人	比率 %	D I D人口 人	比率 %	D I D人口 人	比率 %	
青森市	237,010	76.1	229,742	76.7	224,677	78.1	減
弘前市	122,537	64.8	121,109	66.0	119,063	67.1	減
八戸市	166,753	68.1	160,720	67.6	156,053	67.5	減
黒石市	18,334	47.7	17,094	47.3	16,009	46.7	減
五所川原市	17,541	28.2	17,024	29.1	16,047	29.1	減
十和田市	28,067	41.1	26,340	39.8	26,779	42.2	増
三沢市	24,867	58.6	24,136	58.5	23,434	58.3	減
むつ市	24,629	38.5	23,941	39.2	17,156	29.3	減
平川市	5,908	16.7	5,566	16.5	5,222	16.3	減
野辺地町	6,987	45.9	6,485	45.3	5,594	41.4	減

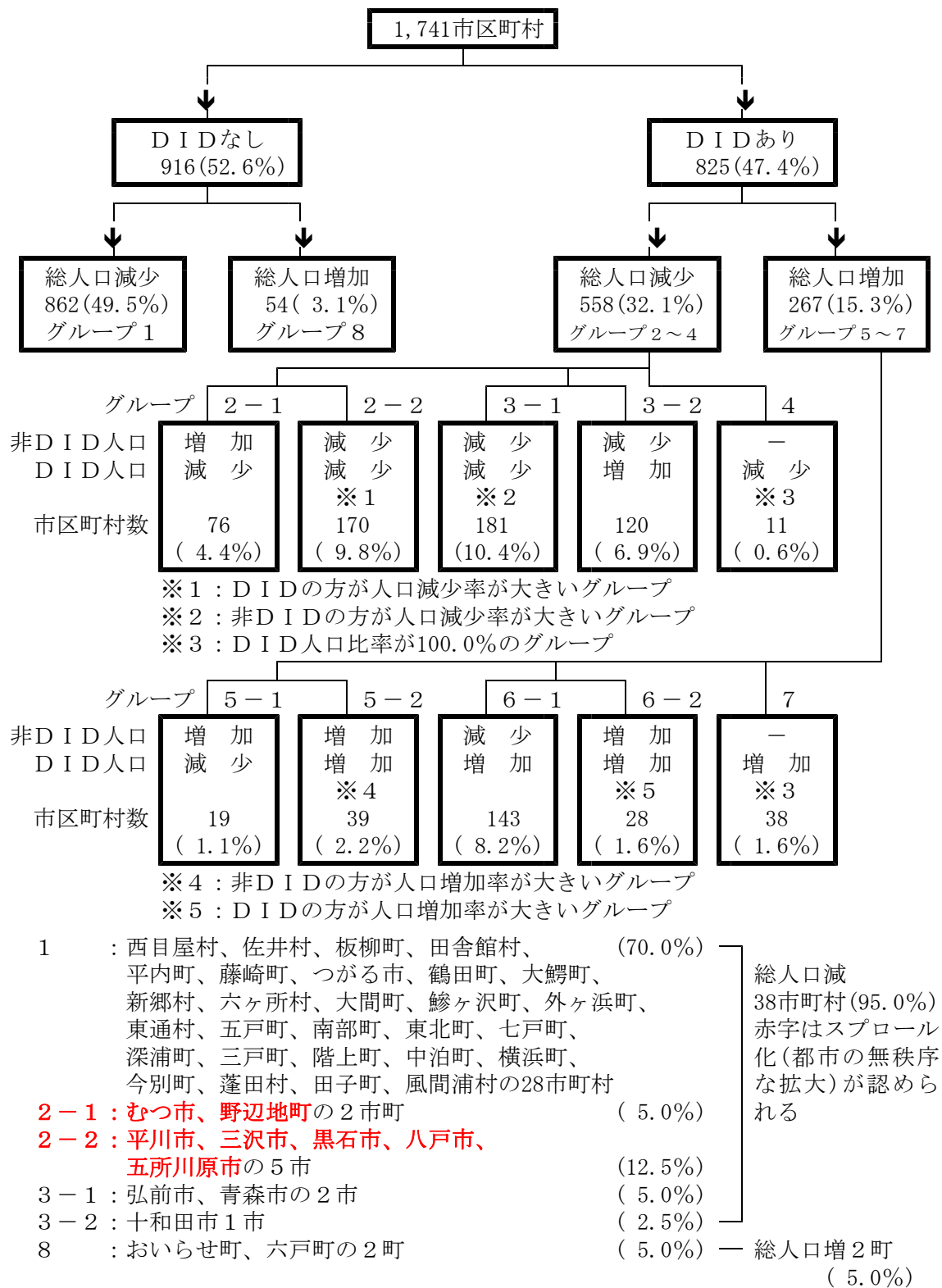
注) 比率とは、総人口に占めるD I D人口の割合(都市化率)。

この値が経年的に低下するということは、人口が減少している自治体ではD I Dがその他の区域よりも人口減少率が大きい、人口が増加している自治体では、D I Dよりもその他の区域の方が人口増加率が大きいことを表しています。

- 都市計画区域外の人口は日本の総人口の5%だが、国土面積の73%を占める。

	都市計画区域	都市計画区域外
人口に占める割合	95%	5%
国土面積に占める割合	27%	73%
空き家率	6.5%	13.9%
立地適正化計画	作成可能	作成不可

【出典：財政制度等審議会歳出改革部会、社会資本整備、令和3年4月30日配付資料】



「4」、「5-1」、「5-2」、「6-1」、「6-2」、「7」の6グループは、青森県内では該当する市町村がありません。

図-12 平成22年から27年における市区町村別、総人口、地区別人口の増減状況

○ D I D (人口集中地区)に関する動態について

【出典：国土交通省、国土の長期展望専門委員会第4回(令和2年1月27日開催)配付資料】

- 国土形成計画(全国計画)においては、国土構造・地域構造として「コンパクト＋ネットワーク」の形成を目標としているところ。
- 全国の都市における「まちのコンパクト化」の状況について、自治体の区域の中におけるD I D(人口集中地区)に関する動態の分析を行った。

基本的な考え方

- まちのコンパクト化については、直接的には立地適正化計画に基づき、誘導区域(都市機能・居住)への移転・集約が進むことで表現できると考えられるが、それが実現するには通常長期間を要するため、現時点で成果が具体化していないケースが多いと考えられる。
- そこで、大きな傾向を把握するため、自治体におけるD I D(人口集中地区)に着目する。自治体内人口におけるD I Dに居住する人口の割合が増加すれば、自治体の中で居住する区域がコンパクト化されているものとおおむね考えられる。また、D I D人口密度が増加すれば、自治体の市街地(D I D)の中がコンパクト化されているものとおおむね考えられる。
- 今回の分析においては、D I D人口・総人口とも「国勢調査」を用いることとし、特に(国勢調査における)総人口の増加率が1%台になる平成7年以降(平成27年までの過去20年間)における変化を分析対象とする。
- 上記期間中に合併があった自治体について、人口等は、合併前の自治体の人口等の総和を合併後の自治体の人口等として取り扱っている。

全国

- 全国におけるD I D人口は僅かずつ増加傾向にある(1995年が8,125 → 2015年が8,687万人)。
- 総人口に対するD I D人口の割合(D I D人口割合)、D I D人口密度についても、わずかずつ増加傾向にある。(1995年が64.7 → 2015年が68.3%)
(1995年が6,630 → 2015年が6,794人/km²)

政令指定都市

- 政令指定都市においても、D I D人口はわずかずつ増加傾向にある(1995年が2,313 → 2015年が2,546万人)。また、政令指定都市におけるD I D人口の増加率は、全国のD I D人口の増加率を上回るペースで増加している。
- 政令指定都市の総人口に対するD I D人口割合も、D I D人口密度についても、わずかずつ増加傾向にある。(1995年が91.0 → 2015年が92.5%)
(1995年が8,116 → 2015年が8,482人/km²)

その他の都市・D I D人口割合

- 三大都市圏においては、D I D人口5万人以上の自治体で、D I D人口割合が増加している自治体が多い傾向。
- 三大都市圏以外においても、D I D人口が多い自治体ほど、D I D人口割合が増加している自治体が多いが、増加傾向の度合いがやや弱い傾向。

- DID人口が1万人を下回る自治体は、DID人口割合が減少している自治体が多い。(その他に、過去20年間でDIDが消滅した自治体が100自治体あり、これらのほとんどはDIDが1万人を下回る規模。)

その他の都市・DID人口密度

- 三大都市圏においては、DID人口15万人以上の自治体で、DID人口密度が増加している自治体が多い傾向。また、DID5万人未満の自治体で、DID人口密度が減少している自治体が多い傾向。
 - 三大都市圏以外においては、すべての人口階級において、DID人口密度が減少している自治体が多い。
- DID(人口集中地区)が縮小している地域の状況

- 全国でDIDが縮小している地域は小地域で約1万2千箇所あり、面積で2,600km²(神奈川県:2,400km²と同程度)、2015年人口で541万人(兵庫県:553万人と同程度)を占め、2000年から2015年の間に66万人の人口減となっている。

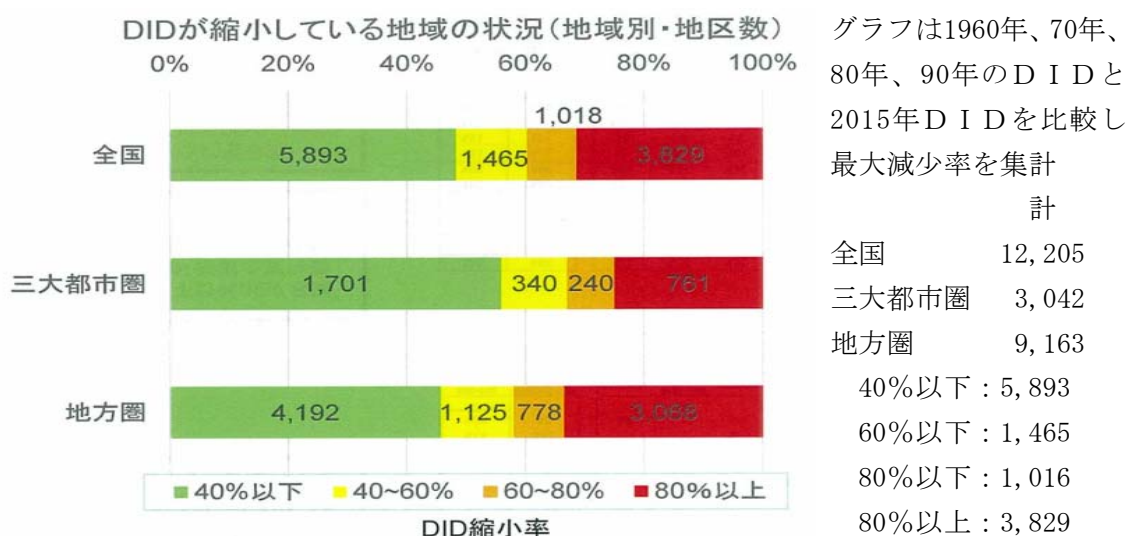


図-13 DIDが縮小している地域の状況(地区別・地区数)

- 中心市街地等における低未利用地の増加
- 中心市街地等において、空き店舗、空き地等の低未利用地が増加している。
- 静岡県沼津市の場合：中心市街地の低未利用率は27.0%**
- このままの状態が放置されれば、コンパクトシティや中心市街地活性化のボトルネックとして、加速度的に都市の衰退を招くおそれも懸念される。

【宅地を中心とした地域で、中長期的に土地利用・管理の課題の深刻化が予想される地域】

- 【出典：令和2年10月19日国土交通省報道資料、国土審議会計画推進部会「国土管理専門委員会、2020年とりまとめ」】
- 急激な人口減少・少子高齢化に伴い、担い手不足等から、適切に管理されていない土地が増加している。2018年度に実施した所有者の所在の把握が難しい土地の利活用・管理に関する検討調査のアンケートによると、宅地のうち約4分の1、農地のうち4割強、森林のうち約8割が適切に管理されていない可能性があることが分かった。

- **高齢化率40%以上、かつ若年人口率10%以下、かつ2000年から2015年の間に世帯減少**が発生している地域を**中長期的に土地利用・管理の課題の深刻化が予想される地域**として定義した。

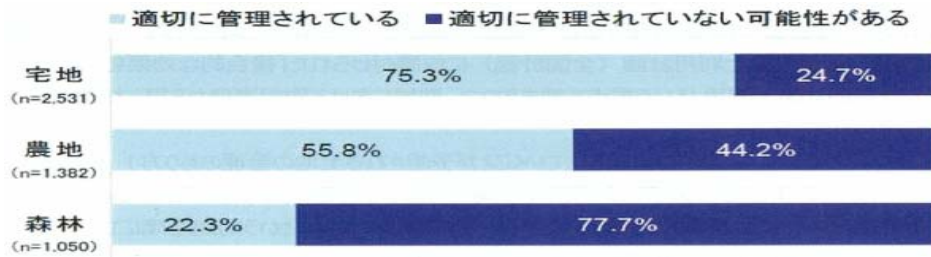


図-14 地目別土地の管理状況

・・・(略)・・・

調査の前提として、都市郊外部は都市の成り立ちや歴史的な背景によって、地域の状況や特性が大きく異なると考えられるが、人口集中の割合における時系列変化が指標になると考え、人口集中地域(D I D)の変遷より都市郊外部の分類を行った。

D I Dの統計が開始された1960年から2015年までのD I Dの面積と人口密度の変遷を見ると、D I Dの面積については、1960年から1990年までは拡大傾向にあり、以降は、ほぼ横ばいとなっている。また、D I Dに属する地域の人口密度の変遷についても、D I Dの面積拡大に伴って人口密度は低下しており、1990年頃にD I D面積の拡大が停滞すると同時に、人口密度もほぼ下げ止まっている。また、1960年から1990年は高度経済成長期及び安定成長期の経済的発展が著しい時期であったが、1990年以降はバブル経済の崩壊を経て低成長期となっており、日本の経済的背景からも1990年前後が変曲点であると考えられる。

以上を踏まえ、都市郊外部を以下の3つに分類・定義した。

- ① 1960(昭和35)年時点の人口集中地域：「**既成市街地**」とする
- ② 1960年から1990年に人口集中地域に編入された地域：「**拡大市街地**」とする
- ③ ①、②以外の地域：「**小規模開発市街地**」とする

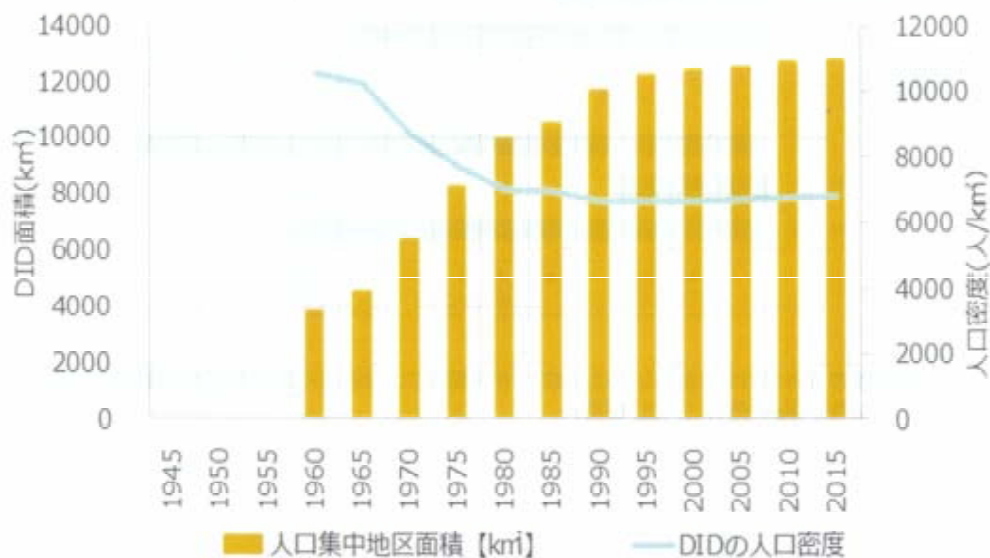


図-15 D I D(人口集中地域)の面積と人口密度の変遷

都市郊外部の宅地を中心とした地域で、中長期的に土地利用・管理の課題の深刻化が予想される地域を上記①～③の分類で見ると、地域数の割合では①既存市街地、②拡大市街地がそれぞれ約20%、③小規模開発市街地が約60%となっている。

面積ではほとんどを③小規模開発市街地が占め、また人口の面でも、①既存市街地が約15%、②拡大市街地が約30%の人口を占めているが、③小規模開発市街地が半数を超える約55%を占めている。このことから、都市郊外部のうち中長期的に土地利用・管理の課題の深刻が予想される地域の多くは③小規模開発市街地に存在していると考えられるため、ここを中心に実際の地域の状況や取組を調査することとした。

一方で、拡大市街地については、多くの地域が2015年時点でもD I Dであることから人口密度がある程度維持されており、土地利用・管理の課題の優先度は小規模開発市街地よりも低いと思われるが、相対的に人口が多く、土地利用・管理の課題が発生した時のインパクトが大きくなることが予想されるため、実際の地域の状況や取組を確認することとした。なお、既存市街地については旧市街地の中心地がほとんどを占めており、都市計画政策の中で検討が進められているため、今回の検討の対象外とした。



図-16 都市郊外部の宅地を中心とした地域で、中長期的に土地利用・管理の課題の深刻化が予想される地域の分析(地域数)



図-17 都市郊外部の宅地を中心とした地域で、中長期的に土地利用・管理の課題の深刻化が予想される地域の分析(人口、面積)

○ 以上のような検証結果から、2045年推計人口に対して集合処理施設を造り過ぎた青森県下の各市町村で、**持続性のある生活排水処理事業を行うためには**、地域間の人口移動などにより予測値以上に減少する場合や高齢化の進捗などを考慮し、

①集合処理施設の事業認可済の整備事業の休止し、「集住の推進」や「都市機能の集約立地」など都市の再構築を目指した「都市計画」の見直し(立地適正化計画の作成)を行い、その結果に基づき集合処理区域の検討を実施する(処理区域の縮小を含む)。

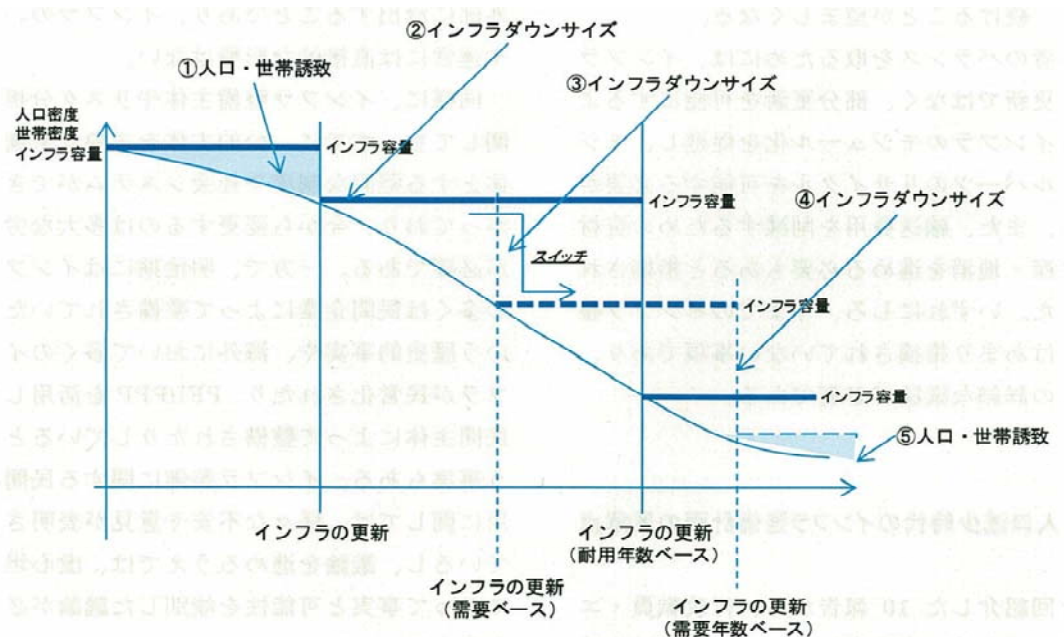
整備済み集合処理施設については

②効率的な維持管理計画(ストックマネジメント)あるいは

③機械・電気設備の更新に際し処理区域の縮小(ダウンサイジング)についても早急に検討するとともに、

④更新時期を迎えた特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設等の処理区域については個別処理(浄化槽)への切替え(有収水量密度が上昇する場合には他の集合処理施設に接続を検討)、

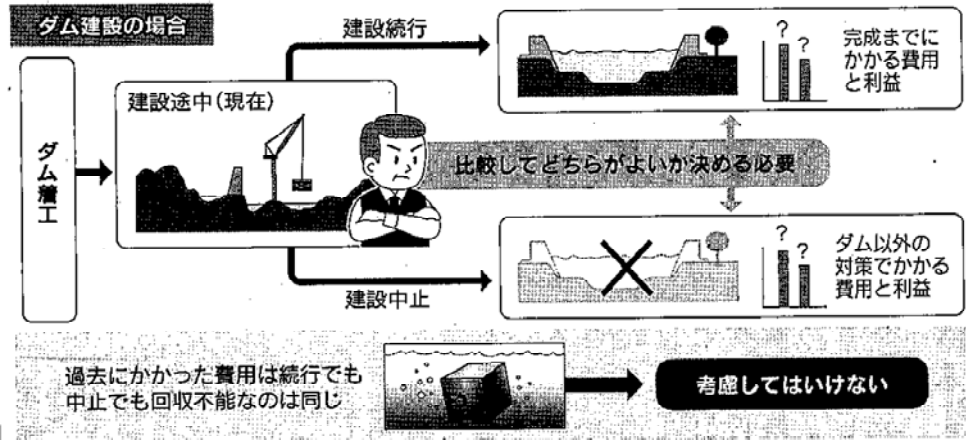
⑤未整備地域については積極的に浄化槽の整備、を図る必要があると考えられます。



図ー18 インフラと人口要因の期間マネジメント【出典：植村哲士ら、人口減少時代のインフラ整備論：計画と技術の観点から、第41回土木計画学研究委員会春季大会報告資料(2010)】

○ 極端に人口が減少する処理区域では、植田達弘氏が指摘されている（下水道協会誌、Vol. 45、No. 545、pp. 20～23、2008/03）、悲観的シナリオ、「考えられる改善策を実行したが効果が小さく、また、他事業、隣接自治体との合併も可能性がないなど、経営改善の見通しがまったく立たない状態、不良資産(サンクコスト)として抱えざるを得ない」が現実味をおびてきます。

- 平成26年8月5日付け日本経済新聞に「公共事業、なぜ中止にならない 過去の投資「もったいない」費用対効果 見極め冷静に」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

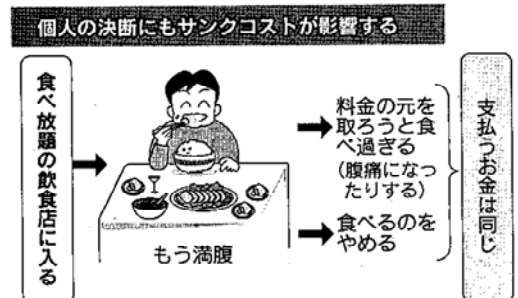


- 公共経済学に詳しい関西学院大学教授の上村敏之さん(42)に意見を求めた。
「サunkコスト(埋没費用)とは、既に支払ってしまっても回収不能な費用のこと。ダム建設をそのまま進めて完成させても、中止しても、既にかかった費用が戻って来ないことには変わりはない。だから、事業を続けるか中止するか判断するときは、いくら巨額でもサunkコストを考慮に入れてはいけない、というのが経済学の考え方だ。

そのままダムを完成させるまでの工事など「追加でかける費用」と、ダムによる洪水防止効果や水道水の確保など得られる利益をきちんと計算し、中止したときのダムに代わる治水・利水対策の追加費用とその対策で得られる利益に比べ、メリットがあれば続けるのが正しい。「ところが往々にして、取り返せないサunkコストがもったいないからこのまま続けよう、と考えてしまう人が多い」と上村さん。

- 政策研究大学院大学教授の福井秀夫さん(55)にも話を聞いた。「地方の有料道路では完成した後もサunkコストにとらわれて、建設費を償還するため通行料金を取っていることが問題です。」本来、道路は建設前にきちんと費用対効果を分析し、メリットのあるものだけ建設すべきだが、実際には過大な需要を想定した甘い計画で建設してしまい、高額な通行料を設定して利用するクルマがほとんどないケースも多い。結局は建設費の償還も難しくなる。「それなら、もう造ってしまった道路の建設費はサunkコストなのだから、無料開放して補修費用は税金で負担した方が、利用するクルマが増えて利便性が高まります」

福井さんは、原子力発電所の再稼働問題でも反対派・賛成派の両方に「サunkコストの呪縛」があるとみる。「原発は立地費用が膨大だから発電コストは決して安くはないという主張は、立地費用がサunkコストであることを無視している点で妥当性を欠きます。一方、すでにある原発を活用しないのはもったいないという主張も、今後のリスクも含めた追加的費用に見合う便益があるか、きちんと検証が必要です」という。



(5) 汚水処理施設の更新について

下水道整備区域内に浄化槽を

【出典：第10回市町村の下水道事業を考える首長懇談会、下水道協会誌、Vol. 54、No. 652、pp. 48～58、2017/02】

富士谷英正市長(滋賀県近江八幡市)

・・・略・・・

これからの自治体経営というのは、名張市長が言われたように、人口減少は誰も否定することはできません。それに対応して財政的にどのような運営をしていくのかということと考えますと、瞬時に費用が要るのはやむを得ないけれども、エンドレスで費用が要るようなところにメスを入れるのが普通ではないかという観点から、ごみの問題、それと合わせて下水道。これをどうやっていくのかということ^をを常々考えているわけでありませう。

下水道の場合、人口減少もさることながら、地震、災害です。一番弱いのは下水道だと思っております。送水管も問題でしょうけれども、我々が入っています湖南中部というところは、琵琶湖の中に人口島をつくって、その上に処理施設をつくっております。地震が来たときに処理施設が倒壊したら全然使えない。公共下水道の場合は流域に入っていますから、処理施設が仮に倒壊したら全部使えなくなりますということを含めて、地域の皆様方と話し合いをいたしました。今うちは、公共下水道の計画地はほとんどやめて、合併処理浄化槽、面的整備に切り替えているという状況でございます。

そこで問題は、それぞれの自治体が言われていますように、起債をしておりますから、まだ金利の高いところがございます。わずかな基金は預金しておりますけれど、今はゼロ金利ですから、ほとんど利子につかない。一方、償還のほうの金利はまだ4%台がある。これは何とかしてもらわないと、政府が政策的にやったことで自治体が非常に対応に苦慮しているわけでありませう。これは国を挙げて対応策を考えていただきたい。是非これはお願いしたいというのがまず1点目でありませう。

それとあわせて、償還金と交付税でいただくのには差があります。その差をなくしていただきたい。人口減少の農村部のところはほとんど合併処理浄化槽がいいと思ひます。農排水も公共下水道につないでくれと言われておりますが、それより合併処理浄化槽をやったらどうですかということ、農排水のところも説明にいつているという状況でありませう。

公共下水道が完備されているところであったとしても、できれば合併処理浄化槽を希望される人はそれを認めていただけるような法律の改正をしていただけないかというのが2つ目です。

もう一つ、有人島の沖島は、琵琶湖の中にありますので、一番に水質浄化をやりまして、下水道も早くから敷設しているわけです。その更新時期がもう来ているわけです。増設とか新設は補助金があるそうですけれども、更新にはないようなことを私は担当から聞いておりまして、更新にも補助をいただきたい。

ぜひよろしくご対応をしていただければと思ひます。ありがとうございました。

下水道処理区域内への合併処理浄化槽の設置提案について

【出典：国土交通省の資料】

1. 建築基準法と下水道法の関係について

下水道法において、排水区域内においては下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならないという義務が課せられており、これを前提として、建築基準法第31条(便所)第1項では、処理区域内においては便所は公共下水道に連結した水洗便所としなければならない旨を規定している。

下水道法第10条第1項

公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(排水設備)を設置しなければならない。
ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

建築基準法第31条第1項

下水道法に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

(※処理区域は排水区域のうち、排除された下水を終末処理場において処理することができる区域)

2. 建築基準法第85条について

- 建築基準法第85条では、**災害時**における応急仮設建築物に対する制限を規定しており、同法第31条第1項は**適用除外**とされる。
- 建築物には建築設備(浄化槽、排水管等)が含まれるため、仮設の建築設備のみを応急仮設建築物として扱うことができる。したがって、小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても同法85条が適用されないわけではなく、**災害時**に公共下水道に接続しない**合併処理浄化槽**を使用することは可能。

災害時に設ける合併処理浄化槽等の建築基準法上の取扱いについて

【出典：国土交通省住宅局建築指導課長通知、国住指第4338号、平成29年3月23日】

災害時に設ける合併処理浄化槽等の建築基準法上の取扱いについて

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築設備については、従来から災害・事故を踏まえた技術基準の見直しを行ってきたところですが、避難所等に設ける合併処理浄化槽等の建築設備について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第85条第1項又は第2項の運用に関し、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、必要事項について下記に留意するよう、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知します。

貴殿におかれましては、貴管内の特定行政庁及び特定行政庁以外の市町村並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター並びにその他関係団体に対しても、この旨通知していることを申

し添えます。

記

1. 建築設備に対する法第85条第1項又は第2項の適用について

建築設備は、法第2条第3号に規定するとおり、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針を指しており、また、同上第1号において、建築物は建築設備を含むものと規定している。このことから、災害があった場合における法第85条第1項又は第2項の適用にあっても、これらの建築設備は応急仮設建築物に含まれる。また、**合併処理浄化槽のみを応急仮設建築物として設けることが可能**である。

2. 法第85条第1項又は第2項の規定が適用される合併処理浄化槽と法第31条の規定の関係について

災害があった場合において、避難所等の災害時の汚物処理の設備として法第85条第1項又は第2項の規定が適用される**合併処理浄化槽を設ける場合は**、法第31条は適用外となる。この場合においては、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内であっても、法第85条第1項又は第2項を適用して設ける合併処理浄化槽は、**公共下水道に連結しないで使用することは可能**である。

なお、災害時の利用を想定しつつ、通常時は公共下水道に放流することを前提に、下水道処理区域内の避難所等の建築物にあらかじめ合併処理浄化槽を設けることも可能である。この場合、

- 排水管を災害時以外は公共下水道に接続し災害時のみ合併処理浄化槽に接続するといった災害時に合併処理浄化槽を使用するためのバルブ切替動作等工事を伴うもの、又は、
- 合併処理浄化槽の処理水を公共下水道に放流するもの

であること。また、このように下水道処理区域内においてあらかじめ合併処理浄化槽を設ける場合には、各市町村の下水道部局と、必要事項について事前に調整しておくことが望ましい。

3. 法第85条第1項又は第2項の規定が適用される合併処理浄化槽を設ける際の留意事項について

避難所等において災害時に合併処理浄化槽を使用する場合には、避難所の想定収容能力に応じた槽を設けることとし、当該槽の汚物処理能力を超えないようにはいりよすること。

災害時生活排水処理槽を備えた住宅に係る下水道法の取扱い

【出典：経済産業省、災害時生活排水処理槽を備えた住宅に係る下水道法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～、平成29年8月4日公表】

【本件の概要】

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

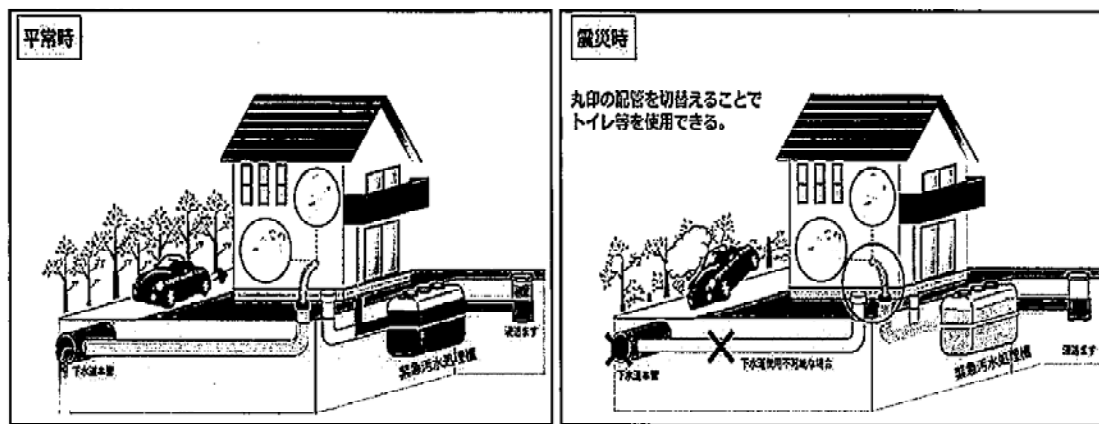
1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、住宅建設時に**災害時生活排水処理槽**を**雨水貯留槽**として埋設し、仮に震災により公共下水道の使用が不可能となった場合でも、地上に設置してあるフレキシブル管を公共下水道から災害時生活排水処理槽に切り替えることで、平常時と同様にトイレ等の生活排水の処理を可能とする住宅を開発した事業者より、**下水道法に関する照会**がありました。

具体的には、災害時生活排水処理槽への切り替えを可能とするため、**公共下水道の使用が不可能な状態になってから可能となるまでの間という条件の下**、住宅の所有者が事前に下水道法第10条第1項の許可により、排水設備設置義務の免除を受けることができるかを照会するものです。

関係省庁が検討を行った結果、照会のあった事業においては、**具体的な許可の内容については公共下水道管理者の判断に委ねられるものの、同管理者が必要と認める要件を満たせば、震災発生前に許可を受けることは可能**であり、当該許可を受けた場合、本件事業を実施することは可能である旨の回答を行いました。

これにより、震災時における地域の衛生環境の確保や生活の質の向上につながるのととも、今後の震災時を想定した住宅開発の可能性が広がることが期待されます。



2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規則の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣となります)。

汚水処理施設の統廃合について

【出典：2017年9月号月刊浄化槽(No. 497)の巻頭言】

平成29年3月に総務省から発表された「公営企業の経営のあり方に関する研究報告書」では、『公営企業で実施されている事業ごとの特性に応じて**事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用**という4つの方向性を基本として抜本的な改革を検討した結果、下水道事業は、住民生活に欠かせない公共性の高い事業であることから、引き続き公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要性が高い事業と結論づけ、事業の現状と課題を踏まえると、各事業者は、適切な汚水処理施設の選択や施設の統廃合などの「広域化等」や指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式などの「民間活用」を抜本的な改革として、検討することが必要である』と示されています。

確かに、同じネットワーク事業である水道事業では「広域化」に関する検討が各地で進んでいますが、総費用に占める元利償還費の割合が水道事業が4割であるのに対し下水道事業では7割と、**費用構成が大きく異なる**ことから水道事業ほどの経営改善効果が期待できません。また、以下に示すような観点からも、既設の集合処理施設は統廃合ではなく集水区域のスマートな縮小や個別処理への切り替えが必要なのではないでしょうか。

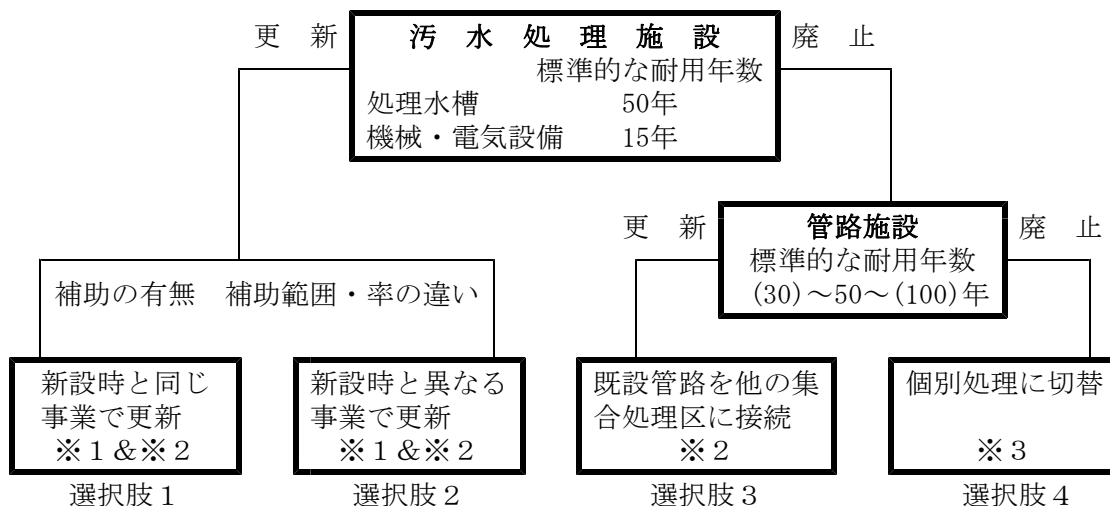
まずは、平成27年度における**住宅の再建築率が8.4%**と低く、有収水密度が維持される可能性が低いこと。住宅の再建築とは既存の住宅の全部または一部を除却し、引き続き当該敷地内において住宅を着工することをいい、全新設住宅着工戸数に占める再建築に係る新設住宅着工戸数の割合を再建築率と定義され、その全国値は、昭和63年度の22.7%から減少傾向を示し平成26年度からは10%を割り込んでいます。

2点目に**集合処理施設の整備は既に過剰**であること。例えば、「人口集中地区(DID)の総人口に占める割合」と「下水処理人口普及率」を比較すると、2015年ではDID人口割合の68.3%に対し77.8%と約10ポイントも高い値で、このような逆転は2005年から始まっています。さらに都道府県別にみても、下水処理人口のみでは39都道府県、農業集落排水施設等を合わせると42都道府県では、既に集合処理施設の処理人口がDID人口よりも多くなっています。当然、将来推計人口に対しても過剰で、平成27年度末時点の整備量は、2040年推計人口に対して集合処理施設のみで0.96倍、浄化槽も含むと全体で1.07倍と全国的には生活排水処理施設の整備が概成した状態で、未整備区域では個別処理を選択し、集合処理区域では拡大から縮小にカジを切り替える時期に至っています。

3点目は**下水道使用料による経費回収率があまりにも低く、経営に持続がない**こと。例えば、平成27年度における集合処理施設の経費回収率100%以上は、公共下水道が267事業者(全体の22.8%)、特環下水道が95事業者(同13.2%)、農業集落排水施設等が60事業者(同5.0%)、合わせて422事業者と総数の13.6%で、特に事業規模が小さい特環下水道や農業集落排水施設等では使用料収入より多額の他会計からの操出に頼っているが現状です。なお、平成18年度から「分流式下水道等に用する経費」が新設されましたが、当該操出しは不採算経費に対するもので、経営状況をより明確化するための指標である経費控除前の経費回収率で100%以上は、公共下水道が104事業者(全体の8.9%)、特環下水道が14事業者(同1.9%)、農業集落排水施設等が8事業者(同0.7%)、合わせて126事業者と総数の4.1%でしかない状況です。平成27年度における不採算経費の総額は4,588億円、代替手段のある

汚水処理分野で、同じような失敗を繰り返すことはできなのではないでしょうか。

最後に、下水道サービスの継続的な提供を目指すためには、既設の集合処理施設の更新を個別処理に切り替えるという選択を市町村がしやすくする必要があり、補助金等適正化法の改正はもちろんのこと、地元浄化槽関連業界が一体となってその受け皿(例えば窓口の一元化やICTの導入など)を整えることも急務と考えます。



- ※1：汚水処理施設は流入汚濁負荷量に合わせ処理能力の増強あるいは縮小
- ※2：管路施設は集水エリアに合わせ適宜更新(拡大・縮小)
- ※3：「市町村設置型」あるいは「個人設置型と維持管理組織を組み合わせ」

図-19 下水道サービスを持続的に提供するための選択枝の例

【費用構成比の状況(平成26年度地方公営企業決算状況調査)】

- 下水道事業は、多額の初期投資を必要とし、また、その回収に長期間を要する事業の性質上、他の公営企業と比べ、資本費(減価償却費、支払い利息等)が大きなウェイトを占めている。今後、施設の老朽化に伴う更新時期を迎えるため、資本費は引き続き大きなウェイトを占めることが見込まれる。

表-32 各公営企業における費用構成比の状況(平成26年度)

	職員給与費	支払利息	減価償却費	動力費	修繕費	受水費	原材料費	その他
全事業	24.9	6.6	27.1	2.4	3.7			35.3
下水道	4.6	15.3	54.8	3.4	3.2			18.7
水道	11.4	6.8	36.1	4.8	7.5	14.2		19.3
工業用水道	10.9	7.3	45.1	7.6	4.2			24.9
交通	26.1	13.1	35.6	5.0	6.5			17.8
電気	52.4	4.3	27.6	0.2	15.3			27.9
ガス	7.7	2.0	13.8		2.7		64.4	9.5
病院	46.1	1.8	7.6		0.8		19.8	23.9

【出典：公営企業の経営のあり方に関する研究会第3回目(平成28年6月30日)の配付資料3】

管理運営費の構成(H29)

【出典：国土交通省、人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会、令和元年8月2日配付資料】

- **管理運営費に占める資本費の割合は、法適用では約7割、法非適用では約8割**に達する。維持管理費のうち変動費(動力費、薬品費)は、法的では2.8%、法非適用では1.5%に過ぎない。処理区域内人口密度別にみると、法適用、法非適用いずれも概ね人口密度が低くなるにつれ資本費割合が増加する。

表-33 管理運営費の構成 法適用事業(389) 単位：%

平成29(2017)年度	合計 (389)	25人/ha 未満(60)	25~50人 /ha(191)	50~75人 /ha(77)	75~100 人/ha(36)	100人/ha 以上(25)
職員給与費	4.4	3.2	3.6	4.0	5.5	4.5
動力費	2.5	1.5	1.8	1.8	2.4	3.6
修繕費	3.2	1.3	2.3	2.4	2.4	5.3
材料費	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1
路面復旧費	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
薬品費	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
※1	5.5	6.8	5.8	8.2	6.8	2.5
委託費	10.2	8.3	9.9	8.8	9.4	12.2
その他	3.2	3.4	3.7	2.7	3.4	2.8
企業債等利息	12.6	15.5	14.4	13.9	13.1	9.4
減価償却費	56.8	59.4	57.5	56.9	55.6	56.8
企業債取扱諸費等 (資本費)	71.2	75.2	72.5	71.7	69.6	68.6

非法適用事業(1,040) 単位：%

平成29(2017)年度	合計 (1,040)	25人/ha 未満(389)	25~50人 /ha(492)	50~75人 /ha(103)	75~100 人/ha(35)	100人/ha 以上(21)
職員給与費	2.1	2.2	1.9	2.4	2.4	2.3
動力費	1.3	1.7	1.3	1.2	1.0	1.1
修繕費	1.6	2.0	1.3	1.6	2.0	2.2
材料費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
路面復旧費	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
薬品費	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
※1	6.4	4.2	4.5	8.7	13.0	11.9
委託費	7.3	8.5	6.8	7.1	7.7	7.8
その他	2.8	3.4	2.7	2.5	2.4	3.0
企業債等利息	9.6	10.5	9.5	9.5	9.1	8.8
企業債取扱諸費等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設改良費	30.9	24.4	33.8	30.7	26.2	28.6
企業債償還金 (資本費)	78.3	77.7	81.1	76.3	71.2	71.5

※1：流域下水道管理運営費負担金、公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道を対象とする。

汚水処理施設の最適化について

【出典：2020年2月号月刊浄化槽(No. 526)の巻頭言】

汚水処理について、中長期的な計画を策定するうえで重要となる情報を時系列順に3つ紹介します。まず、(株)日本政策投資銀行が2019年4月に公表した「**下水道事業の経営課題と将来予測**」です。このなかで、現状の運営体制・設備規模が継続したものと想定し、将来的な人口減少、管路改善率の適正水準への引き上げを勘案すると、人口20万人以上の都市(東京都・政令市を除く)でさえ、国庫補助額が現状並みに維持された場合でも、2045年における市町村負担金が現状の約1.6倍、使用料単価が約3倍の410円(月20m³換算だと使用料が8,200円)と推計されています。さらに、2065年には市町村負担金が現状の約2.1倍、使用料単価が約4.4倍の613円(同約1.2万円強)まで上昇すると推計されており、持続的経営が確保できるのでしょうか。より人口が減少する人口5万人未満の都市に至っては、2045年における市町村負担金が現状の約1.2倍、使用料単価が約5倍の833円(同約1.7万円弱)、2065年には市町村負担金が現状の約1.4倍、使用料単価が約9倍の1,506円(同約3万円強)と、抜本的な見直しを早急に実施する時期に至っていると考えられます。

次いで、財務相の諮問機関である財政制度等審議会が2019年6月19日に公表した「**令和時代の財政のあり方に関する建議**」です。このなかでは、人口密度に応じ、個別処理(合併処理浄化槽)と集合処理(下水道、農業集落排水事業)のコスト優位性が変わることを踏まえ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮し、個別処理の1人当たりコストが低くなる見通しとなる過疎地域については、**集合処理から個別処理への切り替え**について検討していくことが重要であると、提言されています。

さらに、総務省の「**下水道財政のあり方に関する研究会**」で2019年9月12日開催された会議資料では、令和4年度までに各都道府県に広域化・共同化計画の策定を要請しているところであるが、1人当たりの管渠延長が長いという構造的な要因もあることから、処理場の統廃合だけでは根本的な解決にならないと考えられる。(略)例えば、既整備施設を含めた最適化・ダウンサイジングを促す仕組みが考えられないか。今後の人口減少を見据え、今後の整備方針について**最適化(集合処理から個別処理)**への転換の事例がみられている。現状においては、全てが未整備地区における予定汚水処理施設の変更の例である。総務省は、全ての市町村等に対して中長期的な経営の基本計画である経営戦略を令和2年度末までに策定することを要請しており、その策定を通じて最適化の検討を推進すると、説明されています。

このような最適化という流れを加速するためには、今回の浄化槽法一部改正で創設された協議会などを活用し、単独処理の合併処理への切り替え、浄化槽台帳の整備、11条検査の受検率向上など、地元浄化槽関連業界が一体となってその受け皿(例えば窓口の一元化やICTの導入など)を整えることが急務と考えます。

財政制度等審議会(財政制度分科会歳出改革部会)

- 令和元年5月22日付け日本下水道新聞に「人口減踏まえた整備を 財政審歳出改革部会 社会資本のあり方論点に」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会の会合が16日に開かれ、長期的な視点に立った社会資本整備のあり方が議論になった。

提出資料では、将来的な**人口減少を前提とした維持管理、更新**が必要だとしている。

特に地方部での人口減少が顕著になるとし、2050年までに現在居住者がいる地域のうち、約半分で人口密度が50%以上低下し、約20%が無居住化する可能性があるとした。

その上で、社会資本の老朽化対策は「現在の社会資本の規模を維持した場合において、**予防保全に基づく管理を行ったとしても、将来の維持管理・更新費は増加することが想定**」「人口が減少するため、**1人当たりにかかる費用については増加が見込まれる**」として、新技術の活用など「**不断の努力**」が必要だとした。建設後50年以上経過する下水道管渠の割合は2023年に全延長の約8%、2033年には約21%に達すると推計されている。

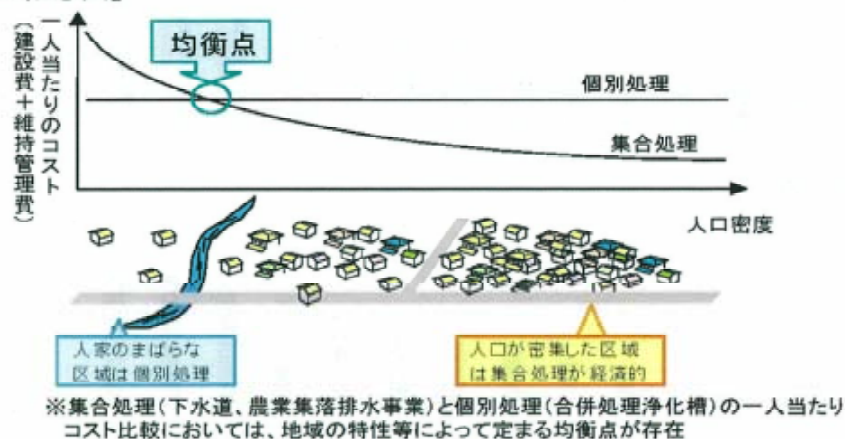
人口減少下での汚水処理施設整備については、**人口密度が低下すればコスト的には個別処理が優位になるとし、これらを考慮した整備・更新の必要性に言及**した。

【出典：財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会(増田寛也部会長)、令和元年5月16日の配付資料(社会資本整備)】

人口減少下での汚水処理施設の整備

- ☆ 下水道の処理場や管渠についての整備は順調に進んでおり、今後は更新が課題となる。
- ☆ 人口密度に応じ、**個別処理と集合処理のコスト優位性が変化**するところ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮した、汚水処理体制の整備・更新を行っていく必要。

【コスト比較の概念図】



(出典)国土交通省作成資料

図-20 個別処理と集合処理におけるコスト比較の概念図

- ☆ 将来の整備のあり方
 - ◆ 人口減少・節水技術の進化に伴い、処理すべき汚水量は今後減少の見込み。
 - ◆ 人口密度が低下すると、下水道よりも浄化槽の方が1人当たり処理コストが低下することとなる。

各地域における人口減少の推計(国土交通省国土政策局 H30推計)

☆ 全国の1 km 四方の地域ごとに2050年の将来人口を推計した場合、現在居住者がいる地域のうち、約半数において人口密度が50%以上低下し、約20%は無居住化する可能性がある。沖縄県等の一部地域を除き、人口の増加が見られる地域は都市部に限られる(増加は3.1%のみ)。なお、平成27年国勢調査時点の居住地域は国土の約5割。

OECD対日経済審査報告(2019年版)での分析

☆ 人口の少ない地域で大規模な公的資本を保有していると、そこでの住民は1人当たりで、より大きな財政負担を負うことになる。1人当たりの公的資本のメンテナンスコストをみると、都道府県の間で大きな地域差が生じている。こうしたデータは、人口が減少する地域では、現在の公的資本の水準を維持することが難しいことを示唆している。

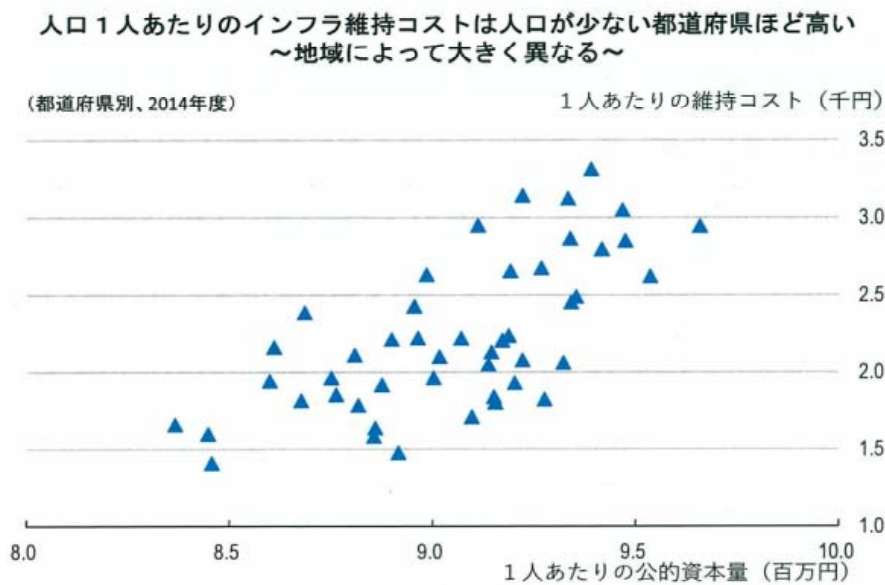


図-21 人口1人当たりの公的資本量と維持コストの関係(2014年度)

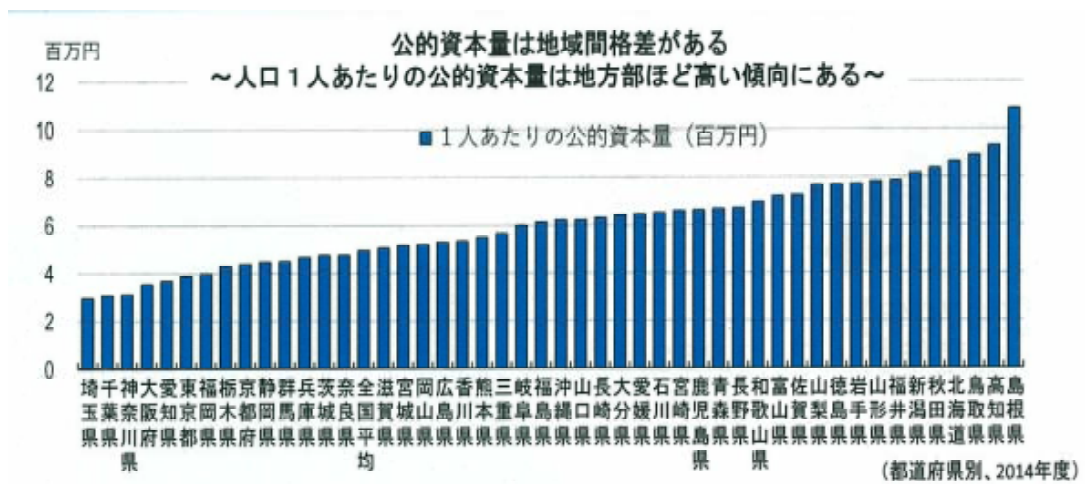


図-22 人口1人当たりの公的資本量(2014年度)

下水道財政のあり方に関する研究会(総務省)

【中長期的な財政措置の方向性】

【出典：総務省、下水道財政のあり方に関する研究会、第8回配付資料(令和元年9月12日開催)】

<今回の見直しの視点>

- 小規模な下水道事業の汚水処理費の高さは、1事業あたりの処理場数が多いことも要因として考えられ、まずは効率的な経営努力を促す観点から、現在処理場の統廃合をはじめとした広域化・共同化を推進(令和4年度までに各都道府県に広域化・共同化計画の策定を要請)しているところ。
- しかしながら、1人あたりの管渠延長が長いという構造的な要因もあることから、処理場の統廃合だけでは根本的な解決にならないと考えられる。
- 広域化・共同化してもなお、構造的に経営が厳しい事業に対する財政措置を検討する必要があるのではないか。

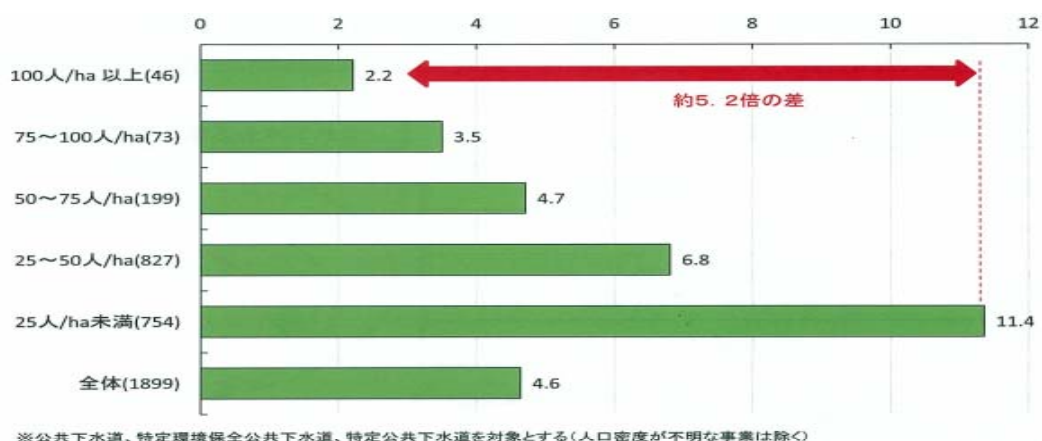


図-23 処理区域内人口1人あたり管渠延長(m/人)

- 処理区域内人口密度が高いほど、1人あたり管渠延長が短い傾向にある。
- 特に、「25人/ha未満」と「100人/ha以上」を比べると約5.2倍もの差がある。

【出典：総務省、下水道財政のあり方に関する研究会、第8回配付資料(令和元年9月12日開催)】

<今後の下水道事業のあり方>

- 一方、全国的に人口減少が進む中、整備したときの経済的比較が、更新の際にも妥当するか、使用料対象経費が今後も確実に使用料で賄えるか、について不断の見直しが必要となる。
- そのため、単なる下水道事業の延命にならないように、下水道事業の経営努力を促すような財政措置の見直しを検討しなくてはならないのではないか。
 - 例えば、**既整備施設を含めた最適化・ダウンサイジングを促す仕組み**が考えられないか。

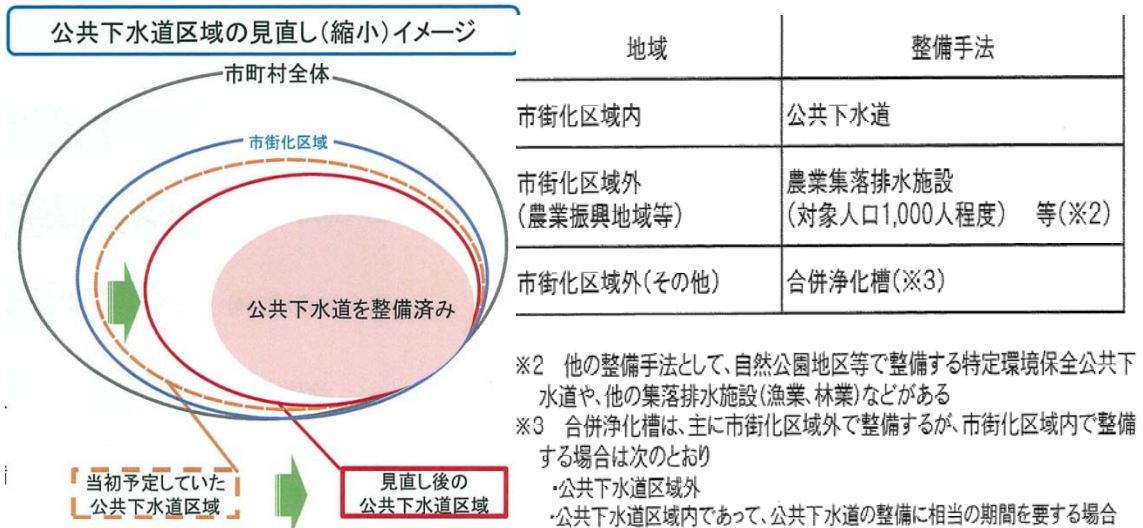
【最適化】

- 汚水処理の手法には、汚水を管渠で処理場を集めて処理する公共下水道や農業集落排水施設、各家庭で個別に処理する合併処理浄化槽等があり、市町村等は、各汚水処理施設の特性等を勘案して、最適な手法を選択し、その区域を設定(最適化)。

- 平成26年1月に国交省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想策定マニュアルに基づき、各都道府県は、区域を定める市町村等と連携して、都道府県構想(※)の見直しを行っており、その中で、区域の見直し等を検討。

※：都道府県ごとに策定する汚水処理の総合計画であり、市町村等の各汚水処理施設の整備に係る方針・区域等を記載した計画を取りまとめるもの。平成28年度末で29都道府県が同構想の見直しを完了し、平成30年度末までに全都道府県が見直し完了予定。

地域と整備手法の主な目安



- 総務省は、全ての市町村等に対して中長期的な経営の基本計画である**経営戦略を令和2年度末までに策定**することを要請しており、その策定を通じて最適化の検討を推進。
 - 今後の人口減少を見据え、今後の整備方針について**最適化(集合処理から個別処理)**への転換の事例がみられている。
 - 現状においては、全てが未整備地区における予定汚水処理施設の変更の例である。

【出典：総務省、下水道財政のあり方に関する研究会、第8回配付資料(令和元年9月12日開催)】

- 平成21年6月23日付け総財公第95号、総務省自治財政局通知「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針について」の中の「情報公開の徹底による責任の明確化等」に関して、以下のような記述があります。

事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、**善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等**に係る**損害賠償請求等の是非も検討**の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理・決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。

【筆者追記：**善管注意義務**とは、業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される**注意義務のこと、善良な管理者の注意義務**】

集合処理施設における現在処理区域内人口1人当たりの管路長

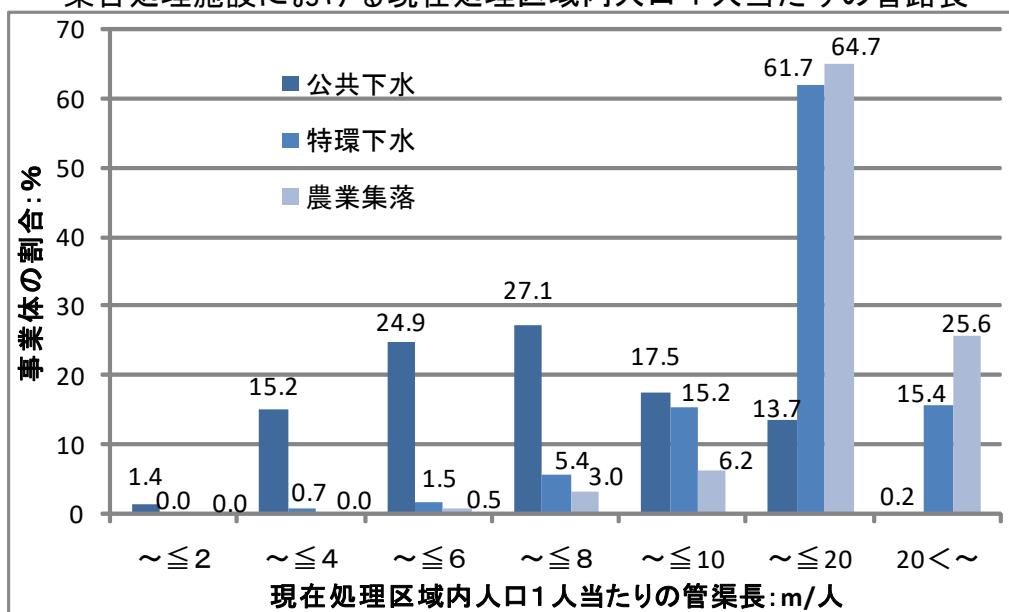


図-24 現在処理区域内人口1人当たりの管路長の分布(令和元年度、3事業)
【数値の出典：総務省、令和元年度地方公営企業年鑑】

管路長は、污水管と合流管を合わせた長さで表しています。

現在処理区域内人口1人当たりの管路長

公共下水道：1,172事業体

範囲は、1.46m / 人(≒539km/370,200人：千葉県市川市)～

46.8m / 人(≒18km/385人：茨城県ひたちなか・東海広域事務組合)

加重平均は3.87m / 人(≒377,085km/97,345,983人)

単純平均は6.91m / 人(中央値は6.5)

特定環境保全公共下水道：716事業体

範囲は、3.33m / 人(≒2km/600人：和歌山県串本町)～

196. m / 人(≒10km/51人：秋田県仙北市)

加重平均は12.2m / 人(≒45,760km/3,760,456人)

単純平均は15.8m / 人(中央値は13.0)

農業集落排水事業：886事業体

範囲は、4.81m / 人(≒1km/208人：北海道剣淵町)～

108.9 m / 人(≒66km/606人：香川県三木町)

加重平均は15.6m / 人(≒49,563km/3,173,488人)

単純平均は17.5m / 人(中央値は15.5)

漁業集落排水事業：166事業体

範囲は、4.78m / 人(≒1km/209人：長崎県東彼杵町)～

83.3m / 人(≒1km/12人：宮崎県串間市)

加重平均は13.4m / 人(≒2,063km/153,650人)

単純平均は16.3m / 人(中央値は14.0)

表-34 事業別の管路長と現在処理区域内人口

事業名	事業体数	管 路 長 A : km	現在処理区域内 人口 B : 人	A/B m/人
公共下水	1,172	377,085	97,345,983	3.87
特環下水	716	45,760	3,760,456	12.2
農業集落	886	49,563	3,173,488	15.6
漁業集落	166	2,063	153,650	13.4
林業集落	26	61	2,342	26.0
簡易排水	25	49	1,398	35.1
小規模集	76	132	5,664	23.3
計	3,067	474,713	104,442,981	4.55

管路長は、汚水管と合流管を合わせた長さで表しています。

【集合処理施設を有する1,573事業体における現在処理区域内人口1人当たりの管路長】

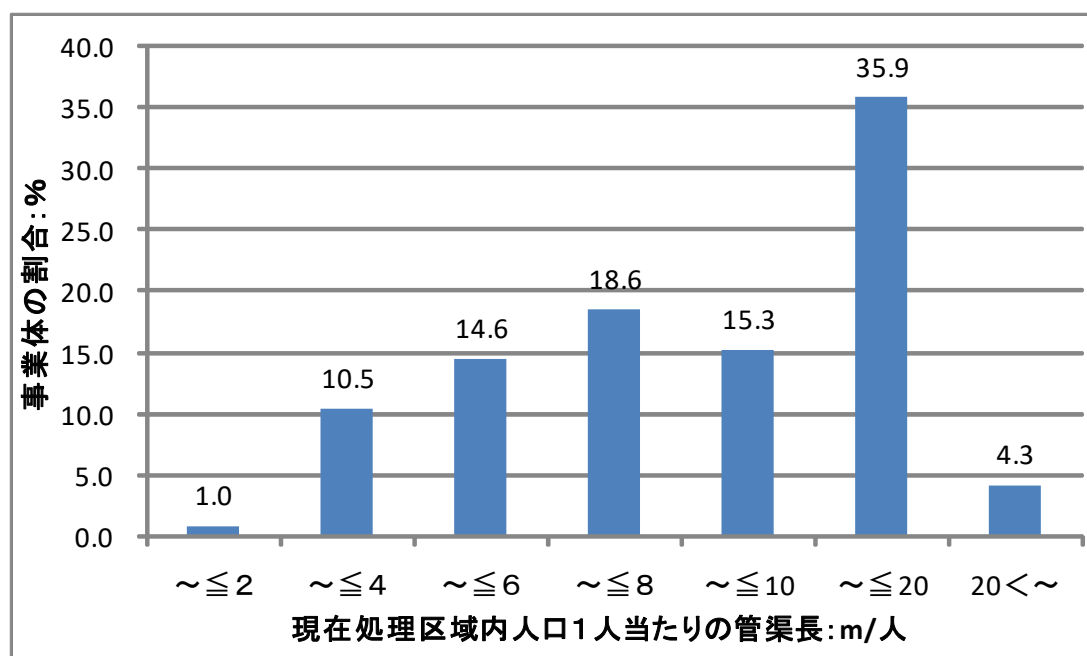


図-25 事業体別、現在処理区域内人口1人当たりの管路長の分布

【数値の出典：総務省、令和元年度地方公営企業年鑑】

- 範 囲：1.46m/人(≒539km/370,200人)千葉県市川市(公共下水道のみ)
 ~ 172m/人(≒16km/93人)秋田県の特環下水道
- 加重平均：4.55m/人(≒474,713km/104,442,981人)、
 単純平均：9.73m/人、中央値：8.75m/人

汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数

- 経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版(平成29年12月諮問会議決定)において、**2022年度**までの広域化を推進するための目標として、「**汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数**」が設定されたところ。

下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

統廃合の工事完了、及び工事着手を含む。これを踏まえ、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省は、下記のとおり目標を設定した。

平成29年度から平成34年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数

(※ 汚水処理施設の統廃合の取り組む地区数とは、統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと。)

- ◎ 目標値：450地区

(450地区のうち、380地区では統廃合の工事完了、70地区では工事着手を目標とする。)

(参考1) これまでの実績と目標値の関係

	平成28年度末までの実績	平成29～34年度末までに取り組む目標値	(参考)平成34年度末までに取り組む目標値
計	740地区	450地区	1,119地区
工事完了	669地区	380地区(平成28年度末までに工事着手した71地区を含む)	1,049地区
工事着手	71地区	70地区(工事完了は平成35年度以降の目標とする)	70地区

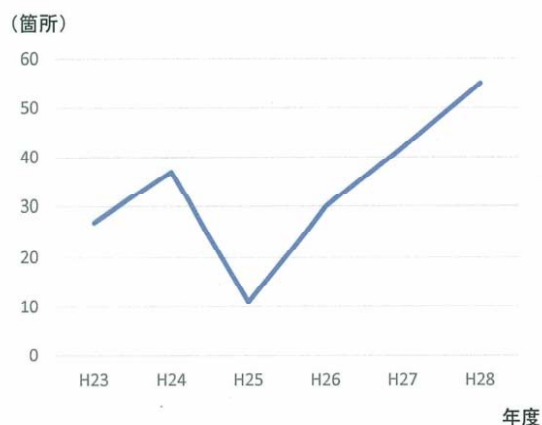
(参考2) 平成28年度末時点での汚水処理施設数：7,882カ所

(内訳) 下水処理場：2,157カ所、農業集落排水：5,042カ所
 漁業集落排水：402カ所、その他(コミプラ)：281カ所

【出典：総務省、下水道財政のあり方に関する研究会第3回配付資料(平成30年8月20日)】

- 経済・財政再生計画改革工程表2020改訂版(令和2年12月18日会議資料)において、地方行財政改革等の分野において「水道／下水道の広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み」として「都道府県が2020年度までに策定する水道・下水道の広域化計画の中に、システム標準化等を含むデジタル化及びPPP/PFIの推進など民間活用に関する事項の盛り込み。上下水道の広域化について、**2019年度末異時点**で水道は571団体、下水道は**313地区**となっており、**2022年度**までに、水道は650団体、下水道は**450地区**とすることを目指す。」と記述されています。

各年度における
下水道と農集との接続箇所数の推移



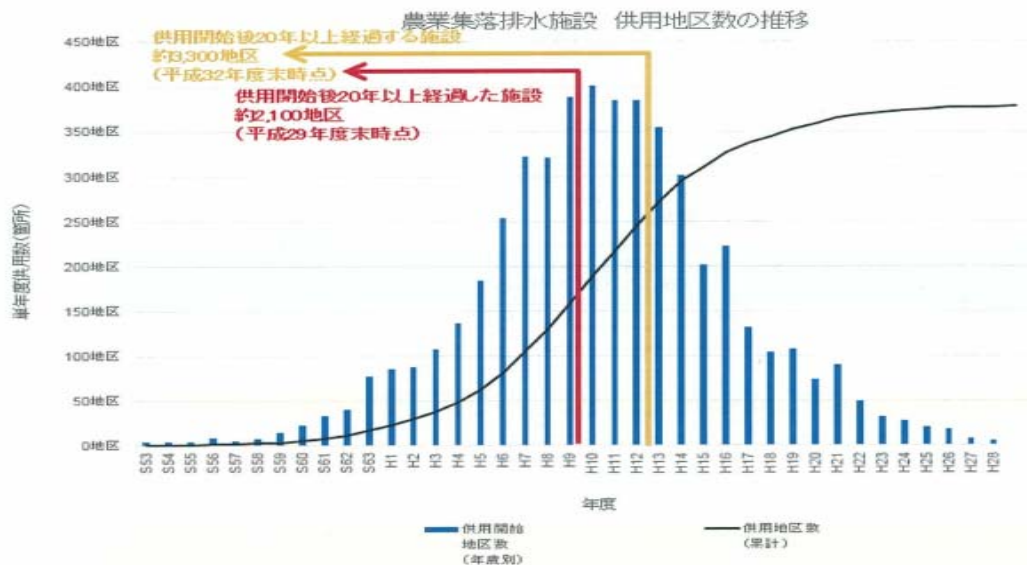


図-26 農業集落排水施設の供用地区数の推移

- 農業集落排水施設は平成9年～平成14年に供用開始された地区数が多く、農業集落排水の処理場(機械電気設備)は一般的に20年以上経過した時点より更新するケースが多いことを踏まえると、約7割が今後3年程度で更新期に直面するものと推計される。

供用中の農業集落排水施設数は全国で約5,000施設。うち、平成29年度末時点で供用開始後20年以上経過した施設(要更新施設)は約2,100施設、今後3年で更に要更新地区となる数は約1,200地区(平成32年度末時点で約3,300地区)

下水道と農業集落排水施設等との接続事業の実施状況(平成28年度末)

【出典：国土交通省、平成29年8月23日付け報道資料「平成28年度末の汚水処理人口普及状況」】
平成27年度

- | | | |
|-------------------------------------|---|---------|
| ① 下水道を廃止し農集集落排水に接続した箇所： 2カ所 | ← | 1 |
| (山形県鶴岡市羽黒西部処理区&新潟県胎内市荒井浜処理区) | | |
| ② 農集集落排水を廃止し下水道に接続した箇所：307カ所(42道府県) | ← | 250(40) |
| ③ 漁業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所： 28カ所(14県) | ← | 23(11) |
| ④ 林業集落排水を廃止し下水道に接続した箇所： 1カ所(1県) | ← | 0 |
| 計 | ← | 274(40) |

接続事業の実施箇所数の多いのは、新潟県が38カ所最多、次いで長野県が35カ所、滋賀県が29カ所、兵庫県が27カ所、富山県が24カ所、秋田県が14カ所、岩手県が13カ所、石川県が12カ所、島根県が11カ所、鳥取県が10カ所の順です。

青森県では、下記の3地区

農業集落排水施設：青森市の「八幡林地区」、「桑原地区」

漁業集落排水施設：深浦町の「沢辺地区」

アンダーラインは供用開始箇所

表-35 処理区域内人口1人当たりの管路の長さ (単位：m)

令和元 年度	公 共 下 水 道	特定環境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	簡 易 排 水	小規模 集 合		加 重 平 均
青森県		73.80						73.80
青森市	4.79		10.24					4.94
弘前市	4.80	13.75	9.78			40.00		5.54
八戸市	5.48		13.95					5.74
黒石市	5.66		34.78					5.84
五所川原市	6.37	16.84	8.54	11.69				7.07
十和田市	7.49	58.33	18.00		18.52	19.11		9.22
三沢市	6.98		12.30					7.86
むつ市	8.39	11.23		22.47				9.42
つがる市	7.88	11.94	10.78					9.99
平川市	6.77	11.31	8.66					7.41
平内町	8.93		13.32	12.55				10.77
今別町								
蓬田村								
外ヶ浜町	8.86	11.69						10.28
鱒ヶ沢町	8.11		15.93					10.82
深浦町		17.33		12.53				14.09
西目屋村			14.93					14.93
藤崎町	6.85		7.19					7.02
大鰐町	8.21							8.21
田舎館村	7.81		5.56					7.59
板柳町	7.26		9.78					8.22
鶴田町	7.68		10.14					8.84
中泊町			8.11	9.74				8.74
野辺地町								
七戸町	9.78	13.90	16.13					12.14
六戸町	11.97		16.56					12.87
横浜町			15.87					15.87
東北町	9.54		11.28					9.81
六ヶ所村	11.93	11.90	16.45					12.32
おいらせ町	8.31		6.77					8.04
大間町		7.74						7.74
東通村		15.15		11.94				12.55
風間浦村								
佐井村		9.99		13.09				10.70
三戸町	9.69							9.69
五戸町	7.89		13.36					9.58
田子町								
南部町	10.71		10.42					10.50
階上町	11.28			18.77				12.63
新郷村		14.65	22.06					15.99
	5.85	13.05	11.05	12.83	18.52	20.65		6.73
A	747,815	23,301	105,222	9,196	54	339		885,927
B	4,373	304	1,163	118	1	7		5,966

管布設延長とは、汚水管と合流管の合計

下水管布設距離と現在処理区域内人口は令和元年度版地方公営企業年鑑より引用

流域下水道事業分を除く、Aは現在処理区域内人口(人)、Bは下水道管布設距離(km)

(6) 都市ガスの普及率

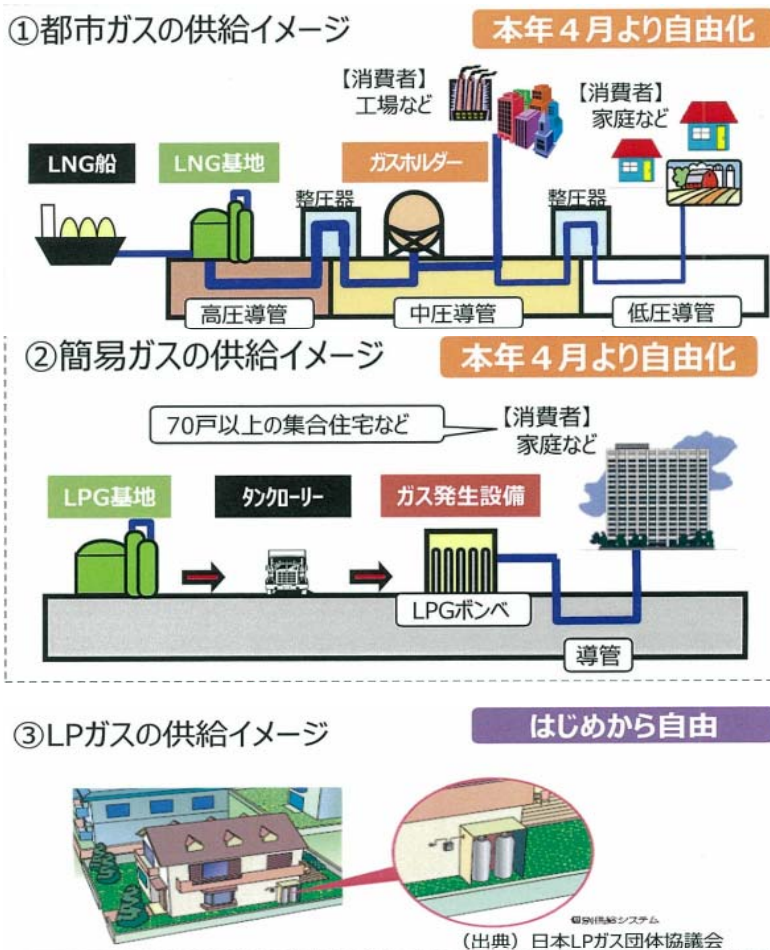
日本のガス供給の仕組み

【出典：経済産業省、電力・ガス取引監視等委員会、電力及びガスの小売り全面自由化について、平成29年3月10日説明資料】

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガス进行供給する「都市ガス」、②团地などで簡易なガス発生設備から導管でガス进行供給する「簡易ガス」がある。加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガス进行供給する「LPガス」がある。

- ガスの種別需要家規模(平成27年度)

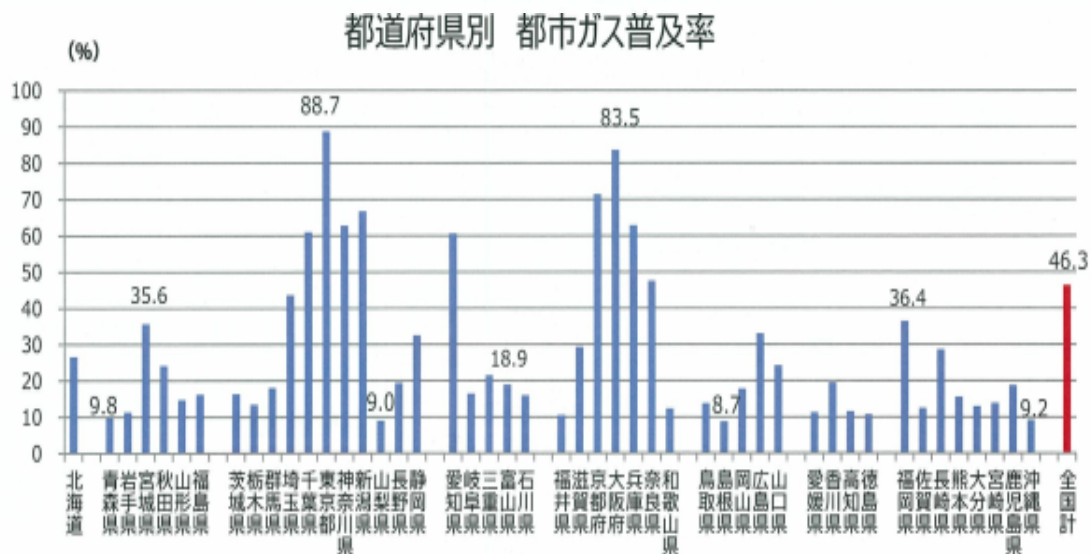
	需要家件数	ガス販売量
① 都市ガス	約2,635万件(50.7%)	363億m ³ /年(83.9%)
② 簡易ガス	約117万件(2.2%)	1.5億m ³ /年(0.3%)
③ LPガス	約2,450万件(47.1%)	68億m ³ /年(15.7%)
	計 5,202万件	計 432.5億m ³ /年



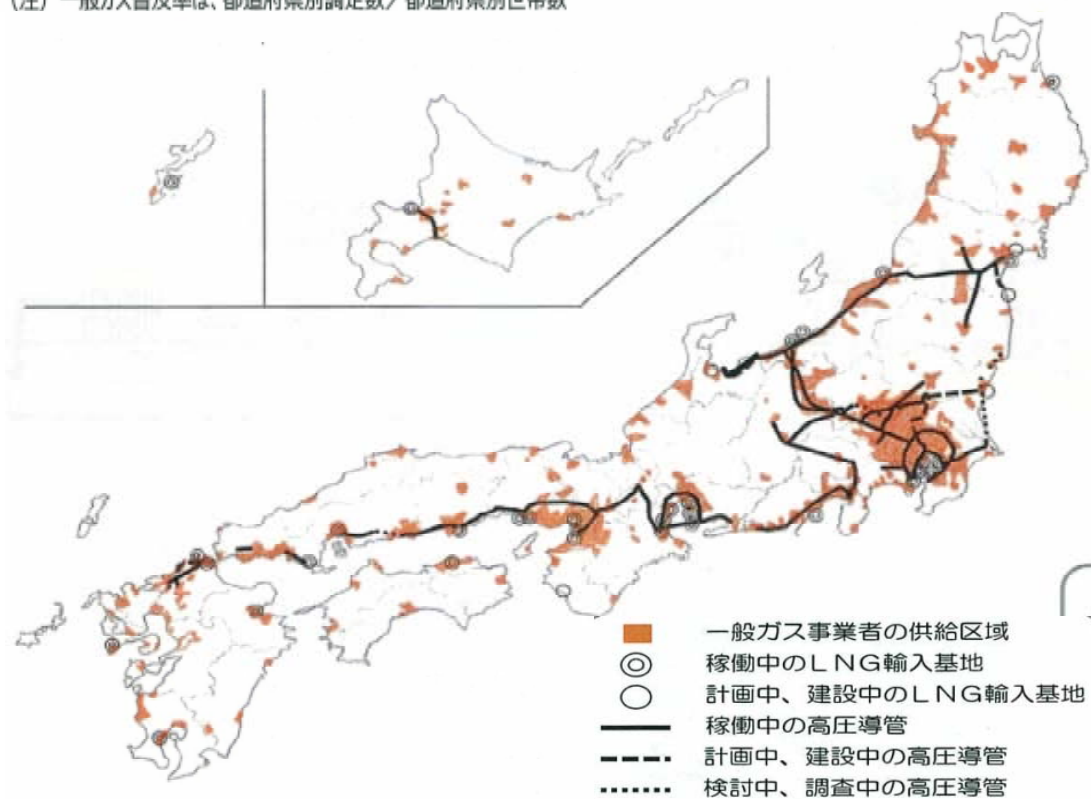
都市ガスの普及率

【出典：経済産業省、電力・ガス取引監視等委員会、電力及びガスの小売り全面自由化について、平成29年3月10日説明資料】

- 我が国の都市ガス普及率は約46%（平成26年度末）
- 東京や大阪は80%を超えるものの、10%を下回る道府県が多い。



(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数/都道府県別世帯数



一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管者整備状況

- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約6%。
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約3分の2)

- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。
- 総務省の社会生活指標—都道府県の指標2019によると
都道府県別の都市ガス供給区域内世帯比率(都市ガス供給区域内世帯数／一般世帯数)

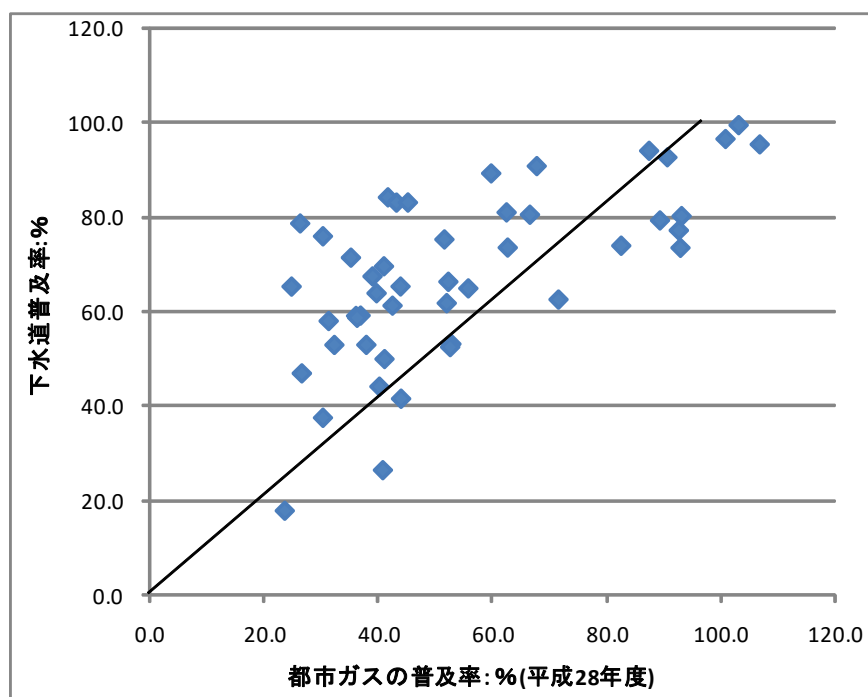


図-27 都市ガス普及率と下水道普及率の関係(平成28年度)

全国値

都市ガス普及率 = (都市ガス供給区域内世帯数／一般世帯数) × 100 74.8%

下水道普及率 = (下水供用開始区域内人口／住民基本台帳人口) × 100 78.3%

【(下水道普及率／都市ガス普及率)が低い都道府県】 1未満が12都府県

和歌山県 : 0.65 (≒26.4/40.6)	徳島県 : 0.76 (≒17.8/23.4)
千葉県 : 0.79 (≒73.5/92.8)	愛知県 : 0.83 (≒77.2/92.5)
埼玉県 : 0.86 (≒80.3/93.0)	静岡県 : 0.88 (≒62.6/71.4)
奈良県 : 0.89 (≒79.3/89.2)	大阪府 : 0.89 (≒95.5/106.7)
新潟県 : 0.90 (≒74.0/82.4)	鹿児島県 : 0.95 (≒41.6/43.8)
神奈川県 : 0.96 (≒96.6/100.7)	東京都 : 0.97 (≒99.5/103.0)

【(下水道普及率／都市ガス普及率)が高い都道府県】 2以上が5県

福井県 : 3.02 (≒78.7/26.1)	山梨県 : 2.66 (≒65.3/24.6)
山形県 : 2.52 (≒76.0/30.1)	沖縄県 : 2.04 (≒71.5/35.0)
富山県 : 2.03 (≒84.2/41.5)	

表-36 都道府県別、都市ガスと下水道の普及率

平成28 年 度	都市ガス 普及率% A	下水道 普及率% B	B/A		平成28 年 度	B/A (降順)
北海道	67.6	90.9	1.34	1	福井県	3.02
青森県	36.7	59.2	1.61	2	山梨県	2.66
岩手県	31.1	58.0	1.87	3	山形県	2.52
宮城県	66.4	80.6	1.21	4	沖縄県	2.04
秋田県	39.5	63.9	1.62	5	富山県	2.03
山形県	30.1	76.0	2.52	6	石川県	1.93
福島県	37.7	53.0	1.41	7	岩手県	1.87
茨城県	42.3	61.3	1.45	8	長野県	1.85
栃木県	43.7	65.3	1.50	9	島根県	1.78
群馬県	52.6	53.2	1.01	10	熊本県	1.74
埼玉県	93.0	80.3	0.86	11	鳥取県	1.71
千葉県	92.8	73.5	0.79	12	愛媛県	1.65
東京都	103.0	99.5	0.97	13	佐賀県	1.65
神奈川県	100.7	96.6	0.96	14	宮崎県	1.63
新潟県	82.4	74.0	0.90	15	秋田県	1.62
富山県	41.5	84.2	2.03	16	青森県	1.61
石川県	43.0	83.1	1.93	17	滋賀県	1.50
福井県	26.1	78.7	3.02	18	栃木県	1.50
山梨県	24.6	65.3	2.66	19	岐阜県	1.47
長野県	45.0	83.1	1.85	20	茨城県	1.45
岐阜県	51.4	75.3	1.47	21	福島県	1.41
静岡県	71.4	62.6	0.88	22	北海道	1.34
愛知県	92.5	77.2	0.83	23	福岡県	1.30
三重県	52.4	52.5	1.00	24	岡山県	1.27
滋賀県	59.6	89.3	1.50	25	高知県	1.25
京都府	87.3	94.1	1.08	26	大分県	1.22
大阪府	106.7	95.5	0.89	27	宮城県	1.21
兵庫県	90.5	92.7	1.02	28	長崎県	1.19
奈良県	89.2	79.3	0.89	29	広島県	1.18
和歌山県	40.6	26.4	0.65	30	山口県	1.17
鳥取県	40.8	69.6	1.71	31	香川県	1.10
島根県	26.4	46.9	1.78	32	京都府	1.08
岡山県	52.1	66.4	1.27	33	兵庫県	1.02
広島県	62.5	73.6	1.18	34	群馬県	1.01
山口県	55.6	64.9	1.17	35	三重県	1.00
徳島県	23.4	17.8	0.76	36	東京都	0.97
香川県	40.0	44.1	1.10	37	神奈川県	0.96
愛媛県	32.1	53.0	1.65	38	鹿児島県	0.95
高知県	30.1	37.5	1.25	39	新潟県	0.90
福岡県	62.3	81.0	1.30	40	大阪府	0.89
佐賀県	35.9	59.1	1.65	41	奈良県	0.89
長崎県	51.8	61.8	1.19	42	静岡県	0.88
熊本県	38.8	67.5	1.74	43	埼玉県	0.86
大分県	40.9	50.0	1.22	44	愛知県	0.83
宮崎県	36.1	58.7	1.63	45	千葉県	0.79
鹿児島県	43.8	41.6	0.95	46	徳島県	0.76
沖縄県	35.0	71.5	2.04	47	和歌山県	0.65
計	74.8	78.3	1.05		計	1.05

● 都市ガス普及率は「総務省の社会生活指標—都道府県の指標2019」より引用、都市ガス普及率=(都市ガス供給区域
内世帯数/一般世帯数)

● 下水道普及率は污水处理人口普及率より引用、下水道普及率=(下水供用開始区域内人口/住民基本台帳人口)

